一百餘町を浸す。又、神崎川漲溢して同郡味生村大字別府堤防長二十二間を決し、耕地三百六十四町餘歩を浸して農作の被害最甚しく難民の路頭に迷ふもの多し。因りて本府より或ひは米飯を救與し或ひは地租金を貸附する等大いに賑恤を加ふ。

明治十五年八月五日午前九時、東北の風起りて非常の暴風となり午後一時頃より微雨、同六日午前九時に至りて稍快晴、然れども淀川は出水すること一丈二尺餘にして三島郡唐崎村字外島の圍堤二ヶ所を破り、耕地三十三町餘歩を蕩盡す。同日同郡吹田村字下新田に於ける神崎川堤防十間を決し、耕地百六十五町歩を浸して水防夫一名溺死せり。

明治十八年六月中旬淫雨霖に臻り、其の十七日淀川及び其の支派川共に大いに暴漲し、午後十一時終に北河内郡牧方町大字伊加賀の堤防を決し、同町數十戸の家屋を浸して奔流滔々同郡内に盈ち、漸次南進して東成郡内百十ヶの村落を沒し、村民僅に身を以つて免る。續いて牧方町大字岡新町天野川の堤防を破り、同時に同町大字三ッ矢の堤防を崩壊せり。此の時(十一時三十分)本川の水量十四尺八寸。之れを最高度とす。此の日大阪淀川の諸支川大いに漲溢し、西區松島町の路面に上ること一尺、一帶の人家床上を浸せり。又、同區立賣堀南區四、五丁目は深さ四寸、同六丁目に於いては一尺二寸以上に及べり。同區新町通五丁目、立賣堀北通六丁目、薩摩堀西ノ町、同北ノ町、土佐堀通五丁目、江戸堀北通三丁目、勃南通四丁目、同北通三丁目、幸町通一丁目、西長堀南通四丁目共に水深五六寸、午後十二時土佐堀川水量七尺を加へ、西成郡の諸村にして大阪市街の西南北に接續せる所も亦同日午後六時より浸水を被むる。十八日午前三時土佐堀川水量十一尺五寸即常水量に八尺五寸を加へ、天明に至り少しく減じて十一尺となる。是れ水量の下れるは伊加賀等の決口より西南諸郡内に分流せしが故なり。午前十時北區川崎橋墜つ。午後二時北河内郡役所より飛報あり、其の略に曰はく、

堤防決口の水いまだ其の止まる處を知らず、本郡以南の地東成郡より寢屋川を超え更に河内の中部に進入せるも計られずと。因りて大書記官遠藤達直ちに屬僚を率ゐて急赴す。然るに事頗若卒に出で、防止の用材及び工丁に乏しきを以つて之れを大阪に取るに決し大阪監獄署囚徒數千人を用役せり。是れより先、大水の至るや各地老を扶け幼を提げて樹を攀ぢ屋に上り、纔に危急を免れ、或ひは茅を堤上に結びて以つて退水を待つ者あり、故に多數の船を遣り糧を輸して之れを救護せしめしが、水彌々暴漲して將に寢屋川堤を衝破せんとする勢ありしかば、曩昔享和の難に野田村堤防を斷ち以つて猛暴なる潴水を放泄せし故轍により、直ちに北區野田村字大長寺堤防を截斷し、二十日午後疏通の功成りしかば潴水は湍瀨を爲して忽に流下せり。今尚「ワザト切」の稱あり、蓋、此の截斷の策たる時、恰、挿秧の季に際せるを以つて、排水速なるを得ば收獲を全うし且遭難の厄亦甚深からざるを得べきを以つてなり。而して上流伊加賀決所の工事は大阪の防材到りしを以つて此の日直ちに着手し、一方は杭橛を樹て石塊土豚を塡積し、一方は粗朶を用ひ桿止して、兩所互に進めり。又、三島郡本川に瀕せる地も、十七日午後十二時檜尾川末流の堤防壞るゝもの三ヶ所、本川の逆流怒波激浪を起して盆入し、忽にして鐵道線以南一面湖狀を現はし、其の深きもの屋檐殆沒し、老幼相携へ高丘を需めて避け、其の慘劇の狀又河内に亞げり。二十四日各所派遣の吏員還り、難民の衣糧稍支ふるを得、且次第に減水の兆あるを報せしに、二十八日、午後に至りて暴雨復臻り、越えて七月一日、雨益々猛に風更に暴烈を加へ、漲水激して伊加賀の決所、曩に築塞竣工に垂んとして更に壞るゝもの百五十間餘かつ前水の河内南部に入らざりしは寢屋川堤防の拒障を爲しゝに因りしが、而も今は水既に其の堤上を溢れて南進し、中河内郡に及ぼして渺茫その際涯を見ざるに至る。因りて更に數十隻の船を增派して遭難者を大阪避難所に移し、以つて衣食を賑給せしもの數萬、已にして大阪各川亦漲滿して橋梁將に急ならんとし、大阪鎮臺來援

して大いに水防に從事せり、翌二日、市街各川の水路面に溢れ、全市將に氾濫の裏に漂はんとし、西北部の各所は路上脛を沒し、其の最深きものは身肩を超え、行人はその跡を絶つに至れり。然れども尚激水は人家を衝破して北流するもの數ヶ所、爲に西成郡の數村は忽にして波瀾の内に漂蕩し、川崎造船局内も亦その渦中に陷り工廠は幸に悲なきを得たりしが官邸は床上二尺五寸を浸すに至り、同日八時伊加賀決所の堤防更に破るゝこと六十間に及び、同時野田橋備前島橋幷に天滿橋の墜落を見るに至れり。以來次第に增水し市内東區全部と南區の一小部分とを除くの外、多少浸水を被らざる所なく、正午十二時には梅檀木橋も漂舟に觸れて遂に落ち、下流淀屋橋肥後橋に衝突して之れを落とし、筑前常安、越中、湊の四橋は此等上流橋材の輳合突擊に遇ひて皆摧落せり。同日京阪間の汽車は大阪吹田神崎間線路の損壞により通せざるを以つて、更に吹田京都間神崎神戸間の各臨時汽車を發し、神崎より大阪に來たるものは輕舸數十艘を以つて漸く交通を開けり。又、東成郡の難民來たりて東區の校舍に投ずるもの既に一萬餘人、北區役所に收容するもの三千人に餘り、内、北區は、殆、糧食繼がざる恐あるを以つて府廳及び東成郡役所より米鹽の類を輸送し、以つて一時の急を救へり。飢民の始めて至るや地に伏し涕泣して愁に感せざるものなく、或ひは安心を得て疲勞を感じ、竟に病を發するものあり。因りて醫療を施し濕衣を烘燥し、百方之れが保護を加ふ。尚、北河内郡守口町に郡内の難民を容れ救恤せしに集まるもの、殆、二萬人或ひは自身小船に棹し、或ひは板輿に乘せられて纔に來たるもの踵を接す。午後一時より四時に至る間に在りて大阪市内大平、安堂寺の二橋は落ち、五時五十分に至りては西成郡役所より飛報ありて鷺洲村大字海老江及び野田村等の諸村は浸水の害に耐ふる能はず、野田新家の堤防截斷して排泄するにあらずば甚危險なるを告ぐ。此の時鳴野橋、京橋、天滿橋、將棋島以南は順次に摧破し、午後七時後に至りては天神橋も上流諸破橋材及び漂流家屋の衝突に遇ひて亦落ち、而して北河内郡は昨一日以來、淀川沿岸牧野村大字磯島大字渚、大字阪及び樟葉村大字楠葉の堤防破壞して牧野村大字上島、下島、養父、宇山、禁野の各大字を浸溢し、前に其の災を免れし同郡友呂岐村大字平地、今津村大字今津、寢屋川村大字木田、堀溝、河北、甲可村大字都屋、南野、四條村大字野崎、寺川、中垣内、深野、主道村大字御供田、灰塚等の諸村、亦皆浸水檜に及び、暴風波浪を上げ人民奔逸他を省みるに暇あらず。因りて郡役所は假廠を設けて急を救はんとすれども險を冒すに足る舟揖に乏し。是に於いて監獄署甲船七隻に托して糧餉を積載し各地に輸送して纔に飢餓を脫するを得しむ。而して遭難者は總べて同郡守口驛に塡充し、四條村大字野崎慈眼寺の如きに於いても亦多くして其の他は諸村の高地に屯せり。又、東成郡民の難を避くるものも頗多かりしかば、陸軍用地内久寶寺町東に於いて救助場假設の地所として六千二百三十餘坪を借り工成りて皆此れに遷せり。此の夜、北區中之島二、三、四丁目邊及び宗是町は土佐堀川の水既に路面に上り家屋は水の楣間に及ばざる僅に五寸、居人樓上に避け窓より救を乞ふもの多し、因りて警吏は梁椽に攀ぢ上り助けて船に移らしめ或ひは障扉を毀ちて救援す。此の日安治川の水量十一尺八分を加へ、居留地の浸水三尺強に及び、若、木津安治二川の橋梁にして毀落せば、居留外人は避くるに途なく危急既に迫れるを以つて、大阪鎭臺副病院に護送して糧餉器具を送り毫も缺ぐる所なからしむ。此等外國人の來り投ずるもの總計三十六人。又、豐能郡役所より飛報ありて猪名川は昨一日午後八時比より出水九尺餘に及び、箕面川溢れて同郡北豐島村大字北今在家を浸し、民屋一戸を破壞せりと告げ、同夜諸方の糧食支ふべからざるを以つて大藏卿に稟請して難波米廩より米三十石を借入る。三日午前四時、難波橋中ノ島以南陷落す。是れ上流天滿橋南部の橋材天神橋の破片と共に漂流して中之島砂嘴に來たり、難波橋南部に衝突せしが故なり、其の北部は上流破橋の流材集まり繫るものは悉石油を灌ぎ火を放ちて之れを燒けり。又、漂蕩の橋材は堂島川に來たり、田簑、玉江、堂島大

橋の三橋に觸れて之れを落とし、木津川橋は力を盡して防禦すといへども難波橋の流材を受けて遂に陷落す。尋いで大渉、龜井、松島、千代崎の四橋は流材一擊の下に打碎し、午前五時より七時に至る間に悉流亡せり。此の日午後四時、漲水尚南進して東成郡南部を突き、北百濟村、喜連村、南百濟村の諸村は其の衝に當りて居民は皆難を平野郷町念佛寺の巨刹に避けり。中河内郡巽村長瀬村布施村の如きも亦浸水檐を沒するに至る。因りて平野街道を北百濟村大字桑津より通船を出だして同村大字今在家に渡せり。此の時、平野川以西皆浸溢し、同村大字今林の堤防を決せり。天王寺及び八尾警察署にては其の部内の難民を救助すること約壹萬人を下らず、尚、今福分署も四五千人を收容せり。七時三十分堂島川に架せる大江、渡邊の二橋落つ。初、上流天滿天神京橋の流材、田簗、玉江、堂島、大橋の四橋に觸れて皆共に流れ、大江、渡邊の二橋その中間に在りて、橋杭、先破し、是に至りて遂に落つ。二橋の漂流するや共に下流船津橋にかゝり、同十一時三十分に至りて之れを陷落せり。依りて諸破橋材充積山を爲し、更に宇治川端建藏の二橋に掛り、水上歩して渉るを得るに至れり。唯、難波橋は中之島以北恙なく、其上流には僅に天滿橋將基島以北の一要路を有せり。破橋材の縱横河心に漂蕩するや、下流兩岸の繫船に突擊して鑿粉し、且安治川橋に集まるものは水行を妨げて橋力既に撓みしかば、大阪鎭臺の砲兵をして之れを粉碎せしむ。是に於いて橋梁の流失せしもの大小三十餘、市内の交通全く絶えたり、而して洪水は午前八時三十分頃より漸次に減じ、翌四日午前十時迄に凡一尺八寸を減少するに至れり。以上は是れ淀川沿線に於ける被害の大要にして、其の流域檜尾川堤防は六月十七日午後十二時頃、三島郡五領村大字前島(淀川合流の僻所より凡七八十間上方)の堤防三ヶ所延長六十五間缺潰し、爲に淀川の逆流堤内に奔注し、水勢猛烈にして同郡同村大字上牧と島本村大字高濱との内堤を破り、遂に同郡五領村は大部汎濫の裡に在り。中に就きて上牧、井尻の兩大字は最低地に位せるを以つて、深きは檐を沒するに至れり。

此の如き情況なるにより人民は周章狼狽し、老幼縱に難を免れて各高丘に避け、以つて救援の到るを待てり。因りて所轄郡長は大冠村大字東天川に出張して救助に着手し、傍、切所の防禦に盡力したりしが、水流激烈にして容易に防禦し得可からず。爾後、水量次第に減少するに隨ひて頻に修理を急ぎ稍落成に垂んとして更に第二回の暴水を見、新堤、忽崩壞して爲に上牧、井尻等屢に災害を被りし村落擧げて侵水に遭ひ、(水量十七日に比して凡二尺を增す)幸に人畜の死傷を見ざりしが家屋土藏等十一棟を流亡せしめ或ひは破壞せられしもあり。右の外本支川共堤防頗危險の個所少なからざりしが防禦方法その宜しきを得て全く破壞に至らずして止めり。其の他淀川の各支派流域の被害を擧げて數ふ可からざれども其の詳細に至りては之れを本府編纂の洪水志に讓り玆に之れを省く。

大和川流域被害の概略は、六月十六日以來降雨ありて十七日午後に至りて纔に止みしが諸方の河川は大いに水量を加へ、大和川は十餘尺を增して暴水彌急を告げ、泉北郡三寶村大字平田新田の堤防凡五間を缺損し、溢水村野に滿ちて沿道の人民その堵に安せず、此の時、河内國南河内郡狹山池も雨水充滿して大いに池塘を破りしを以つて、堺監獄署は囚徒をして修造に就事せしめしが未竣功せざるに池水再、暴溢し忽西除川堤防凡二十間許を破壞せり。因りて同川亦奔瀉して下流同郡黑山村高橋下手の堤防百八十間を潰壞し、田圃荒廢して麥穗を流亡するもの數反歩、尚、諸村の小橋數架を流せり。又、縣道の破損を被りしもの同郡竹ノ内街道三十ヶ所、奈良街道二百五十ヶ所、西高野街道三十ヶ所の多きに上れり。同日午後七時、大和川は水量十五尺に增加し、大和各郡の水害を被むるもの甚しかりしが、龜之瀨以西に在りては大なる被害を見ず。十八日午前三時に至り大和川始めて減水の狀あり、因りて支流の各川も漸その水量を減せり。降りて二十二日、復、降雨あり、二十三日に亘りて苦雨時々下り、諸川再、暴溢せんとし水勢を狂奔す。當時、支流の石川沿道に於いては田圃凡六町歩許浸水せしを以つて、下流

同郡西浦村は驚愕して惶惶排水の計を爲し午前十時水量稍減少せしに、二十五日苦雨、二十六日大雨、二十七日以來は雷鳴交々至りて雨量更に加はり、二十八日午前三時強雨一齊に下りて天明始めて霽る。是に於いて諸川大いに漲暴し、大和川、石川、大津川、石津川等其の他屈指の巨川何れも水量六七尺を加へ午前九時頃に至りて同郡新堂村大字中野石川の堤防延長四十間は俄然缺損せり。是に於いて郡村の吏員は農民を驅りて早く防禦に就き、爲に全破壞を免れたり。翌二十九日雨彌々滂沱、同日薄暮石川大いに滿漲して同郡大伴村大字山中田堤防凡五十間を決壞し、翌三十日大伴村大字板持堤防五六十間、石川の水勢に耐ふる能はずして決し、尋いで同村大字山中田及び大字北大伴の堤防亦數ヶ所を決潰せり。同日和泉に在りては午前十時大和橋北詰凡三十間許陸落して泉北東成二郡の交通を絶ち、東成郡安立町は浸水既に深くして町民擧げて他村に去れり。又、泉北郡は大和橋の落つるや直ちに通路を開かんと欲し、舟を激流に浮べ羆羆の舟夫十餘人を募りて北岸に送せしめ、其の返るに及び北岸を距る十數間に至りて奔湍衝激忽舟を覆し、同載の四名は生死を知る能はざるに至れり。以つて水勢の如何に狂暴なりしかを知るを得べし。二日夜半に入りて大和川減水の兆あり、翌三日に至り水量五尺を減じ、石川亦四尺餘を減せり。其の他大津川、槇尾川、津田川、近木川、岡田川及び石津川等の流域に於いて、堤防、道路、橋梁等の流失夥多ありと雖、淀、大和の二川の被害に比すれば素より同日の比にあらざるなり。

明治二十二年八月十八日未明、微雨東風あり。翌十九日強風猛雨を加へ、各河川次第に増水す。而して同日午後八時頃に至りて最劇烈を極め、淀川の水量一丈五尺の高位を示せり。是れより先、各郡關係町村に於いては各受持區域を警戒し、水防の盡力至らざるなしと雖、洪水位其の極に達して怒濤狂激如何ともすべからず、淀川堤防及び支派河川共合計十六ヶ所その延長四百三十七間相次いで決潰せり。其の他橋梁の流失するもの十四ヶ所その延長千〇八十六間、道路の毀損九百三十九ヶ所延長二万二千四百二間、樋門の缺損流亡するもの百十七ヶ所にして、其の他水路川除等の破損夥し、又、大和川流域に於いては十九日午後七時水量一丈三尺の高點に達し、堤防の決潰二十ヶ所延長二百七十六間、橋梁流失二十二ヶ所延長八十六間を生じ、其の他の名川何れも多少の被害を免れず、實に十八年の災害に亞ぐ慘狀を呈せり。降りて翌九月十一日午前四時、暴風強雨篠を束ねしが如く洪再水臻り、同日午後十一時淀川水量一丈三尺に上り、前項の毀損未修補成らざるを以つて水防非常の困難を加へ、損害更に一層を添へたり。

明治二十九年七月十九日雨あり、二十日愈強暴、翌二十一日午後一時淀川の水量一丈二尺九寸に達し、淀川大和川の支派川大いに暴漲して危急愈迫り、各郡町村民全力を盡して防禦に遑なかりしが、洪蕩の勢は容易に制し難く、遂に三島郡三箇牧村大字唐崎外島の堤防六間を決し、同郡大冠村大字大塚町字外島堤防七十間、同南岸北河内郡牧方町堤防三ヶ所延長八十五間相前後して決せり。因りて牧方町及び牧野村幷に三島郡三ヶ牧村大冠村等に汎濫して湖江の如く、大水益々至りて翌二十二日午前十時淀川水量一丈四尺六寸に増加し、檜尾川は幹川の逆流を受け三島郡五領村大字前島に於いて長二十間を決し、之れより漸次に平水に復せんとせしに、八月二十九日拂曉より復降雨あり、翌三十日午前七時に至りて風雨強暴を加へ、三十一日午前四時淀川水量更に一丈四尺二寸餘となり、支流神崎川は一丈三尺餘に達し、前に決潰せし牧方堤防は纔に修築の功を收めんとして新たに三ヶ所延長九十間の決潰を生せり。以來、水量次第に増加して其の害の及ぶ處更に範圍を擴め、人家二百餘戸、田畑十餘町を浸して同郡守口町及び庭窪村所屬外島園堤防を決し、二十餘町歩の耕地を浸害せり。又、支川安威川筋に在りては三島郡安威村大字安威西の堤防長三十間及び三島村大字西河原西岸長三十間、又、神

崎川の支川佐保川筋三島郡安威村大字安威字山崎東堤防長十間を破壞せり。又、同川の支川茨木川筋にては同郡春日村大字畑田東堤長二十間、同郡茨木村大字茨木堤防長五十間、同郡玉櫛村大字澤良宜堤長三十間及び淀川支川芥川筋、同郡清水村大字服部所屬堤防長二十五間を破壞し、其の他道路人家の破損せしもの枚擧に遑あらず。以來降雨强弱交々至り、九月六日大いに出水し、同月十一日午後十二時に及びて降雨縱に歇む。此の間亦堤防橋梁の破壞するもの多く、大阪市内に在りては北區網島町字將棊島堤防長百二十八間を缺壞し、市内の浸水を被むるもの北區三十一ヶ町、西區二十ヶ町、家屋の破損三十戸、全潰一戸、床上浸水三百九十八戸、床下浸水五千　百六十九戸に及び、西成郡神崎村大字新在家、神崎川南岸の堤防長十四間、同郡傳法村大字申東岸の堤防十二ヶ所延長七十間、同村大字福南岸堤防長二十間相前後して缺壞し、同郡西中島村及び北中島村、神津村、稗島村、歌島村、千船村、傳法村、福村等八ヶ村の内三十四ヶ大字は何れも浸水し、農作物は皆無に歸せり。又、東成郡に在りては中本村大字中道堤防二千餘間及び大字中濱堤防長三百三十間を決壞し、同郡中本村、鶴橋村、榎並村、鮫江村、小路村、生野村、北區都島町、同野田町、東區玉造町、清水村等十ヶ町村の内二十ヶ大字を蕩浸せり。又、六日午後四時、淀川北岸三島郡島本村大字廣瀨に於いて長百五十間の堤防を決し、忽にして其の下流同郡五領村大字上牧、横堤二十間を破壞し、尋いで同村前島街道長三十八間並に前回破壞せし前島村槍尾川堤防を再壞せり。此の時、淀川水量一丈五尺六寸に達し、又、一貫島堤防長四十七間を破れり。而して同郡吹田村字新田西ノ町糸田川東堤は、神崎川逆流の爲に長三十間を決潰し、其の他豐能郡に在りては同郡細河村大字中川原堤防延長千百八十二間、同村大字右江堤防延長五百八十一間、同村大字木部堤防延長百二十四間、同村柳ノ下堤防延長三百四十七間を決潰し、北河内郡に在りては楠葉村の堤防延長五十四間を決し、同村人家三百戸、耕地百五十歩を浸せり。翌七日午前三時、淀川の水量一丈六尺七寸の高點に達し、同四時三十分、同郡牧野村に於いて堤防二ヶ戸延長三百間餘の破潰を生じ、同村戸數二百餘戸耕地二百餘町を漂蕩せり。同十日午前一時、又、暴雨ありて益々水位を高め、水量一丈七尺二寸に上り、翌十一日午前五時、三島郡鳥飼村大字鳥飼に於いて淀川堤防長八十間を一時に決潰し、安威川筋に在りては味生村大字別府上流にて長十間餘下流に於いて長二十間餘及び西岸味舌村大字味舌下に於いて長三十間の堤防を決し、同時に同郡三宅村大字鶴野の安威川堤防長十間を破り、同月十一日に至りて止めり。是に於いて堤防の破壞せしもの前後合計四千四百五十八間、同缺損せしもの一萬二千〇三十八間に達し、橋梁の流失大小三百七十四ヶ所にして建物三千六百六十軒を崩壞或ひは流失せり。大和川流域に於いては石川天野川其の他大和國諸川の大水皆これに歸し、同月二十二日午後二時、幹川は九尺餘の增水をなし、沿道諸村の人民全力を盡して防禦に從事せしが、遂に石川堤防南河内郡新堂村大字新堂に於いて長十五間缺壞せるを始とし、同郡にて前後相次いで堤防十七ヶ所延長百五間、川除六ヶ所延長三十七間、道路の破損百ヶ所延長三百六十二間の大害を受くるに至れり。而して同月二十九日より翌月七日に至る迄、時々細雨あり。同八日午前四時より暴風雨復起り、幹川の水量十尺五寸、支川石川六尺に上り、一時怒浪衝激甚しかりしが、翌九日午前四時に至り風雨共に歇み漸減水を見るに至れり。然れども依然として天候不穩の兆あり。越えて十一日午後六時より强雨、同八時より東北の暴風を加へ、同十一時風位西に變じ、幹流水量七尺、支流石川五尺の增水をなして水勢愈々猛烈を極め、再、南河内郡内にて堤防を決せしもの延長四百五十五間、川除破損延長二百十間、橋梁の流失十六ヶ所、道路の缺壞七千二百七十三間に及び、其の災害を被りし地は南河内郡赤阪村一大字、白木村一大字、新堂村二大字、千早村一大字、大伴村四大字、東條村三大字、石川村三大字、高向村三、大字天野村三、大字喜志村全部、中村二大字、狹山村一大字、彼方村一大字、川上村四大字、二十山村一大字、長野村一大字、駒ヶ谷村二

大字、古市村一大字、國分村全部、玉手村一、大字の合計二十ヶ村にして三十八ヶ大字に浸水せり。尙、中河內郡にては矢田村大字枯木新田、同村大字富田新田、同村大字住道堤防延長百間を破損し、以つて同三大字の耕地に浸入せり。要するに本川流域中、石川沿岸の被害を以つて其の最大なるものとす。

第七欵　河川法の施行。

河川法は明治二十九年四月法律第七十一號を以つて公布せられ、而して內務大臣は淀川筋左岸滋賀縣栗太郡瀨田村、右岸同縣滋賀郡石山村以下海口に至る迄を公共の利害に重大の關係ある河川と認定し、同年六月十一日より該川に對し河川法を施行し、又、同法第八條に依り二十九年度より淀川改良工事を施行する旨の告示ありき。然れども管內所在の河川は單に淀川に止まらざるを以つて河川行政の目的を充分ならしめんと欲せば尙その支派河川にも同法を施行する必要あるを認め、同法第四條に依り府知事は明治二十九年十月告示第四百二號を以つて左の河川を淀川の支派川と認定したり。

淀川支川

一　水無瀨川區域　三島郡島本村大字東大寺字鍋墨以下淀川合流に至る
一　檜尾川　三島郡磐手村大字成合落合橋以下淀川合流に至る
一　芥川　三島郡芥川村大字芥川國道第三號路線芥川橋以下淀川合流に至る
一　舟橋川　北河內郡招提村車谷川合流所以下淀川合流に至る
一　穗谷川　北河內郡山田村大字田口東高野街道長ヶ嶽橋以下淀川合流に至る
一　天野川　北河內郡交野村大字私部前川合流所以下淀川合流に至る
一　寢屋川　左岸北河內郡寢屋川村大字萱島流作、右岸同郡四宮村大字巢本淸瀧街道道猪ノ鼻橋以下淀川合流に至る

淀川派川

一　神崎川　左岸西成郡中島村大字江口、右岸三島郡味生村大字一津屋以下海に至る
但諸方派川を包含す
一　中津川　左岸西成郡豐崎村大字北長柄、右岸同郡西中島村大字藥師堂以下海に至る
但諸分派川を包含す
一　木津川　左岸大阪市西區土佐堀通五丁目、右岸外國人居留地以下海に至る
一　尻無川　左岸大阪市西區仲ノ町一丁目、右岸大阪市西區梅本町以下海に至る

是に於いて當府は河川の測量を始め、河川臺帳の調製に着手して三十二年に至り完成を告げ、又、明治三十二年度よりは河川法第十五條に依り三十一年三月府令第三十一號を以つて河川管理吏員七名を設置せり。其の職務權限は(一)河川臺帳に關すること、(二)河川敷地及び流水の占用又は使用に關すること、(三)河川の監視に關すること、(四)河川內の土石砂利及び生產物拂下に關すること、(五)河川附近地の取締に關すること、(六)河川法第七條の工作物の新築改築若くは除却に關すること等にして、專河川の巡視管理を爲さしめ且河川取締に關する諸般の命令の施行(其の命令は數多ありて繁雜なるに因り、悉、玆に細說せず)ありて之れを勵行せしより、其の成績頗見るべきものありしを以つて、當府は以上の數河川に止まらず尙河川法の効用を擴大ならしめんとする目的を以つて、河川法第五條及び明治三十二年勅令第四百四號に依り左記の河川は河川法に規定したる事項を準用すべきものと認定し、同

三十四年六月一日より之れを施行せり。

一大和川　左岸南河内郡國分村大字國分下流海に至る、右岸中河内郡堅上村大字峠下流海に至る

一石川　左岸南河内郡長野村大字長野下流大和川合流に至る、右岸同郡三日市村大字喜多下流大和川合流に至る

一安威川　左岸三島郡安威村大字安威下流神崎川合流に至る、右岸三島郡安威村大字安威下流神崎川合流に至る

但三島郡三箇牧村大字西面及び宮島村大字島門樋下流を包含す

一茨木川　左岸三島郡安威村大字安威佐保川合流以下安威川合流に至る、右岸同郡福井村大字中河原勝尾寺川合流以下安威川合流に至る

一東横堀川　左岸大阪市東區京橋三丁目淀川分流より道頓堀川に至る、右岸同市同區北濱一丁目淀川分流より道頓堀川に至る

一西横堀川　左岸大阪市東區大川町淀川分流より道頓堀川合流に至る、右岸同市西區土佐堀通一丁目淀川分流より道頓堀川合流に至る

一道頓堀川　左岸大阪市南區二ッ井戸町より木津川合流に至る、右岸同市同區大和町より木津川合流に至る

以上を大別せば淀川本流、淀川支派川及び準用河川の三種にして、是に於いて管内に於ける主なる河川は惣べて河川法の適用を受くること丶なれり。抑舊時藩政の時代に在りては重大なる河川には川方奉行あり、其の他町村に至る迄河川に關する吏員の設ありきと雖、維新以後、河川の取締漸弛廢し、或

ひは漫に河域を狹縮し、或ひは種々の工作物を設けて水行を妨げ、或ひは擅に官有の堤敗又は河敗を占有するが如き、治水上の障害尠なからざりしが、河川法施行以來は是等の弊習を矯正するに至り、其の結果、河川敗地及び流水の占用料又は土石砂利その他の生産物等の收入を增加し、隨ひて府の財政を補益する一端ともなるに至れり。即、最近一箇年度の收入額は壹万貳千三百四十圓にして、而して河川管理に要せし費用は僅に約貳千五百圓に過ぎず。此の收入は尙每歲增加の趨勢あり。但、此の收入額には河川の維持修繕の費用を市町村其の他公共團體に於いて負擔する河川に付いては河川法第四條に仍り特別の規程を設け其の團體の收入に歸せしむる制度なるを以つて、此の分は算入せられざるものとす

水害防禦　水害防禦に關する古昔の沿革制度は今詳ならざれども、本府は明治十八年洪水の慘狀に鑑みて堤防々禦規則と稱するものを設定し、又、水利組合條例に依りて水害豫防組合を設けしめ、以つて大いに奬勵する所ありしかば、堤上に水防倉庫を建設し、平時に在りて器具材料の準備を爲せるもの少しとせず。然りといへども尙いまだ完備を見るに至らざるを以つて、河川法第二十三條に仍り明治三十五年四月府令第四十號を以つて洪水防禦準備規程と稱するものを發布し、準備を要する器具及び材料の種類員數及び人夫車馬等の準備方法を規定し、以つて災害を未然に防遏せんとす。然れども本令は發布後日尙淺く目下實施の準備中に屬せるを以つて、其の成蹟の擧ぐべきものなし。

堤敗地證認。　淀川の堤防は古は本高に結びて年貢を納め、又は高内引(民有地を堤敗に供用せらるゝが爲)となりたる名受地にして質入又は讓渡等私權を行使したりし事實の舊記古證書又は檢地帳及び名寄帳等に照らして確認し得べきもの少なからず。蓋、是等は明治八年地租改正處分の際、各自民有の地券を受くべきものなりしに、國役堤防に充用せられたる土地に對しては當時地券を下附せら

れざりしが爲、竟に官有地に歸したりしものなり。然れども其の大部分は祖先來家屋を建設して占用の許可を受け住居しつゝある土地なるが故に、明治三十二年法律第九十九號國有土地森林原野下戻法の施行せらるゝに遭遇し、之れが下戻を申請せんとせしが、河川法に依り河川の附屬物たる堤防と認定せられたる土地なるが故に同法第三條に依り私權の目的となることを得ざりき。即、河川敗地なるを以つて、縱令民有たるべき證書ありと雖、下戻法の恩澤に浴することを得ざるのみならず、是等の堤防は淀川改良工事の爲に占用の取消處分を受くべき土地に恰當すれども、所有權なきが故に土地に對する補償を受くるの途なかりき。是に於いて沿岸關係人民は其の堵に安んぜざるを以つて愁訴歎願して止まず。其の結果或ひは工事の進捗を妨ぐるに至るなきを保せざりしを以つて、府の當局者深くこれを憂ひて政府に稟議し、河川法第四條に依り特別の規定を設け、明治三十三年府令第三十八號を制定して之れが救濟の途を開きたり。其の要は河川法施行規程第九條の河川法施行前に私人の所有權を認めたる河川の敗地と同一の權衡を得しむるに在りて、其の所有權を確認し得べき立證を具備して一定の期間に申請したる者に對し、府知事は內務大臣の認可を受けて證認を與ふる方法にして、其の證認を受けたる者若くは其の相續人は(一)占用の請求權を有すること、(二)若、公益上の必要に因り占用の不許可又は占用禁止の場合には相當の補償金を下附せらるゝことあるべきこと、(三)占用料は、凡、租稅公課に相當する金額を納付し普通堤防の占用料に比し低廉なること、(四)將來堤防敗地の公用を廢したるときは證認を受けざるもの若くは其の相續人に下附せらるべきこと等の數箇の利益を受くることを得べし。是れ蓋、表面は所有權なしといへども其の實質に於いては所有權を取得したると殆異なるなし。斯の如きは一種變體の所有權とも稱すべきものにして、他に多く其の例を見ざるに仍り、河川には直接の關係なきが如しといへども他日の參考に資せんが爲茲に之れを詳述せり。

而して此の特別の規定に依り證認を受けたるは三島郡本村、三箇牧村、島倚村、北河內郡九箇莊村、庭窪村(西成郡に數件あれども處分未了なり)等の地內にして、其の反別十三町五反三畝六歩此の人員約二百人なりとす。

第八欵　大阪河川犬走

大阪市內河川の沿岸には、從來概幅三尺の官有地を存して俗に之れを犬走と稱せしが、古來その犬走の上に家屋の一端を建設し許可を受けず且無料にて占有し來たりしもの少なからず、然るに將來市內河川の沿岸には曳船道を開設する必要あるのみならず、縱令古來の習慣たりとも擅に官有地を占有するが如きは默過すべきにあらず。然れども一時に之れを切縮又は撤却せしむるは非常に困難なる事情あるを以つて、明治三十四年度より此の地を曳船道の名稱に改めて道路の一種と認定し、明治二十四年內務省訓令第四六二號に依り府費支辨の河川に沿へる曳船道は市の負擔とし、又、市費支辨の河川に沿へる曳船道は其の護岸の修築に伴ひて府の負擔とし、各その負擔の區分に依りて使用料收入の歸屬を定め、其の占有者をして一般に使用の許可を受けしめ以つて使用料を徴收することゝせり。今、其の坪數及び料金額を掲ぐれば左の如し。

一、曳船道使用坪數、　壹千三百貳拾坪、
　此使用料金七百八拾六圓(府の收入に屬する分)、
一、同　七千七拾七坪、
　此使用料金七千七拾七圓(市の收入に屬する分)、

第九款　入津料の沿革

入津料の徴收は明治三年十月、四川入津船帆別錢徴收法の發布せられしを以つて其の嚆矢とす。而して其の企畫せられし所以は、大阪港口の地は風波殊に暴く、且治水上難河たる淀川の末流に位するを以つて常に水源より土沙を押流すること甚しく、次第に土沙堆積して少しく吃水深き廻船は直ちに河流に入る能はずして天保山數丁の沖合に投錨し、潮汐の干滿を量りて纔に入津するを得るに止まり、其の不便不利實に言ふべからざるものあり。殊に港は滿潮を俟てる間、往々にして暴風狂雨に遭遇し、船舶難を避くるに遑なくして破壞若くは覆沒の害を被るもの擧げて數ふべからず。是れが爲、大阪港出入の船舶を減じ、延ひて大阪商工業界に及ぼす影響尠からざるを以つて、其の救濟方法として海口を浚疏し船舶の出入を容易ならしめば、一は大阪の商況を開發し一は船舶の被害を除くを得べく、謂はゆる一舉兩得の策なりとするに在りて、明治三年西四辻大阪府權知事は時の井上大藏大亟、吉井民部大亟等と協議し、政府の許可を受け前記入津科規定を發布すと共に安治、木津、尻無、傳法の四川舊鎖番所跡（舊鎖番所は安治川口字松ヶ鼻、木津川口字落合の兩所に在り慶應二年内外紛爭を極め國家形勢穩かならざるより水上戒禦の爲兩所左右堤塘より長三十間餘幅二間の橋梁を設け兩岸の間に大なる鐵鎖を沈底し疑しき廻船の入津を認むるときは該鎖を牽引して船の通航を防ぐの具に供せり又尻無川傳法川に於いては兩岸より河中に杭柵を打立て小舟を以つて見張番を爲したり依りて今尚鎖番所の方言をなせり）に船改番所を置き、該川より來たる船舶より入津料を徴收し以つて海口浚疏費に補充せり。其の後、同十一年に至り地方税規則を發布せられしを以つて、地方税外の收入として徴收せんことを請願して其の許可を得、同十四年十一月所名を改めて入津料取立所となし、且傳法川取立所は出入の船舶僅少にして收支相償はざるにより翌十五年七月之れを廢止せり。而して同二十三年に至り、更に地方税雜收入土木費雜入として徴收することゝなり、其の徴收の開始より今日に至るまで入津の多寡と水深を維持すべき程度とに應じ、料率を變更せしこと都合四回（明治八年二月、同九年一月、同十六年七月、同廿一年二月）にして、現今の料率及び最近年度調査に係る入津船數及び料金等を擧ぐれば左の如し。

日本形船（間數船ノ部）

二間以下	一艘ニ付	金貳錢
三間船	同	金四錢
四間以上	同	金七錢

同（石量船ノ部）

五十石以上	十石ニ付	金參錢
百石以上	同	金五錢
百五十石以上	同	金七錢
二百石以上	同	金七錢五厘
參百石以上	同	金八錢五厘
四百石以上	同	金九錢七厘
五百石以上	同	

西洋形船

百噸未滿	一噸ニ付	金五錢貳厘
百噸以上	同	金五錢七厘

備考。左ノ船舶ハ入津料ヲ免除ス

一官廳又ハ大阪市築港事務所所有ニ係ルモノ

二明治十五年布告第四十三號徴發令ニ依リ徴發中ニ係ルモノ
三官又ハ大阪市築港事務所ニ於テ使用ニ係ルモノ
四安治、木津、尻無三川内ニ於テ新造若クハ修繕ノ船舶ニシテ試運轉ノ爲其川鯖ノ尾杭以下ニ進航シ直チニ入津スルモノ
五航海中水、火風等ノ爲船体ニ破損ヲ生シ荷物乘客ヲ搭載セサルモノ
六船體修繕ノ爲安治、木津、尻無三川ノ内甲川ヨリ乙川ニ廻船スルモノ
七左ニ掲クル船舶ニシテ時トシテ安治、木津、尻無三川鯖ノ尾杭以外ニ出テ入津スルモノ
(イ)水田ノ耕作用船
(ロ)川船(二十石船「テントウ」船等ノ如キ專ラ川内ニテ運漕ヲ業トスルモノ)
(ハ)遊船(日本船)
八傳馬船「バッテーラ」船
九安治、木津、尻無三川鯖ノ尾杭附近ノ碇泊船ヨリ荷物乘客轉載ノ爲其川内ヲ廻漕スルモノ(俗ニ瀬取ト稱スルモノ)

大阪港入船幷ニ料金年別表

	三十年						三十一年					
	船數			料金			船數			料金		
	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船
安治川	八四五九	二六三六	二五七九	六二七六九六七円	一四〇五〇	一六六二六七五三	九七五三	二八五九	二六一四六	六二七六九六七円	一四〇五〇	一六六二六七五三
木津川	八〇五	一三五九	一七九六	一六六二六七五三	二六八〇	一四二八〇	一〇四七	一三五九	一七二八〇	八四五九〇〇六円	二六八〇	一四二八〇

	三十二年						三十三年					
	船數			料金			船數			料金		
	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船
安治川	三二九九	八四五九	二六三六	九八二四六八九六円	一四七五〇	二六七五	一七二五八二	七六六七	二六七五	九三五四八九六四円	一四七五〇	二六七五
木津川	二二〇	二三六六	一三五九	一八二四六八〇	三二二	一三五九	二二〇	三六八〇	一三五九	三一二二四八〇	三二二	一三五九
尻無川	八	一〇五八	二四一九	二四一九六八〇	八	二四一九	八	一〇五八	二四一九	二四一九六八〇	八	二四一九
合計	一四六七	二四一八	七二九二	一〇九八二九六六〇	一六六二	一四二八	一二九九	二四一八	七八〇二	一二六八五三九七〇	一六六二	一四二八

	三十四年					
	船數			料金		
	洋船	石蛍船	間數船	洋船	石蛍船	間數船
安治川	一四七九	六七六三	二六八七六	九八二一〇三六円	一七五四八〇	三〇四一二三四
木津川	三二〇	二三六	一三五九	三一二二四八〇	二三六	一三五九
尻無川	八	二三〇	一三六八	二四一九六八〇	二三〇	一三六八
合計	一四七九	二三六八	一三五九	一二六八五三九七〇	二三六八	一三五九

第二節　道路

凡、道路は之れを類別して國道縣道里道の三種と爲す。而して政府に於いては夙に道路法制定の議あれども未その公布に至らざるを以つて、今に明治九年六月太政官達第六十號を以つて定められたる道路の種類及び等級の制度を襲用せり。左に參考として其の全文を掲ぐ。

道路ノ種類等級制定ノ件(明治九年六月八日太政官達第六十號)

明治六年八月大藏省ヨリ相達候道路等級ヲ廢シ更ニ別紙ノ通リ相定メ候右分類等級各管内限リ詳細取調ヘ内務省ヘ可伺出此旨相達候事

但シ費用ノ儀ハ追テ一般布告候迄從前ノ通相心得ヘシ

國道(國道等級ハ十八年太政官布達第一號ヲ以テ被廢)

一等　東京ヨリ各開港場ニ達スルモノ

二等　東京ヨリ伊勢ノ宗廟及各府鎮臺ニ達スルモノ
三等　東京ヨリ各縣廳ニ達スルモノ及各府各鎮臺ヲ拘聯スルモノ

縣道

一等　各縣ヲ接續シ及各鎮臺ヨリ各分營ニ達スルモノ
二等　右府縣本廳ヨリ其ノ支廳ニ達スルモノ
三等　著名ノ區ヨリ都府ニ達シ或ハ其ノ區ニ往還スヘキ便宜ノ海港等ニ達スルモノ

里道

一等　彼此ノ數區ヲ貫通シ或ハ甲區ヨリ乙區ニ達スルモノ
二等　用水堤防牧畜坑山製造所等ノ爲該區人民ノ協議ニ於テ別段ニ設クルモノ
三等　神社佛閣及田畑耕耘ノ爲ニ設クルモノ

右ノ內一道ニシテ各種ヲ兼スルモノハ其ノ類ノ重キモノニ從フ

國道並縣道ノ道幅其ノ土地ノ景況ニ據テ各地各殊ナルモノナレハ今遽ニ之ヲ一定シ實地ニ施行スヘカラスト雖モ豫メ一般ノ法則ナキ時ハ道路ヨリ生スル百般ノ事件其ノ準據ヲ失フノ患アリ仍テ左ノ定メヲ以テ一般ノ法則ト爲シ且ツ將來新設スル處ノ道路ハ其ノ土地ノ便宜ニヨリ此ノ道幅ヲ保タシムヘシ

國道

一等　道幅七間
二等　同　六間
三等　同　五間

國道幅員ハ十八年太政官布達第一號ヲ以テ四間以上幷木敷濕拔敷ヲ合セ三間以上總テ七間以下ト被定

縣道

同　四間乃至五間

里道ニ至リテハ要スルニ該區ノ利便ヲ達スルニ在テ其ノ關係スル所隨テ小ナレハ必之ヲ一定スルヲ要セス

橋梁ハ即チ路線ヲ互續スルモノナルヲ以テ道路ノ種類ニ從フヲ至當トス然レトモ其ノ幅ノ如キハ必スシモ道幅ニ隨フヲ要セス

今、本管內に於ける府稅支辨の道路を列舉すれば、國道四線にしてその延長二十九里二十四町四十八間、縣道として假定せるもの總べて四十線にして延長百四拾五里參拾町六間、其の他里道中著名の數區を聯結し若くは著名の甲區より乙區に通じ、重要と認むべきものにして府稅の補助を受くるもの百七十線延長二百八十三里二十五町十三間の多きに上れり。蓋、里道補助の制は明治十九年度大阪府會に於いて補助區域及び步合等を議定し、翌二十年度以降土地の便否に伴ひて或ひは、補助里道を增減し或ひは區域步合等の變更ありしが、其の制度に在りては河川港灣に於けるものと毫も差異あるなく、而して一の道路にして拾有餘里に亘るものあり、又、僅に數百間に過ぎざるものあり、或ひは原野を通じて平易なるあり、或ひは山間に局して峻嶮なるあり。彼れは小線にして交通頻繁なれども是れは大道にして往來極めて寂寥なるあり。其の狀態各異なるを以つて能く之れを類別するは極めて難し、然りといへども大略地勢の聯結と運輸の程度如何とに鑑み、假に之れを大別して縱貫橫斷の二線に分かち、其の等差を定むるときは概大左の如くなるべし。

一等縱貫線、

國道弐拾九號路線、　東高野街道、　能勢街道、

二等縱貫線、
　龜岡街道、　孝子越街道、　小栗街道、
三等縱貫線、
　丹州街道、　牧方街道、　木津川海口路線、
一等橫斷線、
　奈良街道、　西高野街道、　國道第二號第三號路線、
二等橫斷線、
　暗越奈良街道、　古堤街道、　竹之內街道、　長尾街道、　父鬼街道、　粉川街道、
三等橫斷線、
　富田林街道、　余野街道、　尼ヶ崎街道、　梅田街道、　磐船街道、　篠山街道、
　堺海港路線、　安治川海港路線、　國道第廿六號路線、

而して右縱貫線と稱するは、本府地勢の長軸に倣ひて多く南北に奔り、其の橫斷線と稱するは地形の短軸に似て專東西に亘るものとす。其の他里道中或る一片に於いて假定縣道に勝るものなきに非ざれども、道路の大體に在りては素より比較するに足らず。尙、國道の制は道幅四間以上と爲す規定なりと雖單に府稅を以つて俄に之れが速成を期し難きを以つて先二間を標準とし之れより狹溢にして通行不便なるを三間に革め、餘は經費の餘裕を俟ちて漸次に改修を加ふるものとなせり。又、假定縣道に至りては擧げて之れを二間幅以上に改修するものとし、着々工程を進捗し居れり。

第一款　道路の狀勢

國道第二號路線　本線は東京府より我が大阪港に通ずるを以つて目的とし、本管に在りては城攝國界なる北河內郡樟葉村大字樟葉より來たり、同郡牧野村、牧方町、蹉跎村、友呂岐村、九箇莊村、庭窪村、守口町、東成郡古市村、板並村等の諸町村を點綴し大阪市東區高麗橋元標に至りて終る。延長七里十八町十七間にして幅員約二間五分を有し地勢は概平坦なりと雖、其の一班は淀川左岸堤塘に據れるを以つて、或ひは平地より堤上に上り、或ひは堤上より平地に下る所あり、勾配稍急にして多少の灣曲あるを免れず。往時は京街道と稱し中國及び西南諸侯參勤交代の衝路に當り、車馬絡驛として沿道の驛舍殊に繁盛を極めしが、維新以降、淀川汽船の開始あり、尋いで京阪間鐵道の創立あり、漸次交通の機關具備したるを以つて、來往概之れに移りて更に昔日の狀態なしと雖、沿道中牧方町の如きは郡中の要地なるに拘らず、其の位地たる京阪間官設鐵道とは淀川を隔て、且、里餘の距離を存せるが故にいまだ全くその利便を收むる能はず。獨、淀川汽船の交通ありと雖、其の溯行するに際しては航程遲鈍にして遙かに腕車に劣るの傾向あり。且、洪水旱魃に會しては往々にして通船を杜絕する患あるを以つて、今、尙、本道の便に據るもの多しとす。

國道第參號路線　本線は東京市より神戸港に通ずるを以つて目的とせり。本管內に在りては城攝國界なる三島郡島本村大字山崎より來たり、同郡五領村、磐手村、芥川村、三島村、豐川村、及び豐能郡萱野村、箕面村、北豐島村等の諸村を點綴して同村大字今在家より兵庫縣川邊郡神津村に入る。管內に於ける延長は六里二十八町四十八間にして、幅員は約二間參分なり。其の路線中、管下假定縣道及び里道の交接するもの多く、之れに據りて以つて彼我の行通を利し、物貨集散行旅往還の便を得るもの尠からず。而して其の往時に在りては西國街道と稱し、山陰山陽及び西海諸侯の通路に當り、多數の藩士從卒の來往絡驛として大いに繁盛を極めたりしが、維新以降、京阪間鐵道の布設ありてより旅

客は概その便に依り、驛路寂寥として又昔日の隻影を止めず、交通頓に減少して稀に里人の往來するを見るのみ。然れども沿道には水無瀬離宮趾、櫻井驛、玉川、勝尾寺、箕面山等の名勝古蹟の點在せるあるを以つて、今猶觀光の客此の途に出づる者少からず。本線の地勢は其の一半は攝北山脈の南麓にありて路面多くは平坦なりと雖、所々細流を横斷せる所あり。其の他の一半は丘阜に屬せるを以つて起伏高低多く谿流を横ぎる所二三の急坂あり。

國道第廿六號路線　本線は大阪第四師團より姫路師團に通ずるを以つて目的とせり。管内に在りては大阪市東區高麗橋元標より起り、北區北野茶屋町に出で西成郡中津村、神津村、歌島村を經て神崎川府縣界より兵庫縣川邊郡小田村の内神崎に入る、延長二里二十一町四間にして幅員約三間を有し、中津村大字下三番に於いて能勢街道を分派し、同村大字成小路に於いて山田街道と合し、中津川右岸に於いて亦これと分かる。全線の地勢概平夷にして車馬を通ずるに敢て支障を感せざれども、中津村に於いては中津川の架橋あり、歌島村に於いては神崎川の渡津の在るあり、兩所左右の堤防は其の勾配稍急にして、殊に渡津の不便なるを覺ゆ。

國道第廿九號路線　本線は東京市と和歌山市との聯絡の要路に當り、大阪市東區高麗橋通字堺筋國道第二十六號路線より起り、南向して西成郡今宮村に出で、勝間村、粉濱村を經て同郡安立町より堺市に入り、泉北郡湊村、濱寺村、高石村、大津村、忠岡村及び泉南郡北掃守村、岸和田町、同濱町、貝塚町、佐野村、北近義村、北中通村、田尻村、南中通村、雄信達村、西鳥取村等の諸村落を點綴し、同郡東鳥取村大字山中紀泉國界より和歌山縣海草村に入り、以つて和歌山市に通ずるものとす。其の延長は十二里二十八町三十八間にして、國道中最長の里程を占め、而して沿道、他の縣道を併はすもの尠なからず、其の要を擧ぐれば八尾街道は安立町に於いて長尾街道、竹之内街道及び西高野街道は堺市に於いて、小野、街道は北中通村大字上瓦屋に於いて、之れに接續し、宛然、幹枝の關係を有せるものゝ如し。是れ海陸交通の機關具備するに拘はらず、未、本道の來往多きを見る所以なりとす。地勢の大半は海濱に沿ひ、大阪市より泉南郡北中道村に至る迄、殆、平夷にして著しき高低を見ず、其の以南に行通するに隨ひて山脚を圍繞して高低起伏甚しく、紀泉兩國々界に至りては峻峭更に一層を加へ、坂路最急なるもの十分の一の勾配を有せり。

奈良街道　本道は大阪市南區天王寺に於ける國道第二十九號路線より起り東成郡生野村北百濟村を過ぎ平野郷町に於いて八尾街道と交叉し、中河内郡龍華村志紀村を經て南河内郡柏原村に入り大和川右岸に於いて東高野街道と交はり、堅下村大字高井田に至りて大和川を渡り南岸國分村にて長尾街道に接續せり。而して尚、大和川左岸に沿ひ行進すること約三十町にして和河國界に達し以つて奈良縣北葛城郡王寺村に通せり。管内に在りて延長五里六町三十七間、全線の幅員廣濶にして地勢概平坦なり、實に大阪奈良間に於ける最捷至便の要路にして、往時は旅客荷物の來往、頗頻繁を極めたりしが明治二十三年大阪奈良間鐵道の布設ありて以來大いに其の交通を減少せり。

能勢街道　起點は西成郡中津村大字下三番國道第二十六號路線に在りて、中津川を越え同郡神津村にて神崎川を渡り豐能郡庄内村、南豐島村、中豐島村、豐中村、櫻井谷村、北豐島村、秦野村等の諸村を點綴して池田町に至り、更に進みて細川村より猪名川の東に沿ひて大字古江より兵庫縣川邊郡に入る。而して同所より約一里三十町にして出合橋に至り左右に岐かる、西するは丹州街道にして本道は東に偏し、地勢漸、嶮峭にして豐能郡吉川村に返り約五十間にして再兵庫縣に移り、行くこと三十餘町にして豐能郡田尻村に復し歌垣村大字吉野丹攝國界より京都府南桑田郡に入り凡三里にして同郡龜岡町に通せり。管内に於ける延長七里十六町三十五間、幅員約二間にして亦他の街道を

合せるもの少からず、即、西成郡神津村大字野中に於ける山田街道、同村大字新在家に於ける蒲田街道、豐能郡中豐島村大字岡山に於ける吹田村道、豐中村大字岡町に於ける勝尾寺街道、同村大字新免に於ける箕面街道及び北豐島村大字石橋に於ける第三號國道路線、細川村大字木部に於ける余野街道の如き其の殊に主なるものにして、其の他、里道の此れに交はれるもの枚擧に遑あらず。其の地勢の概略は中津村より中島村に至る間は概平坦なりと雖、中津、神崎の河流を横斷せるありて其の堤防の高度は十五尺を超え、前後多少の坂路を存せり。中豐島村より豐中村に至る間、大字岡山に於いて地勢は一小楷段を生じ、岡山の村落その上段に在りて下段田面より高きこと三十二尺、豐中村より櫻井谷村を過ぎ北豐島村に至る間には刀根山の丘陵ありて道路は專その山脚に據りて逶迤屈曲せり。北豐島村以北秦野村を經て池田町に至る迄は敢て難局なしと雖池田町内に在りては土地山麓に在るを以つて高低多く、字綿茂阪と稱する峻坂其の内に介在して重荷車の交通は多少困難を免れず。池田町以北細川村鼓ヶ瀧前後に至りては山間狹隘にして自然紆回する嫌あれども著しく支障あるを見ず、兵庫縣管内に入りては山峯嶮峻にして急坂あり、而して漸次北進するに隨ひて地勢彌々起伏し、豐能郡東郷村以北に至りては稍緩にして廣く、同村大字野間中を經て大字地黄に至り、地黄より歌垣村大字倉垣に至るの間に在りては一帶の山脈中間に横りて地勢甚高峭なり。本道は大阪市以北に於ける縱貫線として豐能郡内樞要の地を點綴し、中に就きて池田町の如きは人戸千五百餘戸を有　余野街道、篠山街道等聯絡の要衝に當れるを以つて百貨集散するもの夥しく、且、春季に際しては能勢妙見及び中山觀音、箕面山等に來往するもの皆本道に據るを以つて交通頗頻繁なりとす。

西高野街道　本道は堺市榮橋通一丁目に於ける堺海港路線より起り、泉南郡舳松村にて竹之内街道と合すること二百七十間、更に左右に岐かれ同郡西百舌鳥村、中百舌鳥村、東百舌鳥村、東陶器村等の諸村を過ぎ河泉國界なる山脚を横り、南河内郡三都村に入りて南に天野街道を分派し狹山池の西部に沿ひ長野村に至りて東高野街道を併せ、三日市村、加賀田村、天見村の諸村を點綴し紀見峠國界より和歌山縣伊都郡に通せり。管内の延長七里二十七町三十四間にして幅員約二間を有し、地勢は堺市長野村間に於いては屈曲少からずと雖其の一半東陶器村に至るの間は概して平野に屬し、其の以南、亦、近時改修を加へたるを以つて敢て難所を見ず、加ふるに近年高野鐵道の布設ありと雖未此の難所を通せざるを以つて鐵道の便を籍らんとする重荷にして此の道に據るもの多しとす。三日市村以南紀見峠に至るの間、山岳巍峩として聳立し道路その嶮に攀じて昇降紆回するが故に全道殆坂路を以つて充たされ、車馬の交通隨ひて困難なるを免れず。然れども河内南部及び紀伊東部に於ける運輸交通は本道を取るもの少なからず、殊に春秋の佳節に際しては高野山參詣の道者は多く本街道に依れり。

竹之内街道　本街道は堺市に於ける國道第廿九號路線より起り、泉北郡舳松村南河内郡金岡村、北八下村、丹比村、植生村等の諸村を經、同郡古市村に於いて東高野街道と交叉し、進みて石川を横斷し駒ヶ谷村磯長村を經て同郡山田村に至り竹之内峠國界より奈良縣北葛城郡初瀬村道に接續せり。本管内に於ける延長は六里廿八町四十四間にして幅員は約二間なり。大和より河内攝津に通ずる緊要の通路なるが故に物貨運搬、人馬通行の繁劇なる、殆、奈良街道と優劣なし。然れども市村以東概山間にして有名なる竹之内峠の嶮岨介在せるあり、隨ひて重荷の運搬稍困難たるを免れず。

東高野街道　城河國界たる北河内郡招提村に起り、同郡山田村、交野村、川越村、星田村、水本村、甲可村、四條村及び中河内郡大戸村、牧岡村、牧岡南村、南高安村等の諸村を經、南河内郡柏原村にて大和川を

渡り同郡道明寺村に入り古市村、西浦村、貴志村、新堂村、富田林町、甘山村、錦部村等の諸邑を點綴し、同郡長野村大字長野に於いて西高野街道に聯結せり。而して南は紀伊高野山に達し、北は國道線路に據りて山城男山八幡に出で以つて京都市に通ずるものたり。十三里二町二十五間の延長を有し、管内縱貫線中最長にして又他に街道を併はせるもの尠なからず。即、北河内郡川越村大字茄子作に於ける磐船街道の如き同郡甲可村大字中野に於ける守口街道の如き同郡四條村大字中垣内に於ける古堤街道の如き中河内郡牧岡村大字豐浦に於ける暗越奈良街道の如き同郡南高安村大字恩知に於ける恩智街道の如き、同郡柏原村大字柏原に於ける奈良街道の如き、南河内郡道明寺村大字道明寺に於ける長尾街道の如き同郡古市村大字古市に於ける竹之内街道の如き其の他同郡富田林町に於ける富田林街道の如き、數へ來たればは枚舉に遑あらざらんとす。一般地勢の概界は北部一半は妙見、生駒、飯盛、信貴等の諸山麓に蟠伏して多少の屈曲を免れざれども、概ね平夷にして敢て難局を見ず。南河内郡に在りては東に石川の流を控へ西は河内鐵道線路に隣次して富田林町に入り同所より錦部に至るの間亦山麓を圍繞せるを以つて起伏する所あり。而して本道中北河内郡一部を除きては交通常に絶ゆることなく、沿道、亦、四條畷神社、星田妙見、野崎觀音、牧岡神社、瓢箪山稲荷、道明寺天神、磐田八幡等其の他名勝古跡の點在せるを以つて四季行旅の客少なからず。

暗越奈良街道　大阪市東區高麗橋元標より起り、左右屈折して東成郡中本村に出で同郡南新開莊村及び中河内郡高井田村、意岐部村、玉川村、英田村、牧岡村等の諸村を點綴し鷲尾山暗峠和河國界より奈良縣生駒郡に入り以つて奈良市に達せり。管内の延長四里二十五町四十五間、幅約二間を保ち專大和伊勢に通ずる要衝に當れるを以つて往時は諸般の交通一に本道に取るもの多かりしが、後奈良街道の開築あり尋いで大阪奈良間鐵道の布設ありて以來頓に其の狀況を一變せり。然れども伊勢參詣の道者及び大和、河内兩國北部相互間交通の者は未遑にその往來を絶たず、故に今尚暗峠頂上二三の旅舍茶店の存せるありて稍舊觀を保持し且谿間は數十の水車の設置せらるゝものあるを以つて日々多少の荷物を運搬せり。

梅田街道　大阪市北區若松町難波橋北詰國道第二十六號路線より起り、同區堂島濱通三丁目より北に折れ出入橋西詰より西成郡鷺洲村に出で中津川を渉り歌島村に入り神崎川堤防を北進すること二百九十間にして神崎川渡船場に達し、堤防に沿ひ尼ヶ崎町の東端辰巳橋に至りて終る。延長二里十四町五十五間にして大阪と尼ヶ崎町との間に於ける諸村落交通の要路たり。

丹州街道　本街道は大阪府より丹波に通ずる一路線にして、兵庫縣川邊郡東谷村字一庫出合橋に於いて能勢街道と岐れ山間谿流を溯り、木營下豐能郡西郷村大字下田より其程を超し枳根莊村大字森上山邊の山間を過ぎ同村大字天王に到り攝丹兩國々界に終る。延長三里三十五町三十九間あり。抑、丹波の地勢たる、大阪を拔くこと實に數百尺の高位にありて且攝丹國界に當り山峯蜿蜒施ひて一大山脈を爲せり、故に大阪より丹波に通ずるもの一として急峻ならざるはなし、殊に本道の如きは其の最嶮峭にして路線また嶮惡なり、中に就きて、下田、森上間は山間稍廣濶なりと雖、森上山邊間に浮峠の難關あり、山邊より天王に至る間は高山連綿として屏立し、道路を導くに唯一の谿流あるのみ。本道は該谿流に沿ひ遡行すること三十町にして水源に達す、其の高差は山邊より六百尺の上に在り、同所以北は山嶽相連り、道路は山頂の低部を撰び蜒轉昇降し山巔に於いて、三拾餘尺を堀割り天王に向かひて下る、此の昇降七分の一乃至十五分の一勾配を有し「ハイガラ」峠といふ、是れより十數町にして國境に至り降ること十町餘にして丹波國多紀郡福住村に通ず、是れ本道の勾配急峻を免れざる所以なり。

亀岡街道　本街道は能勢街道と概その首尾を同うし、專攝津の東北部を拘聯して丹波亀岡町に通ずるものとす。起點は大阪市東區高麗橋々詰町に於ける暗越奈良街道より岐かれ天神橋筋を一直線に西成郡豐崎村大字長柄に出で中津川を渡り淀川西堤防に據ること約二千五百間にして同郡新庄村に入り、又、神崎川南堤防に據ること百間にして北堤三島郡吹田村に移り鐵道線路を横斷し同郡岸部村、味舌村、山田村を過ぎ三宅村大字宇ノ邊に於いて高槻街道を分派し、北進して春日村に入り三島村大字西河原に於いて國道第三號路線に合すること五十餘間、更に北に岐かれて福井村に至り佐保川の流に沿ひ清溪村大字佐保の高臺に出で、字馬場、庄之本等の澗壑を横ぎり斷崖絶壁の間に谿流を遡りて同村大字泉原に出で東泉原川に沿ひ國見山の東山麓を迂回して字萩の阪に出で字桶藤より見山村に入り垂水峠山脚の最低部を通過し音羽「ヲサイト」の寒村を經て豐能郡東能勢村大字木代に入り同村大字余野に於いて池田より來たる余野街道を併せ攝丹兩國々界より京都府南桑田郡に通せり。管内に於ける延長八里二十三町十六間、幅員約一間乃至二間にして地勢は大阪市以北吹田村間は概田圃若くは堤塘に據れるを以つて稍平坦に、吹田村より福井村に至るの間は多少の屈曲ありといへども平夷にして本線中最良の部分に屬せり。福井村以北豐能郡東能勢村に至るの間は明治二十五年の改鑿に係り、同年以前に在りては現在の清阪街道を順路とし石川村大字大岩に至るの間には國見峠、神阪等の嶮嶢の在るありて、行程僅々一里に足らざれども高低の差四百五十尺以上に上り、到底重荷の運搬に適せざるを以つて此の迂回線を畵して釋然其の難澁を融開せり。而して大岩以北亦垂水峠の難關あり、栁藤を拔くこと五百尺にして勾配六分の一を越ゆるを以つて同時に新線を開き木代に於いて舊道に會するものとし、舊線に比して約五百七十餘間を延長すれども之れを舊道の急嶮なるに較ぶれば運輸交通の便否固より霄壤の差ありとす。

尼ヶ崎街道　本街道は大阪市西區川口町に於ける安治川海口路線より岐かれ、北區安治川北通、西野田上ノ町、四貫島町及び西成郡傳法村、川北村等の諸町村を過ぎ同郡千船村大字佃なる梅田街道に合して終る。此の延長一里廿弍町四十一間、幅員約壹間半を有して全線新開の田野を貫通し、其の途中中津川、神崎川の派流數多の小川を横斷するを以つて道路概堤上にして、朝日、備前、百福、中島、森巣、西島、城島等の諸橋あり線路は都べて平夷なれども堤塘の迂回せる所、道路、亦、屈曲し、其の前後は多少の阪路たるを免れず。

古堤街道　大阪市より大和の北部に通ずる堤路にして、大阪市北區相生町國道第二號路線より起り、東成郡鯰江村、榎本村、北新開莊村及び北河内郡今津村、古宮村、南郷村、住道村等を經て同郡四條村大字中垣内山間に於いて左右に分かれ、右は短距離にして奈良縣生駒郡生駒村に通じ左は少しく東北に觸れ田原村大字上田原國界より生駒郡北倭村に通ずるものとす。管内の延長四里十八町四十四間、沿道にして大阪市と住ノ道村との間は寢屋川の水路在るありて、中部河内に於ける運輸交通の便具はり物貨の輸送常に頻繁なりとす。殊に春秋の佳節に際しては四條畷小楠公、野崎觀音、生駒山寶山寺等に詣づるもの皆本道に據るを以つて亦須要の道路たるを失はず。

山田街道　大阪市北區安治川上通壹丁目尼ヶ崎街道より岐かれ、西成郡鷺洲村大字大仁に於いて梅田街道と合すること百八拾間にして更に之れと分離し、專田圃を縱貫し同郡中津村大字成小路にて國道第二拾六號路線と合し、十三橋を渡り中津川北堤に至り分かれて東に向かひ堤上約八拾間にして神津村大字木川に下り、同郡同村大字野中に至り能勢街道に合して終はる。延長僅に一里十三町に過ぎざる短線なりと雖大阪市西部より能勢街道に通ずる堤路なるが故に交通常に頻繁

なり。地勢は大仁、十三間多少の屈曲ありといへども、概平夷にして中津川堤塘の前後少しく坂路を有せるのみ。

小栗街道　堺市市之町東一丁目に於ける竹之内街道より分岐し、泉北郡淺村、神石村、鳳村、信太村、伯太村、國府村及び泉南郡八木村、土生郷村、南近義村等、郡内樞要の村落を聯綴し、同郡北中通村大字上瓦屋に於いて國道第廿九號路線に接續す。本線中往來の最頻繁なる堺市と鳳村との間にして沿道には官幣大社大鳥神社あり。其の以南亦信太神社、陸軍演習地等あれども僻地に屬して往來至りて閑寥なり。幅員約二間を有し多少の屈曲あれども著しき高低を見ず。

長尾街道　堺市戎町國道第二十九號路線より起りて泉北郡向井村五箇莊村、及び中河内郡天美村、布忍村、松原村、惠我村及び南河内郡高鷲村等の諸村を點綴し、同郡藤井寺村大字岡に至りて古市街道と合し、又、左右に岐かれて道明寺村大字道明寺に於いて東高野街道と交叉し同郡國分村にて奈良街道に接續し、尙、東南に進み和河國界より奈良縣北葛城郡長尾村にて下市街道に聯絡せり。管内の延長五里八町五十六間、幅員約二間にして交通頻繁ならざれども線路の大體は屈曲稀にして堺市藤井寺村間は路幅廣濶にして殊に良好の道路なりとす。道明寺村以東國界に至るの間は石川の高堤あり、玉手山々脚を圍繞して以南は山地に屬せるを以つて多小の高低屈折を免れず。

富田林街道　本街道は南河内郡金岡村大字長曾根に於ける竹之内街道より起り、少しく東南に偏して同郡日置莊村、黑山村の諸村を過ぎ同郡平尾村大字平尾より廿山山脈を横斷し富田林町に出で、東高野街道と交叉し大伴村中村赤阪村を經て同郡河内村大字上河内の深山に入り、葛城山脈水越峠國界より奈良縣南葛城郡に通せり。管内の延長六里二十三町十一間にして幅員約八九尺に過ぎず、且、金岡村と平尾村との間は概して曠茫たる平野なるに拘はらず、屈曲紆回して用水池の堤塘に據る所又高低する所多し、平尾村以東富田林町に至るの間は廿山々頂を經過し、其の勾配往々にして急峻なる所あり。富田林町以東葛城山脈に昇るの間懸崖起伏甚しく南進するに隨ひ愈嶮岨にして交通至りて稀なり。

前島街道　三島郡高槻村大字上田部に於ける國道第三號路線より起り、百三十八間にして高槻停車場に通じ、同村にて高槻街道と交叉し尙東進して大冠村大字東天川に至り天川の西堤防に上り東堤防より淀川の右堤に沿ひて五領村に至り、大字前島の渡船により北河内郡牧野村大字阪に通じ穗谷川の堤防に上り國道第二號路線に接續して終はる。其の延長一里四町三十一間にして路幅約壹間八分なり。高槻停車場より北河内郡牧方町の北部に通ずる道路にして、地勢概平坦なりといへども天川、穗谷川及び淀川堤塘前後に於いて少しく坂路あり、且、淀川の渡船の不便言ふ可からざるものあり其の出水に際しては時々洪漲の害を受け道路欠壞して交通を杜絶すること屢なり。

高槻街道　三島郡三宅村大字宇ノ邊に於ける龜岡街道より起り、約百間にして鐵道線路を横斷し、春日村を經て茨木川の堤防に上り、堤上百五間にして同川を越ゑ茨木町に入り三島村にて安威川を横ぎり富田村、如是村、高槻町、大冠村を經て同村磐手村大字安滿に至り以つて國道第三號路線に接續せるものとす。全線の延長二里三十五町四十六間、幅員約二間にして、其の間路面平夷に近しといへども屈曲甚しく、且、安威川、女瀨川、芥川の三流は其の河底左右田面より高く、河流に比して堤塘過大なるを以つて、堤腹接續の道路少しく急坂なり。

八尾街道　南河内郡志紀村大字老原に於ける奈良街道より北進して中河内郡八尾町に入り、西折して久寶寺村加美村を過ぎ東成郡平野郷町に於いて更に奈良街道に合せり。而して本線は尙西向して南百濟村、依羅村、墨江村等郡内樞要の地を點綴し、同郡安立町に至りて國道第廿九號路線に合

す。延長三里廿六町三十一間、幅員約一間八分を有し、概、平坦なれども大體に於いて屈曲少しとせず。沿線には久寶寺御坊、平野大念佛寺、我孫子觀音、住吉神社等著名の神社佛閣の點在せるありて參詣行旅者の來往常に絶ねざるが中に其の緣日に當りては交通極めて頻繁なり。

茨木街道　三島郡豐川村大字道祖本に於ける國道第參號路線より起り、同郡春日村大字郡に至りて龜岡街道と合すること三百八十間、更に東南に岐かれ茨木停車場を通過して茨木川高橋に至り、高槻街道と相會すること四百九十四間にして茨木村の東部に達し、是れより東し安威川を越ねて三島村大字鮎川に入り、玉川の南堤防百四十三間を利用して三箇牧村に出で、同郡大冠村大字大塚に於いて牧方街道に接續せり。延長二里五町四十五間、幅員約一間八分を有し地勢概、平坦なりといへども曲折甚しく、且、安威川その他の堤防高度にあるを以つて其の前後は自然坂路の形を爲せり。然れども沿道數多の里道を湊合し三島郡茨木町と北河內郡牧方町との間交通の捷路たるを以つて往來常に絶えず。

古市街道　本街道は東成郡平野鄉町に於ける奈良街道より起り、南向して中河內郡長吉村に入り、同郡大字川邊に於いて大和川を橫斷し惠我村に入り左岸堤腹に沿ひ行進すること千餘間にして南河內郡小山村に下り藤井寺村大字岡に於いて長尾街道と合し、又、東南に岐かれ本道は南行し同郡古市村大字譽田に於いて東高野街道に聯結するものたり。延長二里十七町二十六間、幅員平均二間。奈良街道と略その方向を同じうし、地勢概平坦なれども、河內南部の交通は高野街道により柏原村に出づる捷路あるを以つて本道は專平野鄉町と古市村との間各村の往來に便せるものゝ如し。

安部野街道　大阪市南區天王寺なる奈良街道より起り、東成郡天王寺村、住吉村を經て同郡墨江村大字遠里小野に至り八尾街道に聯絡して終はる。延長二里十三町三十一間、幅員廣濶なり。國道第二

十九號路線と並行し、大阪市より天王寺停車場に至る間は特に須要なる部分に屬し、又、其の以南西成郡住吉村に至るまでは近時馬車鐵道の布設ありて旅客の行通に便し、且、沿道には四天王寺、住吉神社、我孫子觀音等、神社佛閣の散在せるを以つて、其の緣日に際しては參詣者絡繹として旁午織るが如し。

中春日街道　三島郡春日村大字中穗積龜岡街道より起り、同郡茨木町茨木停車場に至りて終はる。幅員狹隘にして全線僅に三百四十一間の短線路なりとす。

堺海港路線　堺市大小路通國道第廿九號路線より起り、同市大濱通四丁目堺港に至りて終はる。延長十二町八間、路幅寬濶にして坦々砥の如く、專海陸聯絡に便す。

安治川海港路線　大阪市東區平野町二丁町字堺筋國道第廿九號路線より分かれ、右折して京町橋、雜喉場橋、木津川橋を過ぎ西區天保町安治川海港に至りて終はる。延長二里四十四間、幅員約二間六分にして、其の一部は人家稠密の衢區に屬し、其の他の一半は安治川南岸に頻せるを以つて、海陸荷物の積卸を易からしめ、交通極めて頻繁なりとす。

篠山街道　豐能郡池田町に於ける能勢街道より起り、兵庫縣川邊郡川西村に至り西向北折して兵庫縣多紀郡に入り篠山町に通ずるものとす。管內の延長僅に四丁三十一間の短線に過ぎず。

父鬼街道　泉北郡鳳村大字長承寺なる小栗街道より起り、同郡鶴田村、信太村、北池田村、南池田村、南松尾村等を點綴し、同郡南橫山村大字父鬼に於いて葛城山脈を超ゑ和歌山縣伊都郡に通ぜり。管內の延長四里二十五町四十六間にして、地勢は首尾殆山地を以つて充たされ、起點より南松尾村に內る迄は路幅約二間を有して重荷の交通には敢て支障を感ぜざれども、同村以南葛城山脈に至るの間は巉々たる怪岩逕路に屏立し路幅又狹窄にして攀躋し易からず。

余野街道　豐能郡細川村大字木部に於いて能勢街道より右派し、東行北折して久安寺川の谿流に沿ひ同郡止々呂見村の山間を屈曲し東能勢村に入り、大字余野に於いて龜岡街道に聯絡せり。延長三里十七町二十五間、幅員は山澗に入り、頗、狹隘にして僅々八尺に充たざる所ありといへども、薪炭の輸出盛にして又時々妙見山參詣の客を見る。

恩智街道　中河内郡龍華村安中に於ける八尾停車場の地界に起り、同郡八尾村及び曙川村を過ぎ南高安村大字恩智に於いて東高野街道に接續せり。延長三十三町十八間にして幅員約八尺。舊時は往來稀少にして一部開村の里道に過ぎざりしが、八尾停車場の開設せられてより頓に其の頻繁を加へ、且、信貴山に至るものは皆本道に據るを捷路とせるを以つて、荷車旅客の交通少からず。地勢の大体は多少屈曲ありと雖左右田野に屬せるを以つて概して平坦あり。

粉川街道　泉南郡北近義村大字脇濱なる國道第廿九號路線より起り、南近義村、北中通村、熊取村、日根野村等を經過して同郡大土村大字大木紀泉國界より和歌山縣海草郡粉川に通せり。長四里九間、幅員約一間三分にして、南近義村に於いて小栗街道を横斷し、熊取村に至るの間は地概平坦にして、交通稍盛なれども、同村以南國境に至る約二里の間は專山崖谿流に沿ひて紆繞し、左右には和泉の連峯聳立せり。而して其の勾配の急なるは九分の一、緩なるは二十分の一を下らず。其の間亦少許の平地を存すれども幅員僅に一間に充たずして頗難路たるを免れず、隨ひて通行稀少なれども紀州北部より泉州に通ずる唯一の捷路たるを以つて輕裝の旅客は多く本道に依るを便利とせり。

新堀街道　大阪市北區福島淨正橋北詰より東、同區曾根崎新地三丁目大阪停車場敷地界に至りて終はる。延長五町二間幅員約二間六分の短線路なれども、市内西南部より大阪停車場に交通するもの專本道に據るを以つて、來往日夜織るが如く最樞要街路たり。

梅田停車場路線　大阪市北區堂島濱通一丁目渡邊橋々畔より起り、同區梅田町大阪停車場敷地界に至りて終はる。延長五町三十六間、幅員約七間にして、本道の一半櫻橋以北は明治七年五月神戸大阪間鐵道の布設せられしに際し、市内停車場間交通路として右道敷地を買收し、延長百六十三間幅員三間の道路を新設したるに始まり、以來、漸次に擴開して現今に至り之れを假定縣道に編入せり。本道は大阪市内道路中最良好の部類に屬せり。

清瀧街道　北河内郡甲可郡大字南野に於ける東高野街道より起り、田原村大字下田原和河國界に於いて同郡磐船村より來たる磐船街道を併はせ、奈良縣生駒村龍田町に入りて以つて、奈良街道に合せり。專河内東北部と大和西北部との間の交通に便せるものにして本管内延長一里二十七町十二間路幅一間五分なり。地勢は全部山地より成り、亭々たる老杉路面を掩ひ、東進するに隨ひ阪路次第に急峻なり。

磐船街道　北河内郡牧方町大字岡なる國道第二號路線より起り、稍東南に進み牧野村川越村を過ぎ同村大字茄子作に於いて東高野街道と交叉し、磐船村大字私市和河國界より奈良縣生駒村に入りて清瀧街道に會合せり。延長三里壹町五十五間、路幅約壹間九分にして、地勢は起點より磐船村に至るの間は專天野川の堤塘に凭りて路面平坦なりと雖、同郡大字私市以南は概山地部に屬し且溪流に沿へるを以つて少許の屈曲あるを免れず。

木津川海港路線　大阪市東區平野町四丁目に於ける安治川海口路線より起り、心齊橋、戒橋を渡りて南海鐵道難波停車場に出で、同鐵道線路と並行し南區西關屋町廣田町を過ぎ惠美須町四丁目に至り西に鐵道線路を横斷し敷津町北島町を經て同區木津町字材木置場木津川左岸に達して終はる。延長壹里二十壹町十七間、幅員約二間四分を保ち、安治川海港路線と等しく水陸交通の要路にし

て、其の大部は市内屈指の繁盛地に屬せるを以つて常に肩摩毂擊の狀あり。

孝子越街道　泉南郡北中通村大字鶴原に於ける國道第二十九號路線より起り、佐野村、田尻村、西信達村、樽井村、雄信達村、尾崎村、西鳥取村、下莊村、淡輪村等の諸村を聯結し、同郡深日村に至りて南折し孝子村大字孝子、越紀泉國境より和歌山縣海草郡に入り、以つて和歌山市に通せり。延長七里十二町四十七間、路幅約壹間八分にして、地勢は起點より深日村に至るの間は全道海岸に瀕し、二十間乃至五百間を距て路面概して平坦なり。而して海陸交通の機關具備するに拘はらず、其の交通のいまだ頻繁を極むるものは、沿道には數多の大村落を包括し、且、粉川街道支線根來街道、雄山街道井關越街道、谷川街道等其の他著名なる里道の綜合せるもの多く、之れに據りて彼我の交通を利し、以つて行旅の便を計るもの少からざるに因る、尾崎村以北は路面平坦なれども屈曲甚しく、同村以南は概して丘阜或ひは山岳に屬し、高低曲折亦前程の比にあらず。

牧方街道　本街道は北河內郡牧方町大字三ッ矢に於ける國道第貳號路線に起り、淀川渡船により、て三島郡に入り、大冠村大字大塚にて茨木街道に接觸し、淀川左岸堤塘によりて同村大字中小路に下り、高槻村を經て同郡芥川村大字芥川に至り是に國道第三號路線に聯絡す。延長壹里貳拾町五拾九間、地勢は略前島街道に等しく、幅員約貳間を保てり。

河內街道　北河內郡牧方町大字伊加賀に於ける國道第貳號路線より起り、蹉跎村友呂岐村、豐野村、甲可村、四條村、住道村及び中河內郡東六鄕村、西六鄕村、意岐部村、玉川村、若江村、八尾村等の諸村を點綴し、同郡龍華村大字安中八尾停車場に至りて終はる。延長五里三十二町十七間、路幅約八尺、地勢概ね平坦にして北、中河內郡中樞の區を聯拘する要路なれども、左右曲折多くして稍紆回する嫌なきにあらず。

守口街道　北河內郡守口町大字守口にて國道第二號路線より分岐し、同郡門眞村、大和田村、四宮村、寢屋川村等の諸村を聯絡し、同郡甲可村大字中野に於いて東高野街道に接續せり。延長壹里三拾貳町貳拾五間にして、地勢は始終田圃を貫通せるを以つて路面平夷なれども、左右屈折する所多く又低濕の地たるを免れず。

千早街道　南河內郡赤阪村大字森屋に於ける富田林街道より起り、同郡千早村大字千早峠國界より奈良縣宇智郡五條町に通ずるものなり。延長四里十二町六間、地勢は金剛葛城山脈を橫斷せるを以つて急峻、且、狹隘なりとす。

根來街道。　泉南郡樽井村なる孝子越街道より起り、北信達村大字牧野に於いて國道第二十九號路線を橫斷し、同郡東信達村大字葛畑紀泉國界より和歌山縣海草郡に移れり。延長二里十町三十二間、地勢の概界は起點より北信達村に至る間は多く山麓の平野に屬し交通敢て支障を感せざれども、其の以南國界に至るの間は金熊寺川の谿流に沿ひて蜿蜒曲折せる所あるを以つて、難道の部を免るべからざるが如し。

（一）補助里道起終點經過地名表（三十四年末調）

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
一等補助里道	牛滝街道	泉北郡山滝村大字大津	泉北郡山滝村泉南郡山直上村、山直下村、南掃守村、沼野村、岸和田町	泉南郡岸和田町國道第廿九號路線	四・〇三
同	雄山街道	泉南郡東鳥取村大字山中	泉南郡東鳥取村、尾崎村	泉南郡尾崎村假定縣道孝子越街道	一・〇四
同	箕面街道	豐能郡豐中村大字新免假定縣道能勢街道	豐能郡豐中村、櫻井谷村、箕面村、	豐能郡箕面村大字平尾勝尾寺街道	一・二七
同	大津街道	南河內郡長野村大字長野假定縣道四高野街道	南河內郡長野村、高向村、天野村、泉北郡東橫山村、西橫山村、南池田村、北池田村、郷荘村、國府村、穴師村、大津村	泉北郡大津村國道第廿九號路線	五・一三

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
一等補助里道	和泉街道	南河內郡幾長村大字登日假定縣道竹內街道	南河內郡幾長村、喜志村、平尾村、狹山村、野田村、大草村、泉北郡東陶器村、欠世村、八田莊村、鷲田村	泉北郡鷲田村大字草部假定縣道炙鳥街道	四・三五町
同	水間街道	泉南郡西葛城村大字番原葛城街道	泉南郡西葛城村、木島村、麻生郷村、貝塚町	泉南郡貝塚村大字中國道第廿九號路線	三・一七
同	北八尾街道	東成郡南新開莊村大字大今里假定縣道暗越奈良街道	東成郡南新開莊村、小路村、中河內郡布施村、長瀨村、久寶寺村、八尾村	中河內郡八尾村大字大信寺新田假定縣道八尾街道	一・三二
同	中高野街道	南河內郡三都村大字茶臼木假定縣道西高野街道	南河內郡三都村、狹山村、平尾村、丹比村、丹南村、中宅村、三瓜破村、東成郡喜連村、平野郷村、東成郡北野村、鶴橋村	東成郡鶴橋村大字東小路	六・〇四
同	下高野街道	南河內郡田村大字北野田廿山街道	南河內郡田尻村、歌垣村、小曾根村、豐能村、三島郡千里村、吹田村、西陶器村、久世村、深井村、西百舌鳥村、北河內郡布施村、天王寺村	東成郡天王寺村大字天王寺大阪市界	四・〇三
同	龜能街道	豐能郡田尻村大字下田假定縣道豐能郡中豐島村大字服部	豐能郡田尻村、歌垣村大字吉野假定縣道能勢街道	豐能郡歌垣村大字吉野假定縣道能勢街道	一・二三
同	吹田街道	假定縣道能勢街道大字鉢ヶ	豐能郡中豐島村大字服部假定縣道龜岡街道	三島郡吹田村大字吹田假定縣道龜岡街道	一・一三
同	東上神谷街道	泉北郡上神谷村大字茄子	泉北郡上神谷村、西陶器村、久世村、深井村、西百舌鳥村、北河內郡布施村	北河內郡布施村大字東足代假定縣道暗越奈良街道	四・〇六
同	山根街道	北河內郡川越村大字茄子假定縣道東高野街道	北河內郡川越村、交野村、津村、菅原村	交野郡交野村大字倉治假定縣道岡街道	二・一八
同	小阪街道	北河內郡庭窪村大字佐太國道第二號路線	北河內郡庭窪村、門真村、古宮村、諸堤村、今津村、中河內郡北江村、楠根村、意岐部村、小阪村、瓢力村、八尾村	中河內郡八尾村大字八尾假定縣道河內街道	四・一八
同	高槻街道支線	西成郡豐里村大字菅原假定縣道龜岡街道	西成郡豐里村、新莊村、大道村、中島村、三島郡味生村、島飼村、三ヶ牧村、如是村、大冠村、高槻村	三島郡高槻村大字高槻假定縣道高槻街道	四・〇五
同	枝切街道	三島郡茨木町大字茨木假定縣道高槻街道	三島郡茨木町、玉櫛村、宮島村、島飼村	三島郡高槻村大字高槻假定縣道高槻街道支線	二・三三
同	住吉街道	東成郡長居村大字寺岡假定縣道八尾街道	東成郡長居村、墨江村、住吉村	東成郡住吉村國道第廿九號路線泉尾	二三
同	葛城街道	泉南郡東葛城村大字塔原管轄界	泉南郡東葛城村、南眞香村、土生郷村、岸和田村、岸和田濱町	岸和田市大字和田港灣	四・一六
同	十三街道	中河內郡布施村大字東足假定縣道暗越奈良街道	中河內郡布施村、小阪村、若江村、西郡村、三野郷村、立花村、北島村	中河內郡北島村大字神立花村乾界	三・〇三
同	茨木街道支線	三島郡茨木町大字槻木假定縣道茨木槻街道	三島郡茨木町、三島村、安威村	三島郡安威村大字安威妙見街道	二・〇六
同	粉川街道支線	泉南郡南大川村大字土丸假定縣道粉川街道	泉南郡大土村、日根野村、佐野村	泉南郡佐野村大字佐野假定縣道孝子越街道	一・二六
同	田邊街道	泉北郡河內郡氷室村大字尊延寺管轄界	泉北郡河內郡氷室村、泉田村、山田村、牧野村	泉北郡牧野村大字禁野假定縣道岩船街道	二・二二
同	野間街道	豐能郡東能勢村大字余野假定縣道岡街道	豐能郡東能勢村、東郷村	豐能郡東郷村大字野間中假定縣道能勢街道	一・〇四
同	明月峠街道	豐能郡松根莊村大字森上假定縣道丹州街道	豐能郡松根莊村、西郷村、田尻村、東郷村	豐能郡東郷村大字野間出假定縣道能勢街道	一・二九

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
同	牛滝街道支線	泉北郡山滝村大字內畑手泉北郡南横山村大字父鬼假定縣道父鬼街道大字水分	泉北郡山滝村、泉南郡東葛城村、大島村、能取村、北中通村、南松尾村、山滝村、泉南郡東葛城村、南有眞香村、南掃守村、岸和田村、岸和田町、岸和田濱町、南河內郡赤阪村、中村、白木村、石川村、磯長村、駒ヶ谷村、古市村	泉北郡鷲田村大字草部假定縣道炙鳥街道	三・二五
同	父鬼街道支線	泉北郡南横山村大字父鬼假定縣道父鬼街道大字水分	泉北郡南横山村、南松尾村、山滝村、泉南郡東葛城村、南有眞香村、南掃守村、岸和田村、岸和田濱町、南河內郡赤阪村、中村、白木村、石川村、磯長村、駒ヶ谷村、古市村	泉北郡鷲田村大字草部假定縣道炙鳥街道	四・〇二
同	東古市街道	南河內郡赤阪村大字分寺管轄界	南河內郡赤阪村、中村、白木村、石川村、磯長村、駒ヶ谷村、古市村	南河內郡古市村大字古市假定縣道岸內街道	一・二九
同	大和田街道	西成郡大船村大字蒲島假定縣道尼ヶ崎街道	西成郡大船村、蒲島村、蘆洲村	西成郡蘆洲村大字浦江大	一・三五
同	佐備街道	南河內郡川上村大字寺元大澤街道	南河內郡川上村、東條村、大伴村	南河內郡大伴村大字中田假定縣道窟田林街道	一・三五
同	大澤街道	南河內郡川上村大字石川管轄界	南河內郡川上村、長野村	南河內郡長野村大字長野假定縣道東高野街道	三・〇五
同	谷川街道	泉南郡深日村假定縣道孝感街道	泉南郡深日村、多奈川村	泉南郡多奈川村大字谷川港灣	二四
同	眞上街道	三島郡清水村大字原管轄界	三島郡清水村、芥川村	三島郡芥川村大字芥川國道第三號路線	二・一六
同	清阪街道	三島郡福井村大字福井假定縣道龜岡街道	三島郡福井村、西河村、見山村	三島郡見山村大字清阪管轄界	二・一三
同	瀧畑街道	南河內郡市新野村大字市假定縣道東高野街道	南河內郡市新野村、長野村、高向村	南河內郡高向村大字瀧畑管轄界	三・一五
同	井關越街道	泉南郡東鳥取村大字畑管轄界	泉南郡東鳥取村、尾崎村	泉南郡尾崎村假定縣道孝子越街道	二・〇一
同	廿山街道	南河內郡錦部村大字錦部假定縣道東高野街道	南河內郡錦部村、川西村、狹山村、野田村、日置莊村、大草村	南河內郡大草村大字奥茶屋假定縣道西野街道	三・〇〇
同	瀨川街道	豐能郡箕面村大字瀨川國道第三號路線	豐能郡箕面村、北豐島村	豐能郡北豐島村大字井口堂假定縣道能勢街道	〇五
同	勝間街道	西成郡粉濱村國道第廿九號路線	西成郡粉濱村、勝間村、今宮村	西成郡今宮村大阪市界	一・一二
同	立石越街道	中河內郡中高安村大字山畑管轄界	中河內郡中高安村、八尾村	中河內郡八尾村大字東郷假定縣道八尾街道	一・一九
同	平野街道	中河內郡長瀨村大字吉松新田北八尾街道	中河內郡長瀨村、加美村、平野郷村	東成郡平野町大字平野西成郡北八尾街道	三三
同	蒲田街道	西成郡北中島村大字蒲田假定縣道中島村大字蒲田	西成郡北中島村、豐能郡小曾根村、西成郡西中島村	西成郡西中島村大字蒲田假定縣道中島村大字蒲田	一・〇三
同	小野原街道	三島郡豐川村大字小野原國道第三號路線	三島郡豐川村、山田村、味舌村	三島郡味舌村大字味舌上假定縣道龜岡街道	一・二五
同	字治街道	北河內郡管原村大字長尾管轄界	北河內郡管原村、山田村、牧野村	北河內郡牧野村大字禁野國道第二號路線	二・〇〇
同	飯街道	東成郡古市村大字森小路東成郡第二號路線	東成郡古市村、清水村、坂本村、北河內郡今津村、中河內郡高井田村、東成郡南新開莊村	東成郡南新開莊郡大字深江村定縣道暗越奈良街道	二・〇一
同	和氣街道	泉南郡山直上村大字包近牛滝街道	泉南郡山直上村、山直下村、泉北郡國府村	泉北郡國府村大字非ノ口假定縣道小栗街道	一・〇六
同	岸和田街道	泉北郡國府村大字和氣假定縣道小栗街道	泉北郡國府村、忠岡村、泉南郡八木村、北掃守村、沼野村、泉南郡岸和田町	泉南郡岸和田町大字亀松國道第廿九號路線	一・一三
同	土生郷街道	泉南郡西葛城村大字三ヶ山	泉南郡西葛城村、土生郷村、麻生郷村、岸和田村、岸和田町	泉南郡岸和田町大字岸和田國道第廿九號路線	一・二六
二等補助里道	久寶寺街道	中河內郡瓜破村大字東瓜破中高野街道	中河內郡瓜破村、長吉村、龍華村、久寶寺村、長瀨村	中河內郡長瀨村大字大蓮北八尾街道	一・一九
同	三田街道	豐能郡歌垣村大字杉原管轄界	豐能郡歌垣村、四郷村、枳根莊村	豐能郡枳根莊村大字山田管轄界	三・二八

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
二等補助里道	伊丹街道	豐能郡麻田村大字走井管轄界	豐能郡麻田村、豐中村	豐能郡麻田村大字櫻塚假定縣道	一・〇四
同	勝尾寺街道	豐能郡東能勢村大字川尻假定縣道	豐能郡東能勢村、止々呂美村、三島郡濟溪村、豐川村、豐中村、豐能郡能勢村、豐能郡能野田村、豐能郡東横山村、美木多村、上福谷村	豐能郡能勢村大字新免假定縣道	七・〇二
同	美木多街道	南河內郡高岡村大字滝畑	南河內郡瀧畑、三島郡新田村、泉北郡鶴田村	泉北郡鶴田村大字草部假定縣道	三・二四
同	山家街道	三島郡第三號路線大字太田國	三島郡三島村、阿武野村、富田村	三島郡富田村富田街道	一八
同	馬場街道	三島郡濟咋村大字馬場假定縣道	三島郡濟咋村、三ヶ枝村	三島郡三ヶ牧村大字三島江	一・〇一
同	俊德街道	東成郡小路村大字腹見北	東成郡小路村、中河內郡巽村、北河內郡鶴橋村、生野村	東成郡生野村大字國府大阪市界	三五
同	信達街道	八尾街道	泉南郡西鳥取村、東鳥取村、雄信達村、北信達村	泉南郡西鳥取村大字市場	一・一三
同	住道街道	泉假定縣道第廿九號路線	中河內郡日根市村、北河內郡住道村	泉南郡第廿九號路線	二・一三
同	柏原街道	中河內郡孝子越街道大字善	中河內郡大戸村、東六鄕村、北江村	北河內郡住道村大字御供	一・二六
同	德庵街道	中河內郡日根市村大字善	中河內郡大戸村、東六鄕村、北江村	南河內郡古堤村大字柏原假定縣道	二・一三
同	桑津街道	東成郡生野村大字林寺假定縣道	東成郡土野村、鶴橋村、	東成郡鶴橋村大字鴻池	一・二六
同	北河內街道	北河內郡奈良街道大字燈油假定縣道	北河內郡水本村、甲可村、庭窪川村、四宮村、四條村、	北河內郡水本村大字奈良假定縣道	一・二一
同	丹波街道	南河內郡加賀田村大字加賀田假定縣道	南河內郡加賀田村、三日市村、長野村	南河內郡加賀田村大字長野假定縣道	二・二二
同	岩湧街道	南河內郡水本村大字庭屋	南河內郡水本村、星田村、岩船村	南河內郡水本村大字長野假定縣道	二・一四
同	南山根街道	北河內郡水本村大字庭屋	北河內郡水本村、八木村、山直下村、泉北郡北松尾村、	泉南郡北掃守村大字細花假定縣道	三・一〇
同	久米田街道	泉南郡第廿九號路線大字掃守	泉南郡北掃守村、南池田村	泉南郡南池田村大字阪國假定縣道	一・三〇
同	薩阪街道	北河內郡氷室村大字杉山	北河內郡氷室村、菅原村、山田村、招提村、牧野村	北河內郡二番路線牧野村大字私部	一・三五
同	私部街道	北河內郡川越村大字村野假定縣道	南河內郡川越村、磐船村、交野村	北河內郡二番路線交野村大字私部	二・〇二
同	穴虫街道	南河內郡磯長村大字春日	南河內郡磯長村、駒ヶ谷村	南河內郡管轄界	二五
同	菱江街道	南河內郡牧岡村大字四條假定縣道	中河內郡牧岡南村、英田村、玉川村、四六鄕村、北江村	小阪假定縣道竹ヶ谷村大字飛鳥	一・二七
同	天野街道	南河內郡高向村大字日野	南河內郡高向村、天野村、三都村、泉北郡東陶器村	中河內郡補根村大字橘本	四・三三
同	大ヶ塚街道	瀧畑街道大字長野	南河內郡長野村、彼方村、大伴村、石川村	泉北郡東陶器村大字福田假定縣道	一・三五
同	大苗代街道	大阪市北信達村大字苗代假定縣道	泉南郡北信達村、西信達村	泉南郡南四信達村大字岡田塚東古川村大字大ヶ假定縣道	一七
同	平尾街道	南河內郡平尾村大字平尾假定縣道	南河內郡平尾村、丹北村、埴生村、藤井寺村、道明寺村	南河內郡孝子街道道明寺停車場	二・一三

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
同	妙見街道	三島郡芥川村大字都家國	三島郡芥川村、阿武野村、石河村、清溪村	三島郡濟溪村大字泉原假定縣道	二・一四
同	福井街道	三島郡三島村大字田中炎	三島郡三島村、安威村、福井村	三島郡福井村大字福井假定縣道	〇・二四
同	柳谷街道	三島郡三島村大字代尺管轄界	三島郡島本村	三島郡島本村大字山崎淀	一・〇九
同	横關街道	豐能郡小曾根村大字小曾根	豐能郡小曾根村、豐津村、西成郡北中島村、西中島、豐崎村	西成郡豐崎村大字南長柄	一・二五
同	五箇莊街道	泉北郡五ヶ莊村大字船堂	泉北郡五ヶ莊村、中河內郡尺美村、三宅村	中河內郡三宅村中高野街道	一・〇六
同	石橋街道	假定縣道豐能郡豐能町大字石橋	豐能郡北豐島村、櫻井谷村、豐中村	豐能郡豐中村大字新免莫	〇・二二
同	太子街道	中河內郡龍華村大字植松	中河內郡龍華村、三木本村、南河內郡太田村、柏原村、	南河內郡古市村大字審田假定縣道	二・〇三
同	道祖本街道	八尾街道停車場大字粟生勝	道明寺村、古市村	三島郡如是村大字芝生高	二・〇七
同	北大ヶ塚街道	三島郡豐川村大字廣瀨	三島郡豐川村、春日村、三島村、富田村、如是村、	南河內郡枚支線	二・一二
同	交野街道	南河內郡西高野街道	南河內郡西浦村、喜志村、石川村、白木村、河內村	南河內郡富田林街道	二・一二
同	豐里街道	假定縣道東成郡欽道支線	北河內郡九ヶ莊村、友呂岐村、豐野村、川越村	北河內郡山根街道	二・〇五
同	野里街道	北河內郡九ヶ莊村大字黑原	北河內郡九ヶ莊村	作山根街道	一・〇九
同	大島街道	四條假定縣道大字北大道	四條假定縣道、高槻市、欽道支線	西成郡豐里村大字菅原假定縣道	一・〇九
同	吳服街道	高槻市成欽道大字野里假	高槻市、島村大字野里假	西成郡鷺洲村大字海老江	一・〇四
同	第三號路線	泉北郡八田莊村大字家原	泉北郡八田莊村、鳳村、濱寺町	大阪市界	三一
同	豐能郡壹野街道	豐能郡壹野村大西宿國道	豐能郡壹野村、箕面村、秦野村、池田町	豐能郡第廿九號街道	一・一九
同	阿部野街道支線	中河內郡矢田村大字富田	中河內郡矢田村、東成郡俣羅村、長居村、天王寺村	東成郡天王寺村大字天王	一・一五
同	濱寺街道	下高野街道	中河內郡東陶器村、深井村、蹤尾村、濱寺村	泉北郡第廿九號路線大字船尾國	一・三二
同	西高野街道支線	泉北郡東陶器村大字福田	泉北郡東陶器村、西百舌鳥村、柚松村、向井村、堺市	堺市甲斐町國道第廿九號	三〇
同	吉川街道	泉北郡百舌鳥村大字梅假定縣道	泉北郡中百舌鳥村、	假定縣道豐能郡東鄕村大字野間中	一・六
同	野田街道	豐能郡吉川村管轄界	豐能郡吉川村東鄕村	東成郡天王寺村大字蒲生大	一・一七
同	庚申街道	北河內郡今津村大字今津	北河內郡今瀧村、東成郡樋本村、蛯江村	阪市界	二・一一
同	中道街道	中河內郡長吉村大字川邊假定縣道	中河內郡長吉村、矢田村、東成郡南百濟村、田邊村、天王寺村	東成郡天王寺村大字天王寺	〇六
同	宮田街道	東成郡天王寺村大字天下茱屋國道第廿九號路線	東成郡天王寺村、西成郡今宮村	大阪市界	一・三五
同	北大和街道	三島郡濟咋村大字目垣馬	三島郡濟咋村、富田村、阿武野村、芥川村、濟水村	西成郡今宮村大阪市界	一・二六
同	玉軒屋街道	北河內郡氷室村大字杉山邊街道	北河內郡氷室村、菅原村、招提村、牧野村	三島郡濟水村大字萩谷丹波街道	二二
同	脊日街道	南河內郡川西村大字廿山假定縣道	南河內郡川西村、狹山村	北河內郡牧野村大字牧野第二號路線	一・二六
		北河內郡牧野村大字禁野田邊街道	北河內郡牧野村、川越村、津田村	南河內郡狹山村大字狹山廿山街道	二二
				北河內郡津田村大字津田津田停車場	一・一六

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
二等補助里道	東天野街道	南河內郡河內村大字上河內北ヶ塚街道	南河內郡河內郡中村、東條村、彼方村、錦部村、市新野村、天野村	南河內郡天野村大字天野	四・〇二
同	三國街道	三島郡新田村大字上新田	三島郡新田村、豐能郡小曾根村、庄內村	豐能郡庄內村大字猿江假道	一・二六
同	本庄街道	四成郡四中島村大字柴島	四成郡四中島村、豐崎村	四成郡豐崎村大字本庄大道	一・一九
同	北信貴街道	假定縣龜岡街道	中河內郡中高安村、八尾村	阪市界	一・一九
同	南信貴街道	中河內郡興寺管界	中河內郡堅下村、柏原村	中河內郡八尾村大字八尾	
同	平石街道	假定縣東高野街道	南河內郡大伴村大字南大伴	假定縣道八尾街道	〇六
同	四條街道	南河內郡大字田林街道	南河內郡柏原村大字柏原	南河內郡柏原村大字平石	一・三〇
同	葛城街道支線	假定縣道窯田林街道	假定縣道窯田林街道東小	北河內郡甲可村大字南野	三一
同	沼野街道	阪街道	假定縣道內街道	假定縣道內街道	
同	松尾街道	葛城街道	假定縣道麻生鄉村大字海塚	泉南郡有眞香村大字眞上	一・〇四
同	陶器街道	泉南郡有眞香村大字眞上	泉南郡有眞香村、土生鄉村、麻生鄉村	泉南郡沼野村大字野岸和田停車場	〇五
同	百濟街道	泉北郡岸和田町大字北國道第廿九號線	泉北郡岸和田町、沼野村	泉北郡南松尾村、北松尾村、鄉莊村	二・〇五
同	順禮街道	泉北郡南松尾村大字春木川父兄街道	泉北郡南松尾村、北松尾村、鄉莊村	泉北郡南松尾村、久世村、深井村、西百舌鳥村	一・三二
同	古城街道	泉北郡西陶器村大字高藏寺高藏寺門前	泉北郡西陶器村、久世村、深井村、西百舌鳥村	東成郡長居村、田邊村、北百濟村、平野鄉町	一・〇七
同	杉山街道	東成郡古市村大字南島國道第二號線	東成郡古市村、槇並村、鮫江村、北新開莊村、中木村	南河內郡藤井寺村、古市村、四浦村、喜志村、富田林町	一・一九
同	野中街道	南河內郡垣生村大字伊賀平尾街道	南河內郡垣生村、藤井寺村	泉南郡岸和田村、岸和田町	四
同	廿山街道支線	天野街道	南河內郡三都村、狹山村	東成郡古市村、槇並村、鮫江村、北新開莊村、中木村	一・〇〇
同	千里街道	三島郡千里村大字岩室	三都村、千里村、吹田村	南河內郡垣生村、藤井寺村	一一
同	貝塚停車場道	泉南郡具塚町大字具塚中水間街道	泉南郡具塚町、北近義村	假定縣道古市街道	一一
同	八尾街道支線	北河內郡星田村大字久寶寺村	中河內郡久寶寺村、龍華村	南河內郡狹山村廿山街道	三一
同	東牧方街道	假定縣道八尾街道	北河內郡星田村、牧野村、牧方町	三島郡吹田村吹田停車場	〇四
同	津守街道	假定縣道	假定縣道	泉南郡具塚町國道第廿九號線	一〇
同	四上神谷街道	東成郡田邊村、大字南田邊百濟街道	北河內郡牧方町大字岡國道第二號路線	假定縣道河內華村大字植松	一・二一
同	庭井街道	天野街道	天野村大字下里	四成郡勝間村四信吉街道	三〇
		泉北郡五ヶ莊村大字庭井大和川堤防	泉北郡五ヶ莊村、向井村、堺市	泉北郡神石村大字市假定縣道小栗街道	三・一三
				堺市神明町國道第廿九號路線	一・〇八

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
同	石原街道	南河內郡黑山村大字黑山	南河內郡黑山村、南八下村、金岡村	南河內郡金岡村大字金岡	
同	三鄉街道	北假定縣道內街道	北河內郡竹內街道	假定縣道三鄉村大字高瀨	一・三六
同	楠葉街道	阪街道	北河內郡麻生鄉村、門眞村、三鄉村、	北河內郡樟葉大字楠葉	二・二
同	大井園街道	北河內郡山田村大字田口	北河內郡山田村、招提村、樟葉村	北河內郡國道第二號路線	一・二三
同	伊丹街道支線	泉南郡高野街道	泉南郡田尻村大字嘉祥寺	泉南郡田尻村大字嘉祥寺	一・一四
同	乙辻街道	假定縣道東成郡長居村大字岡假	假定縣道長居村、田邊村、北百濟村、平野鄉町	假定縣道子孝街道井假	
同	嶋通街道	豐能郡麻田村大字走井、	豐能郡麻田村、上鄉村、長瀧村、南中通村、田尻村	豐能郡豐島村大字福井	二八
同	我孫子街道	三島郡味生村大字別府高槻街道支線	三島郡味生村、味舌村、三宅村	豐能郡豐島村大字越道	
同	岡部街道	泉南郡上ノ鄉村篠橋	泉南郡岸和田村葛城街道	假定縣道三島郡岡村大字乙辻假	二・二一
同	高石街道	中河內郡矢田村大字住道	中河內郡矢田村、東成郡俠羅村、黑江村、住村	假定縣道三島郡宅村大字宅	
同	東上神谷街道支線	泉北郡上神谷街道第廿九號路線	泉北郡高石村、鳥田村	泉南郡鳥村大字別府高槻街道	三三
同	粉川街道支線	泉南郡熊取村大字朝代假	泉南郡熊取村、南近義村	假定縣道第廿九號路線	一・一四
同	貝塚街道	定縣道粉川街道	泉南郡麻生鄉村、具塚町	泉南郡具塚町國道	一・二六
同	津田街道	泉南郡麻生鄉村大字久保	泉南郡麻生鄉村、山田村、津田村	北河內郡津田村大字津田	一・〇四
同	槇尾街道	北生鄉村大字槇尾	北河內郡牧野村、山田村、津田村	北河內郡牧野村大字牧野	一・一〇
同	四住吉街道	泉北郡東橫山村大字槇尾山	泉南郡橫山村、西橫山村	南河內郡北八下村、金岡村、南八下村	一・九
同	江口街道	四成郡濱粉村國道第廿九號路線	四成郡粉濱村、勝間村、今宮村	三島郡新田村、山田村、春日村、茨木村	
		四成郡中島村大字江口高槻街道支線	四成郡中島村、大道村、新莊村	北河內郡三鄉村、東百舌鳥村、南河內郡日置莊村、南八下村、黑山村、丹比村、高鷲村、植生村、中河內郡惠我村、三木本村	二・一二
				泉北郡深井村、黑山村、丹比村、高鷲村、植生村、中河內郡惠我村、三木本村	三・二九
				泉南郡大土村、木島村	二・一〇
				泉南郡木島村、麻生鄉村	一八
				泉北郡東橫山村、西橫山村	三二
				四成郡粉濱村、勝間村、今宮村	二〇
				四成郡中島村、大道村、新莊村	二二

種類	名稱	起點地名	經過地名	終點地名	里程
三等補助里道	長柄街道	西成郡中津村大字光立寺	西成郡中津村、豐崎村	西成郡豐崎村大字北長柄	一町一六
同	妙見街道支線	國道第廿六號路線	三島郡石川村、見山村	假定縣道島岡街道	二六
同	丹州街道支線	三島郡石川村大字桑原妙見街道	大字車作管	三島郡石川村大字車作管	二六
同	碧田街道	豐能郡松根莊村大字今西	豐能郡松根莊村大字上杉	豐能郡松根莊村大字上杉	一〇二
同	山本街道	假定縣道丹州街道	南河內郡大田村、志紀村	南河內郡大田村大字田井	二〇
同	木村街道	南河內郡大字沼太	中河內郡布施村小阪村、若江村、三野鄉村、英田村	中河內郡布施村大字菱屋	二〇
同	堅上街道	中河內郡布施村大字菱屋	南河內郡若江村三野鄉村、池島村、牧岡南村	假定縣道奈良街道	二〇八
同	東吹田街道	假定縣道奈良街道	中河內郡堅上村大字峠管	中河內郡堅上村大字峠管	三〇
同	櫻塚街道	中河內郡堅上村大字峠管	三島郡味舌村大字下乙辻	假定縣道奈良街道	一〇四
同	高槻街道北支線	三島郡味舌村大字下乙辻	豐能郡豐島村大字利倉	三島郡吹田村龜岡街道	三一
同	大津街道支線	豐能郡豐島村大字利倉	三島郡如是村大字左所假	豐能郡豐能郡櫻塚假	二五
同	信長街道	三島郡如是村大字左所假	南河內郡高槻街道	假定縣道枚方町大字上田部	〇九
同	葉室街道	假定縣道枚方町大字上田部	南河內郡高向村大字高向	假定縣道枚方街道	三三
同	三八街道	南河內郡高向村大字高向	大津街道四條畷村大字元	南河內郡大澤街道	二四
同	上和泉街道	泉南郡四條畷村大字元	泉南郡取村大字布手	泉南郡東鳥取村大字自然	一〇三
同	枚方街道支線	假定縣道孝子越街道	南河內郡山田村、磯長村、石川村、大伴村	南河內郡山田村大字中	三〇
同	百舌鳥街道	南河內郡山田村假定縣道	中河內郡三野鄉村、八尾村	中河內郡三野鄉村大字流根	二四
同	四十箇街道	竹ノ內街道	泉北郡上神谷村、美木多村、北池田町	泉北郡上神谷村大字伏屋	二〇〇
同	東松尾街道	泉北郡上神谷村大字畑天	三島郡大冠村、五領村、島本村	假定縣道北池田村大字伏屋	二〇
同	交野街道支線	三島郡野殿街道	泉北郡東百舌鳥村、中百舌鳥村	三島郡島本村大字鳴瀬淀	一〇四
同	垣內街道	枚方街道	北河內郡友呂岐村、蹉跎川村、四宮村	泉北郡百舌鳥村大字梅	一〇四
同	塚原街道	三島郡大冠村大字野中假	泉北郡南松尾村、南池田村、北池田村	假定縣道西高野街道	一〇四
同	中信貴街道	泉北郡東百舌鳥村大字土	北河內郡川越村、友呂岐村	北河內郡四條畷村大字伏屋	一〇四
同	中島街道	北河內郡四條畷村大字呂岐	中河內郡高安村、暗川村	假定縣道北河內郡父鬼街道大字郡	一〇四
同	假定縣道竹ノ內街道	北河內郡友呂岐村大字太	假定縣道東高野街道	假定縣道河內郡恩智川村大字柏假	二九
同	奈良街道	間國道第二號路線	三島郡阿武野村、三島村	三島郡三島村大字太田國	一〇
同	西高野街道	泉北郡南松尾村大字春木	中河內郡高安村	中河內郡高安村大字	一〇
同	丹州街道	北河內郡川越村大字茄子	中河內郡堅上村、南高安村	中河內郡堅上村大字里國	三五
同	小栗街道	交野街道	西成郡神島村、歌島村、神津村	西成郡神島村大字今里國	二八
同	能勢街道	假定縣道東高野街道		假定縣道東高野街道第二十六號路線	

(二) 道路改修著名之工事 (三十四年度調)

名稱	工事種類	郡市名	町村名、工費	竣功年月
假定縣道竹ノ內街道	改修	南河內郡	磯長村	五、七九二・三二二 円 明治十五年十月
同 奈良街道	同	東成郡	天王寺村外三ヶ村	六、二〇四・五五五 同 十九年五月
同	同	同	天王寺村	三五五・九〇六 同 二十年十二月
同	同	南河內郡	國分村	三〇九・五〇〇 同 二十年七月
同	同	同	柏原村外三ヶ村	九、九二四・四五二 同 二十年十二月
同 西高野街道	同	同	加賀田村	六〇〇・〇六三 同 二十一年五月
同	同	同	三都村外二ヶ村	四、〇〇〇・三三八 同 二十四年五月
同	同	同	市新野村外二ヶ村	四、一〇〇・九七二 同 二十五年十一月
同	同	同	長野村	四、七八三・六二八 同 二十七年五月
同	同	同	三日市村外一ヶ村	六、二四三・八二五 同 二十八年四月
同	同	同	三日市村	五、四六七・一一八 同 三十一年四月
同	同	同	三日市村外一ヶ村	七、三〇〇・〇〇〇 同 三十二年三月
同 丹州街道	同	豐能郡	枳根莊村	九五八・九八二 同 二十一年五月
同	同	同	柏原村外三ヶ村	二、一〇〇・九六七 同 二十一年十月
同	同	同	加賀田村	一、七四六・九八三 同 二十二年四月
同	同	同	市新野村	一、一七九・七一三 同 二十三年五月
同 小栗街道	同	同	同	三六三・〇〇〇 同 二十三年十一月
同	同	同	同	二、二九五・〇〇〇 同 二十九年二月
同	同	同	同	五、七四〇・七〇〇 同 三十三年五月
同	同	同	同	一六二・三〇〇 同 二十三年九月
同	同	同	同	二、九三五・九七六 同 二十三年十月
同 能勢街道	同	豐能郡	豐中村外二ヶ村	二、九七〇・八四九 同 二十九年五月

名稱	工事種類	郡市名	町村名	工費	竣功年月
假定縣道丹州街道	改修	豐能郡	中豐島村	一八四・一七四	明治二十七年十二月
同 古堤街道	同	北河內郡	住道村外一ヶ村	五一八・四六六	同 二十四年五月
同	同	東成郡	鉰江村	一、九一六・七四一	同 二十七年四月
同	同	北河內郡	諸堤村外三ヶ村	四、六二九・七一四	同 三十年十二月
同 龜岡街道	同	三島郡	清溪村	二九九・三七四	同 二十四年五月
同	同	同	同	二、七〇五・五二三	同 二十五年十一月
同	同	同	清溪村外一ヶ村	四、三一一・六三一	同 二十九年三月
同	同	同	福井村	六、九四五・五六八	同 三十一年四月
同	同	同	清溪村外一ヶ村	九、二四〇・〇〇〇	同 三十二年七月
同	同	豐能郡	東能勢村	九、七三七・六四七	同 三十四年一月
同 八尾街道	同	中河內郡	久寶寺村外二ヶ村	九、七三五・一三六	同 三十四年十一月
同	同	同	西浦村外三ヶ村	六八三・七二〇	同 二十四年五月
同 東高野街道	同	南河內郡	古市村	一、九二九・二九一	同 二十四年五月
同	同	同	甲可村	一、〇二一・四八〇	同 二十七年十二月
同	同	北河內郡	錦部村外三ヶ村	八〇〇・八五四	同 二十八年四月
同	同	南河內郡	柏原村	六、一二四・二一五	同 二十九年四月
同	同	同	堅下村	一、五七四・二四一	同 三十四年八月
同	同	中河內郡	下莊村外二ヶ村	一、六八六・四二三	同 二十四年六月
同 孝子越街道	同	泉南郡	四島取村外三ヶ村	五、九九三・七八三	同 二十八年五月
同	同	同	北中通村外二ヶ村	六、五二六・一六〇	同 二十九年五月
同	同	同	田尻村外四ヶ村	七、三一二・二八六	同 三十一年八月
同	同	同	下莊村外三ヶ村	八、〇六四・〇〇〇	同 三十二年六月
同	同	同	淡輪村外二ヶ村	二、六八八・五〇〇	同 三十三年四月
同 父鬼街道	同	泉北郡	北池田村	三、七八六・八四六	同 二十五年八月
同	同	同	南松尾村外二ヶ村	六、五五〇・〇〇〇	同 三十一年八月
同	同	同	南横山村	四、三八四・〇〇〇	同 三十二年二月
同	同	同	同	七、四五〇・〇〇〇	同 三十二年十二月
同	同	同	同	三、二五三・七九一	同 三十四年五月
同 暗越余良街道	同	東成郡	玉造町	九四六・七八八	同 二十五年十月
同 余野街道	同	豐能郡	東能勢村	一、九七七・二五〇	同 二十五年十一月
同 河內街道	同	中河內郡	八尾村外三ヶ村	一、七三〇・九一四	同 二十八年三月
同 長尾街道	同	泉北郡	向井村	六七五・五二九	同 二十九年三月
同 富田林街道	同	南河內郡	金岡村外三ヶ村	四、三七四・〇〇〇	同 二十九年四月
同	同	同	富田林町	三、四四八・二七〇	同 三十年七月
同 粉川街道	同	泉南郡	北近義村外三ヶ村	三、三八九・八四五	同 二十九年七月
同	同	同	日根野村外一ヶ村	三、三〇九・〇三三	同 三十一年四月
同	同	同	大土村	四、三八二・九九二	同 三十四年五月
國道第廿九號路線	同	堺市	並松町	二〇六・四九五	同 二十二年二月
假定縣道淸滝街道	同	北河內郡	甲可村	六、〇一七・二三〇	同 三十三年六月
同	同	同	同	五、〇三四・三九三	同 三十四年四月

(三) 道路修築工費表

	大阪市																							
	坪數																							
	總數	坪數																						
		國道	縣道	里道																				
年度	坪				十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	廿一年度	廿二年度	廿三年度	廿四年度	廿五年度	廿六年度	廿七年度	廿八年度	廿九年度	三十年度	卅一年度	卅二年度	卅三年度
總數	六九一〇五	二二九七二	二〇八三	五六一四六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
國道	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
縣道	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
里道	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

郡

費用	新開	修繕及開新			長延及數			坪數	
寄附金	費途別 府縣費	費途別 市町村費	坪數 里程	坪數 道路	長延 里程	長延 道路	長延 道路	坪數 里程	坪數 道路
					道里	道幅	道路		
					米一以一米二以二米三以三				
					溝間上間溝間上間溝間上間				
一	一	四三五	四三五	三三〇	一	一	一	三六〇	三六〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

郡島二

及開新	長延及數坪	費繕修及開新
坪開新 里 町 園 樹 道 道 道 數	長 延 道路 道國 道里 未一以一未二以二未三以三滿間上間滿間上間滿間上間 道 道 道 數 坪 里 町 園 樹 道 道 道 數	費繕修 府 園 樹 市町村 費 費 費

那北泉

數坪	數坪 里	數坪 間	數坪 總	修繕及開新 市町村費	修繕及開新 府費	修繕及開新 國費	修繕及開新 總費	修繕及開新 附金	坪間新 市町村費	坪間新 府費	坪間新 國費	坪間新 總費	數坪繕修 里	數坪繕修 間	數坪繕修 總	坪間新 里	坪間新 間	坪間新 總	道米一
三五〇	〃	〃	〃	一五四	一二三	一二三	三五六	一	一五四	一二三	一二三	三五六	四三五	三〇八	四三五	一	三〇八	一三五	四〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

那

數坪	數坪 里	數坪 間	數坪 總	修繕及開新 市町村費	修繕及開新 府費	修繕及開新 國費	修繕及開新 總費	修繕及開新 附金	坪間新 市町村費	坪間新 府費	坪間新 國費	坪間新 總費	數坪繕修 里	數坪繕修 間	數坪繕修 總	坪間新 里	坪間新 間	坪間新 總	道米一
三五〇	〃	〃	〃	一五四	一二三	一二三	三五六	一	一五四	一二三	一二三	三五六	四三五	三〇八	四三五	一	三〇八	一三五	四〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

豐

延長	數坪 里	數坪 間	數坪 總	修繕及開新 市町村費	修繕及開新 府費	修繕及開新 國費	修繕及開新 總費	修繕及開新 附金	坪間新 市町村費	坪間新 府費	坪間新 國費	坪間新 總費	數坪繕修 里	數坪繕修 間	數坪繕修 總	坪間新 里	坪間新 間	坪間新 總	道米一
三〇八	〃	〃	〃	一四三	一二三	一二三	三五六	一	一四三	一二三	一二三	三五六	四三五	三〇八	四三五	一	三〇八	一三五	四〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

島

數坪	數坪 里	數坪 間	數坪 總	修繕及開新 市町村費	修繕及開新 府費	修繕及開新 國費	修繕及開新 總費	修繕及開新 附金	坪間新 市町村費	坪間新 府費	坪間新 國費	坪間新 總費	數坪繕修 里	數坪繕修 間	數坪繕修 總	坪間新 里	坪間新 間	坪間新 總	道米一
三五〇	〃	〃	〃	一四三	一二三	一二三	三五六	一	一四三	一二三	一二三	三五六	四三五	三〇八	四三五	一	三〇八	一三五	四〇一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

	數坪繕修 里	數坪繕修 間	數坪繕修 總	坪間新 里	坪間新 間	坪間新 總	道米一
年十度五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年十度六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年十度七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年十度八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年十度九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年二十度一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年廿度九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年卅度一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年卅度二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年卅度三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

市

| 開新及費 | | | | | | | 坪数 | 坪数 | 坪数

郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場

郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場

郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場
郡	内河	道路	橋梁	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場	渡船	渡船場

| 郡内河北 | | |

北河内郡

年度	延長 延長 道里 二以上間	延長 延長 道里 一以上間未滿	延長 延長 道里 二以上間	延長 延長 道里 一以上間未滿	新開及修繕坪數 新開坪數 總數	新開及修繕坪數 新開坪數 國道	新開及修繕坪數 新開坪數 縣道	新開及修繕坪數 新開坪數 里道	新開及修繕坪數 修繕坪數 總數	新開及修繕坪數 修繕坪數 國道	新開及修繕坪數 修繕坪數 縣道	新開及修繕坪數 修繕坪數 里道	新開及修繕費 新開費 總費	新開及修繕費 新開費 國費	新開及修繕費 新開費 府費	新開及修繕費 新開費 市町村費	新開及修繕費 新開費 寄附金	新開及修繕費 修繕費 總費	新開及修繕費 修繕費 國費	新開及修繕費 修繕費 府費	新開及修繕費 修繕費 市町村費	新開及修繕費 修繕費 寄附金
十五年度	一、三六〇、五五	一、九九、一四	一、三三〇	〃	二、三三、五五坪				一、四二、三	一、九三、一	二、九七、七		二、五九、七円					一、四五、三					
十六年度	〃	〃	〃	〃	二、六、八五				一、一二、五	一、〇〇、四	二、四六、三		一、九〇、九					一、〇五、八					
十七年度	〃	〃	〃	〃	二、六、九六				一、〇五、五	一、〇〇、四	二、四六、三		一、五二、三					六六、三					
十八年度	〃	〃	〃	〃	八、八、九				一、一四〇	一、〇〇、五	九、九六、六		二、六六、六					一、八、三					
十九年度	〃	〃	〃	〃	四、七、三九				六、〇五、五	六、五五、五	四、六一、九		五、四〇、〇					三、六、三					
二十年度	〃	〃	〃	〃	四、四四、九				二、一、五	八、三、九	三、九五、五		二、六六、六					一、一、三					
廿一年度	〃	〃	〃	〃	四〇、一三、五				二、四五、四	六、五六、六	三、一二、五		五、四〇、〇					一、八〇、三					九八、八
廿二年度	〃	〃	〃	〃	三、八〇、四				二、八、三	六、一、九	二、九〇、五		三、五、三					一、五、六					
廿三年度	〃	〃	〃	〃	四、二六、六				六、〇、〇	七、三八、八	二、九、三四		七、八〇、〇					四、六、五					一、五、三
廿四年度	〃	〃	三、六、四	一、二、九	二、二、五四			一、二、九	三、三、五	四、九、一	八、〇、七		四、七、五		一、〇〇、〇			一、二、〇					
廿五年度	〃	〃	〃	〃	一、五、三、三				二、六、九	四、二、七	七、〇、七		四、七、五					一、八、三					
廿六年度	〃	〃	〃	〃	一、七、〇、五				四、八、三	一、八、九	七、〇、三		四、七、五					一、八、〇					
廿七年度	〃	〃	〃	〃	四、八、六、九				二、六、九	一、六、九	九、二、七		四、九、一					一、四、〇					
廿八年度	〃	〃	〃	〃	三、八〇、七		五〇、九	三、九、八	二、六、九	二、二、六	七、六、八		二、二、五		四、四、七			一、〇〇、九					八、九、三
廿九年度	〃	〃	〃	〃	一、九、五		一、五、五	一、九、五	二、八、六、〇	二、三、一	九、四、〇		二、二、九		四、五、〇			一、〇、〇					五、二、六
三十年度	〃	〃	〃	〃	一、五、三		一、五、三		三、六、七	三、七、一	二、六、九		二、二、五		二、八、〇			二、七、八					
廿一年度	〃	〃	〃	〃					三、七、六	七、〇、一	一、一、一		八、六、三										
廿二年度	〃	〃	〃	〃					三、五、四	一、五、七、三	一、六、五、四		一、五、七、三										
廿三年度	九四	三、八、三	〃	〃	一、三、九、六		一、九、六		二、八、七、九	一、六、八、三	一、四、二、四		一、六、四、〇					五、〇、四					

郡内河北

第二款　大阪市道路の幅員

大阪市は德川幕府時代の初より、官有道路の一部を占用して家屋その他建造物を設くる習慣あり。今、其の成規を按ずるに素より精密なる制令なかりきと雖、舊幕大阪町奉行所の保存に係る道路水帳と稱するものを査閲するに、凡三郷町(南組、北組、天滿組)内の道路敷地は概幅員三間三分及び四間三分の二種に類別し、其の修理改築等の工事は專これを組合町民の負擔となし、共同して經費を支辨せしむる舊習なりき。而して舊時土地の慣行として每戸に庇或ひは縣出しを設け、街道往還等の如き大道筋に在りては諸侯上下の儀仗行列に際して妨あるを以つて、其の都度縣出しの部分は上下に排卸し以つて通行に支障なからしむる構造を設け古來この方法を襲用したりしに、年所を經るに隨ひて其の軒庇を道路に定着せしめ遂に家屋を建設するに至れり。是れ今尙、口碑によりても徵證し得べき事實にして、而して維新以來市井繁殖するに隨ひて道路漸狹隘を告げ諸般の制度革新を加ふと共に道路を擴開すべき必要を生じ、安政年度の水帳に照して家屋の路上を侵略せるを發見し、明治四年道路の幅員を定めたり。當時其の占有者に於いて故障の聲喧々たるものありしが、權知事渡邊昇及び權參事內海忠勝等、斷然群議を排して民有地と道路との境界を畫定せり。然りといへども一朝にして在來の建造物を撤去せしめんとするは、實際に於いて行ひ難き事情あるを以つて、姑らく從前の如くに存續し、漸次、歲月を逐ひて之れが改良を計るの穩當なるを認め、明治四年三月、府達を以つて之れが取締上に制裁を加へ、舊來のものは之れを存續せしむれども新たに道路敷を侵して家屋を建築するを禁じ、且、舊來のものといへども火災に罹りて燒失し、又は改造を加ふるに際しては渾べて舊來の道敷を開擴せしむることゝし、同五年一月、同十年一月、同十三年八月、大阪府達を以つて之れが取締を戒嚴し專

道路擴開を畫策すと雖市民尙敷地を撤退せんことを厭ひ偶家屋を改築するに當りても外部は舊來の儘に持續し內部のみ密かに改繕を加ふるものあるを以つて、積年の弊風は容易に之れを修收する能はず、且、犯すものありとも殆拘制するに途なきを以つて、明治十九年府令第二十六號及び同年十二月府令第四十八號道路取締規則を施行し、犯すものは問ふに遠警罪を以つてし其の他嚴密なる制度を設けて鋭意改善を計りしかば、年を遂ひて次第に其の實を擧ぐるに至れり。而して該建造物たる多くは店舗倉庫の類にして町家の便益を被むる事鮮からざれども、該道敷は官有道路なるを以つて、從來その敷地に對しては地租地方稅等の負擔なく、又、隨ひて市稅をも負擔することなく、之れを他の民有の宅地に較ぶるに畧に公課負擔の輕重を失ふのみならず、道路改善の進捗を妨ぐる憂あるを以つて一は之れが匡正の方策とし、一は公共事業の財源を補はしめんが爲、明治三十年大阪市は市制の規定に依り內務大藏兩大臣の許可を受け軒下稅と稱する特別稅を設け、同三十一年六月大阪市告示第十六號を以つて之れを告示せり。其の要は右道路敷地を占用する建造物に對し、道路敷面坪を標準とし土地の繁閑に應じて之れを五等に區別し、各一坪に對し一ヶ年一等參圓七拾五錢以下、二等貳圓五拾錢以下、三等壹圓七拾五錢以下、四等壹圓以下、五等五拾錢以下の課率範圍內に於いて徵稅する事とし、現今に至りても猶この方法を襲用し居れり。左に揭ぐるものは最近年度大阪市調査に係る道路侵入家屋面積調及び同收入金額なりとす。

大阪市道路面積并料金實收額

道路面積は改修市區を加入せず。
料金實收額は明治三十四年七月一日現在。

市區	既定面積	現在・面積	家屋收入面積	實收稅額
大阪市	五二三、一五六・七一坪	三九六、六八九・三三坪	一二六、四六七・三八坪	一二五、六八六・三七〇円
西區	一五六、六四〇・七一	一一六、八九〇・三〇	三九、七五〇・四一	三六、六三九・〇一〇
南區	一〇八、七九二・四四	八四、八一五・六一	二三、九七六・八三	二一、七六六・一八〇
東區	一四一、〇〇四・五六	一一〇、四四五・四三	三〇、五五九・一三	四五、七一九・〇五〇
北區	一一六、七一九・〇〇	八四、五三七・九九	三二、一八一・〇一	二一、五六二・一三〇

第三節　港灣

大阪灣は大阪港口を中心とし南北に廣がれる海灣にして斜に楕圓狀をなし、和泉の槽峰は婉轉紆曲して以つて咽喉の左岸となせり。其の南端は即加太の岬と稱し海路二里半にして淡路の由良港に達す。淡路島は一帶の山脈にして南北に起伏し、灣の西部を擁して瀨戸內海、播磨灘の波濤を妨禦する一大檣壁となせり。而して其の北端は纔に里餘を距てゝ播磨の明石に通じ稍東して兵庫の和田岬と相對せり。攝津の濱岸は是れより彎形を畫して關西無双の要津たる神戸、大阪の二港を包有し、漸次に南進して和泉に至り沿岸亦堺、岸和田、谷川等の港灣を控へ頗魚介の利に富めり。然れども和泉に於ける數多の河川皆大阪灣に直瀉するを以つて土砂の流出すること甚しく、每歲海口の浚渫を怠らざれども いまだ以つて大船の出入に適せず、纔に漁舟の碇繫に便し以つて地方の舊觀を維持せり。今、當府管內諸港の沿革を調査すれば概略左の如し。

第一款　大阪港

大阪港は大阪市の北部を貫流せる淀川の流末に位し安治、木津の河流及び海灣を以つて成り、其の港域は兵庫縣下武庫川口目標(ツリーポイント)より南微西に向け引きたる一線が海面五海里の距離に於いて府下大和川口より引きたる一線の海面五海里の所にて相接する其の二線內を以つて經界と

し西方十二哩を距てゝ神戸港に對し、南方堺港は近く指呼の間に在り。而して其の港たる安治川口は、安治川橋以下天保山に至るの間兩岸市街を擁し、流路全長約三哩、幅員は所によりて多少の廣狹ありと雖、平均六十間内外を有し、深度は謂はゆる澪筋と稱する部分に於いて十尺乃至十五尺を保ち、左岸は天保町燈臺より百二十餘間の石堤之れに接續して海面に突出し、右岸は櫻島町より延長六百餘間の標澪を建設して防波導水の要に充て、且、上流富島町に築くに延長三百四十間餘の荷揚波止場を以つてせり。木津川口又これに亞ぎ、海口の河幅深度等は略安治川に等しと雖漸遡進するに隨ひ水路狹長にして且淺く貨物積卸に便ならざるより、上流に一の船園場を設け以つて一に小船碇繋所に供用せり。殊に大阪府は年々多額の經費を支出して四季間斷なく河底の浚疏を行へり。

今少しく本港の價値如何を顧るに最近統計に據れば毎年大阪市に集散する貨物總額は實に五億圓の巨額に上り、中尠なくとも其の過半は本港を經過して出入す、去る明治三十三年度大阪市調査に係る海陸貨物集散高は約四億八千萬圓にして、此の量數五百七十萬噸、其の中、水運に依るもの三百五十七萬噸にして即約六割は專安治川口を經て出入するものたり。

抑大阪港に係る近代の設備及び沿革の大要を稽査するに、由來、大阪市の地は維新初年に至る迄は大阪城代の手に管理せる幕府の穀倉所ありて凡攝津、河内、和泉及び中國、四國、九州等西南諸侯より幕府に歳貢する米麥金銀の類は一に此の地に輸漕して該倉庫に收容するが故に、毎歳季節に到れば各地より來津する官船及び其の他交易商船等の出入するもの夥しく、而して其の來たるものは海口監船所（安治川木津川口にあり）に於いて貨物の點檢を受け、豫これを一定せる各國河岸濱に繋留し、積量五百石乃至千石積の大船にして吃水の少しく深きものは安治木津河口（浜屋新田邊）に於いて貨物を上荷船に轉積し、或ひは本船の水入りを輕減して潮汐の干滿を量り漸次上流に航進するを例とせり。故に當時は二千有餘艘の上荷船ありて市川に昇降するもの日夜織るが如く、各課税を納め偶港口の浚疏等の工事を施行するに際しても其の課役を甘諾し進みて其の勞役に服するを以つて、其の便否大いに今昔を異にするものあり。而して當時の船舶は五百石積内外のもの多きを占め、吃水甚深からざるより其の出入するに於いても敢て困難を感せざりしが、幕末以來通商貿易の途開けし結果として水運著しく發達すと共に大船の來往するもの多く、外國商船の如きは直ちに安治川に出入せんと欲して大阪港の解放を促すこと急なるより、舊幕時代に於いて既に改新の機運を生じ、明治元年七月大阪開港のことを發布すと共に諸般の設備改良を要するものあり（蓋開港の事たる是れより先、安政五年七月の内外協商に於いて、凡五十四ヶ月の後に至りて大阪開港の約ありきと雖未開市貿易の如きは幼稚に屬せしを以つて姑らく機會の成熟するを俟ち、同年に至り始めて此の擧ありきと云ふ。）而して其の最施設の急を要するものは一に港灣の深度を加ふるに在るを以つて、是に於いてか政府は治河使に命じて澪筋等一帶大浚渫を加へ且安治川左岸海口より約四百間砌するに石堤波止を以つてし澪標を設けて商船の出入を便にせり。降りて同六年に至り、港域を限るに安治川を中央とし北は左門殿川より南は大和川に至る海面約三里を以つてし、新たに和蘭製浚疏器械船を購入して海口及び安治川木津川一帶を大浚せり。而して明治十年、西區富島町の地をトして百餘間の石堤波止場を設け、以つて貨物積卸の便を得たれども、商工業の日を遂ひて隆盛の域に進むに隨ひ波止場は狹隘を告げて船舶の繋留困難を訴ふるに至りしより、同二十四年五月、大阪同盟汽船主總代石原市松等外數名より同所增築を出願し、本府亦其の必要を認め同二十六年四月經費若干を投じて在來の波止より西部二百三十九間七分を延長し、平時二十隻内外の汽船をして碇繋容易ならしむるに至れり。是れ現在の波止荷揚場なりとす。爾來、浚疏に、將、梁杭に幾多の經費を投じたれども本港大體の設備に於いては舊町と毫も異な

る所なし。猶、近年大阪築港の計畫あり、而して其の設備沿革等に關しては別に記述する所あるべきを以つて、茲に之れを省略せり。

第二款　堺港

大阪港を距る南方約二里堺市街の西端に在りて港口西北に面し、灣の形狀恰人體の胃囊に似たるもの之れを堺港とす。碇繫所の廣袤約三千餘坪、水深十尺にして干潮のとき尚七尺を保ち、大船巨舶を容るゝに足らざれども頗廻船漁舟の碇繫に便なり。

今、同港の起原を繹ぬるに往古は海濱一帶芦葦の叢生せる渺たる淺渚にして、船舶碇繫の如きは固より望むべからざりき。因りて同地を距る北方數町(現今、泉北郡三寶村字山田新田の邊)にして少許の入江あるを利用し、風波高きに際しては漁舟は此所によりて幾に避難の便を得たりしが、地域狹隘、且、淺渫にして未安全を保す可からざる憾なきにあらざりき。而して享祿天文の頃諸國船舶の茲に輻輳し當時已に外國互市場たりしを以つて偶築港の企なきにあらざりしが、蓋ひて其の業を起さんとするものなく、往苒その成行きに放任したりしかば、星霜を經るに隨ひ土砂停淤して次第に埋沒するに至れり。然るに天正年中小西行長和泉の守護として此の地に來たり海外貿易を奬勵せる結果、堺市の商業は稍その隆盛を見るに至りしかば廻船の堺の浦に來たるもの多く、益々港灣設置の必要を生じ享保十三年に及びて堺戎島南部の地を卜して少許の堀割を設け、なほ、西方海中に石堤(長百五十間高二間馬蹄二間敷幅七間)を築き以つて風浪避難の要壁に供し、併はせて沿岸一帶を浚渫せり。是れ堺港開鑿の創始にして後、安永年中に於いて暴風怒濤の浸害する所となり、石堤堀割共に埋沒して殆その形跡をだに認め難きに至りしより、寛政の頃、江戸淺草福川町の住人吉川俵古衛門と稱する者、其の廢滅に歸せんとするを

慨して自身發起者となり、銀三千六百十五貫目を以つて港灣堀鑿費に充て將に竣功に垂んとして、同三年八月、再海潮の逆上する所となりて其の大部を壞せり。然れども猶屈せず更に銀千九百三十八貫目を投じ文化年中に至りて港灣開鑿の工を奏せり。之れ今の南灣の地なりとす。爾來、歲月を經るに隨ひ入船次第に增加し、港灣隨ひて狹隘を感じ來たりしを以つて、嘉永七年に至りて其の北部を堀鑿し前灣と聯絡し數多の船舶を收容して毫も遺憾なきを得るに至れり。之れ即北灣の地たり。是れより先天保四年以來米穀登らず、加ふるに金銀粗惡にして米價未曾有に騰貴し、貧民食を得ずして路傍に餓死するもの多かりしかば、之れが救助の一策として同七年堺市中ノ町堀止より南半町に至るの間に運河を開鑿し、其の土砂を以つて一の小丘を築けり。是れ今の御影山にして尋いで同九年また一川を穿ち名づけて新堀川と稱せり。

明治初年に至りて港灣の設備等大いに改良を加へ、同十年九月、新たに南波止を海面に突出し岬頭には白色不動の洋式燈臺(此の經費二千百二十五圓餘機械据付費三百六十圓餘)を設けて暗夜船舶の航路を安からしめ、同十二年堺縣に於いて港の南北に公園を開き、同二十三年一月に至りて之れを堺市の經營に移せり。而して同二十五年七月南部海濱に沿ひて延長三百〇六間の浪除堤(此の經費三百六十四餘)を新設し、同二十八年八月、北砲臺の海岸延長百六十間に亘る石垣笠置工(此の費用五百七十五圓)等を施行し、尚、南北砲墩敷地は陸軍省より無料借用の許可を受け、金二千圓を投じて堺市公園地に編入せり。而して以來、石垣修繕、港灣浚疏等年々多額の工費を投じて經營する所あれども、港灣大體の形狀に於いては嘉永年中に於けるものと毫も異なるなし。

第三款　岸和田港

泉南郡岸和田町の西端海に瀕して一港灣あり、岸和田港と稱す。灣の形狀卜字形を爲して碇繫所の廣袤約五百七十餘坪、水深九尺にして干潮のとき尚五尺を保ち、廻船能く風波の天險を避けて平時も碇繫する漁舟三百七十艘を下らずと云ふ。

抑岸和田港は寛政三年八月岸和田城主岡部氏の開築に係り、今を距ること實に百十餘年の昔にして、當時この海岸魚ノ棚川尻は岸和田村商人和泉屋利兵衛と稱するものの所有に屬し、沿岸一帶は芦葦叢生して廣漠たる沼地を爲せり。而して古來岸和田海濱の居民多く漁業を以つて生活すと雖、未、一定の碇繫所あるなく風浪高きに際しては難を避くるに暇なく、漁舟その害を被るもの歳々尠からず、殊に同所は紀州大阪間航路の中間に位せるを以つて、船舶の航行するもの途中往々船を破り人命を殞ずることあり。領主岡部氏之れを慨き、寛政三年浦奉行伴丈左衛門に命じて海濱の泥砂を疏し、新たに波止を築き、悉芦葦の類を刈伐して纔に漁舟の碇繫に易からしめき。之れ實に本港開築の濫觴なりとす。後、藩士に地方役舟阪久兵衛と云へる者あり、土木の術に長せしが文化十四年六月、築港の策を按じて領主岡部氏に請ひ同役若林喜右衛門、西林權三右衛門と共に工事を督役して袖波止を設け、其の他燈臺を置き灣内を開堀する等大いに修治に努めしを以つて文政十二年に至りて全部工を竣へ初めて岸和田港灣を形成するを得たりき。則ち現今の不動崎は開堀の土砂を堆積せしものなりと云ふ。後、安政三年に至りて袖波止を撤去して約四十間の西部に移せり、今の一文字波止の半は是れなり。而して又南波止約二十間餘を築き併せて北波止をも增築せしが、維新前後に至り港の内外土砂の停淤するもの甚しきを以つて、明治二年四月、領主岡部氏は近郷の人夫を徵し、有志者の義捐金を併はせて大いに浚疏を加へし事ありき。後、堺縣の認可を受け船舶入津料を徵收して港灣浚疏費に充て、之れが監理は岸和田聯合町村に於いて協議し港灣擔當員と稱するものを設けて總べて港務一切の事を處理せり。明治十五年、聯合町村費及び義捐金を以つて浚疏を加ふるに際し、大阪府に請願して始めて地方税の補助を受け、同十七年更に袖波止を延長し北部波止に接せしめて一文字波止とし、尚、海波の浸害を防がんが爲に西北部の港口を封鎖し、以つて新たに東北に開けり。以來之れによりて土砂の停淤するもの大に減少せりと云ふ。後、同二十年に南波止二十間を西北に延長し不動崎の北部波除石垣を築き、同二十三年に至りて南波止十八間を西北に延長せり。是れ同港灣沿革の大略なりとす。

第四款　谷川港

泉南郡多奈川村の西北海に面せる一岬角これを觀音崎と稱す。陸地より約三町海面に突出し、潮汐の去來常に緩漫にして、深碧なる所自然の地勢に據り以つて良港灣を成せるもの之れを谷川港と稱す。灣の地質砂礫性にして廣袤南北の長サ百間西四拾餘間を有し、潮汐干滿の差四尺餘にして平水なほ六尺の深度を保てり。

今、同港開創の起因を繹ぬるに、同郡多奈川村の居民は古來屋用瓦製造を以つて業とするもの多く、毎歳春夏の候に當りては攝津紀伊淡路等其の他諸國の需用に應じて瓦の輸出最盛なりと雖、其の燃料たる木材薪炭の產出に乏しきを以つて之れを攝津紀伊等より購入するを常習とせり。而して之れが爲に毎歳同港に出入する五十石積以上の廻船は三四百艘の多きに上り、其の他、近海の漁船の寄泊するもの亦鮮なからず。然れども往昔いまだ適當なる船舶碇繫所あらざるより風波高きに際しては往々船を破り廻船の交通を杜絶せしむる等、同地の工業を阻害すること甚しきを以つて、慶長年中、領主桑山氏勝其の不便を憂へ、多奈川村西端の地をトして一の港灣を開鑿し、是に船舶五十艘の收容を易からしめき。是れ現在古港と稱せる地なり。然れども口碑に傳ふ、秀吉の朝鮮を征せんとせしとき難を

此の地に避け、凱旋の後、命じて避難港に開鑿せしものなりと、尙、當港眞言宗理智院の緣起に詳なり。然るに同郡の地位は潮流に抗し土砂停淤の患あり、且、地位偏僻の嫌あるを以つて、延寶三年、時の領主青山因幡守發企して同村の西北端觀音岬の岬角に沿ひて新たに港灣を開かんと欲し、之れを藝州藩士永原秋月と稱するものに囑し元祿二年に至りて其の功を收むるを得たりき。是れ現今の谷川港にして新港と稱する地なり。隨ひて古港は自然に廢港の有樣となれり。後同村民正木善右衛門といへる者之れを買收し、船舶入津料を徵收して港灣維持費に充て永く經營し來たりしが、文政十二年に至り領主土屋釆女正說諭して之れを返上せしめき。當時同港に出入せし船數は千石積以下のもの約千八百艘を下らざりきと云へり。亦、以つて工業の盛況なりしをトするに足るべし。降りて天保二年五月、觀音岬の岸頭に白色燈明臺を設け、海面凡三哩（一哩は十六町七四五毛）の長程を照らし以つて船舶出入の安全に備へしが、明治十八年六月太政官第十一號布達により明治二十五年十二月限り之を廢止せり。而して同三年十月廢藩置縣の制令によりて同港は多奈川村の經營に屬し、專、入津料を以つて港灣浚疏費に充て歲々常浚を加へて同十八年に至り以來大阪府地方稅の補助を受けて時々浚渫修繕を加へたれども未著しき工事を行へしことなし。

港津修築並に浚掘工費表

港港		十五年度	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	廿一年度	廿二年度	廿三年度	廿四年度	廿五年度	廿六年度	廿七年度	廿八年度	廿九年度	三十年度	廿一年度	廿二年度	廿三年度
大阪港	波止延長	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五	四七五
	新築又改築費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修繕又浚掘費	高一六三四	二〇一五九	四一〇八	四四〇九	六四一六	六一九六	一〇五一六	五六四五	六六〇六	八四二〇	三一六三	一〇八三	九七四	六六〇四	七七四	五一四六	四一三〇	四二〇〇	三六一〇
	波止延長	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇	四三〇〇
堺港	新築又改築費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修繕又浚掘費	一四〇九	一四〇三	一四〇九	一六九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九	一四〇九
岸和田港	波止延長	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
	新築又改築費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修繕又浚掘費	六六〇四	一二四九	二四〇	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
谷川港	波止延長	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
	新築又改築費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	修繕又浚掘費	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
備考	本表大阪港に係る修繕及び浚掘費は港灣費中海口費及び修繕費と第一、第二、第三大浚の諸費とも合算したるものなり。其の外岸和田、堺、谷川港の港灣費は近時府費を以つて經費十分の六を補助せり。																			

第五款　燈臺

天保山燈臺　政府の直轄にして大阪市西區天保町の西端に在り。舊燈臺は明治五年八月二十九日の建設に係り爾來二十餘年を經て燈臺幷に附屬舍とも全部腐蝕に歸し、殆修理の加ふべきなきを以つて同二十六年九月遞信省管理局に於いて之れが改築に着手し、翌二十七年三月十日竣工せり。現存せるもの白色に塗り、基礎より燈火に至る高三丈、水面を拔くこと五丈三尺にして晴天の夜は十二海里を照らす。翌日、大阪築港にして完成の曉に至らば之れが移轉を要すべけれども、いまだ其の運に至らず依然として天保山丘頭に聳ゆ。

木津川燈臺　大阪府西成郡敷津村木津川口舊桔梗形臺場跡にあり。明治十一年五月元同村區長金澤卯右衛門、北尾重兵衛其の他有志者の發起し一千六百八十餘圓の寄附金を以つて建設せしものにして、其の構造は煉瓦石造圓形、黑白模樣に塗布し、基礎より燈火に至る高二丈九尺、水面を拔くこと四

丈なり。燈級は第六等、燈質は不動紅色に屬し、其の光の達する所、晴天の夜は海面八里にして、該經費は有志者の寄附金を以つて充て來たりしが、明治二十五年以降燈臺維持費共悉皆地方税經濟に移し、同二十七年四月大いに修覆を加へ、また新たに附屬物設納家一棟を建設せり。

堺燈臺　同燈臺の創設は古く元祿年中に在り、當時、佐久間丹波守、堺に奉行たり、同市商況の繁榮を謀り船舶出入に便せんが爲その二年六月を以つて同港東端の地をトして高燈籠（基礎石垣にして高サ一間、方三間餘、板張高サ二間一尺五寸）を建設し、其の上部燈明は高サ一間、三方油引障子を用ひ、四時燈を點じて入港の船舶を導きしが、爾後、星霜を經るに隨ひて次第に廢頽し港口の位置亦西端に轉せしかば、明治十年九月港灣の設備改良を加ふるに當り之れを改築して南波止の岬角に移し、且、其の構造を變じて洋式木造六角形燈臺に改め、基礎より燈火に至る高サ三丈二尺五寸、水面より五丈三尺五寸となし、其の等級燈質は第五等、不動綠色にして堺市設所の經理に屬せしが、明治二十五年度以降之れを地方税經濟に移し現今當府廳の管理する所たり。

燈臺の形狀

名稱	設置地名	設置年月	緯度	經度	形質	等級及光	射方の直方・位	高サ 自基礎	高サ 自水面	光達距離
天保山燈臺	大阪市安治川口砲臺	明治五年八月	三十四度三十九分四十五秒	百三十五度廿六分〇秒	木造四角形白色	第四等不動白色	北六十六度十四分西より南五十一度四十六分まで二百九十度間	三〇・〇尺	五三・〇尺	一二・〇〇浬
木津川燈臺	大阪府木津川口の東岸	明治十一年五月	三十四度三十七分四十八秒	百三十五度二十七分四十四秒	煉化石造圓形にして黑白横線に塗る	第六等不動赤色	北二十二度廿分四より南六十七度四十分四まで二百七十度間	二九・〇尺	四〇・〇尺	八・〇〇浬
堺燈臺	堺港南波止場極端	明治十年九月	三十四度三十五分十二秒	百三十五度廿七分四十四秒	木造六角形綠色	第五等不動綠色	北十四度三十分東より北七十五度三十分四まで二百七十五度間	三・二五	五・三五	一〇・〇〇浬

備考　本經度は英國「グリーンウッチ」を零度とする者を用ふ。又、天保山燈臺は官設にして木津川、堺兩燈臺は公設なり。

第六款　船圍場

大阪港の上流なる安治木津兩川の流水は水質善良にして古來船蟲を驅除するに適當なりとし、諸國の大船殊に北國航海の船舶に在りては、北海氷結休航の頃は毎年來たりて此の兩川に繫留する慣習あり。然れども安治川港たる開港以來汽船の運行は日を逐ひて繁く隨ひて衝突の恐あるより和船は擧げて木津の一川に輻輳し、千有餘艘の和船常に該川の河流に碇泊し、舳艫相接して通船の運行を妨ぐること少からざりき。是に於いて市内西區西長堀北五丁目長尼新兵衛といふもの自費を以つて船圍場を設けんことを計畫し、木津川の西岸に沿接する三軒屋川を中心とし西成郡茨屋新田外八ヶ新田（川南村三軒屋町に兩線すし）に跨る拾萬餘坪の地をトして之れに水面長六百間平均幅百間、即六萬坪を開鑿して入港の船舶木津川に來たるものを皆茲に碇繫せしめ、一は以つて船蟲を驅除し、一は以つて本流通船の便を得しめ、而して繫留せる船舶より弍拾五ヶ年間繫留船料を收入して此の經費消却に充てん事を圖り、其の官許を請願せり。因りて時の府知事渡邊昇これを嘉納して之れを内務省土木局御傭工師イ、デレーキに諮り、同人の贊成を得て主務省に稟請し、其の裁可を經て之れを許可せり。實に明治十二年四月にして、而して該工費は豫算金拾參萬圓を目的とし、工事の出來形に應じ府金を以つて一時貸下を許せり。是に於いて同日直ちに起工に着手せしが、幾干もなくして虎列拉病の流行に遭ひて一時

工事を中斷し、同十一月更に工を起すを得るに至りしに、爾來發起人と土工請負人との間に一の紛議を生じ、其の他、支障の續發して到底成功し難きを慮り、竟に翌十三年七月に至り發起人より免許取消を請願せしかば、時の府知事建野郷三、主務省の裁可を經て之れを聽許せり。然れども此の擧たる、頗船舶に便益を與ふるものなるに今之れを半途にして廢棄するが如きは既に開鑿したる部分を無効に歸し若干の金額をも徒費に屬せしむべきを以つて、府廳に於いて此れを繼續して竣功せしめんと欲し狀を具し更に主務省の裁可を經て最初發起人長尾新兵衛に貸下ぐべき約定金額拾參万圓（勸業資本金拾萬四、地方別途金參萬圓）の内其の實費相當の金六萬壹千八百參拾四圓餘を同人に下附し、殘金六萬八千百六十五圓餘を以つて同年九月本府六等屬古市八音をして工事を監督せしめ、再その工を起し同十四年十二月に至り堀鑿を了り、倉庫拾棟（一時船具を藏する用に供す）共、悉その竣功を告げたり。因りて同十五年一月より以降四十七年間繫圍料及び倉庫貸下料を徵收して以つて之れが工費消却に充てんとせしが、如何にせん當初堀鑿の費用充足せずして水底猶淺く大船の繫留に便ならざるが爲、其の收得する處は繫圍船料收立費及び浚疏費に支消し、同二十一年迄に地方別途金の内に返戻せしもの僅に百八拾五圓餘に過ぎざりき。故に之れを將來に推すとも到底殘金の償還は茫乎として期し難きものあるを以つて、同年八月に至り該場處分の事を政府に稟議せしに、該土地物件を地方稅の財産に編入し自今永くその事業を繼續維持するならば、勸業資本委托金拾萬圓は政府に於いて奏權の詮議を爲すべき旨指令あり しに因り、之れを府會に附議して其の可決を得、政府に請願して地方別途金の殘額貳萬九千八百拾四圓餘に對し當時現在金六千二百十五圓餘幷に以後二十二年三月迄に收支差引概算の殘額千五百六十五圓餘を合はせて之れを地方別途金に返還し、其の不足額貳万貳千百貳拾四圓餘を區郡聯帶地方稅より支出償還し、以つて船圍場に屬する土地物件は總べて地方稅の財産として事業を將來に繼續

することゝし、府縣制實施に伴ひ之れを營造物として管理せり。爾來船蟲驅除に適して本川船舶の支通を妨ぐる患なく、衆船永く此の利便に浴せり。

一、名稱　船圍場。

一、位置　大阪市西區新炭屋町、今木町、難波島町、中口町、三軒家上ノ町、三軒家下ノ町。

一、目的　船舶の繫圍を爲すにあり。

但、左の目的に使用するは本來の目的に妨なきものとし、府參事會の議決を經て府知事は其の使用を許可し得る規定なり。

工作物築設、　船造場、　材木置場、

材木浮場、　物件貯藏場。

一、組織　物件より成立し分かちて土地、水面、建物の三種とせり。

一、土地水面の使用坪　現在の土地水面の坪數左の如し

土地四萬千百七十二件、（水陸總坪に對する四歩三厘）

此の使用料年額六千七百四十三圓。

水面五萬三千九百四十坪、（同上五歩七厘）

此の使用料年額五千二百九十三圓。

外に

繫圍船料年額　壹千九百六圓、

捕魚料　同　壹百八拾圓、

家屋使用料同　貳百三拾九圓、

總收入　壹萬四千三百六拾壹圓、

一、建物の位置　現在の位置坪數左の如し、

事務所　大阪市西區新炭屋町に在り、弍拾九坪九合弍夕、

倉庫　大阪市西區今木町(拾五戸前百五拾坪)

西區難波島町(六戸前六十坪)に在り總坪數弍百拾坪、

第四節　橋梁

大阪市は水の都と稱し、其の生命となせるものは實に淀川の巨流にして、幹線の街衢を貫ける宛然人體に於ける動靜二脈の如く、左右幾多の川分流は恰全身を循環せる血管に似たり。故に橋梁の市内に參差せるもの夥しく、世に八百八橋の稱あり。今、舊幕の施設を按ずるに、當時、官橋と唱へしもの十一橋、高麗橋、本町橋、農人橋、長堀橋、日本橋、御成橋、(備前島橋を云ふ)京橋、天滿橋、天神橋、難波橋及び野田橋是れにして、其の他、之れに屬せざるもの百五十二橋あり。是等は、皆、市街交通上必要の箇所に架設せられ、其の他は渡船を用ひて以つて運輸交通に便したるもの丶如し。而して之れが修築保存に關しては、幕府は特に官橋普請の法を設け、商人某に命じて毎歲の修理を負擔せしめき。即、商稅にして三鄕町宿屋株九百五十軒に對して一戸一ヶ月銀五匁を課し、受負人に集めしめて凡十年毎に一橋を改築せしめき。其の他之れに屬せざるものは毎橋兩詰及び近傍四五丁乃至七八町を橋掛り町と稱へ其の民戸に賦課して修築せしむる方法なりき。明治元年洪水あり、市内橋梁の破壞するもの多かりしかば、是に舊制を革めて三鄕居民幷に諸藩邸及び旅客に至るまで人口に課徵すべき議ありしが果さず。後、同三年、亦、洪水あり、市中官橋及び其の他橋梁破損多きを以つて、翌四年より市内沽券地全體に橋錢を課して接續郡村

は課率幾分を減じ、工費金七千五百圓を歲額とし百五十二橋延長坪數二千四百九十九間餘の十分一(二百五十間)を以つて一ヶ年の工程とし、向ふ十年を期して全く終らしめんとせり。其の課率は市街沽券地一坪に付き一ヶ年參拾六文、接續町村は一坪に付き十六文の割合と定めて毎年六、十一月の二次に徵收せしが、後地方稅目に變更すと共に公共の經濟に移し、現今國縣道にか丶るものは府費より、其の他は市費を以つて經營するに至れり。而して鐵橋は明治三年高麗橋を架設せられしを以つて始とし、同五年心齊橋鐵橋の架設あり。降りて同十八年前古未曾有の大洪水ありて、市内橋梁の破壞漂蕩せしもの夥しく、其の重なるものを擧ぐれば天神橋、京橋、難波橋、(明治九年波邊昇府知事たりし時、中之島山崎奥を東方に延長し舊難波橋を南北に分架す)淀屋橋、肥後橋、常安橋、大江橋、渡邊橋、裝田橋、船津橋、端建藏橋、(中之島の西端に大阪府の倉庫あり、之を以つて此の名ありと云ふ)安治川橋、木津川橋、松島橋、千代崎橋、(以上十六橋假設費金一萬四千八百餘圓を要せり)天滿橋、西國橋、港橋、大渉橋等にして其の他數十箇所の多きに上り、爲に交通を杜絶して船車亦その用を辨せざるの慘況を呈するに至れり。蓋、此等の橋梁は結構脆弱にして、一朝洪水の臻るに逢へば長大の漂流物橋脚に繫りて堆積し、遂に之れを漂蕩せしめて下流の橋梁漸次に墜落の害を生せしむるは免るべからざる所なるが故に、時の府知事建野鄕三之れを木造と爲すの不利なるを悟り、同年七月、臨時區部會を召集して天滿外十八橋を鐵造又は鐵柱に改築する件を附議せり。然れども議會は該經費の多大なるを慮りて次回の通常會に審議を盡すことゝし、遂に之れを全廢するに決せり。以來、議員中本案に對して釋然たらざるもの多く、異論百出して形勢容易に修收すべからざるものありしかば、府知事は曩の豫算金約九十萬圓を修正し、經費五十六萬二千六百九十二圓を以つて(天滿橋外四橋を全部鐵橋とし、大江橋外十三橋は木造鐵柱とす)橋梁修築費に充つることゝし、府縣會規則第五條により、内務卿に稟申して國庫より金拾萬圓の補助を請ひ、翌月、再、臨時區部會に臨み之れを會議に發表せり。是に於いて議場は一時騷然たりしが、十八年度以降四ヶ年繼續事業とせるを二

十三年度に至る六ヶ年と修正して該議案を可決せり。以來幸に橋梁流出の害を免れ、且大阪市内の一美觀を添ふるに至れり。現今、管内に屬せる國縣道橋梁及び大阪市内著大の橋梁等を擧ぐれば左表の如し。

(一) 國縣道橋梁表 (國縣道に架設せる長三十尺以上の者)

橋名	橋質	長	幅	費途	架川名	國縣道名稱	所在地名
京橋	木(鐵柱)	二〇九尺	三二尺	府費	庭屋川	國道第二號路線	大阪市北區相生町
田橋	同	九七	一九	同	鹽江川	同	同市東區京橋前之町
鵠野橋	同	一八七	一二	同	天野川	同	同市北區野田町
水野橋	同	六三	一二	同	黑田川	同	區内同區柱町
明治橋	同	四四	一二	同	穗谷川	同	北河内郡牧野村大字岡新町
境橋	同	五七	一〇	同	船橋川	同	同 牧野村大字牧野
水無瀬橋	同	三六	一二	同	水無瀬川	國道第三號路線	同 牧野村大字磯島
檜尾川橋	土	六四	一二	同	檜尾川	同	同 牧野村大字阪
芥川橋	同	一二四	一二	同	芥川	同	同 牧野村大字上島
太田橋	木	一七五	九	同	安威川	同	同 樋葉村大字樋葉
鍛冶屋橋	土	六〇	一二	同	茨木川	同	三島郡島本村大字東大寺
幣久良橋	同	八六	一一	同	勝尾寺川	同	同 郡五領村大字萩ノ迫
山下橋	同	六七	一二	同	同	同	同 郡翁手村大字下
高麗橋	鐵	二三八	二一	同	東横堀川	國道第十六號路線	同 郡芥川村大字芥川
難波橋南部	同	三三九	二六	同	同	同	同 郡三島村大字太田
同北部	同	三四三	二六	同	土佐堀川	同	同 郡春日村大字春日
同西國橋	石	六〇	一四	同	堂島川	同	同 郡豐川村大字道祖本
大水道	同				同	同	同 郡神津村大字堀

橋名	橋質	長	幅	費途	架川名	國縣道名稱	所在地名
長堀橋	鐵	一一四	二六	同	長堀川	國道第十九號路線	大阪市南區末吉橋通二丁目
日本橋	木(鐵柱)	一二九	二五	同	道頓堀川	同	同 市南區大和町
名吳橋	同	四一	二〇	同	高津入堀川	同	同 市南區日本橋筋一丁目
大和橋	同	五〇三	一八	同	大和川	同	同 市南區日本橋筋五丁目
北之橋	同	四〇	一九	同	堀川	同	同 市南區惠美須町
伽羅橋	同	三七	一三	同	同	同	東成郡松生町
太陽石橋	同	一八二	一二	同	石津川	同	堺市北半町
少林寺橋	同	四〇	二〇	同	芦田川	同	同市並松町
小石橋	同	三九	一二	同	同	同	堺市南半町
高並橋	木	三八四	一四	同	玉子川	同	泉北郡濱寺村大字下石津
栖守橋	板	四三	一三	同	大津川	同	同 郡高石村大字今在家
永見橋	同	六七	一三	同	同	同	同 郡高石村大字高石南
岸久橋	同	一〇九	一一	同	同	同	同 郡大津村大字宇多大津
見永橋	同	四〇	一二	同	同	同	同 郡忠岡村大字忠岡
出橋	同	四八	一三	同	泉南郡沼野村大字野		同 郡北掃守村大字春木
佐野川橋	石	四八	一三	同	春木川	同	泉南郡麻生郷村大字津田
明治大橋	板	一一六	一二	同	津田川	同	同 郡南近義村大字澤
明治小橋	同	五一	一三	同	近木川	同	同 郡北中通村大字加治
西出橋	同	一三四	一二	同	見出川	同	同 郡北中通村大字鳩原
百濟橋	石	三六	一六	同	佐野川	同	同 郡南北夜村大字澤
國豐橋	木	五六四	一六	同	同	同	同 郡北夜村大字庄
東雲橋	同	七二	一五	同	同	同	同 郡中通村大字上瓦屋
三國橋	同	六〇八	一二	同	同	同	同 郡新家村
千里川橋	同	三五	一一	同	樫井川	同	同 郡中通村大字樫井
箕面川橋	同	六三	一一	同	新家川	同	同 郡新家村
古江橋	同	八七	一一	同	金熊寺川	同	同 郡北信達村大字岡中
					平野川	假定縣道奈良街道	東成郡平野郷町大字平野
					大和川	同	中河内郡堅下村大字高井田
					用水路	假定縣道能勢街道	南河内郡國分村大字國府
					神崎川	同	同 郡神津村大字野中
					千里川	同	豐能郡池田村大字猪江
					箕面川	同	同 豐能郡中島村大字原新家
					久安寺川	同	同 豐能郡豐中村大字新免
							同 郡櫻井谷村大字南刀根山
							同 郡北豐島村大字野口堂
							同 郡同村大字木部
							同 郡細川村大字古江

橋名	橋質	長	幅	費途	架川名	縣國道名稱	所在地名
水走橋	石同	四四	一二	同	同	假定縣道能勢街道	同吉川村
玉津橋	同	六九	一一	同	同	同	兵庫縣豐能郡川邊郡東谷村大字下田尻
新大和橋	同	六七六	一二	同	同	同	同郡川邊郡東谷村ノ内國崎
境ヶ狭橋	同	四九	一二	同	同	同	豐能郡東郷村大字稻地
長谷橋	木同	五七	一〇	同	同	假定縣道四高野街道	堺市（甲斐ノ丁四五丁、市ノ町四五丁）
大谷橋	同	三二	一一	同	同	同	同市榮橋通一丁目
八丁畷橋	同	三六	一二	同	同	同	南河内郡三郡村大字茶臼木
月讀橋	同	三八	一一	同	同	同	同
逢坂橋	同	三八	一一	同	同	同	同郡三日市村大字喜多
臥龍橋	板同	六七四	一一	同	同	同	同郡長野村大字長野
大乘橋	同	六三	一一	同	同	同	郡三日市村大字三日市
伊勢橋	同	四四	一〇	同	同	同	郡三日市村大字三日市
西除橋	石同	五一	八	同	同	假定縣道竹內街道	郡加賀田村大字石佛
大豐橋	土同	三一	一〇	同	除川	同	郡天見村大字濟水
高橋	同	四一	一二	同	同	同	郡天見村大字天見
新町橋	板同	三八	一二	同	同	同	郡松原村大字岡
新高野橋	土同	四二	一四	同	同	同	郡八下村大字能登
三日市橋	同	七九	一二	三日市	同	同	郡址生村大字堀山
新西條橋	板同	五九	一二	石同	同	同	郡丹比村大字新田
天野橋	土同	七一	一二	天野	同	同	郡古市村大字古市
榮木橋	木同	八六	一四	内同	同	同	同郡古市村大字碓井
川戸橋	同	四八	一二	谷同	同	同	郡同村大字古市
落合橋	同	三八	一〇	國同	同	同	郡駒ヶ谷村大字駒ヶ谷
奥ノ子橋	土同	四五尺	一三尺	府費	同	同	郡駒ヶ谷村大字駒ヶ谷
御厨橋	木同	四〇	一二	同	同	同	郡駒ヶ谷村大字飛鳥
新喜田橋	石同	三〇	一〇	同	同	假定縣道東高野街道	北河內郡招提村
難波小橋	木同	一〇二	二六	甘根	同	同	郡山田村大字田ノ口
綠橋	同	六〇	二六	同	同	同	同郡越村大字茄子作
八丁畷橋	同	五三	八	大	同	同	同郡野村大字郡津
天神橋	鐵同	七九九	三六	同	同	同	南河內郡交野村大字
夫婦橋	同	四五	一四	天滿	同	同	同郡明寺村大字
大島橋	木同	三四	九	川源	同	同	同郡柏原村大字船橋
高濱橋	土同	六七	一二	神	同	假定縣道暗越奈良街道	東成郡中本村大字中本
濱小橋	土同	三八	一二	同	同	同	同郡同村大字庄
中川原橋	同	六七	一〇	勝尾	同	同	郡牧岡村大字額田
照寺橋	木同	四七	九	佐	同	同	同河內郡英田村大字水走
福井橋	土同	四七	一二	同	同	同	同
馬場大橋	木同	七三	一二	同	同	同	大阪市北區絹笠町
庄ノ本橋	同	五〇	一二	同	同	同	同市北區堂島濱通一丁目
上泉原橋	同	三五	一三	中同	同	假定縣道梅田街道	同市北區堂島裏町三丁目
下泉原橋	土同	三七	一二	東同	同	同	同市北區曾根崎新地三丁目
小泉橋	木同	三〇	一一	能同	同	同	四成郡欽島村大字新里
吳服橋	同	三七八	一三	池同	同	假定縣道龜岡街道	大阪市東區京橋二丁目
東芦分橋	同	一〇二	一四	逆同	同	同	同市北區天神橋筋一丁目
安治川橋	同	二八四	二二	安同	同	同	同市北區天神橋筋三丁目
西芦分橋	同	六三	一三	同	同	同	同市北區天神橋筋四丁目
日中橋	同	二二九	一三	同	同	假定縣道尼ヶ崎街道	三島郡吹田村
巢正蓮橋	同	二〇五	一二	同	同	同	同
森神橋	同	八〇	一二	同	同	同	同郡福井村大字福井
兩島橋	同	四四	一二	同	同	同	同郡同村大字中川原
							同郡同村大字福井
							同郡清溪村大字佐保
							同郡同村大字佐原
							同郡同村大字泉原
							豐能郡東能勢村大字余野
							同郡池田町大字池田
							兵庫縣川邊郡西村
							大阪市西區安治川上一丁目
							同市西區川口居留地
							同市北區安治川上通二丁目
							同市北區安治川北通一丁目
							同市北區安治川上通二丁目
							同市北區安治川北通二丁目
							同市西區四貫島町
							同郡傳法村大字南ノ町
							大阪市西區四貫島町
							四成郡千船村大字百島
							同郡川北村大字四島

橋名	橋質	長	員	費途	架川名	縣國道名稱	所在地名
城島橋	木	一六一尺	一二尺	府費	神崎川	假定野道尼ヶ崎街道	西成郡川北村大字城島
中島橋	同	二三三	一二	同	同	同	同郡同村大字出來島
他力橋	石	五五	九	同	庭屋川	假定縣道古堤街道	同郡川北村大字城島
戸關橋	同	四九	八	同	恩智川	同	同郡千船村大字佃
恩川橋	木	四九	一一	同	同	同	北河內郡住川村大字横山
高龍寺橋	石	三〇	一二	同	観音溝	假定縣道長尾街道	同郡同村大字三箇
布忍橋	板	一〇六	一二	同	西除川	同	同
高鶯橋	同	八三	一二	同	東除川	同	泉北郡五ヶ莊村大字東船堂
石川橋	同	四七八	一三	同	同	同	中河內郡布忍村大字布忍
原川橋	同	五六	一四	同	同	同	南河內郡島村大字島泉
笹浦下橋	土	四〇	二二	同	同	同	同郡玉手村大字片山
高川橋	木	六六	一二	同	同	同	同郡道明寺村大字國府
千歳橋	石	七	九	同	同	同	同郡國分村大字片山
城西橋	同	七八	六	同	同	假定縣道八尾街道	同郡玉手村大字村大字田邊
平等尻橋	木	八二	九	同	同	同	同郡國分村大字田邊
樋ノ口橋	同	三一	一一	同	同	同	三島郡吹田村
安清橋	石	三〇	八	同	同	同	同郡三島村大字戸伏
長瀬橋	同	三一	九	同	同	同	同郡如是村大字庄處
山ノ口橋	同	六四	一二	同	同	假定縣道高槻街道	同郡同村大字津ノ江
戎田橋	同	九二	一二	同	同	同	東成郡南百濟村大字高合
柳田橋	木	一八一	一二	同	同	同	同郡平野郷町大字平野
西川橋	同	六八	一一	同	同	同	中河內郡龍華村大字八尾座
布田川橋	板	五七	一〇	同	同	同	同郡同村大字晒
虎橋	土	五七	一四	同	同	同	同郡八尾村大字大信寺
福永橋	板	一二三	一二	同	木川	假定縣道小栗街道	同郡久寶寺村大字顯正寺
田橋	同	三三	一二	同	保川	同	北郡湊村大字東湊
貝橋	同	三三	一二	同	同	同	堺市南半町東一丁
先鉾橋	石	五〇	一一	同	威川	假定縣道茨木街道	泉北郡神石村大字上石津
鷲打橋	土	一七六	八	同	同	同	同郡國府村大字和氣
明治橋	木	五三四	一三	同	和川	假定縣道古市街道	同郡同村大字井ノ口
津堂橋	石	三一	九	同	同	同	同郡國府村大字和氣
維新橋	土	四七	一一	同	除川	假定縣道宮田林街道	同郡國府村大字水分
高橋	板	五五	九	同	同	同	堺市市之町
旭橋	板	四八	一二	同	同	同	同郡吾妻橋通一丁目
上石川橋	木	四七八	一三	同	城川	同	同市吾妻橋通一丁目
金剛橋	同	四〇	一〇	同	除川	同	同郡榮橋通一丁目
松本谷橋	土	三四	一〇	同	同	同	同市榮橋通二丁目
吾妻橋	木	四二	二六	同	堀川	假定縣道堺海港路線	同郡大濱通一丁目
勇橋	同	一一九	二五	同	堅川	同	三島郡大冠村大字東天川
旭橋	同	四二	二七	同	新堀川	同	泉南郡西信達村大字岡田
中堤橋	土	五四	一二	同	檜尾川	假定縣道前島街道	同郡尾崎村
江永橋	木	二五二	一二	同	岡田川	假定縣道孝子越街道	同郡雄信達村大年男里
苑砥橋	同	二六六	一二	同	苑砥川	同	同郡淡輪村
田身輪橋	板	七六	一二	同	番川	同	同郡深日村
千歳橋	同	六六	一〇	同	大野川	假定縣道槃船街道	北河內郡川越村大字山ノ上
笹原橋	木	八二	九	同	天野川	同	同郡同村大字村野
御幸橋	土	三二	一三	同	尺治川	同	同郡槃船村大字私市
哮ヶ橋	同	五七	一〇	同	天野川	同	同
永壽橋	板	八三	八	同	木川	假定縣道粉川街道	泉南郡北近義村大字畠中
前川橋	土	七六	一一	同	非川	同	同郡大土村大字土丸

(二) 大阪市内著大の橋梁表（國縣道架橋を除く）

橋名	橋質	長	幅	費途	所屬區	架川名	縣國道名稱	所在地名
境界橋	同	七七尺	一二尺	府費	大阪市東區、北區	假定縣道粉川街道	同	郡大土村大字大木
川中橋	木	八五	二二	同	同	假定縣道父鬼街道	泉北郡南池田村大字三杯
定之橋	同	五八	二二	同	同	父鬼川	同	郡南横山村大字父鬼
新千歳橋	同	五〇	二二	同	同	假定縣道余野街道	豐能郡細河村大字伏尾
天狗橋	同	六二	一三	同	同	久安寺川	同	同
木代界橋	土	四四	一二	同	同	能勢川	同	郡東能勢村大字木代
女美尼橋	同	三一	一二	同	同	同	同	同　村大字余野
安全橋	木	一〇五	一一	同	同	假定縣道河内街道	北河内郡豐野村大字國松
甲取橋	板	五一	八	同	同	假定縣道千早街道	同郡同　村大字秦
心齋橋	鐵	一二一	一三	同	同	假定縣道木津川海港路線	南河内郡赤坂村大字森屋
惠美須橋	同	一三二	二六	同	同	同	大阪市南區吉橋通三丁目
廣田橋	木	四五	二〇	同	同	道頓堀川	同市同、心齋橋筋一丁目
琴江橋	同	五九	一三	同	同	同	同市南區四橋筋二丁目
京町橋	鐵	九六	二〇	同	同	高津入堀川	同	市南區廣田町
雜喉場橋	木	一一九	二六	同	同	同	同	市南區西濱町川通
木津川橋	鐵	二四七	三八	同	同	十三間川	同	同
國津橋	木	七五	一五	同	同	西横堀川	國定縣道安治川海港路線	同市東區横堀二丁目
親和橋	同	四一	二五	同	同	百間堀川	同	同市西區京町堀通一丁目
櫻橋	同	五一	三二	同	同	木津川	同	同市西區江ノ子島東ノ町
								同市西區江ノ子島上ノ町
								同市西區京町堀通五丁目
								同市西區江ノ子島東ノ町
								同市西區川口町居留地
								同市南區廣田町
								同市南區西濱町川通
								同市東區横堀二丁目
								同市西區京町堀通一丁目
								同市西區宮島町
								同市西區安治川南通一丁目
								同市西區川口町居留地
								同市西區宮島町
								同市北區曾根崎新地二丁目

橋名	橋質	長	幅	費途	所屬區	架川名	縣國道名稱	所在地名
天滿橋	鐵	七〇六尺	三六尺	市費	東區、北區	大川	大阪市東京橋筋一丁目	
淀屋橋	木(鐵柱)	二四〇	二九	同	同	土佐堀川	同市北天滿一丁目	
肥後橋	鐵	一八〇	三七	同	西區、北區	同	同市東大川町	
筑前橋	木	二四〇	一八	同	同	同	同市北之島一丁目	
常安橋	同(鐵柱)	二二〇	二九	同	同	同	同市西區土佐堀通一丁目	
越中橋	同	二二四	一三	同	同	同	同市中之島二丁目	
淡橋	同	二三六	一三	同	同	同	同市北區土佐堀通二丁目	
端建藏橋	同(鐵柱)	三一二	二三	同	同	同	同市西區中之島通四丁目	
大江橋	同(鐵柱)	三〇〇	二九	同	北區	堂島川	同市北區堂島濱通一丁目	
渡邊橋	鐵	三〇〇	三二	同	同	同	同市北區堂島濱通二丁目	
田蓑橋	木	三〇六	一八	同	同	同	同市北區堂島濱通三丁目	
玉江橋	同(鐵柱)	二八二	二九	同	同	同	同市北區安治川通一丁目	
堂島大橋	同	三四二	二二	同	同	同	同市北區堂島濱通四丁目	
船津橋	同	二七九	一三	同	同	同	同市北區福島七丁目	
今橋	木(鐵柱)	二四八	一九	同	東區	横堀川	同市東區高麗橋一丁目	
平野橋	同	二〇一	一四	同	同	同	同市東區野田町	
思案橋	同	一七九	一三	同	同	同	同市東區淡路町	
本町橋	同(鐵柱)	一五六	二六	同	同	同	同市東區本町一丁目	
農人橋	同(鐵柱)	一六八	一九	同	同	同	同市東區農人橋詰町	
久寶寺橋	同	一五〇	一九	同	同	同	同市東區久寶寺町	
末吉橋	同	一六〇	一三	同	同	同	同市東區末吉橋通一丁目	
九之助橋	同	一二七	二〇	同	同	同	同市東區瓦屋町番一町	
西國橋	同	一四四	一三	同	同	同	同市東區大寶寺町東ノ町	
船町橋	同	一四七	一三	同	同	同	同市東區土佐堀一丁目	
尼ケ崎橋	同	一三九	一三	同	同	同	同市東區土佐堀一丁目裏	
							同市東區横堀一丁目	
							同市西區土佐堀通一丁目	
							同市西區横堀一丁目	
							同市東區江戸堀上通	

(三) 特種の橋梁表

橋名	橋質	長	幅	費途	架川名	縣國道名稱	所在地名
筋違橋	木	一三三尺	二五尺	市費	西、東區	西横堀川	同市西區道頓堀一丁目
上繁橋	同	九四	二〇	同	同西區、南區	同	同市西區横堀七丁目
下繁橋	同	一一六	二〇	同	同	同	同市西區谷之町
清水橋	同	九四	二〇	同	同	同	同市西區長堀北一丁目
水分橋	同	一八一	一三	同	同西區	同	同市西區炭屋町南通一丁目
大渉橋	同(鐵柱)	二九二	二三	同	同	同	同市西區長堀南通一丁目
松島橋	同(鐵柱)	二二八	二三	同	同	同	同市西區谷町通一丁目
千代崎橋	同(鐵柱)	二二八	二四	同	同	同	同市西區薩摩堀北一ノ町
子島橋	同	一〇三	一八	同	同百間堀川	同	同市西區立賣堀上ノ町
江島橋	同	一一六	一九	同	同	同	同市西區北江島北通六丁目
太平橋	同	八四	一三	北	同堀川	同	同市北區末吉橋通四丁目
炭屋橋	同	一一七	一九	南	同長堀川	同	同市南區鰻谷北ノ町
吉野屋橋	同	一三一	一九	同	同	同	同市西區長堀南通一丁目
宇和島橋	同	九四	二〇	同	同	同	同市西區長堀北通一丁目
安堂寺橋	同(鐵柱)	一六〇	一三	同	同東横堀川	同	同市南區松屋町
富田屋橋	同	一四四	一三	同	同長堀川	同	同市西區長堀北通一丁目
白髮橋	同	一五七	一二	同	同	同	同市西區長堀南通二丁目
鰹座橋	同	一五四	一三	同	同	同	同市西區長堀北通四丁目
玉造橋	同	一五一	一三	同	同	同	同市西區長堀南通四丁目
高津橋	同	一四九	一三	同	同	同	同市西區長堀北通五丁目
相生橋	同	一三六	一九	同	同南宗右門町	同	同市南區西江三番町
新蛭子橋	同	一三〇	二〇	同	同	同	同市西區南堀江通四丁目
大黒橋	同	一九七	一二	同	同	同	同市西區右屋町
住吉橋	同	一八〇	二〇	同	同	同	同市西區南炭屋町
幸橋	同	一七九	一三	同	同	同	同市東區横堀一丁目
汐見橋	同	一八四	一三	同	同	同	同市西區道頓堀二丁目
日吉橋	同	一九五	一三	同	同	同	同市西區道頓堀四丁目
心齋橋	長堀川	ポストリングガーダー	石積	コンクリート	橋脚	二本立四組	一二	一三	二三、〇〇八円	一九、〇五三・六九四	明治五年三月
木津川橋	木津川	ワーレンガーダー	煉瓦積	コンクリート	二サイフォンパスエ二連	二四七	三八	六一、八三〇	三七、四五九・七三一	明治二十一年六月
肥後橋	土佐堀川	プレートガーダー	石積	コンクリート	二サイフォンパスエ二連	一八〇	三七	六四、七九五	三二、五八七・五六六	明治二十一年八月
渡邊橋	堂島川	シングルラチスガーダー	煉瓦積	コンクリート	二サイフォンパスエ二連	三〇〇	三二	一〇八、〇〇〇	四八、二八九・一九二	明治二十一年十一月
天神橋	大川	ポストリングスパンホーストリングスパンダブルインタルセクション	石積	コンクリート	二本立四組	七八六	三六	二六一、九〇〇	一五一、九一七・九六六	明治二十一年十二月
天滿橋	同	フラットトラス	石積	コンクリート	二本立四組	七〇六	三六	二三一、六〇六	一三七、七七四・五八七	明治二十一年十二月

(四) 橋梁修築工費表

| | 大阪市 | | |

土木事業	那能豐	高三	那成
橋梁	架及架新府國費	改換架及架新府國費	改修府國費
	橋	橋	橋
	坪	坪	坪
	個	個	個
	費	費	費
	費	費	費
	費	費	費
	費	費	費
	費	費	費
	費	費	費
	數	數	數
	數	數	數
	一〇〇	一〇〇	一
	一〇〇	一〇〇	一
	一〇〇	一〇〇	一

土木事業	那	泉	那	市	泉	那	市
	費支	費支	費支	費支	費支	費支	費支
	橋梁新架費	橋梁費	橋梁費	橋梁費	橋梁費	橋梁費	橋梁新架費
	一	一	一	一	一	一	一
	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
	円	円	円	円	円	円	円
	一	一	一	一	一	一	一
	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
	円	円	円	円	円	円	円
	一	一	一	一	一	一	一
	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
	円	円	円	円	円	円	円
	一	一	一	一	一	一	一
	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
	円	円	円	円	円	円	円
	一	一	一	一	一	一	一
	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四

	南河内郡								中河内郡								北郡	
	及架換費		修繕費						新架及換費		修繕費						總個數	總坪數
	府費	市町村費	寄附金	總費	國費	府費	市町村費	寄附金	總費	國費	府費	市町村費	寄附金	總費	國費	府費		
十五年度	八八六	三三五	八八五	三六五					四五四			八〇四		一二四		二七三	三四	三九六
十六年度	三七四	四〇九	三三	二二二					一四〇九			五九六		七九九		一五三	四	八三
十七年度	三九	三九	五八	一二三					一二四			五六二		七三		一四三		六〇三
十八年度	二九五	九三		二六三					一二五			二一〇		一〇九		八二〇	六三	
十九年度	二四一	一〇		一二四〇					四二一	七五		五六六		七二一		五九一	二四	
二十年度	一四三	一四五	二〇	一二三					六八〇	一三六		三三七		三九九		九	一三	
廿一年度	二七七	五八一	二二五	二六二〇					六七〇	二三四		三三五		三八一		四八	一	
廿二年度	一九九	九三	三〇	一四六					一五九〇	一三		一九五		六〇三		一三	七	
廿三年度	一八七	二三四	一八三〇	二〇二二					一五九〇	五		九		二八四		九	二六三	二六九
廿四年度	四五六	一六三	四四九	一七八一					二四〇九			一四五		三三六		二四三	二三四	二五九六
廿五年度	四二五	一六三		二三五九								三三六		一一〇		二五九	三三四	二七〇
廿六年度	一八六六	六二九	一三	二六八二					一五六七	一四五		七三六		一二〇		八五二	二九	二五一七
廿七年度	四六七七	九七七	一三〇	二二九					一五六七	一四五		五九四		一二四		八五二	二九	二四一七
廿八年度	三三七七	六六八	一九	二〇二					一四三	一三		一三七		九八		三七七		一二七
廿九年度	一〇九二	六三	一〇	二〇七					一五六三	一五六		一三七		一五		五六一		一二五
三十年度	二一九一	一五六三	一〇二	一二六					一五四	一三六		一三七		一三		四五六		一八九
卅一年度	二一二	六二	五六	二二九					一五六	八〇六		一二〇		一二〇		五九八	三六	二六二
卅二年度	六二七九	九三七	三〇九	二六四					一六七七	四八四八		一六六八		二八九一		一四二	二六四	二六〇一
卅三年度	六三三〇	一九二六	八三	一九二					一五九〇	二四〇九		一四七七		三三六		九八一	二六四	一九九

	河内郡																	
	新架及換費		修繕費															
	國費	府費	市町村費	寄附金	總費	國費	府費	市町村費	寄附金	總費	國費	府費	市町村費	寄附金	總費	國費	府費	市町村費	寄附金
十五年度		一一五四	四九七		一九五		二四	一六五	六			一二七	一六五	六			一二四	一六五	六
十六年度		五四四	一八六	九三	四一		二三	一五九	八三			二三	一五九	八三			二三	一五九	八三
十七年度		四三三	六九		五九		二三	一二				二三	一二				二三	一二	
十八年度					五六九		二三	四六	一二			二三	四六	一二			二三	四六	一二
十九年度		二六七	四〇		一〇八三		二三	七八三	一六六			二三	七八三	一六六			二三	七八三	一六六
二十年度		一四八	三三		八八三		二七	六七				二七	六七				二七	六七	
廿一年度		四〇〇	八八八		一八八六		二三	一〇六五	三三五			二三	一〇六五	三三五			二三	一〇六五	三三五
廿二年度		四三五	一〇五		一二七		二四	九八				二四	九八				二四	九八	
廿三年度		九二	二七八		一二四八		二二	一四八	二四〇			二二	一四八	二四〇			二二	一四八	二四〇
廿四年度		五〇〇	二七八		六二〇		二四	一四〇	二四〇			二四	一四〇	二四〇			二四	一四〇	二四〇
廿五年度		五六九	五六七		八七九		二三	二六七	二四〇			二三	二六七	二四〇			二三	二六七	二四〇
廿六年度		七三	七三二	九〇	九四一		二三	三三七	六九			二三	三三七	六九			二三	三三七	六九
廿七年度		七四四	二二三		三三五		二二	一四四	一六二			二二	一四四	一六二			二二	一四四	一六二
廿八年度		一三〇〇	四三		一九〇		二二	一二八	一四八			二二	一二八	一四八			二二	一二八	一四八
廿九年度		一二九六	四四		一四〇		二二	一三九	五七六			二二	一三九	五七六			二二	一三九	五七六
三十年度		一二八	二二		九二		二二	三三五	八三			二二	三三五	八三			二二	三三五	八三
卅一年度		一二五九	五三		一二四八		二二	九三六	九四四			二二	九三六	九四四			二二	九三六	九四四
卅二年度		一〇九四	八六六	二七八	二六四一		二二	五五〇	四四九			二二	五五〇	四四九			二二	五五〇	四四九
卅三年度		一二七	八三		三四四〇		二二	四五一	九四			二二	四五一	九四			二二	四五一	九四

第五節　著名の工事

本府管内河川の開鑿、改修に關する工事は古來治水に、利用に、灌漑に、排泄に種々の方法を以つてしてして或ひは官府の直營により或ひは地方村民の經營によるものあり、又、或ひは箇人が共同の事業として經營したるもの等ありて其の數も大小無數一々枚擧に遑あらざらんとす。且、舊記多くは散佚容易に集錄する能はざるを以つて其の中最著名なるものゝみを掲げ以つて參照に資せんとす。

第一款　道頓堀川開鑿工事

道頓堀川開鑿の起因を繹ぬるに、今を距ること殆三百年以前慶長年中の堀鑿に係れり。當時、豐臣氏の家臣に安井道頓と呼ぶ人あり、天正年中豐臣氏の天下を統一し、攝津難波の地をトして石山城を起すに當り、道頓亦命を奉じて大阪に入り、孜々として城濠の經營に大いに貢献する所ありしかば、業成るに及びて秀吉その功勞を賞し、與ふるに城南茫乎たる芦叢の地を以つてしたりき。此の時大阪の地次

第に市井の繁殖を加へ、商賈亦漸盛ならんとするを見、道頓この地を開拓せんとして思へらく、難波は由來洲渚の地なり宜しく溝渠の土工を起して永世水運の利を啓くに如かずと、是に於いて弟道卜、治兵衛、親族平野藤治等と相謀りて舊梅津川の小溝を廣開し東横堀川より木津川に至る延長約貳拾八丁の水路を貫流し以つて上下舟楫の便を開かんことを計畫し、慶長十七年、自財を投じて大いに土功を興し拮据經營する所ありしが、工事中途にして大阪の亂起り、道頓亦西軍に投じて奮戰し遂に陣沒せり、治兵衛尋いで病沒し家事大いに困憊を極めしが、道卜藤治等其の遺志を繼ぎて敢て業を止めず十九年に至りて全部竣功を告げ、是に彼我溝渠の聯絡を得て大いに廻船運搬の便を開けり、後、戰亂平定して元和元年松平下總守大阪城を管領し、同五年始めて大阪に町奉行所を置かるゝに當りて九兵衛は南組惣年寄となり、且、道頓堀開發の緣故に因りて宗右衛門町、九郎右衛門町等川沿八ヶ町の水帳繪圖に奥印すべき旨を命せられ、尙、各町下年寄は其の撰任する所となれり、又、寶曆年中迄該濱地は一般傾斜地なりしに石垣を築きて土止工を施しゝを以つて同七年より濱地に建家を許可せられ、冥加銀と唱へて維新迄は銀一貫三百四匁五分を幕府に納めて使用し來たれり、又、堀川の不用土砂揚場の爲に埋立てし西區幸町一丁目より五丁目迄の間は元和の後は安井家の儲地として下附せられしが、元祿十一年、堀江開發に方りて同所を公地に編入せらるゝと共に西成郡野田下福島の兩村の新開地を以つて之れに代へられ、明治三年に至る迄は同家に於いて之れを持續したりき、是れ現今北區安井町と稱する地にして、又、道頓堀川の名は元は南堀と唱へしが本事業を起しゝ因を以つて道頓堀と改稱するに至りしものなりとす。

第二款　安治川開鑿工事

安治川は今を距ること二百十餘年前、即、貞享元年の開鑿になれり、其の古に在りては大阪河（土佐堀川、堂島川を云ふ）の東より海に入らんとするところ、九條島ありて斜に吐口を塞ぎ流水をして快瀉せしむる能はず、水路また西南に轉じ木津川、尻無川となりて海に注ぐと雖流路狹長にして且淺く上流より平時土砂を流出すること夥しきを以つて游沙此所に堆積し聊降雨あれば泛漲溢忽路巷に上り、田園家屋を漂蕩して又如何ともする能はず、其の小害の如きに至りては殆歲として之れあらざるはなし、是を以つて古來多年治水の急なるを稱へ嘖々として措かざりしが、天和年中幕府畿内治河の工を興さんとするに際し稻葉石見守、彦坂壹岐守、大岡備前守三名に命じ往いて河道の難所を視察せしめんとし、勘定官三名、伊奈半十郎手下二名、其の他、役に任ずべきものを擇みて之れに隨はしむ、此の時、河村瑞軒と云ふ者あり、江戸新川鹽町の邊に住みしが多年諸國の水利を巧究して田圃を開發する等治水に貢献する所尠からざりしかば、亦、召されて行に隨ひ、同三年三月相共に京師に入り、先、城北水源の諸山を跋渉し其の根源を精究して伏見より大阪に出で、河内東部の水源を巡り海に出で更に中津川を溯り神崎川より尼ヶ崎に至り舟を浮べ堺、住吉の浦を巡行して大阪海口を査閲せしに、沿岸の地、芦葦の類日に蕃生して河水の吐口を塞ぎ且逐年市民の繁殖に伴ひて此處に拓築せられし田圃堤防等は之れ皆その因たらざるはなきを看、乃新田を廢し堤防を壞たしめ芦葦の類を刈盡して海口を寬豁ならしめき。（之れより後、毎秋夏の季節、土人をして芦葦を刈除せしむる慣例を爲せり）爾後、大阪に在りて相謀ること數旬の後河内、大和を經て近江に入り勢田川を究めて復京師に歸り、具さに方略を畫し瑞軒をして其の所見を陳述せしむ、瑞軒、乃圖を作りて治河の方策を說き石見守亦之を納れ、同年夏五月江戸に歸りて其の策を上陳し協議して治河の事は一に瑞軒に任せり、是に於いて同年九月幕吏及び瑞軒を畿内に派し、翌貞享元年正月一行は大阪に着せり、之より先、瑞軒は既に大阪河の河勢を究めて斷然見る所あり、翌二月九條島

に工を興し大阪河を導き九條島を開き、福島(現在安治川六軒家川合流所まで)に至る長さ一千丈廣さ三千丈の河道を鑿ちて土佐堀川堂島川の二流を快瀉せしめんとし、先、各地方より水工に精練なるものを招き博く見聞を徴して豫これが準備に着手し、巨材を聚めて木板數万を作らしめ、又、轆車を作ること數百、木梯を作ること萬餘、其の他、或ひは竹を編みて簀とせしもの積みて山を成し、見るもの其の何の用たるを知らず。而して瑞軒は河道の中央をして廣さ五丈餘の深渠を掘らしめ、上下兩頭及び中間を留めて土障を作り上は河水の流下を防ぎ下は海潮の浸蕩を防がしめ、且、同所はもと河敷なるが故に掘るに隨ひて水の湧出せん事を慮り、豫、小渠を通じて之れが備をなし、を以つて工を進め漸次開鑿するに及びて果して出水を見しが而も皆流注して悉これに歸せり。因りて或ひは上下土障の所に數多の轆車を配列して渠中の溜水を撤去し或ひは肩桶を以つて日夜これを汲取し爲に泥濘を致さずして甚施工を容易ならしめ、なほ新河の稍深きに及びては木梯を兩岸に倚せ簀を用ひ人趾を承けしめて毫も踏脱の虞なく昇降に便ならしめ、或ひは所穿の泥土を運搬して道路泥濘なるに至りては路上木板を基布して陷沒せざるに便せり。故を以つて工事着々歩を進め僅々二旬にして遂に落成するに至れり。開鑿終るに及びて兩岸築くに石壁を以つてし烽火を用ひて一時に巨堤を決し、又、南岸の盡るところ海に沿ひて堤を築き延長二百丈、以つて潮濤の浸衝を防ぐに供し、且、新河海に接する所には多くの篠を束ね竹を割きて筏を造り河道を拘制して海に達せしめ、以つて水勢を急駛にし且おのづから澪深ならしめんとせり。

九條新河一たび開けてより大阪咽喉の地となり、土豪爭ひ聚まりて市肆櫛比し、官船商舶常に輻輳して帆檣林立し、壯觀を極めて實に關西無双の要津となれり。

第三欵　大和川附換工事

大和川流域中、南河内郡柏原村以下海灣に至るの間は今を距ること二百年以前、即、寶永元年の開鑿に係り、往古は柏原村小字俗に築留と稱する所より稍西北に流れ、中河内郡曙川村大字東弓削より分れて二派となり、左を久寶寺川と名けて之れを正流とし、右は玉串川と唱へ英田村に至りて更に二分し、菱江川吉田川と稱し共に北に奔りて深野池新開池の二巨浸をなし、河内中部澗壑の水これに注ぎて西南に走り、高井田村大字森河内に出でゝ菱江川と共に正流に會し、大阪城東より京橋の下に至りて淀川に合流せり。而して其の地勢たる、大和北部の大河を輳めて河内に出で更に石川の悍流を南より容れて是れに水量を增加し、河内中部の平原に臨みて傾斜せるを以つて、一朝淫霖その日を連ぬる事ある時は、百川灌集の勢これに加はりて淀川の大水に抗衝し、兩水、又、相反噛して順下宜しきを得ず、忽にして深野、新開の潴溜を暴溢せしめ攝河の數郡舟楫の區となりて大いに慘害を極め、其の小害に至りては殆虚年なし。故に各村疲弊に沈淪して村民其の堵に安ずる能はず老幼は溝壑に轉居し壯者は去りて他邦に流離せり。斯の如きもの天正寛永の交に於いて最甚しかりき。明暦年中、攝津闕郡(元、東生、住吉兩郡の間に百濟の一郡ありしが、往昔、海潮の爲に郡の大半を流亡し、其の殘部を闕郡と稱し、後、東生、住吉の兩郡に分屬せりといふ)應合村の農民に仁右衛門と云ふ者あり。水患の害沼々として底止する所なく、人民の疾苦其の極に達せるを見て憂悶手足を措くに所なく、遂に大和川の流路を轉じ柏原以下和泉の北境に沿ひて之れを堺の浦に注がば、流路短縮勾配地に適し、攝河水患の地永く龜鼈の災を免るを得るのみならず、反りて河内不毛の地を變じて良田となし、新たに五千餘町歩を開きて拾貳萬石餘の增收を得べき利あるを認め、乃、圖書を提し情を具して時の代官所に嘆願すること屢なりと

雖新河開線に當れる村民は以つて水患を自家に嫁せしめんとするものなりと論爭し、代官亦之れを然りとして聽許せず、往年年月を閲すること既に數歳、其の間裁決の公平ならざるを爭ひ寧身を賭して幕府に直訴せんことを企て、事覺れて獄舍に幽囚せらるゝに至れり。而して鐵窓の下に呻吟すること二年にして宥されしが、後投水して死せりといふ。(依羅池に投死すと云ふ故に池は一に仁右工門池の名あり)當時、河内今米村に庄屋甚兵衛と云へる者あり。偶仁右衛門と志を同じうし相共に盡瘁至らざるなかりしが障礙百出して仁右衛門も遂に死するに及び、其の衒に當りて素志を貫徹せんことを期し、規を踰ゑ江戸に上りて幕府に哀訴すること再三、繼に政議に上すことを得たりき。是に於いて寛文十一年十月、幕府永井右衛門、藤掛監物等を派遣して大和川地勢を視察せしむる所あり、而して其の新開の地を求むるに議するもの或ひは瓜破野を鑿ち住吉の浦に至りて海に注ぐべしとなし、或ひは阿部川を開き難波の浦に至りて海に瀉がしむべしと主張し、論區々にして政議容易に歸する所なし。加ふるに反對村民は各田盧を割かん事を懼れ、嗷々哀訴して止まざりしかば幕府亦經費の費はざらんを慮り議遂に止みき。後、延寶の交に至りて水患狂暴を極め、田園荒蕪して土砂停淤甚しきを以つて、貞享二年幕府畿内沿河の工を起すに際し、大和川、石川合流所以下を浚疏して曲岸の流を礙ふものを撤し、以つて大いに改修を加へしが、幾干もなくして水大いに漲り、泥砂の塡塞する事依然として昔日の如くなるを以つて、甚兵衛再、上京し書を提して更に大和川附換の詮議を請願せしに、幸にして幕府の嘉納する所となり、元祿十六年四月若老年稲垣對馬守、御目付西尾織部勘定奉行萩原近江守等、九州巡行の途次親く水患の狀を撿し、新川傍示筋の丈量あり、翌十七年一月大和川附換を發表せられ、普請奉行として大目附役大久保甚兵衛(後、大隅守となり大阪町奉行となる)御目附伏見主水及び萬年長十郎(後、大阪島町代官となる)等、河内國柏原村に出張して此所に假役所を設け、船橋(道明寺村)以下川邊(長吉村)に至る延長五十二町の間は御公儀普請に屬せしめ、

以下海口迄は御手傳普請として姫路城主本多中務大輔之れを督役し、同年二月十五日を以つて鍬始の式を擧行せり。而して淺香谷(泉北郡五箇莊村大字淺香山)より海口に至る長十町の間、稍、竣功を告げんとして三月二十一日、卒然中務大輔死去せしを以つて一時工事を中止し、尋いで御手傳大名の更迭あり、川邊より城蓮寺(天美村)まで二十三町は岸和田城主岡部美濃守、城蓮寺村以下庭井(五箇莊村)まで二十三町は三田城主九鬼大和守、庭井以下淺香谷迄二十三町は明石城主松平佐兵衛佐之れを分掌し、其の他の附屬工事たる芝伏せ幷に狹山、西除川、切遠川除堤十三間川等の修築は高取城主植村右衛門佐及び柏原城主織田山城守、專、之れを擔當し、各部署を分かち數万の人夫を驅りて工事を督せしかば、同年秋十月十三日に至り新大和川は全く竣功し、是に新河は沛然として傾注するに至れり。現今の大和川即是れなり。以來、水患大いに減じ、且、墾の廣漠たる二巨浸亦忽涸干して新河潰地反別を除きて更に七百九十餘萬町歩の菅田を得るに至れり。而して今米村庄屋甚兵衛は其の初これを企圖してより、年を閲する三十有餘年にして志望を達するを得たりしが、而も其の間一時產を傾け且日夜辛勞せしこと尠からざるを以つて、幕府亦甚兵衛の功を賞し物を下し佩刀を免されきと云ふ。左に工費積書及び新舊河敷幷に池沼の興廢を掲げ以つて水利の忽にすべからざるを示さんとす。

大和川開鑿工費大積書(大久保甚兵衛外二名より勘定所へ差出したるもの)

一堤防延長百三十一町(船橋村より堺之浦に至る)

川幅百間　高三間　根敷十五間　馬踏三間

一金七萬九千百七拾五兩　總高

内譯金壹萬貳千九百參拾參兩　築堤御公儀御入用普請

金六萬〇五百九拾六兩　同御手傳大名普請

金弍千兩

金千七百六拾六兩

金千兩

金八百八拾兩

總芝伏御手傳大名普請

築堤本多中務大輔普請

淺香山谷浚御手傳大名普請

狭山、大乘川、西除川、切遣、同上

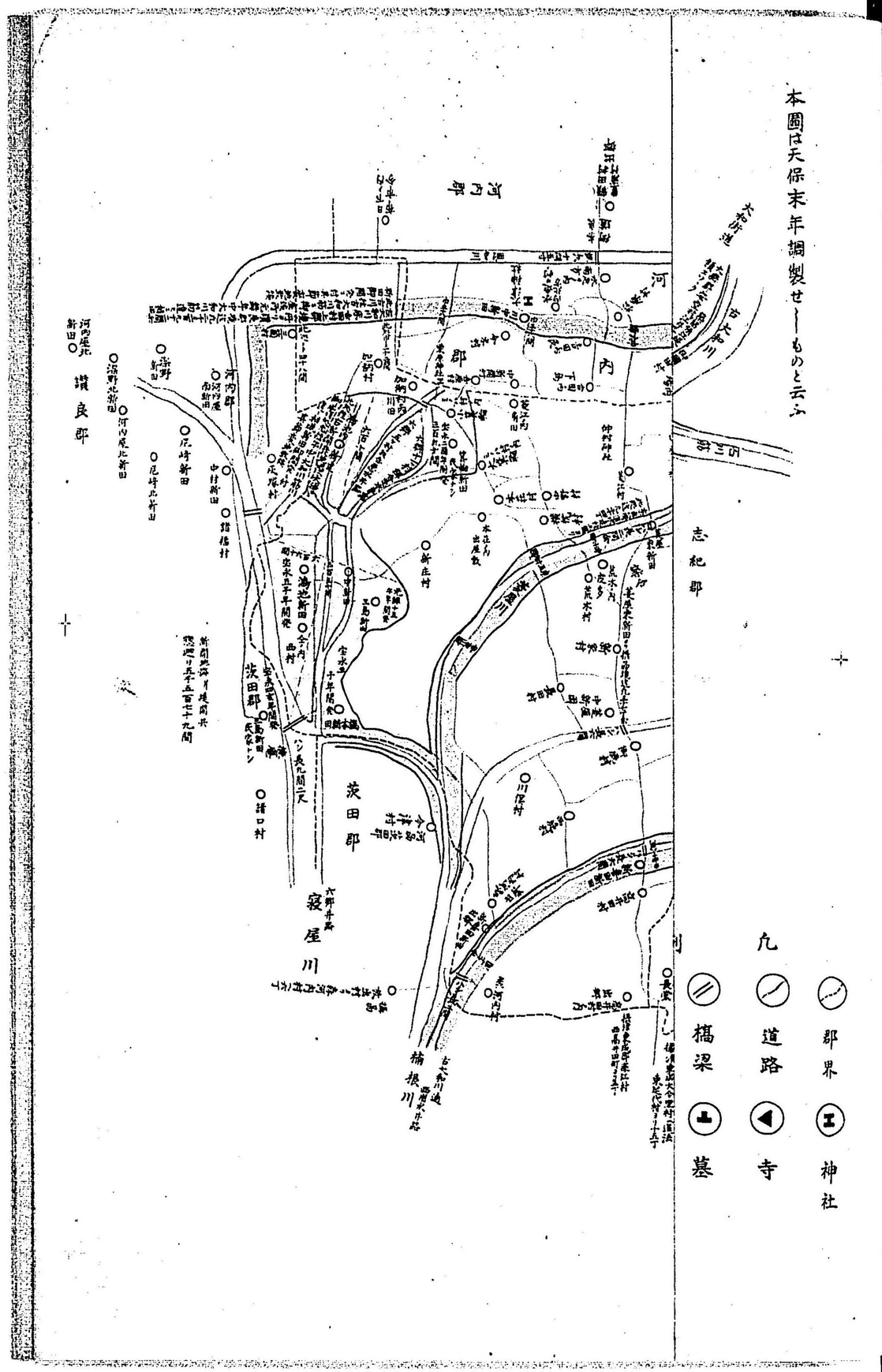

舊大和川跡略圖

本圖は天保末年調製せ〜ものと云ふ

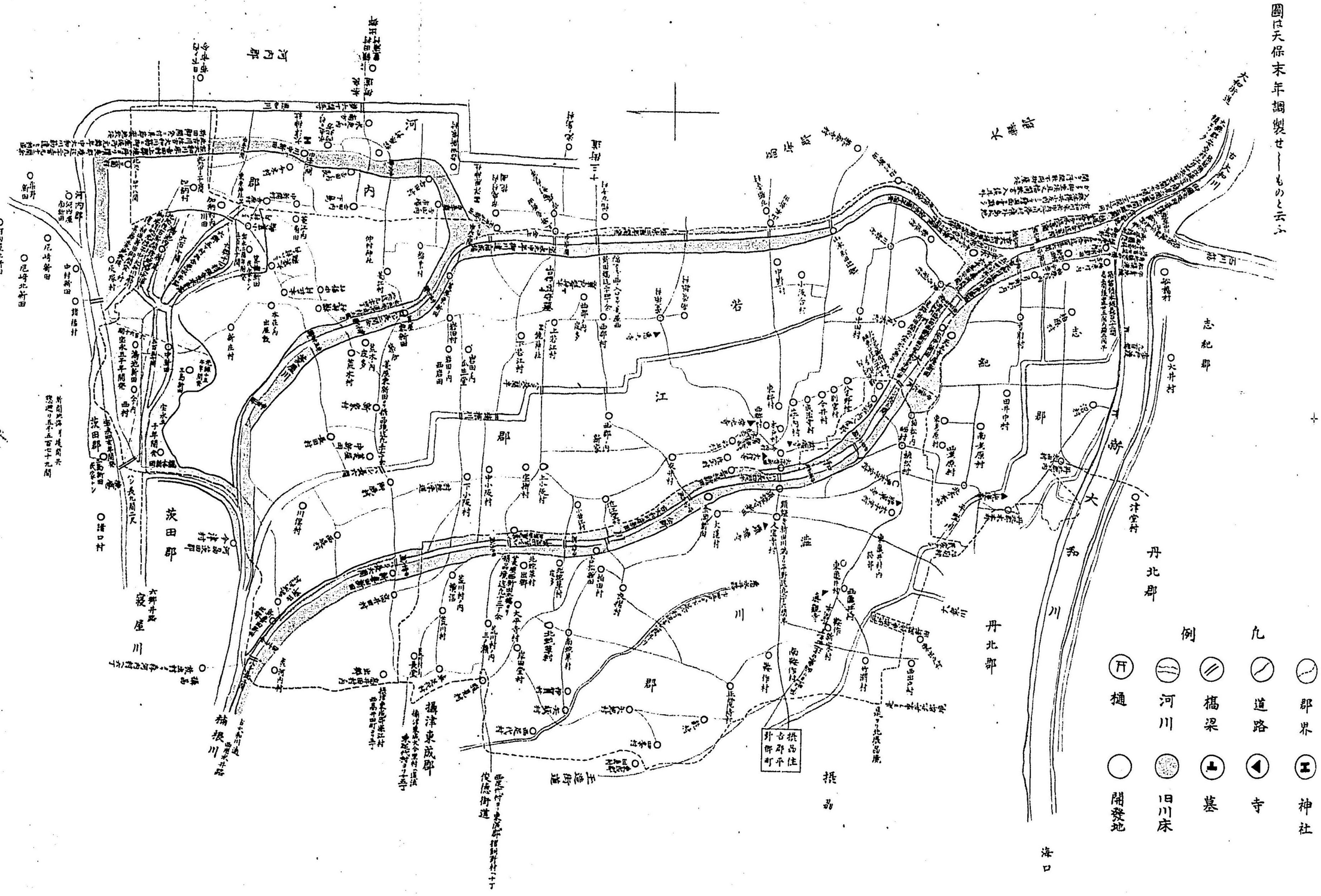

大和川附換興廢地反別

舊川敷及池沼開墾地反別

郡	村	大字	反別	石高	備考
南河内	柏原	新堂	二反六畝二十歩	四石〇斗六升	大和川々敷
中河内	志紀	新堂	二反六畝二十歩	四斗六升	久貸寺川々敷
	〃	新堂	一反五畝八歩	一石五斗六升	〃
	〃	新堂	四畝	六斗三升	平野川筋
	〃	久貸寺	四反〇畝一十歩	四石〇斗四升	久貸寺川々敷
	〃	〃	一反四畝一歩	一石四斗六升	〃
	〃	〃	九反一畝一歩	九斗〇升一合	〃
	〃	〃	一〇反五畝〇歩	一〇斗〇升六合	〃
	〃	〃	八反九畝一六歩	一八斗六升四合	〃
	〃	〃	一〇反六畝一歩	三斗〇升四合	〃
	〃	〃	六反六畝〇九歩	三斗六升〇合	〃
	〃	〃	一〇反四畝〇八歩	一〇斗三升三合	玉串川々敷
	〃	〃	九反一畝一三歩	九斗〇升六合	〃
	〃	〃	四反四畝三歩	四斗九升九合	久貸寺川々敷
	〃	〃	一斗九反一六歩	一斗九升六合	玉串川々敷
	〃	〃	六反九畝一五歩	六斗四合〇	吉田川々敷
	〃	〃	一反四畝〇五歩	八斗〇升八	池沼床
	〃	〃	四反九畝〇四歩	四斗六〇三合	幾江川々敷
	〃	〃	一反六畝三四	一斗六升四合	棚渡川々敷
	〃	〃	一〇反六畝六	一斗六〇〇三合	池沼床

新川敷潰地反別

郡	村	大字	反別	石高	備考
南河内	聖明寺	船橋	四町	六石三斗三合	
中河内	〃	北條	九反九畝	一斗六升九合	
	〃	大井	一四〇九畝三歩	三斗九升六合	
	柏原	太田原	一四反〇〇	三斗四升一	
	〃	〃	一〇反六畝六歩	三〇斗六升四合	
	〃	小沼	五反六畝九歩	八〇〇六	
	〃	山	一五反六一	一六斗三升四合	
	〃	津堂	一〇〇〇〇	一一斗六六	
	〃	古市	六一五六	八六六二	
	〃	〃	〇三五	四六	
	瓜破	大碓	一〇反〇〇八	一四斗六九	
	〃	若江	一一反六四	一六斗六〇	
	〃	林	一五反〇〇	一五四九	
	〃	細井	九反〇一	一五斗一五	
	〃	長川	一一	〇四一	
	〃	瓜破	八一五四	四五六一	
	〃	四瓜破	一一五一〇	一五一一五	
	〃	城連寺	四四〇一	三一一三	
	芝	上	一五六	一六一五	
	〃		四一四〇	四五九	

舊川敗及池沼開墾地反別

郡	村	大字	反別	石高	備考
中河内	北江	鴻池	一反八八〇〇	一石八八〇	新開池々床
〃	〃	新池田	三八八〇	三四四三	〃
〃	〃	新中田	七八九	六二九	池床
〃	〃	橋本	六六一一	七一六八	新開池床
〃	〃	新庄田	一三五六	一〇八四	池床
〃	長田	新田村	二六〇	二六〇	池沼床
〃	今津	三田組	八六〇一	九二四三	新開池床
〃	西六郷	新本庄	五八六	四二九	池床
〃	長吉	川邊田	八〇一四	五八五六	平野川筋
北河内	瓜破	東瓜破	六三一八	一二一三	〃
〃	住道	中村	一四三一	五六〇三	吉田川々敷
〃	〃	新横山田	三三〇七	五六九一	池沼床
〃	〃	灰塚村	三二〇〇	五六〇〇	〃
〃	〃	新箇田	八三一	九四一	深野池床
〃	〃	三田村	四〇八四	五一二四	〃
〃	〃	御供田	一二〇	七四九六	〃
〃	〃	尼ヶ崎	一二一一	一三八七五九	深野池々床
〃	日根市	河内屋田	二一一三	六九五八七九	〃
〃	〃	南新田	六三三三	一〇九一八四	〃
〃	四條	深野南田	九三一一	六六二八四	〃
〃	〃	深野北田	一四三一〇	六六二八四	〃
〃	日根市	河内屋	四〇八〇	五六〇一	〃
〃	南郷	北新田	一〇八三	六三九四	池沼床
〃	〃	諸福村	一〇八	七〇九	〃

新川敗濱地反別

郡	村	大字	反別	石高	備考
中河内	天美	西我堂	三一〇六	四三三六	
〃	〃	東我堂	九〇三八	二三四七	
〃	布忍	高木	九三三	六七九	
〃	矢田	北枯木	四〇八二六	五六九六	
〃	〃	南枯木	八八四一〇	二六六九	
東成	依羅	庭井	六二八〇八	九二五三	
〃	〃	杉本	一四二一五	一二一〇二	
〃	〃	山ノ内	三三三三	四九四八	
〃	墨江	島	三四二四	三六〇九	
〃	〃	濱口	三六二二	一六八二	
〃	〃	遠里小野	一二六三	一六六二	
〃	北百濟	今在家	一一八八	四四九〇	
〃	〃	中在家	六〇四	二六四六	
泉北	五箇莊	船堂	三〇三六	三四〇八	
〃	〃	北花田	七二五三	九二二三	
〃	〃	大豆塚	一二一四	一二六〇	
〃	〃	奥村	三三八〇〇	五二六四七	
〃	〃	遠里小野	四一〇一六	五九〇八九	
〃	南井	七道	六八〇一〇	五三一四七	
〃	〃	北庄	一八五〇六	二六九八四	
〃	〃	淺香山	七二三五	八六八〇八	
〃	五箇莊				

東成	鉛江	新喜多田	三三一一	三三一一
〃	〃	布屋田	三〇九三	三〇九三
〃	〃	新深江田	一三八七	一三八七
〃	〃	南新田	八〇〇	八〇〇
〃	〃	開北新庄	三〇三九	三〇三九
〃	〃	左專道田	一三五八	一三五八
〃	〃	杉本田	三四一一	三四一一
〃	〃	新花田	三〇三九	三〇三九
〃	〃	宮田	六八一三	六八一三
〃	〃	同田	三三一一	三三一一
合計			一〇六六八三一〇	一〇九四七三九

第四疑　神崎川附換工事

神崎川は淀川の派流にして、もと三島郡味生村大字一津屋より北流して同村大字別府に至り京都府南桑田郡東別院村大字神原の澗壑より來たる安威川の長流を容れて更に西南に曲回し、同郡吹田村大字吹田に至り以下現流域を維持して大阪灣内に注げり。然るに右別府村に於ける河流の彎曲は管に神崎川の水行を妨ぐるのみならず、偶、淀川の洪漲するに際しては淤砂悉此處に塡堆して安威川の吐口を塞ぎ、安威川亦之れが爲に逆流して茨木川淺井川等其の他の諸支川に抗衝し潴水内に沮して三島郡西部山麓の諸村水浸を被むる事彼の河内北部に於ける舊大和川の水患に異ならず、且、幸にして破堤溢水の害を受けざれども、安威川の水平に比して本川は常に水位の高きを以つて、安威川の水流は自然遲緩に屬し惡水排泄の如きは極めて困難たるを免れざりき。故に維新以前に在りて多年神崎川流路の變更を望むものありきと雖當時は各地その領主を異にし利害亦異なる所在りしを以つ

て容易に之れが實行を見る能はざりしが、幸に維新以來府藩縣の廢合あり管轄一に歸してより、漸、沿道諸村の協議成熟し擧げて此の變更を希望するに至りしかば、時の府知事渡邊昇之れを內務省工師イ、デレーキに商議し三島郡味生村大字一津屋より別府に至る舊線を廢し、別府より吹田村に至る間は安威川を導きて吹田村に下し、新たに西成郡大道村大字江口より西直して吹田村に出る延長二十五町十二間幅員四十間の一線を畫定し、而して諸經費を算するに六萬三千九百八拾六圓餘の多額に上り到底町村費のみの負擔に堪へざるにより內三萬二千二百九十七圓餘は官費の補助を仰ぎ、殘額三萬千六百八拾八圓餘は三島郡內六拾餘ケ村(舊島下郡內)の水患を被り來たれる反別二千三百九十九町歩に課當することゝし、政府の認可を經て明治十一年二月起工し、大阪府屬五十嵐直爾此の工事を擔當し同年七月に至り新河竣成を告げたり。而して安威川は吹田村に於いて此の新川に注ぎ、舊川餘積の堤地貳拾壹町餘歩は之れを高槻藩士に拂下げ、新たに數百の沃田を開墾するに至れり。

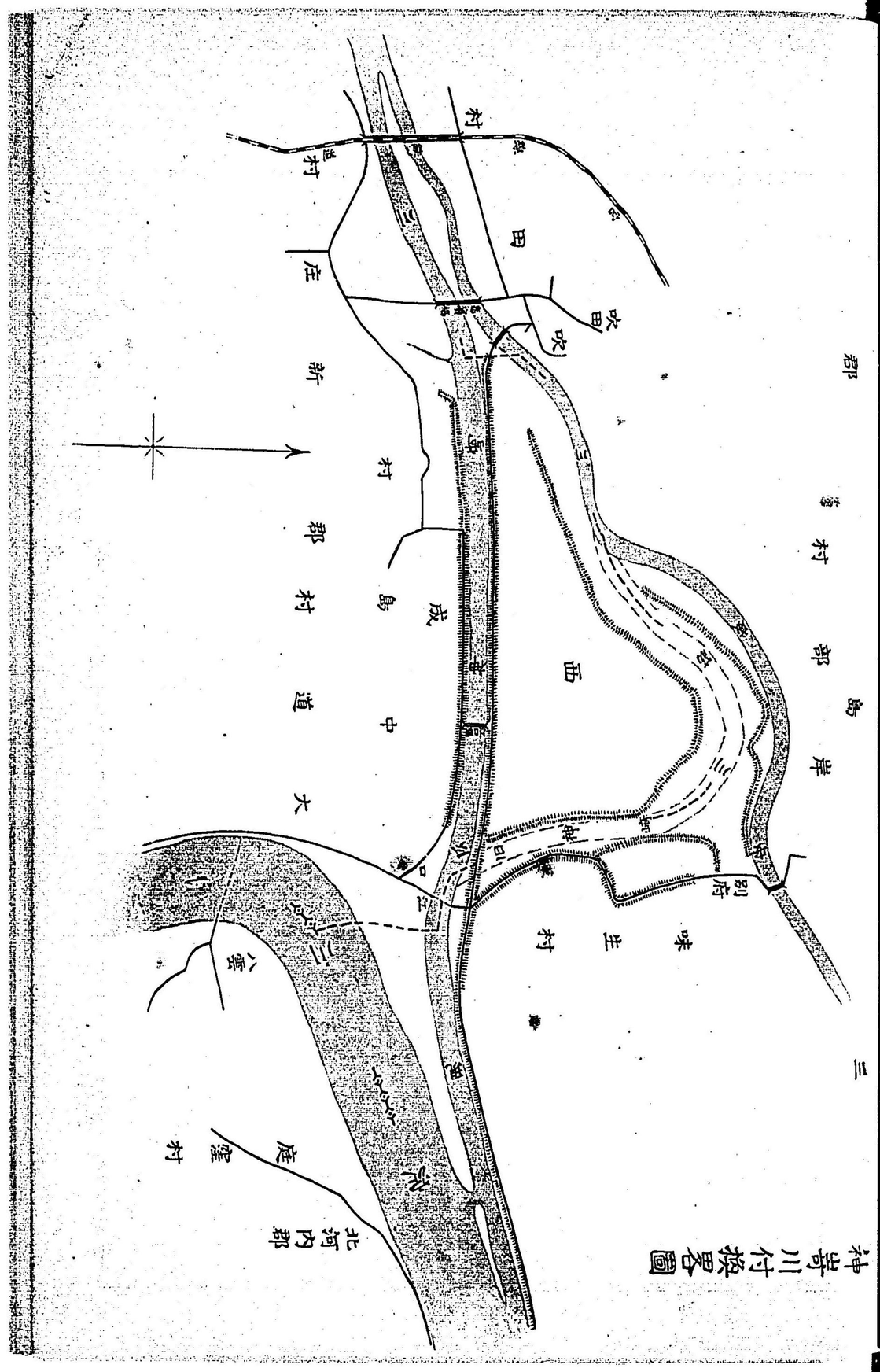

神崎川付近略圖

第五欵　龜之瀨盤岩工事

大和川の上流、大和國北葛城郡王子村の山間に於いて龜之瀨と稱する所あり。盤岩河流を横斷して其の高さ一丈に餘り、其の嶇起せる所、流水此所に遮激して瀑狀をなし、上下の流水分かれて舟楫運行の便を得る能はず、隨ひて水運の物貨は渾べて積換の勞を取らざるを得ず。是に於いて同地の有志者乾貞三、下河原護郎等其の不便を訴へ、相議して廣く同志を募り、此の岩石を去り兩岸の石壁を疊み、板堰を以つて適宜の水量を計り廻船交通の自在を得しめ、成工の上は通船より料金を收益して諸工費の償却に充てんとし、明治十二年二月、舊堺縣令稅所篤に出願して同年十月其の許可を得、每歲夏季涸水の季節を圖りて龜之瀨開鑿の工を施し、同十六年二月に至りて其の功を收むるを得たりき。以來、流水平行にして上下航通その度に適し、多少收益する所ありと雖、之れが爲に上流の深淵變じて水勢迅速を來たし、加ふるに頃年鐵道の布設ありてより、彼我の利便固より抗較すべくもあらざるを以つて、今や航運、殆、廢絕するに至れり。

第六欵　馳川新川貫流工事

大阪市南區難波地內に於いて字新川と稱し、道頓堀川より來たりて難波藏前町倉庫に通せる水路あり。又、稍、西南に參町四拾餘間を距てゝ馳川と唱へ、西成郡木津村十三間川より來たりて今宮難波木津三村に蟠り、專惡水の排除に供ふるものあり。兩水共に流動する能はずして平時濁水を湛へ、汚物沈澱して炎暑の候惡臭を放ち、衛生上害毒の媒介を爲す恐あるを以つて、同郡難波村小野彌左衛門幷に同郡津守新田江上田米助の二人、（江上田米助は同十六年八月小野彌左衛門より金五百圓の保償を受け同業に關する一切の權利を讓渡せり、）相共同して兩

川を聯接し、一は通船の便を開き一は汚水を貫流し、併せて耕地灌漑の用に供せん事を企圖し、自資を投じて此の開鑿を擧げ、工事落成の後は其の通船料を徴し以つて工費の償却に充てん事を大阪府に請願し、之れが許可を受けて明治十一年五月工を起し、同十二年五月疏鑿及び架橋とも（改鑿の増幅に際し新たに橋梁を架設せしもの四ヶ所）悉成工を告げき。而して工費壹萬八千六拾六圓餘を要せしかば、同年六月より九拾五ヶ年間通船料及び渡橋錢を徴收し、以つて經費償還に充つる事となせり。然るに同二十八年、高津入堀川開鑿普通水利組合に於いて鼬川高津入堀川聯絡の議生じ、之れが爲に發起人小野彌左衛門は鼬川經營上利害の關係により、相當の補償金を得て同三十一年二月以來通船料渡橋料等の收入權を放棄したらしかば、爾後、同川は大阪市の經營に屬するに至れり。而して從前道頓堀川より西向木津川に入り、復、南行して十三間川に往來せし和船は、航路頗迂回を感じ、且、木津川海口の如き巨艦の多く游弋せる間に小船を通ずるは、時に危險の虞なきにあらざりしに此の擧ありて以來、道頓堀川より新川鼬川を經て十三間川に通ずるを得、薗に近きのみならず安全にして通船最易し。故に若干の通船料を投ずとも此の川に據るを便とし、擧げて此處を來往せり。又、沿道の田圃多く此の養水を導くを以つて在來の如く惡水の滯掩する憂なきに至れり

第七款　高津入堀川貫流工事

大阪市南區高津町なる高津入堀川は享保十九年の開鑿に係り、當時は專道頓堀川より高津御藏跡町高津倉廩に出入する米穀類輸送の便に供したるものなりしが、近年陸路交通の便開備するに隨ひ漸水運の途を絶つに至り、該川は殆無用の物たる感なき能はず、加ふるに流水常に澱停し易くして流動の途なきより汚物多く沉滯して盛夏の候は惡臭を放ち衛生上害毒を散漫する恐あるを以つて、明治二十八年大阪市下水道工事を施行するに際し之れを埋沒すべしとの議ありき。然るに其の接續地たる東成郡天王寺村及び西成郡今宮村の地内は、殊に浸濕の低地にして惡水常に淹滯する處なるを以つて、關係地域内に於いて普通水利組合を設立して惡水排除の方法を講究せる時なりしかば之れを機として同入堀川を改浚し、更に其の終點たる字堀止を起點として南は天王寺字水田に至り稍直角に西に屈曲し、復、北折して清水橋に出で鼬川に貫流し以つて運輸交通の便を開き併せて惡水排除の用に供せん事を企て、之れを大阪市に謀り、同堀止以下今宮村字山鼻（南海鐵道線路西へ距る十間）迄は東成郡高津入堀川開鑿普通水利組合）の事業として該工事を經營することに協定せり。然るに同組合の豫算額は五万五千九百貳拾四圓の巨額に上り、而して其の事業の直接に關係せる處は僅に天王寺今宮兩村の一局部に止まり、廣く全體に及ばざるを以つて之れを反別拾六等に區分して課當方法を講ぜしに、最高壹反歩百五六拾圓より最低三拾有餘圓を要し到底民力のみの負擔に堪へざるを以つて、大阪府に對し工費の補助を請願せり。是に於いて府は郡部會の議決を經、全額二十分の一、即二千七百九拾六圓餘を地方税より補助する事を認可せり。因りて同組合は明治二十九年二月起工に着手し、同三十一年二月に至りて全部工事の完成を告げき。

第八款　天滿堀川改修工事

天滿堀川は享保十九年天滿川筋より同倉庫に通ずる延長九町二十六間幅員約拾間の入堀川を開鑿し、廻船をして直ちに同所に到らしめ以つて米穀輸送に便せしものなりと云ふ。其の後、天保年中に至りては大飢饉に次ぐに大鹽の亂を以つてし、細民の路頭に迷ふ者多かりしかば、之れが救助の方策と

して、同八年東町奉行跡部山城守、町民に諭して西成郡國分寺村（現今北區ノ一部）淀川右岸より天滿入堀に通ずる延長七町五十間幅員六間の水路を開き以つて上下の疏通を計らしめしものにして、其の費用は年賦返納の法に依り一時町奉行より貸下られたりきと。爾來、或ひは川幅を填め或ひは水深を減じ惡水停滯して舟楫運航の便を失ふに至りしを以つて、大阪市の事業として天滿堀川改修工事を施行することに決し、明治三十年同川の豫測を行ひき。其の改修計畫の大要は全川の流量をして均一ならしめ、引入口より監獄署前に至るの間水路屈折の幾部を改修し川底幅員を三十六尺に開擴し同所以降太平橋に至るの間は現水路により之れを五十尺となし低水位に在りては均しく四尺の水深を保たしめて毎秒時四百十五立方尺の水量を排流せしめ、而して最高水位は淀川引水口に於いて干潮面以上二十尺（明治二十九年九月八日洪水位）にして太平橋に在りては概五尺五寸二分なりとす。尙、此等洪水を防遏せんが爲、淀川堤防に於いて長二十四尺六寸幅十二尺の水門二個を并列し以つて洪水浸入の防禦に供し、北區堀川町に於いて在來の樋門（幅十尺）を幅十二尺貳個に改造し、太平橋より來る潮汐の逆流を禦ぎ、高水位中沿岸土地に於ける惡水の排除に便ならしむるものなり。而して右工事の附帶事業として、兩岸堤塘又は石垣を築き、其の他或ひは橋梁架換等に要する總經費金九萬九千百六拾餘圓は大阪市の負擔として經營し、同三十年十二月許可を受けて同三十一年二月起工し同三十二年七月に至り全部工事の落成を告げき。

第九款　大阪運河開鑿工事

大阪市商工業の發達に伴ひ、其の咽喉に位せる安治、木津、尻無川内港の如きは著しく水運の頻繁を來たし船舶の出入は年と共に其の數を增すのみならず、内港漸狹隘を告げ從來の河川のみにては運輸上不便を感ずること尠からざるより、有志者茲に見る處あり貳拾五萬圓を投じて大阪市北區安治川南三丁目安治川左岸より同市西區九條町を經て同區市岡町尻無川右岸に至る延長拾四丁拾四間幅員貳拾間の運河を開鑿し以つて兩川聯絡の提路を開き併せて物貨運輸の利便に資せんことを企圖し該工費は專通航料を徵收して償却する計畫を立て、明治二十九年十月當大阪府廳に出願し、同三十年三月許可を得て將に事業を起さんとせり。然るに同年四月此の起業を贊するものあり、前者と相協同して前計畫の外、運河兩岸に新たに倉庫を建設し、貸地及び倉庫の業務を營む目的を以つて資本金壹百萬圓を募集し、大阪運河株式會社を組織せんとする議成立し同年六月會社設立免許を得、役員を設け、先、用地八萬八千四百四拾七坪餘を買收し、同年八月工を起し、豫定の運河を堀鑿して兩岸地奥行五十間の地上ゲを爲し各其の中間に運河と並行して幅員四間の道路を開き且運河に五個其の他の水路に一個の橋梁を架設する等、其の工費と用地費とを併はせ七拾八萬五千三百八十七圓餘を要し、殆、五ヶ年の星霜を經て明治三十五年四月全く竣功し、傍、土地區畫の改良に着手せり。之れより先、同三十三年七月、更に尻無川より木津川に通ずる運河開鑿の件及び同三十四年一月運河沿岸に家屋を建設して貸家業を爲すことを營業目的に追加したれども、該運河の開鑿并に倉庫貸家の建設は會社經濟の許さゞるより未着手の運に至らずして姑らく時機の熟するを俟ち、漸次に計畫を施すことゝなれり。後、又、株主間に於いて既設運河沿岸の陸地を賣却して各自の措置に放任せば土地の發達を促進する上に於いて得策なりとの議起り、明治三十五年一月、其の東岸地の大半を賣却して代金を收得すると同時に會社資本を減殺して七拾四萬八千五百五拾圓と爲し、以つて土地家屋の貸付を營めり。而して土地の貸附料金は之れを十一等に區別し、位置に依り一坪に付き一ヶ月貳錢五厘以上拾四錢以下の範圍内として徵收し居れり。

第十欵　其の他

以上は殊に著大なるものにして其の他主なるものを摘記すれば左の如し。

天正十三年豐臣氏東横堀川を開き大阪城の外濠とす。

文祿五年豐臣氏毛利吉川、小早川の三侯に課し淀川左岸延長二里許の堤防を築き伏見大阪間交通の提路と爲す。故に又文祿堤の名あり。

慶長三年天滿堀川を鑿ち、同五年阿波堀川を通ず、同十七年大阪の住人安井道頓といへるもの親族平野藤治等と相圖り舊梅津川の地を相して道頓堀川を開鑿す。

元和年中攝津尼ヶ崎の城主戸田左門神崎川海口を浚渫し左門殿川を開く。同三年西横堀川の派流江戸堀川京町堀川（一名伏見堀と云ふ）を開鑿す。

元和六年五月舊大和川暴漲其の餘殃を享け河內攝津の地荒蕪すること二萬千四百石に及べり。時の代官末吉孫左衛門艌船七十餘艘を造り平野川に通ず。是に於いて此の地漸賑ひ曩の荒蕪せるもの初めて舊に復すと云ふ。

寛永年中片桐貞昌河內中部に於ける池沼を埋め恩智川の流を通じ其の餘は拓いて耕田とす。即現今中河內郡英田村大字吉田東部の地是れなり。又下流の澤澤を夷げ水行を矯正す。

寛永元年海部堀川を通じ、同二年長堀川を鑿ち、同三年立賣堀川（一名鵜堀と云ふ）を通じ、同六年薩摩堀川（一名寺堀と云ふ）を開鑿す。

貞享元年九條島を鑿ちて淀川を通じ直ちに海に注がしむ。之れを安治川といふ。此の年大阪諸川を浚泄し土佐堀川堂島川の河岸石壘を砌し大いに水行を矯正せり。

元祿年中時の奉行、淀川常水點を撿し堤塘の高さ一丈二尺より低きものは皆嵩置工を施す。同十三年神崎川派口に刺笹と稱ふる杭柵工を加へ三島郡內に涿溜する惡水排泄に便せんがため神崎川の水量を減せしむ。

寶永元年二月大和川附換の工を起し南河內郡柏原村以下東成郡安立町の南手水橋の許に導き堺之浦に瀉がしむ。同七年河內中部に楠根川を開き玉櫛川に通じ六鄕井路を其の東に鑿ち東成郡榎本村大字放出に至り楠根川と共に寢屋川に注がしむ。

享保四年朝鮮人來朝に際して海口一帶を浚渫し船舶出入に易からしむ。

寶曆年中淀川筋を撿行し三島郡三箇牧村大字柱本より鳥飼村に至る堤塘彎曲せるもの百餘間を革め、其の他諸川の水行を矯正す。

明和四年中津川の派流六軒屋川を堀り又正蓮寺川を開鑿す。

天保二年神崎川及び中津川の派口を浚ひ堤防の嵩置きを加ふ。

明治八年淀川流域水源の砂防工を試設し京都伏見觀月橋以下大阪市北區天滿橋に至るの間水刎堰（ケレープ）工事を施せり。

明治十一年五月大阪の人小野彌左衛門鮏川を改修して新川に貫流す。

明治十一年七月三島郡味生村大字一津屋より別府を經て同郡吹田村に至る神崎川の流路を廢し更に西成郡中島村大字江口より吹田村に至る水路を開き同川外に安威川の水行を易からしむ。

明治十八年淀川大和川等出水洪漲の害を享け堤塘大破を生せしより同年十一月直ちに復舊工事を起し、且淀川は舊堤より約參尺の嵩置及び腹付工を加へ常水點より一丈七尺の高度と爲す。

明治二十九年二月高津入堀川普通水利組合及び大阪市に於いて高津入堀川を導き鮏川に瀉がしむ。

明治三十年八月大阪運河株式會社に於いて安治川尻無川間の提路を通せんがため運河を開鑿す。
明治三十一年二月大阪市に於いて天滿堀川を改修す。

第六節　淀川の改良

第一欵　起因及び沿革

抑淀川は源を近江の琵琶湖に發し、同國滋賀郡石山村及び栗田郡瀨田村々界より瀉下して瀨田川となり、山城に入りて宇治川と呼び、同國紀伊郡納所村に至りて桂川と合し淀川と稱せらる。是れより以下更に木津川を併はせて攝津、河內の國境を流れ神崎、中津の二川を分かちて幹流は大阪市に至り安治、木津、尻無の三川を分派して共に大阪灣に入る。其の間、畿內及び比近諸州の大河小川谿澗にして之れに會流するもの極めて多く、其の流域に屬せるものは近江、山城、伊賀、攝津、河內、丹波、大和の諸國にして其の面積約五百四十四方里の上に達せり。故を以つて古來これを難治の大河と稱し屢これが治水工事の策を講せしことありしが、多くは只一局部の除害に止まりたる姑息の策に過ぎざりしかば、年々歲々多少の患害は依然免れざりき。降りて天和年中に至り、河村瑞軒幕府に建言して河流の開鑿修築に力を盡さんことを請ひ、幕府其の意見を採用し稻葉石見守、彦阪壹岐守、大岡備前守等に命じて畿內治河の工を策せしかば、瑞軒直ちに當局の吏員と共に絕險を攀ぢ急端を濟り、詳らかに河勢を察し地形を相し、水工精練の者を諸國に募りて大いに工を起し、堤防を築き田園を拓き、河身の屈曲を矯め新たに夫の安治川を開鑿(淺瀨の土砂を河口に投棄したるもの積みて山をなす、名づけて瑞軒山と云ふ。現今西區池山町の地たり)する等、具に艱難を嘗めて苦心經營する所尠なからざりき。蓋大阪をして今日の繁盛あるに至らしめたるもの實に其の功與りて力ありと謂ふべし。然れども憾むらくは其の施設せし所は主として河川の改修に在りて未充分

に水源諸山土砂扞止の施工に及ぶこと能はざりき。然るに既に早く此の砂防工事に注目して熱心之れが主張したるものは天明年中に於ける大阪道修町の一商賈吉田屋藤七なりとす。瑞軒の事蹟は世遍く之れを知れり。然れども吉田屋藤七の事に至りては世に之れを稱するもの多からず。抑この藤七は一商人たるに拘らず、深く治水の法其の宜しきを得ざるを憂へ、時の町奉行に吐露するに滿腔の意見を以つてし、砂防工事及び土砂扞止工事の片時も忽にすべからざるを說けり。幕府乃藤七の建言を採納し、急に當局吏員に嚴命して一面淀川水線の改修に勉むと同時に大いに水源諸山の砂防工事を督勵すべきを以つてせり。然れども種々の積弊は容易に其の目的を達するを得しめず、徒に巨資を耗し人夫を苦役するのみにして工事は遲々として更に步武を進めず、水源諸山は依然雨雪の爲に赭赤の表面を蔽かれ、山形大いに荒壞して土砂を流出すること夥しく、河身は埋もれ川床は愈々高まりて年々沿岸の堤塘を破り、所謂黃雲千里の沃野も忽然變じて茫々たる沙漠沼澤となり、大阪川口の如きは、殆、船舶の出入を妨げ、終に天保二年の如きは鉅萬の工費を拋ちて大浚渫を行ひ其の排泄せる土砂は積みて天保山の名稱を後世に垂るゝに至れり。

維新後政府は大いに河川改修事業の忽諸に付すべからざるを知り、水理工師を遠く和蘭より聘して銳意事に當らしめしより、其の事蹟の見るべきもの少からず。中に就きて淀川改修の如きは、明治八年、內務省御雇工師「ヨハン、デレーケ」をして工事を督せしめ、河流に向ひては從來慣行の堤防修築のみを專一とする法を改め併せて一種の粗朶工を施し、水勢を利用して自然に河身を深からしむる方法を取り、又、水源の赭山に對しては大いに砂防工を加へ、專、草木の繁茂を計り以つて土砂崩壞の害を防がんとせり。果せる哉事業は着々進捗し、着手以來僅に八九年を出でずして既に幕府が數百年を費やしたる事業に幾倍せる好驗を顯はし、上は伏見豐後橋より下は大阪天滿橋に至る十二三里の間、次第に

水深を増して大いに通船の便を開き、沿岸の沼澤變じて良田となりしもの少からず、殊に山城相樂郡下狛地方の如きは全村の耕田木津川の西岸に沿ひ、而かも其の川床の高きが爲に惡水を排泄するに途なく、些少の降雨にも溝渠は田園に溢れて作物水底に沒し、其の被害少なからざりしが、爾來幸に水害を減少し、川床の次第に低下するに隨ひて惡水停滯の害を免れ水患の度を減じて終には低濕の惡田化して豐穰の地となり闔村の民茲に積年の愁眉を開くを得たり。其の他之れと類を同うじ逆流横溢の害を被りしもの逐年其の患害を減じて川床の低下するもの五六尺以上に及び强雨大雪の時といへども人皆枕を高うすることを得、各村より金銀勞力を寄附し藁、竹、木、苗樹の類を運搬し來たりて工事を助くるもの次第に多きを加ふるに至れり。然れども夫の明治元年、同十八年、同二十二年の如き非常の大洪水あるに會しては、到底斯の如き遲緩なる手段の能くその患害を拒ぎ得べきにあらず、現に明治十八年の洪水の如きは四、五、六、三ヶ月間琵琶湖の水位常に四尺乃至六尺の間を昇降し、七月四日に至りて遂に八尺九寸五分の高水に達し沿湖の耕地水底に沒したるもの一萬二千町歩に餘りて浸水せし家屋、亦甚多く山城及び攝津平坦部の被害は殊に甚しく其の堤防を決潰し洪水田園に氾濫し民家を流し人畜を殺し、作物は全く腐敗して更に收むるに由なく、水勢の急激なる場所は耕土を洗流して永く害を後年に遺せり。而して其の小害に至りては年々歳々得て免る能はず。之れを往年に比較するに、謂はゆる尋常の洪水（即、常水面以上三尺の增水あるもの）は三ヶ年に一回の割合を以つて到り、非常洪水（即、常水面以上六尺及ぶもの）は十ヶ年に一回の比を以つて到れり。其の尋常洪水の場合に於ける被害を概算するに、山城、河内、攝津の三平原に於いて一萬七八千町歩、之れに近江の沿湖被害反別七千町歩を合すれば無慮二萬五六千町歩の大損耗を加ふるものなり。是に於いて政府は斷然意を決し、被害地方の希望に從ひて急速に淀川大改修を施さんと欲し明治二十二年以來始めて此の計策を盡すに至れり。

淀川改良工事の急施を熱望するもの啻に大阪府民のみならず、其の流域に跨る近畿七州の人民にして之れを切望せざるはなく皆等しく改良工事の必要を論じて此の擧を望む、猶大旱の雲霓の如し。或ひは當局大臣に或ひは帝國議會に陳情哀訴して該工事の實行を促すこと彌々切なり。而して輿論、亦既に之れを是認し、明治二十四年度、衆議院は諸國の最大河川に關する建議案を提出して之れが修治を督勵せしかば、政府も亦茲に見る所ありて根本的淀川の大改修を施さんと欲し第五區土木監督署長沖野忠雄外數名の技師に命じ、豫、淀川流域流路の形勢及び被害の狀況、高水、低水流量及び經費等の調査を遂げしめ、同二十七年之れが設計の完結を竢ちて更に土木會議の議に付せしに、同會議は大いに此の擧を翼贊し直ちに帝國議會に附議するの一段となれり。然れども工事の至大至難なる、諸般の關係上現今法令の範圍内に於いて活動し難き點少なからず。專、河川法の制定に俟つべきもの多きを以つて、遂に明治二十八年に至り河川法案を立て、之れと同時に淀川改修豫算案を編製して共に帝國議會に提出し、貴衆兩院の協贊を經て同二十九年四月法律第七十一號を以つて之れを公布し、同年六月内務省告示第四十一號を以つて淀川全流を瀬田川、宇治川、淀川の三項に分かち、經費約八百貳拾壹萬圓を投じ同年以降向ふ十ヶ年の繼續事業として始めて今日の如き一大計畫を建つるに至れり。今、其の大要を擧ぐれば左の如し。

第二款　工事施行の方法

瀬田川工事　本川の工事は左の二項に據る。

一、瀬田川を浚渫し及び其の川幅を一定すること。

一、道馬島の前に於いて起伏自在の洗堰を設くる事。

瀬田川筋に於ける常水位は滋賀縣鳥居川水量標二尺七寸五分に相當し、沿湖に於ける土地の水害を被るべき地より僅に低き水位に左り。故に同川の常水位以上に昇るものは有害の水位にして沿湖水害の輕重は此の增嵩に正比し、其の屢臻るものは量水標の五尺內外に相當する水位にして、即常水位より高きこと凡三尺に在り、又、最高水位は明治十八年七月に於ける同標八尺九寸五分を以つて其の限度と稱せらる。水害水位の關係斯の如くなるを以つて沿湖の最大患とせる被害（常水面以上三尺）を除かんと欲せば瀬田川三尺の增水を防遏せざるべからず、若、又、稀有といへども其の害の極めて大なるもの（例へば明治十八年高水位のごとし）を防禦せんとせば常水面以上六尺の增嵩を豫防せざるを得ず。要するに沿湖除害の工事は常水面以上の增水を防ぐ目的に出でざるべからず、然るに增水期節（春三四月頃より中秋の終まで）に當り直接水位の騰昇を防遏するは至難の業に屬せるを以つて間接の手段に出づるにあらずば到底その目的を達するを得ず、幸に冬期（冬期の低水位は常水面以下一尺五寸內外に達す）は減水の期節なるを以つて此の機に乘じて低水位を現在より一層低減せしむるを得ば增水期に當りて水位騰昇すとも敢て有害の點に達するなきを得ん。例へば冬期の低水位を常水面以下三尺迄低減せしめば夏期に至り三尺の增水ありとも沿湖を害すること少なかるべく、要するに冬期の流出水量を增加して水位を現在より一層低減した る水面と常水面との間に翌年增水期の餘水を汀溜するにあり。今回瀬田川筋に施行せらるべき工事は右の目的を達せしむるを以つて其の主眼とし、併せて下流淀川の洪水を輕減する目的に出づ。

宇治川工事　本川の工事は左の三項に據る。

一、宇治川を淀町の背後に回し、桂川の合流口を曳下ぐること。

一、向島の堤防を延長して將來大池に洪水の氾濫を遮斷すること。

一、大池の惡水排除の爲、新宇治川の左堤に沿へて水路を新設し、其の上端は之れを大池に通じ下端は水門に由りて之れを宇治川に通ずること。

宇治川筋は水路概して純良河積其の度に適ひ、屈曲又穩當にして改修を要する所寡し。然れども桂川吐口の河幅は少しく狹隘にして六拾間內外に過ぎず、之れを上流に比するに廣狹の差異甚しく、時々破堤游蕩の害あるを以つて之れを下流に曳下げ新たに宇治川を開き且伏見淀近傍に於いては判然たる洪水敗の區畫なく高水の際は一圓水面となる地あるを以つて、今回の計畫は此の洪水敗を畫定し、將來游水を防止し併せて附近地の惡水を快瀉せしむるにあり。

淀川工事　淀川筋に在りては京都府綴喜郡八幡町以下、大阪府北河內郡庭窪村大字佐太に至るの間は河幅三百間乃至五百間の水路を存し、其の三百間以上に達する場所は多く枚方町より上流に位し、中島寄洲等の河積を壅塞せるあり。故に改修の計畫は此の障害物を排泄すと共に最高水位に在りて平均深さ拾五尺乃至拾六尺を以つて最大流量貳拾萬立方尺を快流するを程度とし、尙、河積不足なる場所は浚渫に依りて之れを補ふものとす。蓋、浚渫は先、低水敗內に施行し水路をして抵水位以下平均五尺の水深を保つに至らしめ、爾後、尙、不足の場合に於いては高水敗內に施行するものとす。三百間以上の川幅を有せる場所に在りては幅三百間以內を浚渫し、其の以外は現狀の儘に據置くものたり。而して洪水敗內の民有地は總べて一時買收し將來相當の取締法を設けて更に私人の占用を許可せんとす。上水工事は在來の堤防上高水位以上三尺を程度とし一帶に嵩置を加ふ。其の方法は馬蹄を幅三間とし法は川方地方共に二割を程度とす。嵩置の爲に必要の腹附は渾べて地方に於いてし、敗地に幅一間の餘裕を見込みて買收地の幅員を定む。是れ擴築後堤沿に幅一間の餘地を存せんが爲なり。其の他、川幅三百間に充たざる場所は皆相當の擴築を加ふ。本工事中に於いて最困難なるは枚方町の對岸、三島村大冠村大字大塚の狹窄部にして、其の難所たる素因二あり、一は川幅の甚しく縮縮せると一

は枚方町大字伊加賀に於いて河の方向遽に右折し上游と殆直角の方向を示せるとに在り。是れ一朝出水に際會し狹窄部を下る急激なる水勢は直ちに伊加賀の堤防を衝き、危害を加ふることあるべきは眞に睹易き理なればなり。故に第一因を除かんとせば宜しく川を擴築する必要あり。第二因を除かんとするには川流の附換を要すれども、之れが爲には數百町歩の潰地を要し、且、大阪伏見間唯一の着船所たる枚方を失ふ不利あるにより、該所は姑らく川幅を擴築するに止め、併せて伊加賀の要所は堅牢なる堤防に改築し、以つて將來に於いて危害なからしめんことに決定せられたり。

北河内郡庭窪村大字佐太以下海灣に至る淀川の水路之れを神崎川、中津川、淀川の三派に分流す。而して河積の不充分なるは實に此の區域を以つて最となす。試に其の河幅に徴するに神崎川分流口附近の幅員約五十五間以下は極めて不完全にして百間乃至三百間ありといへども廣大なる堤外地ありて之れを壅塞し、實際の流積は低水敷の幅員數十間に過ぎず。又、中津川は分流口に於いて幅員約貳拾間乃至七拾間に過ぎざれども、下流は百間以上の所多く、之れを神崎川に比するに幅濶からずといへども流積遙かに大にして而して淀川の幅員は流口にて百三十間乃至百六十間あり、夫より以下大阪市北區天滿橋までは八拾間乃至百拾間を有せり。是れ三派中流積の最廣濶なる水路にして其の流量、亦他の二派に超越せり。

以上の如く上流に於いて幅五十五間の神崎川を分派したる淀川は、忽にして百三十間乃至百六十間に減縮し、更に七十間の中津川を分かちて八十間乃至百十間に收縮せり。故に今これを以つて上流の幅員三百間以上のものに比すれば、佐太以下の流積の過少なるや論を俟たず。而して之れを改修する方案に四種あり、其の細節種々ありと雖要するに第一案は神崎、中津の兩川を改修して是れより洪水を放下せしむるに在り。第二案は中津川一川を改築して佐太以下唯一の放水線となすに在り。第三案は神崎、中津兩川間の田圃を貫きて一大水路を新設するに在り。而して第四案は佐太以下毛馬に到る屈曲を除かんが爲この兩川間に新水路を貫かんとするものにて、今、以上四案の利害を講ずるに、第一案は四案中工費の最少なるものなりと雖洪水量を二川に分流し且安威川の逆流を一層增加せしむる不利あり。第二案は洪水量を分流するに此の弊害なく三島郡島本村以下淀川右岸に潴溜する惡水排泄を妨げず、之れを前案に比較するに優ること遙かなり。蓋、洪水分疏の不利は兩川をして其の屈曲幅員川深等に於いて均一なるを得ざるに在り、即、一川擴ければ一川狹く一川直ければ一川屈曲し一川深ければ一川は淺涸なり。而して其の擴くして深く且直なるものは、其の狹くして淺く且屈曲するものに比すれば水流に對する抵抗力少なきを以つて、流水は常に其の方向に趨りて抵抗力大なる河流は爲に壅塞せられ、隨ひて年と共に水量を減せられ、之に反して其の他の河流は倍々多量の流水を受け河積遂に不足を告ぐるに至る。之れを淀川に徴するに、神崎、中津の二川は殆同時代に開鑿せられし河流なれども、早く神崎川は塡埋の害を受けて放水の要を爲さゞるに、獨、中津川の略その元形を存するもの、是れ上來說く所の理に由りて然るものなるべし。故に止むを得ざる場合の外は二個以上の放水路を採用すべからず。第三案は經過地方の一大變動を來たす憂あるを以つて、到底採用するに足らず。第四案も亦第二案の別案とも見做すべきものなり。是に於いて多額の經費を投ずれども遂に第二案を採用するに決せり。而して其の工事施行の方法は、北河内郡庭窪村大字佐太より東成郡城北村大字毛馬に至る淀川河流の屈曲せるに準じて河幅を三百間迄擴築し、毛馬以下次第に川幅を擴め海口に至りて六百間の水路を通じ以つて高水量貳拾萬立方尺を疏通せしむるものとす。蓋、本川最高水量は水源たる瀨田川に於いて三萬立方尺、木津川に於いて拾三万立方尺、桂川七萬立方尺合計貳拾參萬立方尺の大水を瀉ぐと雖三川同時に全量の高水を來たすが如きは未これなきを以つて此の計畫

あり。而して平時は起點毛馬を平均拾五尺とし以下次第に遞減し海口に於いては拾尺の深度を保たしめ、毛馬以下四千分の一の勾配を附するものとす。

淀川改良工事中、中津川分流口の下流東成郡城北村大字毛馬に於いて淀川本流を締切るの策は、夙に淀川改修の計畫に從事したる內務省工師「デレーケ」の主張したる所にして、實に一舉三得とも稱すべき一大良策たり。其の主として洪水の浸害を除去せんとする是れ得の一なり、將來安治川に濁水の浸入することなく砂量大いに減ずべきにより其の水深の維持遙かに容易なるべき是れ得の二なり、大阪城北に於いて淀川に會瀉する寢屋川は河內北部一圓の惡水路として見るべき河流たること已に顯著なる事實にして、淀川高水の際は瀦水內に沮み惡水滯滯の害を來たすは河內一般の患害たり。然るに將來淀川の水位は海潮の感應を受くるの外、又抗逆する患なきにより惡水の形況是れより一變するを得べき是れ得の三なり。然らば則本案は一舉して大阪市水患の根源を絕ち、其の咽喉たる安治川の塡埋を救ひ、尙且、河內の平野二萬町歩の惡水を改善するに足り、實に治水上多く其の比を見ざる明案と謂ふべし。而して洪水を遮斷したる淀川は之れを運河として保存せざるべからず。因りて締切堰は前に瀨田川筋に計畫したるものと均しく開閉自在のものとし、低水位に在りては之れを開放し、水位の增嵩に隨ひ順次堰桁を卸して次第に其の數を加へ、通水積を減じて以つて下流の水量を節制するものとす。此の下流に通ずる水量は平均四千立方尺を程度とし、毛馬以下水路に於いて水深五尺を保つに適當の量なりとす。而して該堰堤の傍に在りては別に長三百尺幅三十六尺の閘門を設置し、一度に拾艘乃至貳拾艘の小舟をして容易に通過せしむるを得る設計を加ふるものとす。

神崎川は其の分流口を閉塞して樋門を設け、平時は約壹千立方尺の水量を分疏し以つて沿岸田圃の灌漑に供す。而して本川は將來安威川及び池田川の專用水路となり、隨ひて水位大いに減少すべきにより、茲に始めて三島郡島本村以下の諸村惡水排泄の便を得べし。

實に淀川本域改修の工事は稀有の一大工事にして、其の浚渫を要する土坪約壹百三拾五萬坪、其の他新堤に要する土坪約五拾萬坪合計百八拾五萬坪の巨量に達し到底普通手段の能く成効し得る所にあらざるを以つて、近時改良を加へたる土功器械を撰擇する必要あるは勿論隨ひて水陸運搬の道を講せざるべからず。依りて浚渫の地より之れを海口以外の上拾場に通ずる水路として是に長柄運河を開鑿する計畫起れり。

二、長柄運河附六軒屋川及び傳法川閘門　長柄運河は西成郡豐崎村大字北長柄に起り、新淀川の左堤外部に沿ひ下流同郡鷺洲村大字海老江に於いて舊中津川に通じ、其の水路を籍りて、同郡傳法村に達す。延長五十一町、床幅三十六尺、水面四十八尺乃至五十六尺にして水深五尺を保たしむるものとす。抑、該運河の要は、獨中津川開鑿の用に充つるに止まらず、尙將來に保存して大阪市の繁榮を增進する一助とするに在りて、而して該市及び其の附近地は水運至便にして最各種製造所の設立に適せりと雖、諸般の水路往々下水又は海水の爲に害せられて大いに良水に乏しく其の淸淨なるは唯一淀川あるのみ。是に於いて良水の必要ある製造所は近時淀、中津等の上流部に於いて其位置を撰定する傾向を生せり。而して是等の地は水運の利を欠くにあらずと雖、前に低水面以上拾七八尺の高度を有せる巨防ありて、其の製造所より川に達せんとするには極めて不便なる障害物たるや論を俟たず。此の不便あるが故に長柄運河を將來に保存し、其の沿岸長五十餘町の地を製造所の設立に充てば、大いに其の發達を助長するに足らん、又、運河より水を分かち、之れを以つて新淀川左方に於ける土地を灌漑せば、其の左堤に將來用水樋門を設置する必要なく堤塘保護上甚得策なるべし。

右等の目的に充つる爲これを死水運河となさず、動水運河の設計になしたり。即、北長柄の起點に於い

て水門を設置し、一秒時に五百立方尺の水量を分疏し五千分一の勾配を以つて流動せしむる設計なり。又、起點には直ちに閘門を設けず、今後、其の必要を感ずるに至りて之れを築造し得べき餘裕を存せしむるものなり。

運河の水位は其の起點に於いては毛馬の抵水位上九尺八寸に均しく終點に於いては抵水位六尺七寸を有する傳法川の水位を高め、之れを安治川口の最高滿潮位に平均して以つて將來この川に海潮の感應なからしめんとす。之れが爲に正蓮寺川を締切りて六軒屋川に閘門を設け、及び傳法より新淀川に通ずるに又一の閘門を設くる豫定なり。而して此の正蓮寺川締切は海潮を遮斷せんが爲に設置するものなれば、其の高さを低水位上六尺七寸に築造するものとす。

六軒屋川閘門は安治川より傳法に通せんが爲にするものにして、安治川は海潮干滿あり、之れに反して傳法川は將來水位一定すべきに由り該閘門設備の必要あり。但、傳法川將來の水位は通常安治川口の滿潮位より高かるべきに由り閘門は傳法川の方に開くものとす。

傳法より新淀川に通ずる閘門は大阪市より兵庫縣川邊郡尼ヶ崎地方に往復する舟船の爲にするものにして、之れを傳法閘門と稱す。該道路は將來に永續する價値ありや否やは今日なほ未定の問題に屬するを以つて該閘門は之れを木製として假の構造に止む。

第三款　工事施行の順序

前記工事施行の第一着として、先その用地を買收する必要あり。而して之れが方法は工事進行の程度に伴ひ順次土地を買收すること已に木曾川改良工事に於いて實施せられ、其の費用支出上及び事業進捗上甚適切なるが如しと雖、之れが爲に地價を年と共に昇騰せしめ殆底止する所なく、加ふるに後

日之れを買收せらるゝを欲せず、妄に說を付して計畫の變更を希望し、甚しきは工事中止を請願し以つて土地の買收を免れんとするものあり。畢竟土地の價格は官民間の一大爭點となり、其の弊延いて施工上萬般に影響し、苦情百出して動もすれば民心を害はんとする慮ありて其の困難實に名狀すべからざるものあるを以つて、淀川改良工事に於いては最初二年間を以つて土地及び家屋の買收并に施工の準備に充て、該用地全部を一時に買收し然る後着々進工し得る順序を取り、以つて如上の弊害を除かんとせり。而して之れが爲に初年度及び二年度に於いて一時に數百萬圓の巨額を支出する不利ありと雖、土地買收の難事を結了したる後は、工事の外、又、他に顧慮する所なきを以つて、一意之れに從事して工事を速成せしむるを得る利あるは明らかなり。

工事施行の大要は土地家屋買收を俟ちて直ちに佐太以下の工事を起し、其の竣功の後宇治川及び桂川の附換并に橋本佐太間の擴開に着手する順序なれども、佐太以下の工事は約百三十萬坪の大土功にして本事業の最大部分を占め、其の進行の遲鈍は則改良工事繼續年間の由りて定まる所なるを以つて、幸に其の成功期限にして誤らざらんには、豫定年限を以つて本工事を完成するを得べし。左に各年度に屬する工事を列記し、又、國庫費及び地方費豫算調書等を載せ以つて以上の順序を明らかにせんとす。

淀川高水防禦工事施行順序。

初年目　土地、家屋買上及び起工準備。

二年目　長柄運河假開鑿及び起工準備。

三年目　佐太以下淀川及び中津川新堤及び浚渫起工。

瀨田川洗堰及び竣渫起工。

四年目　佐太以下土功の續。
　　瀬田川洗堰落成。
五年目　佐太以下土功の續。
　　橋本佐太間浚渫起工。
　　瀬田川浚渫の續。
六年目　佐太以下土功の續。
　　橋本佐太間浚渫の續。
　　瀬田川浚渫の續。
七年目　佐田以下土功の續。
　　瀬田川浚渫の落成。
　　橋本佐太間浚渫の續。
八年目　佐太以下土功の落成、中津川開放。
　　橋本佐太間浚渫の續。
　　同上新堤起工。
　　宇治、桂兩川附換工事起工。
　　毛馬以下特種工事の起工。
九年目　橋本、佐太間土功全部落成。
　　特種工事の續。
十年目　特種工事落成改修工事全部完結。

國費及び地方費豫算調書

	滋賀縣	京都府	大阪府	合計
國庫費	六六九、七四三・五〇〇円	五八四、三六七・九八〇円	五、三二八、五〇三・六七〇円	六、五八二、六一五・一五〇円
地方費	二〇九、〇七八・〇〇〇	三四三、〇五九・五五〇	一、〇七四、四九六・六〇〇	一、六二六、六三四・一五〇
合計	八七八、八二一・五〇〇	九二七、四二七・五三〇	六、四〇三、〇〇〇・二七〇	八、二〇九、二四九・三〇〇

府縣別國費々目別取調表

	滋賀縣	京都府	大阪府	合計
土地買收費	六、九八四・〇〇〇円	二六四、三四九・八〇〇円	二、六六〇、四〇二・〇〇〇円	二、九三一、七三五・八〇〇円
家屋買收費	—	四二、二六六・〇〇〇	二五八、九六八・〇〇〇	三〇一、二三四・〇〇〇
浚渫費	四九三、三〇〇・〇〇〇	二二三、六五〇・〇〇〇	一、九二七、三七二・五〇〇	二、六四四、三二二・五〇〇
締功費	—	一三、三五〇・〇〇〇	—	一三、三五〇・〇〇〇
用惡水路及樋管費	—	四〇、七五二・一八〇	—	四〇、七五二・一八〇
特種工事費	一六九、四五九・五〇〇	—	四八一、七六一・一七〇	六五一、二二〇・六七〇
計	六六九、七四三・五〇〇	五八四、三六七・九八〇	五、三二八、五〇三・六七〇	六、五八二、六一五・一五〇

府縣別地方費々目別取調表

	滋賀縣	京都府	大阪府	合計
土地買收費	九、七九二・〇〇〇円	六五、九七六・〇〇〇円	二四〇、三五九・四〇〇円	三六一、一二七・四〇〇円
家屋買收費	—	一、五八六・〇〇〇	七四、六二九・〇〇〇	七六、二一五・〇〇〇

	滋賀縣	京都府	大阪府	合計
浚渫費	一一五、〇〇〇・〇〇〇円	二四一、六五〇・〇〇〇円	五三〇、六一二・三〇〇円	一一五、〇〇〇・〇〇〇円
堤防費	八四、二八六・〇〇〇	一八、三七五・〇〇〇	一八八、五二五・〇〇〇	八五六、五四八・三〇〇
橋梁費	—	一五、四七二・五五〇	四〇、三七〇・九〇〇	二〇六、九〇〇・〇〇〇
用惡水路及樋管費	—	三四三、〇五九・五五〇	一、〇七四、四九六・六〇〇	五五、八四三・四五〇
計	二〇九、〇七八・〇〇〇			一、六二六、六三四・一五〇

第四款　附帶工事費の補助

淀川改良工事を施行するに就きては、西成、東成、三島、北河内四郡に於いて從來公共團體若くは私人の施設せる用惡水路樋門等にして變更改造又は移轉を要すべきもの尠なからず。又、舊來、河川の堤腹を占用して家屋其の他の工作物を建造せるものゝ如きは之れを除却せしむるの必要あれども、河川法第三十二條第二項に依る補助の命令は當時いまだ發布なかりしかば該用惡水路樋管及び工作物移轉等の事業は渾べて其の關係の公共團體又は私人に於いて行はしめ、又、其の工費も全部各自の負擔に歸せしむるの已むを得ざるに至り、何れも其の負擔額の多大なるに堪へず殆之れが處置に窮するを以つて水路又は樋管の如き公共の營造物に關する費用は府費より相當の補助費を支出せられんことを申立つる者ありしが、元來淀川の改良は府の直營事業に非ざれば府費より之れを補助すべき理由なく、又、淀川堤防は古來、人民の官有堤塘使用の許可を受けて堤上に家屋を建設し地租改正以前より住居せる者なれば、今斷然之れが占用を取消し退去を命ずるが如き事あらば彼等は忽四方に離散して更に他に其の住地を求めざるべからず。然して其の多くは細民なるを以つて身を寄するに地なくして路頭に彷ひ、甚しきは糊口の業を失ふ者を生ずるに至り其の結果工事の進捗をも阻礙せん

虞なきに非すと雖從前堤塘使用の許可を受くるに際しては其の條件として公用上必要あるときは何時にても無償にて地上の物件を除却し返地すべしとの請書を堤呈せるのみならず、家屋移轉の如きは河川に關する他の工事と認め難き點ありて殆これが救濟の策なきを以つて關係の公共團體及び村民等愁訴哀願して止まず、府知事菊地侃二も恬然座視するに忍びず自から上京して陳情する所あり、尋いで書記官西澤正太郎實地を巡視し民情の已むべからざるものあるを察し其の後再三上京して當路の大臣次官局長等に對して委曲之れが具申を爲したりしを以つて、下情漸上達し竟に明治三十二年勅令第百弍拾弍號を以つて補助に關する命令を發布せられ、水路及び樋管の如き公共の營造物に對しては各その工費豫算額の三分の二を補助せらるゝことゝなれり。又、私人の家屋に就きても、亦河川法第十七條の工作物と看做し同法第三十二條第二項に照らし該命令に由りて多數の堤防占用居住者の內地租改正以前より引續き住居せる者に限り移轉料の全部を補助せらるゝことゝなり、庶民初めて愁眉を開くを得て改良工事の進行に圓滿の結果を得るに至りき。而して附帶工事中右補助を受けたる水路及び樋管に關する工事は三十餘の町村及び水利組合に關係ありて其の工事も大小多數にして、或ひは既に竣を告げ、若くは目下工事中のもの、又はいまだ工事に着手せざるものありて一々茲に細說し難けれども、西成郡大道外十二ヶ村普通水利組合の經營に係る用水路の如きは其の殊に大且主なるものにして、其の利害關係の宏大なる殆全部の大半に亘り、上流大道村淀川右堤に三千樋を設けて流水を引用し新淀川右堤及び神崎川左堤の內部に沿ひ下流同郡千船村に至りて兩水相會し、再、新淀川に放流するものにして、いまだ全部竣成に至らず、今、前記の工費及び補助の金高を擧ぐれば左の如し。

（明治三十五年七月調査）

二、金參拾貳萬壹千參百拾六圓五拾錢、
內金貳拾壹萬四千貳百拾參圓、
（金貳拾壹萬參千四百七拾七圓、金七百參拾四圓、）
金拾萬七千百〇五圓五拾錢
一、金壹萬八千八百拾八圓七拾錢八厘
但本項の補助額は第一期の費腹付工事の分に屬し、第二期の分は其の移轉を要するものあれども日下調査中なり。

附帶工事總額。
國庫補助額。
（公共團體に屬する分。私人に屬する分。）
公共團體及び私人の負擔額。

第七節　大阪市築港

第一款　起因及び沿革

大阪築港の起因は實に明治四年に在り。抑、同年廢藩置縣の制行はれてより大阪在住諸侯の藏屋敷廢せられ翌五年、米納の制は金納に改まり百事舊來の慣習を打破して藩士從卒の轉退するもの多く、諸藩の貸出は新舊公債となり大阪三鄕町經濟界の狀勢一變すと共に金融の途は大いに緊縮を告げ、關西唯一の盛地漸衰退せんとする傾向を生じ、而して世態の變遷に隨ひ汽車汽船の業起り商工業の大勢も亦一變して商權は海運に至便なる兵庫港に奪はれんとする形勢あるを以つて、市內の有志者大いに之れを憂ひ大阪三鄕町の繁榮を挽回せしむる方法として先商工業の開進を促し、安治川港口を開築して內外貿易に充つべき完全なる一大築港を起すべしとの議をなせり。是れ即築港の濫觴にして、當時の府知事渡邊昇等主宰となり同五年四月に大阪築港義社と稱するものを設けて竹內綱を設計主任とし、豫算金約千六百萬圓を醵集して該事業を起さんことを計畫し、土方直行募集主任となりて大いに地方の富豪を誘說する所あり正貨約參拾餘萬兩を得たりき。其の內、申込額の重なるものは鴻池善右衛門、（正貨拾壹萬圓）高麗橋筋島田某及び三井家（正貨拾萬圓）にして、其の他は市內有志者の寄附金になれり。因りて殘餘は政府の補助を仰ぐ事とし同工事の許可を出願せり。然るに當時物貨の融通次第に減縮の狀を現はし、市民中往々にして醵金困難の情を唱ふるものあり、且、政府は出願設計中粗漏の廉ありとなして願書を返附せられ彼此紛雜中復出願するに至らずして該計畫は竟に消滅に歸し寄附金は總べて各出金者に返戾する事となれり。（返戾の際は寄附金正貨を以つて各種の作り物をなし、一般人民に縱覽せしめきと云ふ）後、明治十三年建野鄕三代りて當府に知事たるに及び再大阪築港の議生じ、內務省御雇工師「イー、デレーケ」等來會して淀川改修を施行すると共に安治川を浚渫し、南北に兩突堤を設け干潮面以下十六尺の水深を保たしめんとの計畫ありき。然れども是れ亦實行の運に至らずして同廿二年に至り建野去り、西村捨三來たりて其の後を繼ぐ。此の時、市町村制の實施せらるると共に大阪市は獨立して從來の體面を一變し、諸般の施設その急を要するもの二三に止まらず。是に於いて事業の緩急を參酌して上水道の布設を先にし、漸次に築港の調査を遂げんとせり。後、山田信道の知事たる時は專これが調査、中に屬せしが內海忠勝の時に及びて該豫算設計等の事確立し、同廿九年五月之れが認可を出願し、併はせて總費額壹千四百拾貳萬六千五百圓に對する經費三分の一は國庫の補助を與へられんことを出願せり。而して右設計は陸軍參謀本部の諮問を經て伊地知砲兵中佐外八名の計畫による修正意見に基き、同年八月內務大臣より其の修正意見を採用すべきものと認め、更に市會の議決を經て稟申せしめらる。依りて市會は此の修正に對する豫算額貳千百六拾七萬五千圓に變更の件を議決し、併はせて官有濱地をも補助として無代下附の詮議あらんことを出願せり。是に於いて政府は同年帝國議會に大阪築港費補助豫算を提案して其の協贊を經、翌三十年三月勅令第七十二號を以つて市內官有濱地を工事費補助と

して下附の件を公布せられ、同年九月に至り内務大臣は大阪市に對して築港工事を許可し、且明治三十四年度より向ふ拾ヶ年間毎年四拾六萬八千圓を國庫より補助金として下附すべき旨指命せり。而して其の指令に對する條件の重なるものは左の如し。

一、築港埋立地ノ内内務大臣ノ指定スル拾萬坪ノ地積ハ陸軍用ニ充ツル爲メ無償ニテ官有ニ歸ス其他ハ全部市有ニ屬スルモ約參拾八萬坪ハ市ニ於テ雖權スルコトヲ得サルコト

一、竣功期ハ着手ノ日ヨリ向フ八ヶ年間ニ完成セシムルコト

一、市ハ内務大臣ノ指定スル所ニ從ヒ市ノ負擔ヲ以テ現在ノ市街ヨリ埋立地ニ達スル爲メ少ナクモ一條ノ道路ヲ築設シ且ツ埋立地ニ於ケル道路溝渠、運河、及水道等ヲモ築設シ又必要ニ應シ船渠ヲ增設スルコト

一、棧橋使用料ヲ徵收セントスル時ハ船舶及貨物等ニ對スル料金ヲ定メ内務大臣ノ許可ヲ受クヘキコト

又、明治三十年五月二十五日大阪市築港公債條例及び募集償還の件を内務大臣に申請し、同年九月八日其の許可を得たり。其の要左の如し。

一、公債募集總額千七百參万八千圓ハ明治三十年ヨリ三十七年ニ至ル八ヶ年間ニ漸次募集シ利子ハ一ヶ年百分ノ六以下トス

一、公債元金ハ募集中之ヲ据置キ明治三十八年ヨリ向百十四年ニ至ル七拾七ヶ年間ニ抽籤法ヲ以テ漸次償還ス

一、公債ノ利息ハ明治三十年ヨリ同三十七年迄市税其他ノ收入ヨリ之ヲ支拂ヒ翌三十八年以後ハ沿岸地貸渡料、棧橋料、埋立地賣却代金、不用品賣却代金及ヒ市税金ノ内ヨリ支拂ヒ其殘額及維持費ヲ控除シタル殘餘ヲ以テ公債ノ償還ニ充ツ

一、埋立地賣却代金收入ノ目的ハ八百四萬五千圓、不用品賣却代金七拾六萬圓ニシテ沿岸地貸渡料ハ明治三十八年ヨリ同四十三年迄ハ年額拾貳萬圓、同四拾四年以後ハ同十八萬圓、棧橋料ハ明治三十八年ヨリ同四十三年迄ハ年額拾萬九千五百圓、四拾四年以後ハ同拾六萬四千貳百五拾圓トス

一、市税ヨリ支辨スヘキ金額ノ豫算ハ參拾年度ヨリ參拾貳年度迄三ヶ年間ハ毎年度貳拾萬圓、同參拾參年度ハ貳拾萬四百八拾圓、同三十四年度ハ貳拾萬八百六拾圓、同三十五年度ハ貳拾萬貳百圓、同三十六年度ハ貳拾萬五百八拾圓、同三十七年度ハ貳拾萬貳百八拾圓、同三十八年度以降六十九年度迄ハ毎年貳拾萬圓、同百十四年度ハ拾六萬四百三十八圓但シ埋立地賣却代、不用品賣却代、沿岸地貸渡料及棧橋料ノ實收增加スルトキハ此金額ヲ減却スルモノトス

後同年十二月九日に至り右勅令に基き政府は市内官有濱地面積八萬參千四百拾參坪九合五勺を百九拾七萬八千圓として之れを大阪市に無代下附せらる。是に於いて市參事會員西村拾三を所長に工學博士沖野忠雄を工事長に任じ、工務、器械、材料、試驗、庶務、會計、經理の大課に分かちて(現今從事の人員は別表の如し)築港の計畫初めて其の緒に就き、明治三十年十月、神嘗祭の佳辰をトして築港起工式を擧行し、小松宮殿下の御臨場を仰ぎ内閣大臣もまた隨伴して來阪あり、同日殿下には親しく基石沈下の式を擧げさせられ全市民騰歡して此の榮譽を祝せり。今、築港の設計及び經濟の大要を左に錄す。

(別表) 明治三十五年三月三十一日現在表

技師	十二人	雇	二十三人	機械員	七十三人	定備船夫	三十二人
事務員	四十五人	工場備	五十一人	守警	十人	看守	一人

石工	五百五十人	人夫	千六百九十二人

第一款　築港設計ノ梗概

本計畫ハ港ノ全部ヲ内港外港ノ二區域ニ分ツノ組織ニシテ外港ハ南北突堤ニヨリ圍繞セラルヽモノニシテ其北突堤ハ安治川海口ノ南涯天保山燈臺ヨリ凡西南西六百五十間ニ當ル所ヲ基點トシ殆ント同一ノ方向ニヨリ一直線ニ海ニ突出シ終端ニ於テ少シク彎形ヲ畫シ水深O.P.(干潮標準水位ナリ以下同ジ)以下二十八尺ノ所ニ達シテ止ム其延長千四百九十二間ナリトス而シテ南突堤ハ天保山燈臺ヲ凡ソ南南東ニ距ル千百五拾間即チ尻無川燈臺ヲ離ル九百三十間ノ所ヲ基點トシ凡ソ北西微西ノ方向ニ進ムコト四百二十間ニシテ更ニ凡ソ西微南ニ轉シテ一直線ニ進行スルコト千八百五十五間水深O.P.以下二十八尺ニ到リ少シク彎曲シテ北突堤ニ對シ兩者ノ間水底ニ於テ幅員百間ヲ存シ以テ西微南ニ面シテ港口ヲ作成スルモノナリ、内港ハ木津川海口ノ北岸舊砲臺趾ノ附近ニ起リ凡ソ北西微西ニ進ムコト三百三十間又轉シテ凡ソ北微西ニ進ムコト五百八十間ニシテ南突堤ノ基點ニ達スル船渠堤ニヨリテ擁護セラルヽモノナリ

如此シテ包圍セラレタル水面ノ内凡百四十九萬坪ヲ新ニ埋立テ新港市街及各種ノ用地ニ供シ且ツ其沿岸ニ於テ櫛齒形ノ凸凹ヲ存シ以テ船渠築造ニ便スルモノニシテ外港ニ於ケル該埋立地ノ涯端ハ港口ヲ隔ツル實ニ千七百二十間ノ長大距離ヲ有ス今港内水面幅員及面積ヲ擧クレハ約チ左ノ如シ

外港	幅員五〇〇、間乃至八二五、	一、〇七三、〇〇〇坪	三五七町七歩
内港	同二五〇、乃至三〇〇、	四〇七、〇〇〇	一三五、七
安治川口	同一二〇〇、乃至二〇〇〇、	四八、〇〇〇	一六、〇
尻無川口	同七〇〇、乃至八〇〇、	四二、〇〇〇	一四、〇

此他船渠ニ屬スル水面ヲ掲クレハ左ノ如シ

安治川尻無川間	長弐百四拾間	幅八十間	三ヶ所　面積　五七、六〇〇坪
尻無川木津川間	長弐百四拾間	幅百二十間	一ヶ所　面積　二八、八〇〇
	長弐百四拾間	幅八十間	三ヶ所　面積　五七、六〇〇
安治川北部	長三百五拾間	幅八十間	一ヶ所　面積　二八、〇〇〇
計			即チ　五七町三歩

港口ヨリ港内ニ通スル航路ハ外港ノ南方ニ偏シテ幅員百間ノミヲ設ケ外港ニ於ケル繫船ハ此航路ノ北方ニ集ムルモノトシ物貨ノ揚卸ハ專ラ前記ノ船渠ニ於ケル横棧橋及外港埋立地ノ涯端ニ於ケル長二百五拾間幅九拾尺ノ鐵棧橋ヲ利用スルモノニシテ外港ハ概子風波ノ際停船若クハ出船準備ノ用ニ供スルモノトス

船渠ト船渠トノ間ニ介在セル陸地ハ幅員八十間ニシテ貨物揚卸場倉庫用地鐵道及道路用地等ニ供スルモノトス而シテ埋立沿岸幅員凡八十間ハ市ノ公有地トシ存置ノ必要ヲ認ムルモノナリ

港内ノ浚渫及船渠ハ所用ノ程度ニ應ジ漸次之レカ工事ヲ起スモノニシテ今回ノ豫算ニ編入シタルモノハ浚渫ニ在テハ外港航路ノ全部繫船場ノ一部及内港尻無川北部中央船渠ノ南端ヲ限リ水

深O.P.以下二十八尺ニ堀鑿シ而シテ船渠ハ尻無川安治川間ニ於テ北ヨリ始メテ二個ヲ築造スルモノトス此二個ノ船渠及鐵棧橋ニヨルモ凡ソ二千五百噸ノ船舶二十四艘ヲ一時ニ繫留シ得ヘキ設備ヲ有シ從來ノ經驗ニヨレハ一年間ノ延船舶噸數凡ソ百萬噸ノ荷役ニ堪フルモノナリ若シ船渠ノ全部完成ノ秋ニ到レハ殆ント三百萬噸ノ荷役ニ適スルモノトナルヘシ

安治川ノ水流ハ淀川改修工事完成ノ曉ニ到テハ直ニ港内ニ放流セシムルノ利ナルニ若カサルモ該工事中ニ在テハ暫ク之ヲ遮斷シ置クノ必要アルヲ以テ北突堤ノ基點ヨリ天保山砲臺下ニ達スル長六百餘間ノ假遮斷堤ヲ築造スルモノトス

埋立地ニ於ケル水路連絡ノ方法ハ安治川左岸天保山砲臺ノ裏手ヨリ八幡屋新田ノ海端ニ沿ヒ一直線ニ幅員二十五間ノ水路ヲ設ケ以テ尻無川ニ通セシメ尻無川ハ六十間乃至八十間ノ幅員ヲ以テ埋立地ヲ中斷シテ内港ニ流入セシメ又尻無川南端第三船渠ハ特ニ其水面ノ幅員ヲ增加シテ百二十間トシ其中央ヨリ南恩加島新田ノ南端ヲ通過シ直ニ木津川ニ出ル幅員二十五間ノ水路ヲ開キ而シテ之ト尻無川ヲ交聯スルタメ千歲新田南恩加島新田ノ西端ニ沿ヒ幅員二十間ノ水路ヲ設クルモノトス

築港工費豫算書

一金貳千貳百四拾九萬四百圓

内譯

金參百八拾七萬貳百四拾八圓　南突堤工費

金貳百參拾壹萬貳千六百參拾九圓　北突堤工費

金貳拾萬九千五百八拾圓　船渠堤工費

金四拾萬四千六百七拾九圓　護岸工費

金參萬貳千六百參拾圓　安治川假遮斷堤及取除波止樁抗取除等ノ工費

金貳百參萬七千圓　浚渫及埋立工費

金貳百五拾八萬五千圓　鐵棧橋費

金六萬圓　燈標費

金拾萬百圓　架橋費

金拾萬圓　材料貯藏地費

金貳萬四千參百圓　民有地買收及家屋移轉費

金參百四拾參萬五千圓　器械費其他諸費

金七萬圓　測量費

金貳拾萬八千八百圓　事務所費

金七拾六萬九百六拾圓　給料旅費及諸給與

金百八拾參萬六千六拾四圓　豫備費

計金千八百四萬八千圓

金四百四拾四萬貳千四百圓　工事中公債金利子

所用金額年次表

年次	工費支出金額	國庫補助金	河岸地賣却代金	市税	公債募集額	同上利子
三十年度	二、二八〇、〇〇〇円	一円	一、一四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円

築港費收支豫算表

收入

科目	豫算額	附記
第一款 雜收入	一、九七八、〇〇〇・〇〇〇円	
第二款 國庫補助金	一、八七二、〇〇〇・〇〇〇	
第三款 公債	一七、〇三八、〇〇〇・〇〇〇	
第四款 市稅	一、六〇二、四〇〇・〇〇〇	
合計	二二、四九〇、四〇〇・〇〇〇	

支出

科目	豫算額	附記
第一款 築港費	二二、四九〇、四〇〇・〇〇〇円	工事費金一千八百四萬八千圓工事中公債金利子四百四十四萬貳千四百圓

五〇	工費支出金額	國庫補助金	河岸地賣却代金	市稅	公債募集額	同上利子
三十一年度	二、二五二、〇〇〇円		四二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一、八〇〇、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円
三十二年度	二、六六八、〇〇〇	—	一九二、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	三二四、〇〇〇
三十三年度	二、五五四、〇〇〇	—	二二六、〇〇〇	二〇〇、四八〇	二、六〇八、〇〇〇	四八〇、四八〇
三十四年度	二、六〇七、〇〇〇	四六八、〇〇〇	—	二〇〇、八六〇	二、五七三、〇〇〇	六三四、八六〇
三十五年度	二、六〇八、〇〇〇	四六八、〇〇〇	—	二〇〇、二〇〇	二、七三九、〇〇〇	七九九、二〇〇
三十六年度	二、二八八、〇〇〇	四六八、〇〇〇	—	二〇〇、五八〇	二、五七三、〇〇〇	九五三、五八〇
三十七年度	七九一、〇〇〇	四六八、〇〇〇	—	二〇〇、二八〇	一、一四五、〇〇〇	一、〇二二、二八〇
合計	一八、〇四八、〇〇〇	一、八七二、〇〇〇	一、九七八、〇〇〇	一、六〇二、四〇〇	一七、〇三八、〇〇〇	四、四四二、四〇〇

第三款　ブロック間裂事件

明治三十三年十月、南突堤及び防波堤に於ける「ブロック」の間裂を發見し、西村所長は技師島重治の調査書を添へ翌月十日これを大阪市參事會に報告せしを以つて、市長は直ちに之れが調査に着手し工學博士古市公威の意見書及び大阪市技師船曳甲の調書を添へて市會に報告せしに、市會は論難審議の末、特に七名の調査委員を擧げて本件の調査を委託せり。此の時、大阪府技師足助舁生、知事の命を受け實地を臨檢して意見を復命せり。尋いで內務省土木局長田邊輝實、內務技師近藤虎五郎等の來阪あり時の府知事菊地侃二は一行と實地を視察し、其の翌二十日「ブロック」の破碎試驗を行ひ、沖野古市兩博士の調査報告ありしが、市會は尙工學博士高山甚太郎に囑託して調査する所あり。要するに是等專門技術家の諸說一ならざれども、其の原因は「セメント」の不良、調合の不適當、製造の不完全等に歸するものゝ如し。而して其の間裂せしものゝ員數を擧ぐれば合計貳百九拾貳箇にして內九拾貳箇横裂、貳拾五箇縱横裂、百四拾七箇白色の横線あるものたり。

第四款　築港經營策

工事著手以來、築港公債募集の差額及び物價の騰貴等に因り歲入の不足歲出の增加を生じ、既定の豫算にては豫期の如く到底全部の完成を期し難きを以つて、明治三十四年十月、大阪市長鶴原定吉は市會に對し築港經營策を演告したり。今其の要旨を左に揭ぐ、

築港ハ今ヤ豫定ノ工事ヲ八箇年間ニ完成セシムルコトヲ得ザルニ至レリ。今假ニ此工事ヲ第一期ト第二期トニ區別スルニ第一期ハ既ニ著手進行中ノ工事ニ屬スル突堤、防波堤護岸工事突堤內ノ

浚渫、埋立面積約百四十萬坪ノ内凡三十萬坪及其埋立地ニ架設スベキ貳百四十間ノ棧橋タリ又第二期ハ既定ノ豫算ニテハ成功シ難キモノニシテ埋立面積百十万坪及之ニ屬スル船渠ニ箇所幷付屬ノ棧橋ナリトス而シテ最初ノ豫算貳千四百四十九万四百圓ノ内工事費ハ壹千八百四万八千圓工事中ノ公債金利子四百四十四万貳千四百圓ナルカ結局第一期ノ工事ノミニ對シ豫算ノ全部ヲ要シ其全部ヲ完成セシメントスルニハ實ニ壹千貳百三拾八万八千圓ノ不足ヲ生スヘシ其内譯ハ收入不足三百三十八万八千圓支出增加九百万圓トナル如斯不足ヲ告クルニ至リシハ公債募集ノ差額及公債ノ利息、物價ノ騰貴等ニ原由セルモノナリ今ヤ市費多端ノ際全部ノ完成ヲ期センハ經濟ノ容ルサヽルノミナラス初メヨリ豫定工事全體ノ必要アルヘキニモアラサレハ姑ク第一期ノ工事ノミニ止メ他日財政ノ都合ト其必要ノ場合ニ至リ徐ロニ計營スル所アラムトス然レドモ公債未償還額ニ對スル利子支拂ノ基礎ヲ定メ以テ財界ノ信用ヲ確實ニシ併テ將來公債募集上ノ好果ヲ得セシメムトスルニハ公債利子支拂準備ノ方法ヲ確定スルヲ必要ナリトシテ市會ノ協贊ヲ經タル要領幷其説明ハ左ノ如シ

一市債利子支拂ノ準備トシテ自明治三十五年度至明治四十四年度十ケ年間毎年別表年度割ノ金額ヲ市税ヨリ支出スルモノトス

一前項ノ金額ハ市參事會ニ於テ確實ノ銀行ヘ預ケ入レ利殖スルモノトス

一明治四十五年度以降ハ既定市債ノ償還額豫定ニ達セサル爲利子ニ不足ヲ生スル場合ハ其不足額ヲ市税ヨリ支辨スルモノトス

年度	金額	年度	金額
三十五年	四〇、〇〇〇●〇〇〇	四十年	三九七、一〇〇●〇〇〇
三十六年	八八、〇〇〇●〇〇〇	四十一年	五一六、五〇〇●〇〇〇
三十七年	一四五、六〇〇●〇〇〇	四十二年	六五九、八〇〇●〇〇〇
三十八年	二一四、七〇〇●〇〇〇	四十三年	八三一、七〇〇●〇〇〇
三十九年	二九七、六〇〇●〇〇〇	四十四年	一、〇三八、〇〇〇●〇〇〇
合計金四百貳拾貳萬九千圓			

(説明)築港公債ハ明治三十八年度ヨリ國庫補助金、沿岸地貸渡料、棧橋料、埋立地賣却代、不用品賣却代及市税金ヲ以テ償還スヘキ豫定ノ處同年度ヨリ向フ七ケ年間沿岸地貸渡料、棧橋料、埋立地賣却代金及不用物賣却代金豫定ノ收入ニ至ラサル虞アルヲ以テ公債未償還額ニ對スル利子支拂基金トシテ豫メ三十五年度ヨリ積立準備セントスルニ在リ但シ明治三十八年度以降ニ於テ沿岸地貸渡料、棧橋料、埋立地賣却代及不用品賣却代金ノ收入アリタル爲豫定ノ準備金額ニ剩金ヲ生シタルトキハ其剩餘金額ヲ收入ノ翌年度ヨリ以降ノ支出準備年度ニ平分シ其額ヲ毎年度準備金豫算額ノ内ヨリ減スルモノトス

第五款　築港直通道路

本道路は築港許可の條件として、現在の市街より埋立地に達する爲に少くとも一條の道路の築設を要するのみならず、市街と築港との連絡上亦其の必要あるを認め、明治三十三年度より同三十七年度迄五箇年繼續事業として既に著手せり。其の計畫線は西區九條町花園橋西詰を起點とし同區川南大字八幡屋築港埋立地の境界を終點とし、延長貳千貳百三拾四間、幅員拾三間乃至十五間にして、工費豫

算の總額は七拾八萬九千四百七圓なり而して此の内三十六七兩年度に於いて國庫より弐拾六萬三千百三拾五圓の補助を仰ぐの件は既に市會の議決を經て目下請願中に係れり。

第六款　築港工事進行程度

明治三十年十月十七日築港起工式ヲ擧ケショリ明治三十五年三月末日ニ至ル工事進捗ノ概況ヲ記述スルコト左ノ如シ

南突隄工事　該隄ハ内港防波隄終點ヨリ起リ北突隄ト相對シ遠ク海中ニ突出シ水深干潮面O.P.以下二十八尺ノ處ニ達シ其延長二千四百三十八間五分其高サ干潮面以上十一尺天端幅十八尺表裏各一割法トシ天端及表裏トモ(表法干潮面以下十尺迄裏法同六尺迄)「ブロック」ヲ以テ包護スルノ計畫ニシテ南北突隄終點間ノ距離(港口ノ幅員)ハ海底ニ於テ百間ナリ明治三十二年一月二十三日起工以來三十五年三月末日迄ニ起點ヨリ長千百七十間ハ沈石ヲナシ表裏トモ豫定ノ「ブロック」沈下ヲ了セリ夫ヨリ終點ニ至ル長千二百六十八間五分ノ内長六百五十間ハ沈石干潮面O.P.以上五尺ニ達シ其他ハ未タ水面上ニ露出セサルモ終點ニ至ル間ハ渾テ多數ノ沈石ヲナセリ而シテ起工以來使用セシ材料ハ大割石三萬九千三百五十四坪餘、小割石七萬千五百四坪餘「ブロック」壹萬三千三百九十九個ナリ

北突隄工事　該隄ハ天保山燈臺ヨリ凡西南西六百五十間ニ當ル所ヲ起點トシ南突隄ト相對シ海ニ突出シ水深干潮面O.P.以下二十八尺ノ處ニ達シ其延長千五百二十間七分其高サ干潮面O.P.以上十尺ニシテ築造方法ハ南突隄ト同樣ナリ昨三十三年十月十七日起工以來三十五年三月末日マテニ起點ヨリ長百三十間ハ豫定ノ沈石ヲナシ表裏トモ「ブロック」沈下ヲ了セリ夫ヨリ終點ニ向ヒ長六百間ハ沈石干潮面O.P.以上ニ露出シ其他ハ渾テ多數ノ沈石ヲナセシモ未タ干潮面ニ達セス而シ

テ起工以來使用セシ材料ハ大割石二萬七千五百五十七坪餘、小割石三萬三千九百十坪餘「ブロック」千七百七十二個ナリ

内港防波堤工事　該堤ハ木津川護岸終點ヨリ起リ延長八百二十間南突堤ニ接續スヘキモノニシテ明治三十年十二月十六日基礎工事ニ着手シ爾後捨石工ヲ施シ空隙ニ目潰トシラ栗石及礫ヲ塡塞シ表法ハ干潮水際ヨリ天端マテ半嚬以上ノ石ヲ張立干潮面O.P.以上高十五尺表法一割裏法一割三分天幅十八尺ニ築造シ其上部ニ「ブロック」ヲ二重ニ積重テ長四百間ハ既ニ完成シ殘部四百二十間ハ目下表法ノ張石既ニ竣功シ目下堤上ノ胸壁ヲ築造シツヽアリテ是亦殆ント竣功セリ其起工以來三十五年三月末日マテニ使用セシ材料ハ大割石三千五十坪餘捨石一萬八千百九十四坪餘礫一萬二千坪、間知石三萬六千百三個、笠石千五百八十一個「ブロック」千百九十六個ナリ

犬島採石事業　該事業ハ明治三十一年三月十五日字沖鼓國有林石材ノ拂下ヲ受ケ同年四月十三日研出シニ着手シ同年五月十一日和船榮壽丸ヲ以テ始メテ大阪港ヘ運搬シ同年十二月四日石材運搬船第一早潮ヲ以テ直營運搬ヲ開始シ汽船第一犬島丸ハ三十二年一月二十一日犬島ヲ出帆シタルヲ始トシ爾來第一乃至第六犬島丸六艘(第五犬島丸ハ三十三年十二月八日明石沖ニ於テ沈沒ス)第一乃至第十五早潮十五艘及早潮ヲ曳クヘキ汽船第一乃至第三咲花凡三艘ヲ以テ石材ノ運搬ヲナシツヽアリ

採石地ハ字北鼓、南浦及犬ノ島ノ三ケ所ニシテ民有地ヲ買收シ又ハ國有林及道路敗地等ノ拂下ヲ受ケ當初ハ主トシテ石工ヲ使役シ傍ラ蒸汽鑿岩機四臺ヲ使用シタリシカ目今ニ至リテハ既ニ空氣壓搾機關ノ設備ヲ了ヘ之ニ據テ鑿岩機數十臺ヲ使用シ併セテ石工數百人ヲ督シ採石ヲナシツヽアリ其運搬ノ設備トシテ凡ソ四哩餘ノ鐵道ヲ敷設シ運搬車ハ牛ヲシテ之ヲ曳カシメ積出場ニ

ハ棧橋ヲ架設シ起重機艇ヲ以テ船積ヲナシ電燈ヲ裝置シテ夜間操業ニ便ス今起工以來三十五年三月末日マテニ至ル石材所出數ヲ擧グレバ拾弐万六千弐百五十八坪餘ナリ

「ブロック」製造場　該場ハ築港埋立地ノ一部ヲ特ニ埋築シテ之ニ充テタルモノニシテ其面積二萬五千五百餘坪ナリ明治三十一年六月十五日埋築ニ着手シ翌三十二年一月十六日功ヲ竣ヘ直チニ倉庫其他ノ家屋建築及器械ノ据付等ニ着手シ同年十二月二十九日諸般ノ設備完成セルヲ以テ三十三年一月二十日器械ノ試運轉ヲ行ヒ爾後引續キ「ブロック」ノ製造ニ從事シツヽアリ今三十三年一月着手以來三十五年三月末日マテニ製造シタル「ブロック」ノ數ヲ擧グレバ弐万弐千百二拾四箇ニシテ其内突堤、防波堤ニ運搬シタルモノハ壹万八千三百三十二個ナリ

浚渫事業　該事業ハ明治三十一年四月十八日第一乃至第六朝日瀉ト名クル「ブリストマン」形浚渫機六臺(第一朝日瀉ハ三十二年十月三十一日以後突堤用起重機艇ニ變更ス)ヲ以テ尻無川口ノ浚渫ニ着手セシヲ始トシ同年十月朝凪、夕凪ト名クル鋤簏梯式浚渫機二臺三十二年七月和蘭ヨリ回航セル第一、第二神威丸ト名クル喞筒式自進浚渫船二艘同年十一月組立タル第一、第二浮島ト名クル喞筒式浚渫機艇二艘三十三年七八兩月蘇國ヨリ回航セル第一、第二浚海丸ト名クル鋤簏梯式自進浚渫船二艘等ヲ以テ浚渫又ハ埋立ヲナシツヽアリ而シテ創業以來三十五年三月マテニ浚渫セル土量ハ七十四萬三千六十六坪餘ナリ

天保山前埋立工事　該埋立地ハ面積二十二萬八千餘坪ニシテ明治三十二年十一月二十一日喞筒式浚渫機艇第一浮島以テ埋立ニ着手シ尋テ第二浮島及第一、第二神威丸ノ四船艇ヲ以テ埋立ヲナシツヽアリ全部殆ント干潮面O.P.以上ニ土砂ノ露出ヲ見ルニ至レリ而シテ該埋立地々先ヘ架設スヘキ棧橋材料ノ運搬略ヲ本區域内ニ設クヘキ必要アルヲ以テ舊砲臺土壘ノ土ヲ之ニ供シ殆ント其功ヲ竣ヘタリ其周圍護岸工事ハ延長千四百六十間高サ干潮面O.P.以上十二尺表法一割裏法一割五分天幅六尺ニシテ明治三十二年六月一日捨石ニ着手シ既ニ成功シ引續キ目潰用ノ栗石、礫ヲ投入シツヽアリ之カ材料ハ當初ヨリ三十五年三月末日マテニ捨石九千三十四坪餘、栗石弐千弐百五拾坪餘、礫八千九百五十坪餘ヲ使用セリ而シテ埋立土量ハ四十四萬七千五百五十九坪餘ナリ

木津川護岸工事　該工事ハ西區千島町南端ヨリ起リ内港防波堤ニ接續スルモノニシテ延長千六百十七間七分天端幅十八尺表裏トモ法二割其高干潮面C.P.以上十二尺乃至十五尺トス内部ハ渾テ土砂ヲ以テ築造センモ起點ヨリ長二百四十六間五分ハ表裏及天端トモ覆根土ヲ以テ包覆シ長千三百七十一間二分ハ表法干潮面以上八尺乃至十五尺ニ間知石ヲ張立テ裏及天端ハ覆根土ヲ以テ之ヲ覆ヘリ而シテ「ブロック」製造場ニ屬スル隄上ニ長百三十間高サ六尺ノ波除壁ヲ築造セリ本工事ハ明治三十一年六月三日着手三十二年十二月十日全ク竣成ヲ告ケタリ

安治川遮斷工事　該工事ハ天保山前埋立工事ノ正面北端ヨリ北突隄起點ニ向ヒ長三百七十四間天幅六尺表裏一割法干潮面O.P.以上九尺ニ築造スヘキ假石隄ニシテ三十三年八月二十二日起工三十四年一月二十四日竣功セリ其使用セシ捨石二千四百坪ナリ

棧橋工事　該工事ハ天保山前埋立地ヨリ港口ニ向ツテ直線ニ架設スルモノニシテ其長二百五十間幅九十尺橋脚ハ鋼柱ニシテI形桁材ヨリ成リ張板ヲナスモノニシテ目下海外ヘ注文ノ鋼材ハ「ボルト」及「リベット」ノ一部ノ外ハ全部到着シ内地ニテ製作スベキ螺旋沓及頂蓋モ續々到着スルヲ以テ三十五年三月十六日初メテ足場ノ組立ニ着手シ同月末日マテニ橋脚鋼柱十餘本ヲ捻込ミ終レリ其一部ニハ鋼桁ヲ架設セリ

器械工場　該場ハ築港工事ニ使用スル船舶及諸器械ヲ修繕スル爲メ天保町地先面積八千有餘

坪ノ新埋立地ニ設ケタルモノニシテ機械部、船體部ニ大別シ機械部ヲ區別シテ仕上、鍛冶、鑄物、製罐、木型ノ五工場トシ船體部ニハ造船工、造船鐵工、塡隙工、塗工、製帆工、皮工、木挽、仲仕、煉瓦工、雜工等ノ定傭職工ヲ置ク而シテ明治三十一年十一月中諸建築落成セシニヨリ汽機汽罐及諸機械ノ据付ニ着手シ翌三十二年三月末日之ヲ了ヘ四月一日ヨリ運轉ヲ開始シ船舶諸器械ノ修繕及製作ニ從事セリ其船體部ニ屬スル船渠ハ一號二號ノ二個アリ三十一年十一月五日工ヲ起シ三十三年七月三十日竣工ス第一號船渠ハ最大長百四十八尺幅六十二尺ニシテ長百二十尺幅二十八尺マテノ船ヲ入ル第二號船渠ハ最大長二百三十四尺幅七十九尺ニシテ長二百尺幅四十尺マテノ船ヲ入ル兩船渠排水用原動機ハ直立舶用機械一臺、喞筒二臺ヲ兩渠間ニ据付ケ一號船渠ハ內徑一呎ノ鐵管一條二號船渠ハ同徑管二條ヲ以テ渠中ノ水ヲ排出セシム一號船渠排出ニ要スル時間ハ三時間二號ハ四時間半ナリ又「スリツプウエー」ハ石林運搬船早潮以下土砂運搬船其他二坪上受船等ヲ引揚ケ修繕スルモノニシテ明治三十二年十二月一日起工シ三十三年七月三十一日竣工ス其數四ケ所ナリ然ルニ其後工事ノ進捗ニ伴ヒ漸次修繕製作ノ夥多ナルヨリ既設工場ノ狹隘ヲ告ケシヲ以テ三十三年九月二十日增築及機械ノ增据付ニ着手シ三十四年五月三十日其工ヲ竣ヘタリ其他犬島採石工場及「ブロック」製造場ニ分工場ヲ設ケ諸機械ノ小修繕ヲ爲シツヽアリ

工事用船舶諸器械ハ別表ノ如シ

（以上築港事務所の調査に據る）

第八節　大阪市上水道。

起因及び沿革　大阪市は東西交通の要路に當り、戸口殷富にして物貨の集散旅客の來往頻繁なり

と雖、飲料に適當なる清水を湧出する地域極あて狹く、各戸の井水中、有害物質を含有せざるもの殆稀なり。明治二十六七年の調査に依れば、全市（舊市）の井水三萬八千七百餘ケ所の中、飲料適當と認められたるもの僅に千八百三十八に過ぎず。是を以つて飲料水不良に起因し發生傳播する各種傳染病は一として市內に流行せざるなく、貨物旅客の來往と共に或ひは病毒を他に散漫し或ひは容易に輸入せしむる等殆寧歲なし。明治十九年虎列刺病の流行に際しては患者七千八百七十八人を生じ、明治二十三年夏長崎地方に虎列刺病の發生せし時の如きも、八月中旬之れを當市に傳へ流行甚猛烈にして患者三千九百十人を出だし內死亡するもの三千三百七十人を生せり。故に直接消糜せし公私財及び間接商業上に受けし損害等を併算せば、實に數百萬圓の多きに至るべし。しかのみならず大阪市には猶一の懼るべきものあり、即、失火の延燒是れなり。抑、市街一方里の地は水路陸道の外殆人家を以つて充溢すと雖古來完全なる消防方法の施設なきを以つて一旦火を失するや延燒迅速にして若風威の之れに加はるあらば遂に總む所を知らず。明治二十三年九月に於ける俗に新町燒と稱する火災の如きは今尙世人の喰炙する所にして、寺院學校家屋を合はせ二千〇九十七戸其の建坪二萬六千餘坪を燒失し、家屋の損害額のみにても約參拾貳萬を下らず、其の他、維新以來大火を以つて稱すべきもの枚擧に遑あらず況、小火災に至りては今これを知悉するに數なく、其の災厄の悲慘酷烈にして損害の夥多なる洵に悚然たらざるを得ず。蓋、傳染病發生の原因なる、素より一にして足らずと雖中に就きて飲料水の不良は一大主因たること既に學說及び實驗の確證する所なるにより、明治十三年大阪府は內務省下賜の衛生資金を以つて高壓式水道工事の計畫を立て一部の工事に着手したりきと雖、事業の絕大にして特種の技術を要するものあるを以つて容易に其の功果を收むる能はずして中絕し、後、同十九年虎列刺病流行に際し彌々水道工事の忽諸に附すべからざるを認め、當府知事建野鄕三は神奈川

縣傭工師英國工兵大佐エッチ、エス、パーマーに水道敷設の計畫を囑托せしに、同大佐は直ちに之れを贊諾して翌二十年五月設計豫算金貳百五拾萬圓の調査報告書を提出せり。依りて此の計畫を是認し政府の許可を受けて茲に水道敷設の實行を期せんとせり。然るに當時大阪市は同十八年大洪水の餘殃を承けて財力いまだ恢復せざる等機運に缺くる所ありしかば遂に實施の運に至らずして止みき。降りて同二十三年九月長崎地方より虎列刺病傳播し益々流行せんとする徴候あるを以つて再前議の發生を見るに至り、大阪私立衛生會々頭西村捨三は會員及び贊成者を代表し大阪市參事會に建議書を提出して上下水道改良工事を起さん事を希望せり。是に於いて同市參事會は右建議を容れ、先、上水道新設の議を決し經費總額二百五十萬圓を以つて同二十四年度より向ふ三ヶ年の繼續事業とし該費用は渾べて市公債を募集する方法に依り、更に本件を市會に提按し、市會亦之を可決して償還方法中總額三分の一强は國庫下渡金、其の他は給水料及市稅金を以つて之れに充つべき但書を加へ水道條例により直ちに敷設稟請書を政府に呈出し併せて水道費國庫補助の請願を爲し、に、同年十月其の許可あり、該補助費に就きては同二十四年より向ふ十五ヶ年間毎年金五萬圓宛補助せらるべき旨指令ありしかば、茲に始めて多年の宿望を遂げ大阪市上水道工事敷設の端緒を啓くに至れり。尋いで同二十三年十一月大阪市參事會は水道敷設に關する臨時費歳入出豫算更正案及び之れに附屬せる諸議案を市會に提出し市會は調査委員に附託して多少の修正を加へ、同二十四年七月議案確定せり。是に於いて公債募集及び償還方法、水道公債條例の二案は市制により政府の許可を受け、又、水道立管の設計を廢し大阪城内に貯水池を設くることゝなり、隨ひて工事設計上豫算の變更を生せしを以つて其の許可を受け、同年七月水道敷設事務所を大阪府廳内に設置し、市參事會員大阪府書記官高崎親章を水道敷設委員長に、市參事會員八名を委員となし、大阪府技師野尻武助に工事長を、大阪府屬七

里清介に事務所長を囑託し、直ちに公債募集用地買收等に着手せり。

第一期工事　明治二十五年八月始めて城内貯水池地盤工事より業を起し、尋いで同九月北區中野町水源地周圍築堤及び排水溝石垣工事に、翌二十六年五月送水鐵管敷設工事等に着手せり。而して右埋設に要する鐵管は全部大阪砲兵工廠に於いて鑄造すゝ契約なりしが同廠の都合により其の幾部を解約して更に外國に注文せしを以つて竣成期日延期の必要を生じ市會に於いて延期せしこと前後三回にして同年十月末日に至りて工事全部の竣成を告げたり。此の鐵管總延長約八十二里にして費し、所三百三拾壹萬三千貳百七拾圓〇四錢なり。

明治三十年四月大阪市々井の繁殖により郡部接近村落の一部を同市に編入せり。而して此の部分は本市と人家連檐し、衛生火災兩ながら密接なる關係を有せるを以つて、鐵管敷設に至るまで舊市衢同一の利澤に浴せしめんがため上水配達の制を設け、又、新編入町に對し鐵管延長工事諸般の設計を整へ、三十三年度より三十五年度まで三ヶ年の繼續事業として施工すべき水道延長豫算金八拾六萬八千三百〇六圓八十貳錢七厘の公債募集の方法を立て、同三十二年十二月之れを市會に提案せしに同會は異議なく又議案全部を可決し同三十三年三月政府の許可を受け直ちに材料購入其の他の準備に從事し、同九月之れが工事に着手せり。然るに同三十二年以來ペスト病市内に流行し患者次第に增加する恐あるを以つて其の豫防策として上下水道工事は同三十四年末を期し落成せしむべき旨内務大臣の内命あり、大阪私立衛生會理事よりも略同趣旨の建議書を大阪市長に提出せしを以つて審議の結果、工事期限短縮の爲に工費金拾萬四千三百四圓〇壹錢の增加を要し下水道工事費も亦增加せるが故に、同三十三年十二月を以つて修正議案を市會に提出し其の議決を經て新たに三十三年度に金貳萬圓、（内壹萬四千四圓上水道敷設費六千四圓下水道改良費）三十四年上半期に金拾萬圓、（内六萬貳千四圓上水道分三萬八千四圓下水道分）を國庫より

補助せられん事を政府に請願し、爾來專該工事進行中なりしに、同三十四年三月政府より補助金下附の指令を受け、遂に同三十四年十二月に至り第二期工事全部の完成を告げたり。鉛管の延長約三十二里にして經費金百〇四萬八千六百拾圓八拾壹錢七厘を要せり。今、試に上水道改良前後に於ける傳染病患者の統計を擧ぐれば、明治二十三年より同廿八年に至る六ヶ年間の患者は腸窒扶斯二千九百六十人、虎列刺七千四百二十人、赤痢壹萬千五百十七人、合計貳萬壹千八百九十七人にして此壹ヶ年平均三千五百八十六人二に對し、同二十九年以降三十四年十月に至る五年十箇月間の患者は腹窒扶斯壹千四百二十壹人、虎列刺百二十六人、赤痢二千四百二十壹人、合計三千九百六十八人、即壹ヶ年平均六百六十壹人三にして、實に二千九百二十四人九を減少したる割合なりとす。火災の統計に至りては詳かならざれども傳染病に於ける關係を見れば亦以つて其の効果の一班を推知するに足らんか。然るに現今の水道は人口約八十萬に對する給水の設備にして爾來人口の增殖に伴ひ欠乏を來たしたるを以つて給水栓に計量器を設置し以つて上水の濫用を防制せむとの議ありしが專用栓數は約二萬五千箇、共用栓は壹萬五千箇ありて此の內現に計量器を設置しあるもの二者合して約一千箇に過ぎず今專用栓三萬五千箇に計量器を設置すとせば其の購入代價及び運賃幷に設計費を合はせ約六十五萬圓を要するの計畫を立て市參事會は市會に提案せしに大阪市立衛生會の如きは絕對に此の案に反對して水源の擴張を主張して止まず市會も亦未決定するに至らず依りて市の當局者に於いて試に水源擴張の費額を調査せしに實に壹千百萬圓を要す、其の理由は既往の實驗上壹人壹日の給水量は到底三立方尺を以つて滿足すべからず、今之れを四立方尺とし明治五十年即十七年後には人口百四十五萬六千六百八十五人となるを約百五十萬人と假定し之れに供給するに足るべき見積を以つて擴張の計算をなさば如斯巨額を要すと云ふにありて目下本市の一問題となれり。今現在の上水道延長幷に本支管の區別、水源給水量等を擧ぐれば左の如し。

(明治三十五年六月調査)

上水道延長幷本支管の區別

		總延長	口徑	延長
幹管		三六、〇一三、〇五間	自三呎至六呎	一、一三三、三一間
支管	本管		自三呎至六呎	八、五〇一、一八
			自二呎至八呎	一三、一四八、二三
			自一呎至八呎	一三、二三〇、三三
			自九吋至一呎	五一、五三三、六五
			自八吋至一呎	六四、四六三、八九
			自六吋至八吋	二二、六三九、〇〇
	支管	二二〇、五七六、一四間	自五吋至一呎	八一、九三五、六〇
			自四吋至六吋	三、二分の一

水源池幷貯水池ノ位置及面積

池名	池數	池數所の面積	位置
除砂池	壹箇所	七百拾壹平方尺	北區中野町水源搆內
取水池	壹箇所 但上中下段の三個より成る	上百四拾五平方尺 中貳百八拾平方尺 下五拾八平方尺 合計四百八拾壹平方尺	同
沈澱池	四箇所	七萬九千貳百平方尺	同

池名	池數	一ヶ所の面積	位置
濾過池	拾箇所	貳萬七千四百八拾貳平方尺	北區中野町水源擣内
量水池	貳箇所	四百五拾五平方尺	同
貯水（配水）池	參箇所	貳萬平方尺	大阪城内（配水は一晝夜四十二萬石を極量とす）

第九節　大阪下水道

起因及び沿革　大阪市下水溝渠の創設は何れの時代なるか詳かならざれども想像するに舊昔市街の隆盛を加へ人家の增築せらるゝに伴ひて次第に延長し以つて今日に至りしもの〻如し。其の狀況は概して人家の裏手又は道路敷内等に堀設し、各戸の小下水及び雨水溝を連絡せり。而して是れ等の構造は兩側を石垣又は杭柵とし、道路に在るものは木石の類を以つて覆蓋を設けたりしが總に通行の危險を防止するに過ぎずして、人家の裏手にあるもの〻如きは概して開展溝とせり。其の底部は急勾配にして水流の爲に土壤の崩壞する恐ある箇所は野面石又は木材等を敷込み、其の他は總べて土壤の儘にして、其の高底及び幅員は水量の多寡を量り一定の方法に依りたるものに非らざるを以つて、或ひは水量少なる箇所に對し比較的大なるものあり、或ひは多量の流水あるにも拘はらず狹少に失するものあり。要するに其の時々適宜に設置せしものにして甚不完全なる構造たるを免れざりき。

舊來の下水溝渠は以上の如く不完全の構造なるのみならず、覆蓋の施設なきため塵芥瓦礫其の他種々の不潔物を投入するを以つて汚水常に停溜して其の不潔なること名狀すべからず、甚しきに至りては汚水の土中に滲入して井水に惡臭を發せしむるものあり。故を以つて大阪市は年々數回の大浚を施行すと雖數旬ならずして汚物復沈澱し殆前狀に異ならざるに至る。是に於いて下水道改良の一日も忽諸に付すべからざるを認め、明治二十五年十一月始めて之れが實測（舊市内溝渠の總坪數二萬七千七百餘坪あり）を行ひ、同廿六年十月豫算案を市會に提出し、其の議決を經て同二十七年四月施行準備に着手し同年十一月起工し同三十年十一月に終るもの之れを第一回の工事とし、次いで第二回は明治三十一年七月起工し同三十二年二月に終り、第三回は明治三十二年五月起工し同年十一月に終り、第四回は同三十三年三月の起工に係り、明治三十二年度より同三十六年に至る五ヶ年度繼續工事として施行すべき豫定なりしに、同三十二年以來惡疫防拒のため工事の速成を要せしを以つて、政府より金四萬四千圓の國庫補助を受け同三十四年十二月に至り竣功して豫定工事全部の落成を告げしかば、明治三十五年一月更に第五回下水道工事を起し同年三月竣功せり。是に於いて大阪市舊市街は殆全部に亘りて改良下水道普及せしが同三十年接近町村の市に編入せられたるものに對しては亦その一部分を施行せしに止まり、其の餘も改良の必要を認むれども目下市の財政上許さゞる所あれば本工事を以つて一時終結と爲せり。尙、早晩市に編入せらるべき豫定部分に對しても亦下水溝渠敷設の計畫なきにあらざれども西南北の三區は多くは低地にして適當の勾配を施すこと能はざるにより漸次地上げを爲さしむるにあらずば抽水喞筒を用ひて排水の途を講ずる外他に良策なく、而して是れ等は巨萬の經費を要して一朝一夕に能く成効し得べきに非ざるを以つて、他日市經濟の餘裕を俟ち次第に延長を加ふべき豫定なりと云ふ。右の如くにして下水道改良の工事成り、其の總延長は拾貳萬千五百六拾四間にして經費は百貳萬貳千九百四拾五圓八拾壹錢（國庫補助金なし合せ）なり。今該工事敷設の年次及び工事の進行を擧ぐれば左表の如し。

下水道敷設の年次及び工程

	自廿七年十月至廿一年十一月	自廿一年七月至廿二年二月	自廿二年五月至同年十一月	自廿三年三月至廿四年三月	自廿四年四月至同年十二月	自廿五年一月至同年三月	合計
小下水土管 延長	一一、九一九間	一、九四六間	八九八間	二、四五二間	五、一五三間	一、五五九間	二三、九二七間
本溝土管 延長	一四、〇九三	二、八一八	四〇三	二、五六〇	五、六四六	六一六	二六、一三六
同展開溝 延長		三〇二	一五	三八	四四		三九九
同暗溝 延長	五四、一三三	一、三五五	一、三二四	三、六四〇	七、九一八	二、七三二	七一、一〇二
大掃除口 個所	二、七四二個	三六二個	一四三個	五二二個	一、〇四八個	二二九個	五、〇四六個
小掃除口 個所	二三、八二一	一、八七八	八三三	二、六一四	五、四七八	一、三〇六	三五、九三〇
燈火口 個所	二五七	二〇	一一	五二	一三一	二三	四九四
臭氣抜 個所	九二〇			七三	二一五	三七	一、二四五
兩水吸込口 個所		一四	五	七	二八	七	六一
吐口 所				四三	六一		一〇四

第二章　交通機關

第一節　鐵道

鐵道は明治六年政府が東京横濱間に敷設したるを始とし、翌七年神戸大阪間の開通あり是れ畿内に於ける鐵道敷設の嚆矢とす。降りて同十七年舊阪堺鐵道大阪堺市間線路敷設の計畫あり是れ吾が國純然たる私設鐵道開始の濫觴にして又最古きものに屬せり。然るに當時未民間の思想甚幼雅にして運輸交通の機關が國家經營上一日も缺くべからざるを識ること今日の如くならざるより勢斯業に對する觀念も極めて冷淡にして偶有志者中計畫するものなきに非ざりしも奮ひて之れを翼賛せんとするものなく事業遲々として振はざりしが同二十年政府は私設鐵道條例を發布し、且これを奬勵するに至りてより漸社會の耳目を傾注するに至り、本府管内に在りては舊大阪鐵道敷設の計畫を立て同二十一年三月其の許可を請け翌年五月淡町柏原間工事落成し、尋いで奈良、高田に延長せり。而して此の間大阪城東線敷設の計畫あり同廿六年に至りて舊浪速鐵道の敷設となり周圍亦漸鐵道の起業の計畫を耳にし交通の機關逐次四方に擴張して稍舊時の面目を革め來れり。然れども是れ皆大阪市東南の部を點綴するに過ぎず未、其の利便を完ふする能はざりしが幾干もなくして日清の戰役起り、戰勝の餘波は忽經濟界の膨脹を來たし從來姑らく沈靜し居たる起業熱茲に勃興すと共に鐵道敷設出願者一時に續出し謂はゆる權利株と唱ふるものは僅に證據金壹圓に對する殆、十數倍の聲價を有するに至り當時私設鐵道條例又は軌道條例により府下鐵道の敷設を出願するもの曰く和泉鐵道、阪北鐵道、茨龜鐵道、大東鐵道、住吉鐵道、堺鐵道、河内鐵道、河津鐵道、豐嶋鐵道、園部鐵道、河北鐵道、川南鐵道、攝河鐵道、阪南鐵道、阪西鐵道、阪港鐵道、阪陽鐵道、中河内鐵道、生駒鐵道、攝丹鐵道、畿内鐵道、河攝鐵道、狹山鐵道、南部鐵道、水越鐵道、龜阪鐵道、攝和鐵道、城南輕便鐵道、灘鐵道、住吉電氣鐵道、淀川電氣鐵道、八幡電氣鐵道、浪華電氣鐵道、大阪電氣鐵道、大阪築港鐵道、阪堺自動鐵道、信貴鐵道、天王寺電氣鐵道、能勢馬車鐵道、岸和田電氣鐵道、箕面輕便鐵道、阪伏電氣鐵道、京阪電氣鐵道、水間馬車鐵道、攝津電車鐵道、攝津馬車鐵道、玉造馬車鐵道等實に四十有餘の多きに上り、其の他計畫中に屬せしもの枚擧に遑あらず。而して是等鐵道は互に同一の線路方向を爭ふものにして試に之れを圖上に現す時は盤面蛛網を蔽ふに異ならず。其の競爭の激甚なる寧驚くべきものあり。然れども是れ畢竟一時の奇利を博せんとする泡沫的事業に過ぎざるを以つて、政府が鐵道會議に附し願書を却下せしもの十中八九を占め、其の中幾に許可を得たるものなきにあらざりしが遂に成立の運に至らずして消滅せしものあり。爾來、事業の成功せ

しものを擧ぐれば高野鐵道、南海鐵道、河南鐵道、(舊河陽鐵道)大阪馬車鐵道等少數のものに止まれり。然るに此の動機著しく鐵道哩數の延長を來たし、遂に今日の如き交通を見るに至れり。其の外、政府の許可を受け目下事業の繼續中に在る阪神電氣鐵道は神戸市を起點とし本府西成郡千船村鷺洲村を經て大阪市北區西梅田町に達する複線軌道敷設の計畫にして明治三十一年八月軌道條例に依り兵庫縣川邊郡尼ヶ崎町より大阪市迄延長の特許を得、同三十五年五月工事方法を認可せられ目下土地買收を行ひ起工の準備に着手しつゝあり。又、京阪鐵道は澁澤榮一外十八名の發起に係り大阪市北區天滿橋南詰を起點として大阪城濠に沿ひ北河內郡守口町牧方町を經て京都府に入り京都市の東南部より市街を包擁して京都鐵道二條停車場に達せんとするものにして、明治三十一年大阪京都兩市街に屬する部分を除くの外假免狀の下附を得しが未本免狀下附の運に至らず、果して起業の成功を見るや否やは現今尙未定に屬せり。又大阪市街の交通を目的として最近三ヶ年間に線路敷設の出願を爲しゝもの十數件、其の他博覽會の開設を機とし之れを計畫せしもの二三あり、以上計畫する機關原動力の種類は石油發動機、自動鐵道、人車鐵道、高架鐵道、(煉瓦造の築堤として其の下部を倉庫に使用する設計なり)空氣鐵道、電氣鐵道、市內巡環車道、馬車鐵道等にして、線路は概、大阪(梅田)停車場を起點として、湊町又は難波停車場に達し及び築港埠頭に通ぜんとするもの等、縱橫無數にして一々列擧し難し。然れども大阪市は街衢狹隘にして來往不便を感ずること尠からざるより已に市區改正せんとの計畫あり。之れが實行を見る曉にあらざるよりは到底軌條を敷設する餘地なく、尙築港完成の上は市街の形勢一變すべきを以つて未許可の運に至らず。又築港埠頭に達する鐵道に就いては、夙に政府に於いても梅田停車場を起點とし海陸の聯絡を通ずる目的を以つて臨港鐵道敷設の計畫なきにあらず。其の他、私設鐵道としては明治三十二年中西成鐵道、南海鐵道、高野鐵道の三會社殆同時に築港方面に向かひて支線延長の出願を

爲しゝが明治三十五年六月孰も不許可の指令に接せり。今、既成各鐵道沿革の大要を掲ぐれば左の如し。

第一款　官設鐵道

大阪府管內の北部を橫斷せる官設東海道線の一部は運輸の營業開始以來歲を閱すること二十有八、其の間決して長しとするを得ざれども其の事業は極めて迅速なる進度を以つて發達し、諸般の施設亦幾多の更革を經て今や曩時と大いに其の面目を異にするに至れり。茲に其の沿革を說くに當り記述すべき事蹟頗多かるべしと雖詳細に列記せんは反りて煩雜を招き明徵を缺くの嫌なきにあらざるを以つて其の最主なる條項を摘示し之れを大阪神戸間大阪京都間及び東海道線貫通時の三期に區別して其の概況を記せんとす。

大阪神戸間　同鐵道は政府が我が國鐵道の模範たらしめんがため東京橫濱間線路敷設と相俟ちて神戸、大阪、京都間の交通を目的として工事に着手し、同七年五月大阪神戸間延長二十哩二十七鎖の落成を告げて直ちに運輸營業を開始せり。是れ實に關西に於ける鐵道開通の嚆矢にして、其の線路の地勢たる攝津の海濱に沿ひて交通の最頻繁なる部落を點綴し概田圃を貫通せるを以つて二　橋梁の架設を除くの外は敢て施工の困難を感せざりしが、如何せん當時一般民間の智識なほ幼稚にしていまだ鐵道の何物たるを會得するもの稀なるより世上無稽の妄說を唱ふるもの甚多く、其の事業を起すに際し苦狀百出し、動もすれば人民蜂起して工事の中止を請願せんとするものあり、爲に幾多の困難を來たしゝが政府は斷乎として工事の經營に暇なかりしより、終に能く其の効果を收むるを得たりき。運輸營業開始以來、阪神間鐵道は長足の進步を以つて日に月に好況を呈し、來往益々頻繁とな

りて從前航運に托しゝもの續々鐵道の利便に假り、海陸の交通は一大變異を來たしゝといへども猶大阪市は多年安治川口を以つて物貨輸出入の咽喉と爲し殆之れに由りて府下に集散する旅客貨物を呑吐し來たりし舊慣あるを以つて、今、俄に之れが輸送の方法を鐵道便に移轉せしむるは當時の狀態に於いて大いに不便の點なきにあらざるより、更に水陸聯絡線の必要を認め大阪停車場(梅田)より安治川口に至る枝線延長一哩六十鎖の線路敷設に着手し、同八年四月工事の竣成を俟ち翌五月一日より旅客貨物の混合列車一日往復各十一回を運轉して水陸聯絡の便を開き、更に梅田停車場構内に堀割溝渠を開鑿して市内の諸川幷に安治川波止場間、舟楫相通ずるの便を設け以つて鐵道輸送の發達を圖りき。然れども安治川枝線は固より永遠の規模に非ざるを以つて、水陸聯絡の機關は一に神戸停車場に移し、該枝線は明治十年十月三十一日限り之れを廢止せり。

大阪京都間　阪神間運輸營業の設備已に整頓し、交通愈々旺なるに伴ひ大阪京都間線路の開通を促すこと甚切なり。是を以つて再來勢力を此の方面に傾注し土工に橋梁に軌條敷設に材料を充給して遺憾なからしめ、同九年八月大阪向日町間延長二十二哩五十七鎖間の敷設を了へ、尋いで同年九月向日町京都間延長四哩七鎖の工事竣工して直ちに運輸營業を開始せり。是に於いて神戸京都間全線延長四十七哩十一鎖の開通を見るに至り、業務益々擴張を要すべきにより更に車輛數十臺を增加してなほ往復列車數回を增加するに至れり。

明治十年二月五日神戸京都間全通業式を神戸に擧行せり。此の日、聖駕臨幸あらせられて乘御の臨時列車は午前十時四十分を以つて大阪に着、鐵道局長御先導して停車場内便殿に入らせられ、親王大臣以下整列、大阪府知事は管下の庶民に代りて祝辭を奏上し、勅答あり式終りて同十一時十分大阪御發車、神戸式場に臨幸あらせられき。

東海道線貫通　明治二十二年七月一日を以つて東海道全線貫通し、運輸の業茲に新生面を開きて東京、京都、大阪の三府初めて連絡するに至り、大阪神戸間開通當時は其の全線路一ヶ年の收入金參拾貳萬壹千餘圓に過ぎざりしに、今や貫通初年度に於ける大阪一驛にして二十二年度收入金額四拾貳萬八千餘圓の多きに上り猶益々增收の傾向あり。

東海道線一たび貫通して運輸の狀況俄然隆運に向ふと共に忽各驛建造物を初として諸般の設備其の變更を要すべきもの尠からず、殊に日進の趨勢は線路の單軌式を容さゞるを以つて此の際復線の施工を爲さずば貨客交通運般の敏捷を缺くの憾あらんことを慮り、爰に全線の區域、工事の難易緩急を參酌して明治二十七年一月工を起し、先大阪三ノ宮間の土工に着手せり。而して京都、三ノ宮間線路は當初建設の時に於いて既に復線を敷設し得べき計畫を立て敷地も之れに準じ買收し、築堤、切取も二線を併設するに充分なる幅員を存せしめ、溝渠、橋臺等も亦之れに準じて築造し、其の橋梁の大なるものは單に其の幅員を擴め鐵桁一列を增架せば二線を支ふるに充分なる耐力を有せしむる等、他日復線敷設の必要を感ずるに際しては僅に橋臺、隧道を擴め、軌條を敷設せば容易に施行し得べき趣旨に計畫せられしを以つて、今、復線を計畫すとも經費(地價は昂騰したれども)を大いに節約するを得て西ノ宮三ノ宮間は明治二十七年四月、大阪西ノ宮間は同二十九年三月、吹田向日町間は同二十九年七月、向日町京都間は同三十一年十月、大阪吹田間は同三十二年二月に於いていづれも全部工事の完成を見るに至れり。今、大阪府下に於ける復線工事起業後の重なる工事を擧ぐれば、大阪停車場は交通愈々頻盛なるに伴ひて規模の狹隘を感ぜしより明治二十九年度に之れが改築に着手し、同三十五年三月三十一日工を竣へ翌四月一日直ちに移轉して運輸事務を處理せり。其の他、茨木停車場の本家を南側に移轉改築し、神戸京都間各驛に於ける一部分の設備を改良施設したるもの尠からず。

新淀川架橋工事は淀川派流たる中津川を改修し其の河幅を擴開したるより之れが變更に伴ふ大橋梁を架設せざるべからず。即、其の上流に在りては東京新橋より三百五十三哩六十三鎖なる西成郡西中島村大字南方新家踏切道附近より、同三百五十四哩七十鎖なる同郡豐崎村大字本庄踏切道附近までの線路を變更し、其の新流には百呎經間二十二の新橋梁を架設し、又、下流に至りては新橋より三百五十六哩六十鎖なる同郡鷺洲村大字浦江踏切道附近より、同三百五十七哩七十鎖なる同村大字塚本馬田橋附近までの線路勾配を變更し、其の新流には長柄運河を併はせ百呎經間二十三連七十呎經間一連の新橋梁を架設し、明治三十二年度より向フ四ヶ年の繼續事業として同三十五年度末に至り全部工事の竣成を告げたり。

前記の如く神戸、大阪、京都間線路及び驛舍に非常の改革を加へ設備を完からしめたりと雖今や既に其の規模いまだ大なりとするに足らざるものあらんとす。顧ふに前年末、海内の商況沈滯して所在不景氣の聲を聞くと雖大阪驛三十四年度末は乘降客五百六十七万五千餘人、貨物發着四十一万餘噸、運輸收入金百六十九万九千餘圓に上り、交通の發達、若、今日の如くにして猶止まずんば第二の擴張を要すべき時期の至らんこと決して遠きに非ず。左に明治二十二年東海道線全通以來昨今に至る大阪府下各驛にて取扱ひたる貨客の運賃實收額を掲げ、之れが參考に資せんとす。

驛名	廿二年(東海道線貫通の年度)	廿七年度(複線竣成の初期)	廿四年度(昨今の現況)
大阪	四二八、六三三円	七九一、〇五六円	一、八〇一、六七二円
吹田	三、六四八	六、二九五	二六、三五六
茨木	九、六七〇	一一、七九五	二八、八四六
高槻	七、二九六	九、五一七	二一、八〇七

驛名	廿二年度(東海道線貫通の年度)	廿七年度(複線竣成の初期)	廿四年度(昨今の現況)
新橋	五一〇、六五八円	一、二三一、五四〇	二、〇二六、八〇七円
横濱	二九九、四〇六	四一八、三六九	九一三、五二一
京都	二五二、一〇五	四〇六、六一四	一、〇六四、三八三
神戸	一〇一、一二六	三二一、一一三	八四六、八四〇

第二款　關西鐵道

起點は愛知縣名古屋市官設鐵道名古屋停車場より起り、尾張國西南部伊勢海に沿ひて伊勢國桑名町に入り四日市を過ぎ河原田にて少しく西方に偏し龜山町南端に於いて左に津支線(延長九哩五十三鎖にして參宮鐵道に聯絡す)を分派し、幹線は依然西方に向かひ加太より勢賀兩國々界たる鈴鹿山脈を横貫して伊賀國柘植に出で草津支線(延長貳拾貳哩四拾九鎖)を右派し木津川に沿ひて山城南端に下り加茂に至りて線路復左右に岐かる、即、右するを櫻之宮支線(木津片町線を併はせ延長貳拾五哩〇六鎖)と稱し、本線は是れより左轉して大和國奈良市に奔り郡山法隆寺を過ぎ王寺にて櫻井支線(延長十二哩十三鎖)を分かち大和川沿岸龜ノ瀬と稱する狹窄部を經て河内に入り柏原より進路北に轉れて天王寺驛に至り茲に城東支線(延長六哩七十七鎖)を分岐し本線は大阪市南部より同市南區湊町停車場に至りて終はる。實に百九十九哩二十二鎖の延長なりとす。

沿革　本線鐵道敷設の計畫は明治二十年に在りて、同年三月京都府、滋賀三重兩縣下地方有志者相謀りて東京に會し近畿諸國交通に便なる鐵道敷設の計畫を議せり。即、伊勢四日市より桑名を經て熱田に至るもの、及び伏見より奈良を經て大阪に達するもの、及び四日市より大津京都を經て丹後宮津に通ずるもの是れなり。而して京都より丹後宮津に至る線路は尚該地方と協議を遂ぐることゝし之れが認可を請願せしに、政府は同年四月滋賀、三重兩縣知事を經て指令する處ありしかば、依りて其の趣旨を體して更に其の設計を改め、廿一年一月資金參百萬圓を以つて草津四日市間及び四日市桑名間、河原田津間鐵道敷設を出願し、同年三月其の許可を受けて是に關西鐵道株式會社を組織し、先、草津四日市間工事に着手せり。而して翌廿二年十二月草津三雲間、廿三年二月三雲柘植間、同年十二月柘植四日市間、相尋いで工事竣功を告げ、直ちに營業を開始するに至れり。是れより先、二十三年八月株主間

に於いて支線河原田津間の設計を廢し更に龜山津間に變更すべしとの議あり。依りて同件議決の事由を具して其の許可を受け、翌二十四年八月龜山一身田間、同年十一月一身田津間を開通し、廿七年七月又四日市桑名間の落成を告げ、遂に全線の開通を見るに至れり。然るに同廿六年三月新たに資本金參百五拾万圓を增加し、桑名名古屋間及び柘植奈良間前後線路を延長し、東は東海道線に接續し西は大阪鐵道に依りて大阪市に至る捷路を開き以つて運搬交通の聯絡を通せんとの議あり、乃、總會に於いて之れを可決し其の許可を受け直ちに工事に着手し、同二十八年五月名古屋彌富間、同十一月彌富桑名間を成工し、翌三十年一月柘植上野間、同年十一月上野加茂間、三十一年四月加茂大佛間、卅二年五月大佛奈良間竣成を告げ、茲に第二次計畫線全部の開通を見るに至れり。此の時に當り周圍鐵道の敷設計畫せらるゝもの漸その數を加へ、同廿八年八月浪速鐵道は大阪市北區相生町(片町)を起點として北河内郡四條村に至る鐵道を敷設し、城河鐵道亦是れと接續して京都府相樂郡木津村に通じ、途中綴喜郡大注村に於いて同郡八幡町に至る支線を敷設する計畫あり。而して是等の鐵道の關西線に於ける猶唇齒輔車の如く、將來業務經營上に、將、鐵道經濟上に密接の關係を生ずべきは明らかなるを以つて各社合併の必要を認め双方熟議交渉の結果、明治三十年一月關西鐵道は資本金四百貳拾萬圓を增資すと共に左の條件を以つて城河鐵道と合併し、城河は直ちに解散を決行せり。

一城河鐵道カ布設ノ免許ヲ得タル同鐵道全線路ヲ關西鐵道延長線トシテ敷設スルノ權利義務ヲ關西鐵道ニ讓渡ス事

一關西鐵道ハ城河鐵道ノ權利義務ヲ引繼ク爲メ城河鐵道ト同額ノ資金ヲ增加スルコト

一關西鐵道ハ城河鐵道カ解散及引繼ヲ完了スル迄ニ支消シタル實費ヲ前項增資額ノ內ヨリ支拂フ事

尋いで同年二月浪速鐵道と合併の約成立し、同社は任意解散を告げき。今、關西鐵道が容れたる合併條件を、擧ぐれば左の如し。

一浪速鐵道所有權及ビ營業權利義務ヲ擧ゲテ關西鐵道ニ合併スル事

一關西鐵道ハ浪速鐵道ト同額ノ資金參拾七萬五千圓ニ對スル七千五百株ヲ發行シ浪速鐵道ノ株式ト引換ユル事

一關西鐵道ガ當時增資ニ係ル新株式ノ內壹萬五千株ハ浪速鐵道ノ株式ニ於テ先取ノ權利ヲ有スル事

一浪速鐵道重役二名ヲ關西鐵道重役ニ撰定スル事

一浪速鐵道從事員ハ現員ノ儘關西鐵道ニ任用スル事

而して是等の鐵道を併はせ延長線と爲すに就きては、先、加茂、新木津間新線を敷設する必要あり、且、舊來の施設上に於いても諸般の改良を加ふべきものあるを以つて同三十一年四月更に資本金參百六拾萬圓を增し、夫々許可の手續を經て同月新線の工事に着手せり。此の月已に起工中なる四條畷長尾間工事落成し、續いて同六月長尾新木津間、同九月新木津加茂間及び網島放出間の新線悉其の開通を見るに至れり。蓋、放出網島間新線を敷設したる所以は、名古屋大阪間全通せば其の極端線たる片町に於いて用地大いに擴張を要すべきものありと雖土地狹隘にして到底その要を充たすを得ず、早晩之れが不便を感ずるに至るべきを以つて此の際網島停車場線を劃定し、舊放出片町間線路は專貨物の運輸に供用せり。而して三十一年攝河泉の野に於いて陸軍大演習の擧あり、運輸上、網島櫻宮兩驛間を連絡して梅田に通ずる必要あるを以つて、此の連絡線を假設したり。爾來、關西大阪兩鐵道は大阪奈良間に非常の競爭を始め互に賃金を割引し甚しきは乘客に

景品を贈る等の弊害を生せしが、双方共に甚その不利なるを認め關西鐵道社長田辺治郎の唱導に因り相互の重役及び株主間に合併の協議を生じて遂に同三十三年五月大阪鐵道と合併の議成り、關西鐵道は新たに六百九十萬圓を增資すと共に翌六月大阪鐵道は解散を告げ左の條件を以つて合併せり。

一大阪鐵道全線路其他付屬財産一切ノ價格ヲ七百五十九萬六千圓ト評定シ內六百六拾參萬圓ハ關西鐵道五拾圓拂込株拾貳萬株同參拾五圓拂込株壹萬八千株ト外ニ現金九拾六萬六千圓即チ大阪鐵道五拾圓拂込株壹株ニ對シ關西鐵道五拾圓拂込株壹株ト現金拾四圓又大阪鐵道參拾五圓拂込一株ニ對シ關西鐵道參拾五圓拂込株二株ト現金拾四圓ノ割合ヲ以テ讓渡シヲ爲ス事

是に於いて名古屋湊町間を幹線とし加茂より網島に至る舊線は之れを支線とし、翌三十四年十二月更に網島櫻之宮間線路延長の許可を受け、大阪鐵道櫻之宮停車場を終點として東西運輸の連絡を開くに至れり。而して同三十五年二月天王寺湊町間複線敷設の許可を受け、該線は目下工事中に屬せり。今、舊大阪鐵道舊浪速鐵道、舊城河鐵道線路敷設の沿革を擧ぐれば概左の如し。

舊大阪鐵道線路は大阪市南區湊町に起り、南行左折して河內中部の廣野を横斷し、國界龜ノ瀨を經て奈良縣に入り、磯城郡櫻井に達する延長二十九哩九鎖を本線とし、北葛城郡王寺より奈良市に至る九哩三十九鎖及び本府東成郡天王寺より大阪停車場に至る城東線六哩五十七鎖の二道は之れを支線とせり。而して他に又城東線中に於いて玉造京橋驛間陸軍砲兵工廠に通ずる三十鎖の短線を敷設したれども、本線は專軍用の目的なるを以つて平時は旅客貨物の運輸を行はず。

抑、本線鐵道の起因を繹ぬるに、明治十六年八九月の交に當りて河內の人三浦某といへる者時世に感ずる所あり以爲らく、殖產興業の計を爲さんと欲せば運輸交通の便を開くに若くはなし、彼の馬背に駄し人車推輓の勞により一日僅に數里を行くが如きは決して世運の趨勢に伴ふものにあらずと。是に於いて先その居村南河內郡國分村より攝津東成郡天王寺に至る約五里の間に馬車鐵道を布設せんと欲し之れを東成郡平野鄕町の住人井上治に協り、且、囑するに經費調査の事を以つてせり、井上直ちに之れを贊諾し日ならずして調査を遂げ其の費額を拾萬圓と算せり。因りて企業方針を策し、同郡喜連村の佐々木政行、河內の山莊逸作、大和の恒岡直史、同中尾重太郎等に謀りて其の贊同を得、興に事業を興さん事を約するに至れり。

此の時に當り朝野有識の士薦りに汽車鐵道の便を慫慂せるものあり。因りて試みに其の費額を算するに狹軌輕便鐵道の設計にして約參拾萬圓を要すれども、其の兩者の得失便否に至りては汽車鐵道の安全にして運輸力に富み、而も營業上利潤の多き到底馬車鐵道の企て及ぶ所にあらざるを覺りしかば、茲に前計を飜して汽車鐵道を布設するに協議成熟し、且、之れに大和を加へて和河攝三州に亘る鐵道を計畫せり。蓋、大和國たる物產豐饒戶口稠密にして而も名所舊蹟に富めるにも拘らず、運輸交通の機關いまだ備はらず往來不便を極めしを以つてなり。是に於いて明治十七年七月の頃發起人商議して奈良街道平野口築留及び交田等數箇所に調査所を設け、井上、中尾、山莊の三人は各部署を分かちて、一意和河攝交通の旅客貨物の數量及び繁閑の實況を踏査し、猶、翌十八年に至りて再精査を遂げ稍明確なる統計を得たりき。而して線路の實況を踏査し將に進みて實測の出願を爲さんとするに至りては此の擧を贊するもの漸その數を增し、發起人として其の名を班するもの前數人の外に大阪の岡橋治助、野吉兵衛、竹田忠作、貴田孫次郎、浮田桂造、天野熊次郎、近江の珠玖清兵衛、弘世助三郎、大和の土倉庄三郎等あるに至りき。越にて翌十九年九月萬般の豫測設計を終へしかば同二十一日願書を大阪府に提出せり。然るに其の前一日、阪堺鐵道會社より同社線路大和川附近より岐かれて大和國高田町

に至る鐵道布設の出願あり、是れ發起人等の意はざりし所にして、而も方向軌を一にするは法の許さゞる所なるにより、往來奔走到らざるなく熟議交渉その數を重ね、遂に建野知事今井書記官藤田傳三郎等の斡旋調停によりて互に讓退協議を遂げ、大阪鐵道發起人等より測量費として金參千圓を寄送すべき約成り、且謝狀を贈り事圓滿に局を結べり。依りて前計畫を繼承し大阪府知事の許可を受けて線路沿道の町村田野山川の實測を了し、明治二十年一月更に和河攝三州の外、南は紀州和歌山迄、東は勢州四日市迄の鐵道布設を出願せり。之れに對して府知事は回答するに舊會社線より大阪若くは大阪附近官設線路に接續せしめ、其の他各項目を分かちて詳細なる條件を附し之れに應ずるに於いては鐵道布設を許可すべきを以つてせり。爾來、發起人等は右指令の趣旨を體し、尚、能く勢州紀州線に向ひて調査する所ありしが未猝に營業上收支の豫算確立せざりしを以つて追ひて精査を遂ぐることゝし、同二十年十二月を以つて大阪より大和櫻井に至る線路及び北今市より分岐して同國奈良町に達する約四十哩の鐵道布設を出願し、翌廿一年三月其の許可を受け初めて株式募集用地買收等の事業に着手せり。

起業の準備　是に於いて將に用地を買收せんとせしに忽線路變更の議起れり。是れ當初考定の線路は、大阪より南河內郡國分村に入り和河山脈を横斷して奈良縣北葛城郡下田村に出で、本線は直ちに櫻井に達し一は左折して奈良市に至るにありしが、該村國分より下田に至る線路たるや長橋隧道及び切取等至難なる工事を要し、しかのみならず其の勾配の緩なるもの、尚、五十分一を下ること能はず因りて之れが比較線として恰適の地を求むるに、中河內郡堅下村大字高井田より左轉して大和川沿岸を遡り龜ノ瀨峠を穿ち南葛城郡王寺村を以つて兩線分岐點となさば橋梁隧道等數に於いて少しく增加あれども大體に施工の便を得、將來運輸營業上稗益する所前者の比にあらざるを發見し、明治廿一年十月線路の變更を出願し、同年十一月之れが許可を得て其の工事を完成せり。現在の線路即是れなり。

用地買收　用地買收は概公用土地買上規則を適用し地方廳に於いて之れを買收し、其の拂下を受け以つて偏に工事の速成を企圖すれども四拾哩の長程中或ひは河流堤塘山嶽墳墓或ひは一家相傳の屋舍田園等のあるありて千百の支障其の間に横はりて工事の進行を圓滑ならしめざりしは又止むを得ざりし所なりとす。殊に王寺櫻井間の如きは軌道の將に敷設せられんとするに當り、地方水利上の關係より苦情百出して紛議に日を重ね到底前設計を實施する能はざる狀態に陷らしめき。是れ線路の豫定を變更し又期間の猶豫を請ふ事再三に止まざりし所以なり。

營業の開始　明治二十二年五月湊町(大阪)柏原間工事落成を告げ、運輸の營業を開始して市めて營業の端緒を開けり。而して同二十三年九月柏原龜ノ瀨間、同十二月王寺奈良間、同二十四年二月王寺稻葉山間、同三月王寺高田間相次いで竣工し、運輸營業を開始すと雖尚龜ノ瀨以東稻葉山間約七十二鎖の隧道工事あり、起業以來巨額の資を投じて之れが開鑿に從事し漸竣成するを得たりと雖、施工其の當を得ざりしが爲、隧道中に罅隙を生じ列車をして通過せしむること能はず、貨客來往の便に於いて大いに缺くる所あるを以つて努めて修理の速成を期し同二十五年二月に至りて開業し翌二十六年五月亦高田櫻井間落成せしを以つて運輸を開き、是に曩の計畫に係る第一着線路布設は全部終るを告げき。年を閲せしこと五にして費せし所の資金弐百萬圓なり。

大阪城東線　官線接續の事たる最初本鐵道布設上願に對する指令中の一條件たり。故を以つて之れが實測に着手し、湊町より西し安治川を渡りて官線接續の便を取らんとし、孜々として勉むる所ありしが當時土地收用法の發布、市町村自治制の實施等により土地買收の困難は前日に倍蓰したるのみ

ならず、線路所要の地は概これ市街接續の町村にして今や各種製造所の勃興と共に桑田變じて宅地となり、地價の暴騰二三十層に上るに至り、しかのみならず大河小流縱横に交叉し其の施工の困難なる擧げて云ふべからざるものあり、爲に接續命令の解除或ひは施工の延期を出願する所ありしが共に採用せられず、遂巡苦慮の末遂に線路變更の議を決せり。是れ謂はゆる城東線にして、幹線は天王寺驛より分岐し大阪城東を經て北區中野町に於いて淀川を横ぎり梅田官線に接續する線路たり。而して天王寺玉造間二哩二十八鎖は明治二十八年五月二十八日を以つて開業し、玉造大阪間四哩二十九鎖は同十月十七日を以つて運輸營業を開始するに至れり。

舊浪速鐵道　明治二十六年十一月の出願にして、其の目的とせし所は大阪市北區相生町(片町驛)より北河内郡四條村に通ずる約八哩半の鐵道を敷設し、主として四條畷神社の創建に伴ひ兼ねて河内中郡に於ける神社佛閣の參者及び觀光の客に便し、且古來寢屋川水運によれる貨物運輸の捷路を開くに在りて專同地方有志者の發起に係れり。而して其の初は輕便鐵道を敷設するの計畫なりしが當時株主中普通鐵道の運輸連絡上その便利を慫慂する者ありしかば茲に評議し前計畫を飜して資本金拾五萬圓を以つて株式組織とし、同二十七年二月遞信省の認可を受け同年六月更に資本金拾萬圓を增資し翌二十八年九月に至り二たび拾貳萬五千圓を增資して運輸營業を開始たりき。然れども同三十年一月關西鐵道の城河鐵道を合併するに當り運輸交通上各社の個々分立するの不利なるを悟りて竟に關西鐵道と合併せり。

舊城河鐵道　同會社の成立は明治二十九年五月に在りて、浪速鐵道の開業より後るゝこと二ヶ年、即明治二十八年八月の出願に係り、京都府相樂郡木津町奈良鐵道木津停車場に起り木津川左岸に沿ひて綴喜郡大住村に出で、夫れより東南に轉じて當府下北河内郡長尾村に入り津田村星田村を經て同郡四條村に至り、舊浪速鐵道四條畷停車場に接續する十九哩七十四鎖の延長にして其の間綴喜郡大住村より同郡八幡町に至る約四哩の支線を分派するの計畫なりき。而して其の目的は專關西奈良兩鐵道より浪速鐵道に依るべき旅客貨物の運輸聯絡を通ずるに在りて、會社資本金拾八萬圓の內貳拾萬圓の拂込を了し將に工事に着手せんとするに際して關西鐵道に合併するの議起り、爾來交渉數回を重ね同三十年二月を以つて其の解散を決行せり。而して後關西鐵道は大住村より八幡町に至る支線の敷設取消を請願し、前掲豫定の幹線は同三十一年九月全部工事の完成を告げ關西鐵道延長線として初めて運輸營業を開くに至れり。

第三款　南海鐵道

南海鐵道線路は大阪市南區難波新地六番町より起り、西成郡天下茶屋住吉等を連拘して堺市の西部に出で和泉の海濱に沿ひ泉南郡岸和田、貝塚、佐野、樽井、尾崎等、專和泉有數の都邑を點綴して同郡深日村に至り左轉して紀泉國界なる孝子越山脚を横貫し和歌山縣海草郡に入り以つて和歌山市に達す、延長四十哩二十一鎖、即本線にして而して紀和鐵道連絡線四十鎖と天下茶屋驛より關西鐵道天王寺驛に連する一哩三十七鎖との支線を合するときは四十二哩五十八鎖となり、實に管內に於ける最良線路たり

南海鐵道が讓受けたる舊阪堺鐵道の發起せられしは明治十五年の交にありて、當時、畿內に在りては京神間官設鐵道の開始せられたる外、各地運輸交通の機關いまだ備はらず其の最樞要の部に屬する大阪堺市街間の如き、往來最頻繁なる土地に在りても猶且人力推輓の勞に據る外他に方策なきを遺憾とし、大阪及び堺市の富豪家發起して、大阪市南區難波より天下茶屋住吉を經て堺市に至る延長六

哩十七鎊の狹軌鐵道(二呎)を布設し、相互各驛間運輸交通の便を開かん事を計畫し發起人中より創立委員を擧げて諸般の調査を遂げしに、明治十七年二月に至り調査設計等の略確定せしを以つて、大阪堺間鐵道會社の名義の下に初めて阪堺間鐵道敷設の認可を時の大阪府知事に出願し同年十一月其の許可を得、更に同年十一月會社の名稱を阪堺鐵道會社と改稱の認可を得たりき。而して該鐵道資本金弐拾五萬圓は株式弐千五百株に分かち内千百五十八株は發起人に於いて引受け其の餘は汎く有志に募集せしに數旬ならずして滿株となり資本茲に充實したるを以つて目ならずして工事に着手せんとする運びに至れり。然るに世人斯業の感念いまだ發達せざるが爲、反對の聲閭裡に喧しく淺見者は或ひは起業者に對して種々論難攻擊を試み甚しきは暗に沿道の俥夫を教唆し以つて當業者に危害を加へんと謀れり。然れども發起人が堅忍不拔の精神を以つて拮据經營大いに期する所あり測量に設計に用地に材料に幾多の碍礙を排し困難を重ねて益々事業を進捗し、機關車軌條その他附屬品等は專藤田傳三郎の斡旋によりて政府が當時陸前釜石鑛山局に於いて使用せし不用品の拂下を受け明治十八年三月を以つて土工工事に着手し、同年十二月に至り難波大和川間の竣成を告げ、同年十二月二十六日運輸の營業を開始するに至れり。而して大和川堺間になほ一哩餘の距離を剩せども建設費に少しく缺乏を感せしにより翌十九年十一月資本金五萬圓を增額して大和川堺間建設費に充てしが、尙、工費不足を告げ、且、業務上車輛增加等の必用を感せしを以つて、更に二十年十二月三日臨時株主總會に於いて參萬圓を增資し資本總額參拾萬圓となせり。而して二十年五月十四日大和川より堺吾妻橋に至る延長線工事に着手し翌二十一年三月六日工を竣へ、同年五月十五日に至り阪堺鐵道全線の開通を見るに至れり。爾來業務の繁盛に伴ひ軌條を延長し車輛を增加し諸般の設備大いに改良を加へたりと雖世運の進捗は駸々乎として停止する處なく、業況百事革新を要すべきもの在るを以つて、是に難波住吉間複線布設の必要を感じ明治弐拾五年八月總會に於いて更に資本金七萬圓を增加する事に協定せり。因りて同年八月政府の許可を享け、十月十日全線の工事に著手し十二月十五日竣工して廿九日より該複線の營業を開始するに至れり。是れより先、地方有志者に於いて紀泉鐵道會社創立の計畫あり。其の目的とする所は堺和歌山市間の鐵道を布設して大阪和歌山間運輸の連絡を計るにあり、而して其の成立は直ちに阪堺鐵道の消長に關する大なるものあるを以つて、兩社發起人重役は此に交渉を遂げ兩社線路を堺驛にて聯絡し阪堺線路の軌間を改築する事に決定し明治二十二年五月九日接續願書を政府に呈出せり。然るに大阪和歌山間四拾哩の距離に於いて兩社分立し各その業務を營むが如き、啻に經濟上の不利なるのみならず、貨客交通運搬の便捷を缺く憾ありとなし、株主間に兩社合併すべしとの議あり、同二十三年十二月に至りて紀泉鐵道發起人より阪堺鐵道に公然交渉する所ありしかば同社は直ちに審議委員を撰定し、二十三年一月臨時株主總會を開き審議法案を議題として衆議に付せしに總べて原案通り可決したるを以つて、紀泉鐵道發起人に之れを回答して是に兩社合併の假契約を確立するに至れり。然れども當時經濟界の狀勢一變し、金融の逼迫は漸次その度を進め殆底止する所を知らず、社會百般の事業は爲に沮遏せられ九州山陽の如き大鐵道に於いてだに一時工事を中止する悲境に際會し、しかのみならず隣國和歌山縣下に在りては空前の大洪水あり、田園荒蕪して人畜の死傷頗慘害を極めしを以つて該計畫も一時中止の姿となり、復機運を俟つの止むを得ざるに至りしが、越ねて明治廿六年春機運到來して兩社合併の約成り、同年六月を以つて逓信省へ創立願書を進達せり。此の時亦一部の有志者中同一の目的を以つて紀阪鐵道と稱するものを請願するものあり、爲に一時競爭の狀況たりしが此れ亦交渉の末新たに資本金總額を弐百八拾萬圓とし社名を紀摂鐵道會社と改稱する條件を以つて是に合併の約成立せり。而して翌廿七

年十一月假免狀の交付を得、後、又、社名を南海鐵道會社と改稱し、爾來、創業の設備完成を告ぐるに至りしかば更に本免狀の下附を出願して明治廿九年三月認可を受け同年五月設立登記を申請して全く南海鐵道株式會社の成立を見るに至れり、然して工事は着々歩を進め同三十年十月堺佐野間(拾五哩九鎖)同年十一月佐野尾崎間(五哩五十一鎖)の運輸營業を開始せり。然れども社會の進歩に伴ひて種々改良或ひは新設備を要するものあり、且、最初設計に係る湊町の起點を難波驛に變更し更に官線連絡の爲に天下茶屋より分岐して元大阪鐵道天王寺驛に通ずる複線布設の必要を感せしかば、同三十一年三月臨時總會に於いて資本金壹百貳拾萬圓を增加せり。而して阪堺鐵道の線路は狹軌式なりしを以つて南海鐵道會社は曩の契約に基き阪堺鐵道存在中これが改築の任に當り、普通式(叅呎六吋)に改築すると同時に南海鐵道會社は住吉堺間に複線を布設せり。當時、偶商法中會社法を實施せらるゝに際し、南海阪堺兩鐵道合併の假契約は商法に抵觸する點あるを以つて、三十一年九月尼崎和歌山北口間拾壹哩七十九鎖の線路落成し堺和歌山間の開通を告ぐるを俟ちて阪堺鐵道會社は同年九月三十一日を限りて任意の解散をなし、同社一切の財産を壹百萬圓にて南海鐵道會社に讓り、南海鐵道會社は翌十月一日より該線路の營業を繼續し、是に大阪和歌山間の開通を見るに至れり。此の如く阪堺鐵道會社は契約履行の結果解散して其の名は消滅せりと雖、同社營業の狀況は當時我國官私設鐵道三十二線の中最好況を呈したる筑豐鐵道の右に出で、配當率の如きも明治十九年は僅々七朱叅厘に過ぎざりしが二十七年に至りては年壹割七分となり、三十一年、即、解散の年にありては年三割貳分七厘の配當をなすに至りたる等、隆々たる其の名聲今尚世人の記憶に存せり。然して此の承繼者たる南海鐵道は、開業日尚淺きに拘はらず益々盛況を呈し遂に業務擴張の機運に際會したるを以つて同三十二年六月機關工場移轉其の他停車場擴張工事の爲更に資本金壹百萬圓を增加して資本總額五百萬圓となせり。

超えて三十三年十月天下茶屋より分岐せる天王寺線落成開通し、又、住吉大阪(梅田驛)間直通列車運轉の爲同三十四年九月に至りて住吉天下茶屋間に第三線の布設を終はりしかば、目下營業線路は四十哩三十三鎖となり、他に和歌山北口以南和歌山市に達する壹哩十九鎖と紀和鐵道連絡線四十鎖との線路は目下工事中に屬し明治三十六年三月迄に竣工の豫定なりと云ふ。

第四款　高野鐵道

高野鐵道線路は大阪市南區櫻川町汐見橋停車場より起り、南行して西成郡勝間村を過ぎ堺市の東部に出で稍東南に觸れ泉北郡西百舌鳥村、中百舌鳥村及び南河內郡日置莊村、狹山村、錦郡村等を經て同郡長野村に至る延長拾七哩參拾壹鎖の線路なり。

明治廿五年の交、堺市より和歌山縣に至る鐵道敷設を計畫せしもの二あり。一は堺市より鍋谷越を經て紀州伊都郡笠田村に通ずるもの、一は堺市より紀見峠を經て同郡橋本町に達するもの是れなり。然るに兩線の起終點は殆相等しく、起業の目的亦同一なるを以つて兩者を合併するを利益とし、其の議成熟して堺橋鐵道の名稱を附し、堺市より橋本に至る鐵道敷設の出願を爲せり。之れを本鐵道創立の起因とす。而して翌廿七年六月に至りて名稱を高野鐵道と變更し同年九月七日假免狀を下附せられたり。然るに時恰日清戰爭に際會し時機甚起業に不利なるを以つて姑らく起業を延期し、翌廿八年十一月線路の豫測及び株式募集に著手し廿九年二月創業總會を開きて役員を互撰し、同年四月三十日本免狀を下附せられ是に始めて高野鐵道株式會社の創立を見るに至れり。創立後は專心工事の進行に力を盡し、三十一年一月廿六日堺東狹山間運輸の營業を開始し、次いで同年三月狹山長野間營業を開始せり。而して其の以南橋本に至るの間には紀見峠の難關あり同所は延長約七十鎖の隧道を穿鑿

する設計にして本線工事中に在りて最大の部分なるを以つて專同所に資本を傾投し傍堺東より大阪市南區汐見橋に達する六哩七十一鎖間線路の延長を出願し、同三十二年七月此の許可を得て直ちに工事に着手し、同三十三年九月大阪市堺間線路の開通を見るに至れり。而して紀見峠隧道は爾來專開鑿中に在りしが之れが爲に多額の經費を要し、且、會社は經濟上甚困憊の地位に陷りたるを以つて其の目的を遂行するを得ずして中途工事を停止するの止むを得ざるに至り、現今の社況亦到底工事の完成を期し難きを以つて、明治三十五年四月、株主總會を開きて長野橋本間未成線廢止及び線路短縮の議を決し同年五月遞信大臣の許可を受け現今大阪長野間の營業を持續せり。

第五款　西成鐵道

西成鐵道は大阪市北區梅田町官設鐵道大阪停車場より起り、大阪市街北部に沿ひ西行して北區上福島町、西野田町、西九條町等を經過し同市西區川岸町安治川右岸に達する約參哩半の短線路なりとす。本線敷設の計畫せられしは明治二十六年の頃にして專地方大地主等の主唱になれり。其の敷設の目的とする所は、由來、西成郡の一半は土地平行にして其の間、神崎川中津川及び其の他の諸派川縱横に分布したるを以つて府下商況の發達に伴ひ商工業會社の起業せんとするもの競ひて水利水運に便なる同郡内を占用せんとする形勢あり、又、其の一半は大阪市街を圍擁するにより、逐次市井の膨脹は此の方面に向かひて人戸を繁殖せしめ、しかのみならず大阪築港の計畫は早晩之れが實行を見、是等諸般の影響は必交通機關の必要を促すにあるべきを以つて此の際適當の方法を講究するにあらずば將來幾多の障礙を生じ、謂はゆる噬臍尙及ばざるの悔を免れざるべしとなし、明治二十六年十月同郡上福島村江川常太郎外八名の有志發起し、資本金參拾萬圓（後、貳拾萬圓に變更す）を投じ大阪市街咽喉の地たる北區安治川口より官線大阪停車場に至る約四哩間全部複線鐵道を敷設し海陸運輸交通の聯絡を開かんことを計畫して之れが願書を提出せり。然るに當時之れと同一の目的を以つて川口鐵道敷設を出願するものあり。兩者爲に競爭の累を崩し相共に會社の成立を破壞せんとする虞あるを以つて、同二十七年一月双方協議を遂げ、其の結果、川口鐵道發起人は願意を抛棄して西成鐵道に加盟することゝなり、茲に和議成熟して同年十月西成鐵道は遞信省の許可を受け、ついで同廿八年十月創業總會を開きて假定款及び目論見書の改定を加ふると共に資本金壹百五拾萬圓に增資の件を議決し、翌廿九年二月同省の許可を得て茲に西成鐵道株式會社の設立を見るに至れり。此の時亦株主間に於いて安治川右岸より同驛構内に通ずる船渠開鑿の議生じ同年十月臨時株主總會に附議して資本金百六拾五萬圓に增資の件を可決し翌三十年二年許可を受け之れが工事に着手し、同年十二月に至りて竣工せり。而して同三十年三月大阪安治川口間線路も竣功を告げ、直ちに運輸の營業を開始せり。後、同社は西區川岸町安治川口場車場構内に倉庫を建設して倉庫貸業を營む計畫を立て、同三十三年十月臨時株主總會に於いて之れを可決し、同年十二月其の許可を得て現今鐵道運輸業の外に倉庫貸業を兼營せり。

第六款　河南鐵道

河南鐵道線路は南河内郡柏原村關西鐵道柏原停車場より起り、南に大和川を横斷し石川の西部に沿ひ道明寺、古市、喜志、富田林、錦郡等を經て同郡長野村に至り、高野鐵道長野停車場に接續する約拾哩餘の短線路なり。而して現今營業を開始せるは柏原、錦郡（瀧谷不動）間延長七哩七拾四鎖にして、其の以南長野村に至るの間は目下專工事中に屬せり。

本線鐵道の計畫せられしは明治廿四年以降に在り。抑、南河內郡の地は府下東南部に位し三方山岳を以つて圍繞すといへども山麓には三方里の原野ありて其の間二十有五ヶ村大字百數十部落を包有し多く薪炭、木材、木綿、米穀、氷豆腐等の產出あり。且、名勝古蹟の存するありと雖當時未交通の機關備はらず唯東西高野街道の二線に依る外他に之れを求むべからざるを以つて、明治廿四年の頃地方の有志者共同して馬車鐵道の敷設を計畫し、以つて郡內交通の便を圖らんとし豫測出願したる事ありしが、或事情によりて實行の運に至らずして中絕し、後、政府に於いて大阪和歌山間鐵道敷設の議生じ、線路撰擇の際に當りてこれが枝線として本線の敷設を出願したりしが、紀河兩國間紀伊見嶽の難所介在し線路地勢に適せざるを以つて遂に許可せられざりき。以來世運の進歩と共に各地鐵道布設の計畫ありと雖獨本郡內は交通の便備はらず依然人力推挽の勞に據れるを遺憾とし地方の有志者發起となり、柏原村大阪鐵道柏原停車場より東高野街道に沿ふ樞要の村落を點綴し長野村に至る約十哩間輕便鐵道（軌間二呎九吋）布設のことを計畫し、明治廿六年七月政府に出願し同廿八年十月其の許可を受け資本金參拾萬圓を以つて河陽鐵道株式會社を組織し之れが實測を終へ同廿九年二月に至りて本免狀を下附せられ、翌三十年四月之れが工事に着手せり。是れより先、同會社は柏原村起點より北方中河內郡牧岡村を經て北河內郡住道村浪速鐵道住道停車場に至る延長約九哩餘の支線を布設し以つて兩鐵道線路の連絡を通せんとせしが、當時別に同一の目的を以つて中河內鐵道と稱するものを計畫するものあり兩者競爭の運動を試みしが後者は竟に成立の運に至らずして止みき。明治卅一年三月十日柏原古市間工事竣功を告げ同月廿四日兩所間の營業を開始し、翌月古市富田林間工事落成せしを以つて同月十四日又兩所間の營業を開始せり。然るに幾干ならずして會社は經濟界の恐慌により財政上維持の困難を來たし殆破產の危殆に瀕せしを以つて、同年十月十八日同鐵道臨時株主總會を開き決議して大阪の人片岡直溫に財政整理の方法を一任し、尙、相談役として株主及び債權者中より岡橋治助外二名を擧げ整理の方法講究の結果、新たに鐵道會社を組織することに評決せり。而して其の方法は線路幅員を普通軌間（三呎六吋）に改築し、其の他の設計は河陽鐵道と同一の仕組となし、新會社設立免許を得たる曉に於いて河陽鐵道は直ちに任意解散を發表し現在負債の限度を以つて悉皆新會社に賣却する策を取るにあり。因りて同年十一月大阪市東區船越町二丁目岡橋治助外九人發起人として新たに鐵道會社設立を出願し、許可を得て同卅二年四月七日更に資本金參拾萬圓の株式を募集し、河陽鐵道株式會社は同月廿八日臨時株主總會に於いて任意解散を決行し、請算人の撰任、其の他決定の手續を經、翌五月十日を以つて解散を告げ同十二月一日其の精算を結了せり。而して河南鐵道は舊河陽鐵道の設計を襲用して工事を施行するに先だち、經費に不足を生じたるにより、同三十三年九月株主總會を開きて新たに優先株一千株（五萬圓）を發行し、前株拂込期間のなほ三ヶ年を存するを以つて該株金の費途に充てんが爲に全財產を抵當として資金參萬圓を借入れ、目下なほ工事中に屬せり。

第七款　大阪馬車鐵道

大阪馬車鐵道は東成郡天王寺村大字天王寺字長者ヶ崎より起り、假定縣道阿部野街道に沿ひ南進して同村大字阿部野を經、同郡住吉村二十號國道に至る延長三哩に足らざる短線路なり。其の發起せられしは明治廿八年十月にして、敷設の目的は南海鐵道天下茶屋と關西鐵道天王寺との兩停車場を拘聯し相互間の交通を助長せしむるにありて翌廿九年に至り軌道條例に則り之れが敷設の特許を受け、同年十二月資本金五萬圓の株式會社を組織し、尋いで三十年七月更に該線路を東成郡天王寺村大字阿部野字南阪田より分岐し、同郡住吉村に至る間の線路延長の特許を受けしが、右、南阪田より天下

柴屋に至る最初の豫定線路は其の後南海鐵道の天下茶屋より天王寺に達する延長線敷設の爲に其の必要を見ざるに至りしを以つて竟に之れを廢止し、明治三十三年九月長者ヶ崎南阪田間と同年十一月南阪田住吉村字登り塚間との工事は竣功して營業を開始するに至れり。其の他、政府の特許を得たれども未工事の竣功せざるもの三あり。其の一は東成郡住吉村字登り塚より終點に至る未成線延長約三十鎖、其の二は長者ヶ崎起點より同郡平野郷町に至る延長二哩四十八鎖にして（以上六年月日特許四月三日特許九年）、其の三は長者ヶ崎起點より東區土本町九丁目（明治十三年十月九日特許）に至る延長約六十五鎖の線路とす。

（一）官私鐵道營業收支割合表（三十三年度調査）

鐵道名	營業收入	營業費	利益	營業に付四箇月收支出百	平均營業線路一哩に付 收入	平均營業線路一哩に付 支出	平均營業線路一哩に付 利益	建設に付利益百圓
官設	一五、六四九、九〇一円	六、八〇六、二一七円	八、八四三、六八四円	四三、〇円	一九、九〇五円	八、六五七円	一一、二四八円	一〇、六円
關西	二、〇八六、六七二	九四四、〇四七	一、一四二、六二五	四五、二	一〇、七六〇	四、八六八	五、八九二	五、四
南海	六〇九、五九六	二三〇、七三二	三七八、八五七	三七、九	一五、四〇二	五、八三〇	九、五七	九、五
高野	五七、九二九	六二、六〇一	五、〇七二	一〇八、八	四、二〇五	四、五七六	一、三七一	〇、三
西成	七二、七五四	三四、三二一	一九、四三三	六三、八	一四、七二七	九、四〇三	五、三二四	一、三
河南	二五、〇七二	一六、六七七	八、三九三	六六、五	四、一三三	二、七四三	一、三八〇	三、八

注意　大阪鐵道會社は三十三年六月三日限り解散し同月四日關西鐵道と合併せり
又西成鐵道會社に關係を以つて計算す官設鐵道は本州に於て聯絡したる線路一般に渉り計算す

（二）私設鐵道車輛表（明治三十四年度末調）

會社名	停車場	機關車	客車 輛數	客車 定員	客車 一哩の平均運賃	貨車 輛數	貨車 噸數	貨車 一哩の平均運賃	機關車	線路拾哩に付 客車	線路拾哩に付 貨車
關西鐵道	六一所	七五五所	四〇四所	一五、七九四人	三九、〇人	七二九噸	四、八四九噸	六、六噸	三、九利	二〇、八利	三七、五利
河南鐵道	五	三	二三	一、〇〇八	四三、八	二三七	一、六一四	七、一	—	—	—
南海鐵道	一六	二二	一四六	五、三〇八	二八、七	一三〇	七六七	五、九	五、五	三六、五	三二、五
高野鐵道	九	五	五〇	二、一三〇	二四、六	三四	三三三	六、九	二、九	二九、四	二〇、〇
河南鐵道	六	三	一四	五三六	四四、七	二五	一五〇	六、〇	—	—	—
大阪馬車鐵道	四	一五馬	七	一九六	二八	—	—	—	—	—	—

備考　本表停車場數は兩社共有のものと雖別々に加算せり
西成鐵道に於ける車輛數例令に多きは他會社貸與中のものを除かざるによる

（三）管內鐵道停車場所在地名及哩表

鐵道名稱	停車場	所在地名	哩各驛間數	哩累計數
官設鐵道	高槻	起點大阪府摂津嶋本神崎川	哩	哩
	大阪	大阪市北區梅田町	三五、五	三、五五
	吹田	三島郡吹田村	四、六四	八、三九
	茨木	同郡茨木町大字下中條	四、三一	一二、七〇
	桜井	同郡高槻大町字上川部	四、〇五	一六、七五
		自高槻停車場、至大阪停車場、三島郡島本村大字山崎字内淀界	四、五五	二一、五〇
關西鐵道	淡路	大阪市南區難波四手町	—	—
	今宮	同市南區木津勘助町	七六	七六
	天王寺	同市南區阿部野筋	一、二九	二、五五
	平野	東成郡平野郷町（大字平野泥堂）	二、三四	四、五九

鐵道名稱	停車場	所在地名	哩各驛間數	哩累計數
鐵道	柏原	中河內郡龍華村大字安中	二、五六	七、三五
	天王寺	自南河內郡柏原村大字柏原	二、五三	一〇、〇八
	桃山	自點中柏河內停車場、至大阪停車場、堅上村大字峠所管內終	四、二六	一四、三四
	京橋	大阪市南區天王寺堂ヶ芝町	—	—
	玉造	同市東區鶴門町	一、三〇	一、三〇
	櫻宮	同市北區新喜多町	一、〇〇	二、三〇
	之宮	同市北區中野町	一、五二	四、〇二
	滿原	同市北區天滿橋筋東一丁目	一、一〇	五、一二
		同市北區梅田町	三五	五、四七
		自京橋玉造間、至大阪鐵道分岐	一、〇〇	六、四七
			三〇	六、七七

鐵道名稱	停車場	所在地名	各驛間哩數	累計哩數
關西鐵道	櫻之宮	大阪市北區中野町	哩 鎖	哩 鎖
	網島	同 市北區東野田町	五七	五七
	放出	東成郡（鯰江村大字新喜多新田 榎本村大字放出）	二、四一	三、一八
	德庵	中河內郡楠根村大字稻田	一、一三	四、三一
	住道	同 郡六鄕村大字川中	二、五〇	七、〇一
	△野崎	北河內郡四條村大字野崎	一、二九	八、三〇
	四條畷	同 郡四條村大字北條	一、六八	九、一八
	星田	同 郡星田村大字星田	三、〇三	一二、一二
	津田	同 郡津田村大字津田	三、二三	一五、四四
	長尾	同 郡菅原村大字長尾	一、七七	一七、四一
		自長尾停車場至大阪府管內終點	四四	一八、〇五
		城河國界		
	*放出	鯰江村大字新喜多新田 東成郡 榎本村大字放出		
	*片町	大阪市北區新喜多町	二、一五	二、一五
高野鐵道	汐見橋	大阪市南區櫻川町	—	—
	木津川	西成郡津守村	一、〇一	一、〇一
	勝間	同 郡勝間村	一、七九	三、〇〇
	住吉東	東成郡住吉村	一、一〇	四、一〇
	△我孫子	同 郡墨江村大字澤ノ口	三三	四、四三
	堺東	泉北郡向井村大字中筋	二、二八	六、七一
	△百舌鳥	同 郡中百舌鳥村大字金口	一、三九	八、三〇
	西村	南河內郡日置荘村大字西	一、七七	一〇、二七
	狭山	同 郡狭山村大字池尻	二、一八	一二、四五
	泥谷	同 郡錦郡村大字錦郡新田	二、五九	一五、二四
南海鐵道	難波	大阪市南區難波新地六番町	—	—
	復 天下茶屋	西成郡今宮村	二、〇〇	二、〇〇
	住吉	同 郡粉濱村	一、四〇	三、四〇
	綿 大和川	堺市七道	一、四〇	五、〇〇
	堺	同市吾妻橋通一丁	一、一七	六、一七
	濱寺	泉北郡濱村	七四	七、一一
	△葛葉	同 郡濱寺村大字下	二、一九	九、三〇
	大津	同 郡葛石村大字高石南	一、四八	一〇、七八
	岸和田	同 郡大津村大字下條大津	一、七二	一二、七〇
	貝塚	泉南郡岸和田村、沼野村大字沼	三、三四	一六、二四
	佐野	同 郡麻生鄕村大字海塚	一、五〇	一七、七四
	櫛井	同 郡佐野村大字佐野	三、三二	二一、二六
	尾崎	同 郡櫛井村	四、〇八	二五、三四
	箱作	同 郡尾崎村	一、四三	二六、七七
	深日	同 郡下莊東大字箱作	二、一五	二九、一二
		自深日停車場、至大阪府管內終點紀泉國界	四、〇〇	三三、一二
	天下茶屋	西成郡今宮村	二、五〇	三五、六二
	天王寺	大阪市南區阿部野筋	一、三七	一、三七
西成鐵道	復 大阪	大阪市北區梅田町	—	—
	福島	同 市北區上福島中二丁目	四二	四二
	野田	同 市北區西野田吉野東ノ町	七六	一、三八

鐵道名稱	停車場	所在地名	各驛間哩數	累計哩數
長野	長野	南河內郡長野村大字長野	哩 鎖 二、〇七	哩 鎖 一七、三一
鐵道線	四九條	同 市西區四九條下之町	五二	二、〇九
	安治川口	同 市西區川岸町	一、四二	三、五二
南河鐵道	柏原	南河內郡柏原村	—	—
	道明寺	同 郡道明寺村大字道明寺	一、三〇	一、三〇
	古市	同 郡古市村大字古市	一、二五	二、五五
喜志鐵道	喜志	南河內郡喜志村	二、〇一	二、〇一
	富田林	同 郡富田林町大字無人谷	一、三〇	一、三〇
	滝谷不動	同 郡錦郡村大字錦郡	一、六八	七、七四
	延長總哩			三九、四七

備考 △印ある停車場は平時不停車驛にして
＊印ある停車場は平時貨物のみを取扱ふ

第二節 船舶。

抑、航海の業は維新以前に在りては幾多の羈絆のあるありて庶人は素より各藩といへども縱に路を擴張するを得ず、殊に海外に航する和船に對しては幕府古來の慣行ありて船主を限り免許を與へたるもの御朱印船と稱へ僅に拾數名あるに過ぎざりき。是を以つて四圍環海の邦土も海事猶いまだ十分の發達を見る能はざりしが、幕府の末路に及びて初めて西洋形船舶の本邦に到りしより、世人は其の運用の妙を知得すと共に之れを賞揚し、幕府亦內外の形勢に鑑みて洋船の利あるを認め、祖家傳來の禁令を廢して大いに艦船の製造を勸誘するのみならず、更に一歩を進めて外國渡航の禁を解き、且一般航海の保護令をさへ發するに至りき。爾來各藩は競ひて艦船の購入に忙はしく隨ひて數年ならずして汽船漸增加し、海運茲に著しく進歩の徴を現はし來たれり。然りといへども諸藩が調製したる艦船は專國防の要に供するを目的として未交通の具に使用する能はざりしが、維新國政の更革ありて各藩また兵船の設備を要せざるに至りしより初めて物品運漕の具に供し各國藩地より大阪及び東京間に運航するもの次第にその數を增し、西洋形汽船茲に數十隻の多きに上れり。當時、大阪港を目的

として出入せし洋船の重なるものを擧ぐれば薩摩の春日丸、豐瑞丸、三郷丸、向陽丸、威通丸、寧靜丸、萬里丸、肥後の龍驤丸、鴻鳥丸、肥前の日進丸、姙婦丸、眉山丸、温泉丸、（俱、眉山丸、温泉丸は島原藩所有）筑前の凌風丸、環永丸、大鵬丸、筑後の青龍丸（俱、久留米藩所有）土佐の夕顔丸、千歳丸、紅葉賀丸、加賀の猶龍丸、「セッグワイ」丸、紀伊の明光丸、有功丸、伊勢の大阪丸、岡山の鐘山丸、阿波の戊辰丸、德島丸、長府の萬壽丸、長崎の第一第二丙戌丸、「ヲテント」丸小倉の大有丸、高鍋の千秋丸、佐賀の秋芳丸、福山の快鷹丸、鳥羽の飛燕丸等にして、概藩有の產物及び貢米等を輸漕し、兼ねて民間の需に應じ商品又は旅人の便乘を許しゝことありしも、藩權なほ旺にして牙籌を度外に措く謂はゆる武士氣質を有する船員は猥に威權を弄し餘積の有無、運賃の多寡に拘はらず容易に商賈の需めに應せず、叩頭哀願の後幾に其の便載を許すの有樣なりき。事情斯の如くなるを以つて乘船人を目して便乞人と稱し、待遇の甚冷酷なるは勿論、隨分不廉の運賃を徵收して發着の遲緩極まりなく故なくして一港數日間碇泊を爲すが如きは敢て珍しとせず其の利便の點に於いても舊來の日本形帆船に優ること僅に一歩、故に一方商人に在りても其の思想の幼稚なりしこと實に驚くべきものあり。彼等の頑迷無智なる貨物を汽船に托せば米は忽にして焦げ砂糖は輙溶解の不利ありとして其の積載を欲せず、後、肥後米の多數の汽船より陸上せらるゝを見て漸その異狀なきを認めしが如き、亦以つて當時海事思想の如何に幼稚なりしかを窺知するを得べし。然りといへども亦一に商人をのみ笑ふべからざるものあり。當時船體の不完全にして船員の不熟練なる、暗礁接觸、汽鑵の破裂、破船覆沒、航中の火災、其の他曰はく何曰はく何、數へ來たれば大小の難事殆限あらず。而して毎に無數の荷物と幾多の人命とを失ひ、世人をして寒心せしめし事幾干なるを知らず。商人の恐怖せし亦其の故なきにあらざるなり。

明治二年の春、米國商館「ワッチ」の所有船往返丸及び外人某の所有船「千里馬」は相共に大阪神戸間の運轉を始め、自己商館の物貨を運搬する傍、商業的行爲を以つて一般交通の旅客を搭載し、往返丸は安治川を迴行して舊安治川橋下流に碇繫せり。是れ大阪に於ける純然たる商船開始の濫觴にして、又、汽船が安治川に進航せし嚆矢なりとす。ついて當時居留地に寓居せし「ヲールド」商社は（菱屋卯兵衛の取扱にて）汽船通商丸を以つて大阪横濱間の航海を開き、專業の商船として乘船切符を發賣して盛に運送の業を營み又、一方政府にては各藩所用の汽船を拂ひ下げて民間の事業に委ぬる等、航運の發展大いに見るべきものあり。（因に記す、當時、兵庫辨天濱に一の造船所を起し、英國人「ストロン」が監督の下に汽船「巳巳鳩」を製造し、續いて無事丸、神戸丸（後、白水丸と改む）を造れり。是れ阪神間に於ける造船業の嚆矢なり。）斯の如くにして西洋形船舶は逐次に其の數を增加し、明治三年に至りては德島丸及び照天丸の二隻新たに攝津阿波間を航行し、阪神間には巳巳鳩（後、淩波と改稱す）快鷹丸（福山藩船）通計丸、金札丸等の諸船前後して航業を開始し、早く已に競爭の傾向を來たし、神速丸、勢應丸、鷲丸等亦相尋いで現はれき。此の時に當りて大阪中之島に通商司と稱するもの起り、商業擴振の機關たると共に海陸輸漕の業を開き、新たに横濱、大阪間の航路を開きて東京の回漕會社汽船廻漕丸及び前記の通商丸等を取扱ひ、各藩船を勸誘して普く荷客を搭乘せしめ、身づから之れが周旋をなし以つて相互の利益を計る等、比較的機敏に活動せしを以つて忽官民間の信用を博し、同業者間また大いに勢力を有するに至れり。而して當時は船體荷物等總べて通商司の徽章（赤丸に通の字を白く染出し左右に黑線を引くもの）あるものは船改所も容易に通過し得べき便ありしを以つて、藩船より同司に交渉して荷客の搭載を希望するもの多く汽船明光丸、有功丸、大阪丸、猶龍丸等の如きは茲に舊態を一變して新たに同司の取扱に屬し、大阪横濱間の航海に從事せり。是れより先米國太平洋汽船會社は桑港より横濱を經て神戸長崎に至る航路を開き、精鋭の汽船を繰縱して頻に我が航業を覬覦するものゝ如く、隨ひて各所に於ひて該船に奪はるゝ荷客の數も亦決して僅少にあらざり

き。越ねて同四年の海運は更に一歩を進め、汽船回運丸は新たに大阪紀州間の航路を開き、運貨丸、無事丸、白水丸等の汽船亦阪神間に起り、已已鳩は岡山藩に轉籍し凌波丸と改稱して岡山阪神間月三回の航海を開き、快鷹丸は多度津、福山間に延航して一ヶ月二回の運轉を開始し、尋いで無事丸も亦阪神間より岡山に延航せり。然れども當時俚謠に「船は無事丸機械は凌波云々」と稱せられし最大汽船の無事丸も夜半岡山港を出帆して翌夕漸大阪に達し此間殆二十有餘時間を要し又比較的快速を以つて鳴りし凌波丸も岡山より大阪に達するに約十六、七時間を要したるが如き、以つて如何に當時内海航行の汽船が其の程度の遲かりしかを想見するに足るべし。

此の時政府に所屬せし汽船浪花丸は大阪を起點とし西部長崎に至る航路を開き運賃五兩二分を徴し、又、温泉丸、豐瑞丸、(島原藩)(廣瀬)の二隻は同じく大阪を起點として大阪横濱間を航し、運賃八兩二分を以つて普く旅客を吸收せしかば、從前九兩二分を徴收し來たりし通商司汽船は爲に大影響を蒙り、同司も之れと同一の運賃に低減せり。然れどもいまだ此の以上の競爭はあらざりき。此の時、横濱、伊勢間の航業に從事せる回漕會社(一名爲替會社)は紀伊の岩橋萬藏等と合議し、新たに回漕取扱所を設け回漕丸、千里丸、万里丸、有功丸、明光丸の諸船を以つて大阪横濱間の定期航海を開けり。是れ我が航運事業の一大進歩にして實に定期汽船の濫觴なりとす。當時また土佐に九十九商會及び三ッ川商會あり、紅葉賀丸夕顔丸、鶴丸、快順丸等の汽船を以つて大阪高知間を航海し、更に進みて航路を東京に延長せしが業務微々として振はざりき。此の時に當りて外國汽船の跋扈甚しく、我が航業界の主宰たる回漕取扱所と雖なほ遜色あり、朝野齊しく憂慮しつゝも其の年を送り、翌明治五年廢藩令の發布せられてより各藩の所有權は悉政府に引揚げらるゝと同時に各藩船も同樣の運命となりしかば、政府は之れを機會として回漕取扱所に命令を下して大いに同所を擴張せしめ、各藩より收容せし船舶は悉これを民間に拂

下げて茲に日本政府郵便蒸汽船會社の成立を見、大阪横濱間の外、航路を東西に延長して一時社業大いに振張せり。之れより先、同社がいまだ回漕取扱所たりしとき新たに大阪安治川に支店を設けしかば、大阪通商司の業務は漸閑散に赴き、後幾干もなくして遂に之れを解散するに至れり。然れども是れ恰、一商店の廢業せしに過ぎずして、大阪に於ける海運は日に月に伸長して益々隆盛を加へ、殊に阪神間の貨客の年と共に增加するに伴ひて此の間の汽船も亦頓に多數となり、方圓丸、起生丸、第二無事丸等新たに運轉を開きて供給少しく過度に失し、其の結果は前年來機を闘ひつゝありし阪神間の船舶は茲に激烈なる競爭を生じ、從來、白銀壹分なりし運賃は忽にして天保錢二枚となり、其の極終に無賃にて乘船せしむるが如き突飛の行動を爲すに至れり。此の時高松藩は金毘羅丸を製造して讃岐大阪間の航海に充て、凌波丸は岡山阪神間の航海を月六回に增加し更に高松多度津を經て鞆津尾之道に航路を延長し、第一無事丸は更に一歩を進めて今治、廣島に到り、白水丸は今治、三津濱及び上之關、三田尻、下之關に延航し、其の他新たに航海を開きし「ヘルヘン」「ヲテント」は大阪下之關間に、眉山丸、萬藏丸、此花丸、青龍丸は大阪、長崎、百貫石間に運轉し、又、日本郵便蒸汽船會社所屬赤龍丸は初めて沖繩迄航路を延長せり。然れども此の間大阪、神戸間の官設鐵道は工事次第に進み、旅客貨物の運輸を開始するに及びて多數の汽船は忽大打擊を破り左しも熾なりし競爭も茲に至りて消滅し、順次他方に去りて阪神間の航運は殆廢絶の姿となれり。(因に云ふ、乘客の多數は固より鐵道に收容せられたれども、神阪間接續荷物の大部は依然海路によりき。然れども此の解舟的回漕は各船主の欲せざる處なりしを以つて之れを從來の和船に放任せし結果、後年貨物の增加するに伴ひて今の曳船事業を產出するに至りしものならんか。)而してもと外敵に對して設立せられし日本郵便蒸汽船會社は最多數の汽船を所有せしが、而も是れ皆舊藩引上げの老朽船にして實用に適するもの甚稀なるを以つて、政府より諸船の修

繕費として年金六十萬圓の下附ありきといへども、會社の內部は種々困難なる事情を惹起して業務は比較的振はず、且、其の後政府會計法の變更に伴ひて保護金下附の制は廢せられ遂に解散の不幸に陷りて大阪、横濱間の航業は一時衰頽の形を現せり。然りと雖この動機は反りて瀨戸內海の航業を膨張せしめ、金星丸は播州に淡路丸は淡路益丸は日向に、酒田丸、金毘羅丸、白水丸は豐後及び南伊豫に各その新航路を開き、其の他、德島に和歌山に中國及び九州西岸に延航せらるゝもの尠からず、隨ひて大阪港を中心として南日本の要港は普く西洋形船舶を以つて充たされ近海航業上第一期に於ける一大革新を見るに至れり。

ついで明治七年征臺の役起り、亂治まるや日本郵便蒸汽船會社は化して三菱會社となり、政府より多數船舶の貸下を得て勢力頓に增大し、天保山沖の碇泊を不便として專神戸に寄港し、解舟を以つて大阪港に接續せり。此の時に際し米國太平洋汽船會社の航路侵略あり、是に三菱會社と競爭を生じて三菱會社は最後に彼を買收するの結果を見たれども、其の間の久しき挑戰は實に同社をして大難境に陷らしめしのみならず、內海小形船主の苦痛を與へしこと亦同一にして、彼等はいまだ十分なる經驗を有せずして損失を來たす事屢なるに不熟練なる海員は度々船體を破り荷客を傷ひ、失敗と危難と增加して自然に世人の信用を損し、彼此の事情相綜合して一大頓挫を來たし、數年間漸次に增進せし關西の航業は稍衰退の傾向を現せり。然るに同十年西南の役起るや、軍隊の輸送輜重物の搭載等遽に汽船の需用增加し久しく菱靡振はざりし航海業は一時に膨隆して三菱は更に大船十餘隻を購入し御用船として盛に東京、九州間をのみ運轉せしを以つて瀨戸內海の各港に於いては貨客輻湊すれども、之れに應ずる汽船なく、需用供給の不平均は忽運賃の暴騰となり數倍の高額を徵すれども猶寄托者夥多にして各社の船舶に搭載し（當時、荷客搭載の制限なきを以つて往々溢積の弊ありき）能はざるの好況を呈せり其の他、九州四國の沿岸に來往する大小數十の船舶は何れも非常の盛況を呈し、意外の利益を收得したりしかば俄然航海業は世人に大利益を與るの觀念を起さしめ汽船の新購入は續々行はれて航海業一時に勃興し、大阪附近を目的として新たに結社せられし汽船會社は岡山に階行社、廣島に廣凌社、丸龜に玉藻社、紀州に明光社、共立社、德島に船場會社、太陽社及び淡路に淡路汽船會社等其の他個人として航業に從事するもの枚擧に遑あらず、增加せし船舶は實に百十餘隻の多きに上れり。此の時、三菱會社は外國彼阿會社との激烈なる競爭に打勝ち、又、招商局汽船の侵入をも擊退して清國上海、香港へ延航し、破竹の如き勢を以つて東洋の航業權を全く獨占するに至れり。是れ實に航海業上著しき進歩にして我が國汽船が外國航路を開きたる嚆矢と爲す。

然れども反對の運命は又早く十二年の下季に於いて顯はれ來たり、已に社會の形勢非なるに及びては過多なりし內海小船の多數は忽これが影響を受け、荷客閑散ならんとするに加へて漸競爭を萌し、遂に新航路を漁らざるを得ざるに至れり。是に於いて鶴崎丸は卒先して石州、伯州の航路を開き、浦安丸、光運丸、凌風丸、又之れに亞ぎ、平安丸は沖繩諸嶋に、電信丸、鎭西丸は朝鮮釜山に何れも航海を開始せり。其の他、東北海に回航を試みしものを遠航海とし、近航海にては九州四國等の沿岸に新たに寄港地を開きしもの夥しく、一時好況を呈せしといへども有限の荷客は到底過多の船舶をして滿足せしむる能はず、殊に一般商況の沈滯に伴ひて需用供給の權衡は日に離隔し、各船の競爭益々激甚に趨りて弊害百出、危險接踵し、瀨戸內海の航業は殆亂麻の如く復收拾すべからざるに至れり。是を以つて政府は海上衝突豫防規則及び海員免狀規則等を制定して危害を防ぎ、各府縣も亦嚴重なる汽船業取締規則を發布して餘すなからしめき。而して此の時に當り愛媛縣、廣嶋縣に於いて船主、船員等の該法を犯し捕へられて、後遂に許されしが如き騷擾ありしを以つて、多數の同業者は頻に同盟團結を希望すれ

ども、いまだ良法を案出せしものなく、旦に結べは夕に破れて殆彼岸の期に達する能はざりき。（船主盟の同要は別に關西汽船同盟の沿革に詳かなり）斯の如くにして同十五年に移りしが各汽船主の悲境に沈淪するもの益々甚しきを以つて大阪の有志廣瀬宰平、河原信可、中原昌發、乗松房次郎、伊庭貞剛等の諸人はこれが救濟の方法を講じ、各地の船主と會同して協議を凝らし、終に大阪港出入の汽船を網羅して一大會社を組織するに決し、各船の評價を下だし之れを株券に代へ別に通貨株を募集して船舶の改良を圖るべき方針を立て、同十六年一月營船局へ評定官の派遣を出願し、局員出張し實地檢査に着手すること三旬餘なりしに、偶、船主中に前約を破りて反抗の態度を取るものありしかば、一時、航業界はまた紊れて派遣官中止の請願を爲すの止むを得ざるに至りしが後また數月にして漸調定し、二たび檢査を享けて逐次各船の評價を終り、茲に全く合同結社の準備整頓せり。是れ即大阪商船會社の成立にして實に明治十七年五月一日なりとす。

斯の如くにして秩序全く整頓し、各航路ともに定期の航海をなして大いに社會の信用を博せしといへども、幾干もなく京都の中村新次郎は朝日丸、金龍丸、三光丸、第二三光丸、日吉丸、淀川丸（淀川丸は當年造船中なりき）を以つて、播摩の岩崎英之助は赤穂丸外三隻を以つて何れも之れに反對し、開業早々にして已に九州及び播州近海に於いて競爭すること數ヶ月に亘りしが、同十八年二月に至り兩者とも船舶買收の協議成立せしを以つて、會社は更に十隻の汽船を增加し茲に初めて關西沿岸獨立飛躍の活動を試むるを得るに至れり。然れども顧みて前後收容したる百拾餘隻の船體實質奈何を檢すれば、構造の粗惡、且、規模の狹少なる、其の他或ひは老朽なるあり或ひは劇烈なる競爭の爲に甚しく破損したるあり、恰、前年郵便蒸汽船會社の創業當時と同一の觀を呈し、其の大半は將來に望なきを以つて更に船舶大改良の方針を定め、其の第一着手として安治川丸、港川丸、吉野川丸の鋼鐵船三隻を小野濱、兵庫の二造船所に於いて製造に着手せり。

然れども幾干もなくしてまた周防德山に共榮社、伊豫宇和島に宇和島運輸會社起り、第一宇和島丸、第二德島丸等を以つて中國四國を航海し、共に商船會社に對抗せり。而して同社は遽に中村、岩崎を買收し、また幾干ならざるに今また此等に對峙せざるべからず、しかのみならず競爭數月中前兩社の汽船第二德山丸、電信丸及び運輸丸等竣成して之れに加はり、愈々競爭の度を高めきといへども彼此の勢力はおのづから懸隔あり、隨ひて甚しき弊害を釀生せずして相方圓滿の調定を見るに至りき。此の時に際して大阪商船學校新たに成立し、尋いて船舶司檢所、海員試驗所等の開設ありて間接直接に海運保護の準備整頓し來たり、民間の海事思想も亦大いに發達して各船舶の改修と共に海上の危險漸次に減少するの傾向あり、又、當時、石炭の供給其の他の結果により頓に西洋形帆船の數を增し、且、神阪間物貨輸漕の頻繁なるに伴ひて茲に曳船業起り、盛に大阪灣を往復するに至りしかば大阪附近の海運は近時著しく進歩を來たせり。

是れより先、東京に於ける三菱會社の跋扈は漸世人の非難を享け、其の結果終に共同運輸會社と稱する强敵横濱に顯はれ、忽然、兩社の大競爭を生じ其の餘波延いて關西汽船に及ぼし、其の間接に損失を被りしこと實に尠少ならずとす、後、和議成りて兩社合同し日本郵船會社と稱するに及び、瀨戸海各汽船業者は關係港間の運賃を協定して互に利する所ありき。然るに明治二十年高田、福永の共有新造船正義丸は此の間に回航して反對の態度を取りしかば、協定また自然に破れて茲に二たび競爭を生じ、阪麗間砂糖運賃を一個三錢五厘まで低減するに至りしが、暫時にして平和に復することを得たりき。然れども一方瀨戸内海の反抗船は愈々增加して東西に瀰蔓せんとするの傾向あり、即、共榮社は山陽丸、防長丸を以つて、大阪共同組は第二電信丸、新運輸丸を以つて宇和島運輸會社は第二第三宇和島丸

を以つて何れも此の間に回航を試み、其の他大川運輸會社の大川丸、及び外一二船主の九州西沿岸に回航する等形勢甚穩ならずして歩一歩競爭は廣、且、大ならんとする狀を示せり。

此の競爭時代は大阪商船會社大困難の時代にして、外には近年續いて起る洪水惡疫は一般に少なからざる荷客を減少せしめしのみならず、又反對汽船は頻に蜂起して同社の航路を侵略し、内には新造船中津川丸、紀ノ川丸、木津川丸、宇治川丸等の落成あれどもいまだ以つて船舶改良の實功を奏するを得ず、舊式粗惡の船舶は漸次に賣却すれども、猶殘部多數の船體に巨額の修繕費を要し、財政、漸、非にして株券は日に下落し、内憂外患交々臻りて殆支ふべからざるの悲運に陷れり。是に於いて一時借入金を以つて船舶の大改良に着手し、かつ、助成金の外更に郵便運送料の下附を請願する等、苦心慘澹能く社内の整理に力を致しゝを以つて、次第に社業を恢復して著々船舶改善の效果を顯すを得き。即、白川丸、加茂川丸、隅田川丸、球磨川丸、筑後川丸、木曾川丸、多摩川丸、富士川丸、信濃川丸、猪名川丸、錦川丸、佐波川丸、等の大船前後相踵いで竣工を告げ、以つて關西の海上に雄飛し南は沖繩に定期航海を開き、北は朝鮮、釜山、仁川港にまで延航を試むるに至れり。

大阪商船會社の情狀已に斯の如くなりき。之れに對する各社も亦概苦境に坐するものなれども、深く曩年に鑑みて耐久の戰畧を取りしに、偶々諸國の豐作は延いて伊勢の御蔭年、京都本願寺の大法會及び第三回博覽會開設等となり、是れが荷客の輻輳は一の動機となりて更に各社に擴伸の機を與へ、共同組は第三電信丸、共同運輸丸、第二崇敬丸の五隻を宇和島運輸會社は第四宇和島丸を共榮社は金城丸を阿波共同運輸會社は蜂須賀丸を伊豫航船會社は第一、第二肱川丸を土佐郵船會社は土州丸、高知丸、江州丸の三隻を以つて何れも營業を擴張し、其の他個人船舶の增加せしもの凡十有餘隻、此の内、一二聯合の態度を取るものありといへども謂はゆる朝參暮四また頼むに足るものなく、何れも個々各方面に分裂して互に相間隙し、其の區域甚汎くして關西の航業界二たび割據の狀を呈し、形勢益々不穩の徴あるにより、茲に大阪商船會社は卒先して救濟の策を講じ、他の同志者と共に東奔西走至らざるなく、漸、關西船主の會同を開きて各船に對する運賃合併計算法を立て、其の收入金の均一を實行する決議をなし、爰に初めて關西同盟汽船合併計算組合本部の成立を見るに至れり。之れ實に明治二十三年八月十日にして左しも幾多の蹉跌を經たる關西汽船の海波從來平靜に歸し該共同の公益は全く此の小トラストの力に依つて保全せらるゝに至りしなり。

斯の如くして大阪港出入汽船の全部を網羅して關西同盟汽船合併計算組本部は成立せり。各船主また同盟契約書の趣旨によりてよく共同一致斯業の隆盛を期せり。爾來、大阪港に來たるものは必加盟し去るものは脱盟す。而して時に或ひは小紛爭なきにあらざりきといへども大勢は已に區々の分裂を許さず、各自相携へて船舶の改良、航路の擴張を圖り。大阪商船會社は釜山、仁川港に定期航海を開き進みて北海道日本海沿岸に開航せんとせり。此の時に際し新たに增加せし船舶を擧ぐれば商船會社の武庫川丸、太田川丸、宮川丸、龍田川丸、綠川丸、大野川丸、勝浦川丸、紀伊川丸、那賀川丸、加古川丸、吉井川丸、最上川丸、明石丸、共同組の新崇敬丸、新電信丸、伊豫汽船會社の第三第四肱川丸、共榮社の關西丸、共榮丸等にして、其の他、新に起業せし太湖汽船會社は第一、第二太湖丸を以つて、宇摩汽船會社は白龍丸を以つて共に新たに加盟を申込み、尚、個人として加盟せしもの數隻あり。

明治二十七年は實に關西航業界の一生面を開きし期にして、我が國清國と釁を開きてより關西航業界の昏睡は攪醒せられ、殊に師團所在地たる大阪廣嶋の兩市は海陸交通の衝に當り、瀬戸内海は艨艟舳艫相銜みて碇繫し、運送船の繁忙筆紙の盡す處にあらず。此の時、關西汽船の船舶にして一時御用船となりしもの二十六隻にして、左なきだに不足の運船は愈々欠乏を告げ、時、恰、冬期に向かひしを以つ

て幸に乘客の交通は稀なりしが、荷物は始終堆積して埠頭山を爲すの已むを得ざるに至れり。

平壤黃海の大捷以來、一般の人氣大好況を加へ、廿八年第四回內國勸業博覽會の京都に開かるゝに及びては運送の荷客頓に輻湊し古來未曾有の盛況を呈せり。此の時に於いて各船主の新造船又は臨時借入充用の船舶も少からず、同盟船主は擧つて能ふ限りの回航度數を增加し、日夜兼航以つて荷客の轉漕に力めしが、到底其の需用に滿たすを得ず、各地多數の積殘を生せしは遺憾なりき。其の後、馬關定約成り日淸の平和克復するに及びては戰後經濟界の膨脹となり、百般の商工業の膨脹したると共に航運事業も亦大いに伸長し、明治十年に於ける西南役當時の如き狀況を再顯せり。此の時に方りて關西汽船會社と稱するもの大阪に起り、汽船太平丸、出水丸、萩ノ浦丸、伊奘諾丸、永霍丸、運輸丸等を以つて關西同盟汽船に反對し、廿九年の春大いに瀨戸內海に競爭を試みしが、寡は素より衆に敵すべくもあらず數月ならずして遂に關西汽船會社は解散を告げ、復此の圈內を覬覦するものなきに至れり。而して戰時の必用と戰後商工業の膨脹とは甚しく船舶の需用を增加し航路の擴張を促しゝを以つて、役後三年間に於ける我が大阪港の海運は實に長足の進步を爲せり、今、左に試に其の概要を擧げん。

大阪商船會社。資本金を貳百五十萬圓に增資して新たに舞子丸、二見丸、福岡丸、須磨丸、舞鶴丸、江之島丸、永康丸、釜山丸を或ひは購入し或ひは拂下げを享け、基隆丸、淡水丸、安平丸、打狗丸、臺南丸、宮島丸、大井川丸、天龍川丸、利根川丸、保津川丸、千草川丸等を新造して更に航路を臺南及び南淸に開き、瀨戸海に在りては阪神門司間の直航路を設くる等、斯業の發達に畫策する處尠なからざりき。

共同組。大有丸、旭川丸を購入し、第三崇敬丸第一、第二、第三敬神丸を新造して北海道に航路を開けり。

共榮社。日本商船會社と改稱せしが、後、土佐郵船會社と合同して帝國商船會社と名づけ、新たに土佐丸、土州丸、玄洋丸、鯉洋丸、土洋丸、皷洋丸、白洋丸、新高知丸、金澤丸等の諸船を購入し東京及び北海に回航して大いに飛躍する所ありき。

伊豫汽船會社。第五肱川丸、伊豫丸、北辰丸等を增加し、東は東京灣より西は九州に延航せり。

其の他、阿波共同汽船會社は第二、第三、第四共同丸を增し、原田汽船會社は瀨田川丸、神武丸、神通丸、松浦丸を加へ、宇和島運輸會社は第五宇和島丸を、大湖汽船會社は金剛丸を、宇摩汽船會社は八綱丸を、大川運輸會社は金州丸、佐賀丸を、松田精一は相生丸、對馬丸を增加して孰れも航路を擴張せり。

又別に肱川汽船會社は第一、第二、第三新肱川丸を以つて、松山汽船會社は松山丸を以つて、廣島汽船會社は廣島丸を以つて、小西某は玉ノ浦丸を以つて、中村某は萬歲丸を以つて、岡崎某は壽丸を以つて、福永某は依姫丸、玉姫丸を以つて藤岡某は幸光丸、幸明丸、幸照丸等を以つて新たに關西同盟汽船に加盟せり。

是を以つて關西に於ける航業は開港以來の盛況を呈し、汽船同盟本部の船籍に居るもの實に百五十有餘の多きに至れり。而して同盟の成立以來海難又は賣却その他の理由を以つて脫盟し、大阪灣頭を去つて影を見せざるもの多々ありと雖、去るものは概舊式の老朽船に屬するを以つて敢て痛痒を感せざるのみならず、當時、一を失へば十を得る比例を以つて成功せしかば、當初百〇一隻を以つて團結せし關西同盟汽船は今や如上の多數に上り、尙、次第に增加するの形勢あり。又、帆前船も事業勃興の結果として一時は大阪に收纜し爲に四川の幅員を狹しとするに至れり。

然れども之れ亦戰後經濟界の膨脹に伴ふ一時の現象に過ぎずして、早くも同三十年下半期に在りては金融緊縮、商工業不振の結果、航業また閑散の徵を現はし來たり、次第に低下して逆運底止する所を知らず、同三十一年度に至りては遂に其の極度に達し、同三十二年下半期に於いて卒然北淸事變の起るありて幾分この逆勢を免かれしが、三十四年度に至りて更に沈靜を告げ、近時、日英同盟歡呼の聲の